



三重県公報

平成26年5月13日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
監査委員公表			
3	監査結果に対する措置の公表	(監査委員)	1
4	同件	(同)	272

監査委員公表

監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成25年4月11日から同年10月11日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成26年3月までに講じた措置が知事、委員会等から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成26年5月13日

三重県監査委員	福井信行
三重県監査委員	津田健児
三重県監査委員	辻三千宣
三重県監査委員	田中正孝

監査の結果に基づいて講じた措置

部局名 防災対策部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地域防災計画の見直し等による防災・減災対策の推進)</p> <p>(1) 三重県では、東日本大震災や紀伊半島大水害等大規模な災害発生を受け、「三重県地域防災計画」及び「三重県石油コンビナート等防災計画」の抜本的な見直しや、見直し後の地域防災計画(地震・津波対策編)を推進するための行動計画に位置づけられる「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定について検討、順次着手しているところである。また、地域防災計画(風水害等対策編)については、近年、全国的に、局地的大雨や竜巻などの異常気象による災害が頻発している状況も踏まえた見直しに向け準備を進めているところである。</p> <p>各計画の見直しや策定にあたっては、これまでの大災害や、緊急かつ集中的に取り組むべき対策として実施された「三重県緊急地震対策行動計画」で明らかとなった課題及び問題点を踏まえ、国の方針及び調査結果、並びに「防災・減災対策検討会議」での審議内容及び関係機関等の意見などを参考に、それぞれの計画の整合性も図りながら、より実効性のある防災・減災対策となるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(消防・保安課、防災企画・地域支援課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 東日本大震災で得た知見や教訓を踏まえた防災対策基本法の改正や国の防災基本計画の修正、県防災会議の専門部会「防災・減災対策検討会議」等から出された意見及び地震被害想定調査結果等を踏まえながら、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」を抜本的に見直すとともに、「三重県緊急地震対策行動計画」における成果と課題を引き継ぎ、本県の防災・減災にかかる総合的な計画となる「三重県新地震・津波対策行動計画」を策定し、これらを3月に公表しました。</p> <p>また、平成26年度に実施予定の「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」の見直し及び「三重県風水害等対策行動計画(仮称)」の策定にかかる基礎資料とするための、基礎調査を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(防災企画・地域支援課)</p> <p>(2) 東日本大震災や南海トラフ巨大地震の被害想定公表を受け、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しにかかる基礎資料とするため石油コンビナートの災害想定を行う防災アセスメントを実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(消防・保安課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」の修正及び「三重県新地震・津波対策行動計画」の策定により、本県の地震・津波対策にかかる災害対応力の向上や防災・減災対策の進展が見込まれるとともに、これら計画と被害想定調査結果を示したことで、市町や防災関係機関における防災計画の検証と見直しが進むことが期待できます。</p> <p style="text-align: right;">(防災企画・地域支援課)</p> <p>(2) 石油コンビナート防災アセスメントの実施により、地震・津波発生時等に、コンビナート施設で起こりうる漏えい、火災、爆発等の災害の発生頻度、周辺への影響度等を評価したことを踏まえ、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しについて検討を始めます。</p> <p style="text-align: right;">(消防・保安課)</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 「三重県新地震・津波対策行動計画」の着実な推進に取り組みます。</p> <p>また、「三重県地域防災計画(地震・津波対策編)」の修正内容や風水害対策にかかる基礎調査結果等を参考に、「三重県地域防災計画(風水害等対策編)」を抜本的に見直すとともに、現在の「三重風水害等対策アクションプログラム」を引き継ぐ「三重県風水害等対策行動計画(仮称)」を策定します。</p> <p>さらに、地震被害想定調査結果等を参考に、「三重県業務継続計画(BCP)」及び「三重県復興指針(仮称)」の策定に向けた検討に着手します。</p> <p style="text-align: right;">(防災企画・地域支援課)</p> <p>(2) 石油コンビナート防災アセスメントの調査結果を踏まえ、「三重県新地震・津波対策行動計画」等の計画と整合性を図りながら、事業者及び関係行政機関等で構成する三重県石油コンビナート等防災本部において意見調整を行い、「三重県石油コンビナート等防災計画」の見直しを検討していきます。</p> <p style="text-align: right;">(消防・保安課)</p>

部局名 防災対策部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (「協創」による地域防災力の向上)</p> <p>(2) 三重県においては、自主防災組織の組織率は高いものの、組織の活性化や質的な向上が課題とされている。地域防災力を高めるためには、「防災の日常化」の定着を図ることが大切であることから、市町、地域防災総合事務所・地域活性化局及び防災人材とも十分連携し、平成 24 年度に構築した「津波避難に関する三重県モデル」や改定した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の県内地域への水平展開などを効果的に行うことで、地域における自主的な防災活動や実践的な訓練などの取組を一層推進し、地域防災力の向上を図られたい。(防災企画・地域支援課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「My まっぷラン」を中核とする「津波避難に関する三重県モデル」と、「三重県避難所運営マニュアル策定」について、地域における三重県モデルを活用した津波避難計画作成と、避難所単位の運営マニュアルの策定を推進するため、地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、市町や地域における取組に対する実地支援など技術的支援や、取組に要する経費の支援を行いました。</p> <p>(2) 地域防災力の向上に重要な役割を担う自主防災組織について、活動の実態とその問題点を把握することで、今後の地域防災力向上に役立てるとともに、より効果的な事業を実施することを目的に、県内の全自主防災組織を対象に活動実態調査を行い、調査結果を各市町及び各自主防災組織にフィードバックしました。</p> <p>(3) 県内各地で自主的な防災活動に取り組んでいる団体を表彰することで、活動の一層の充実・発展に資することを目的として「みえの防災大賞」の募集を行いました。また、自主防災組織間の交流や情報共有を図るため、「三重県自主防災組織交流会」を開催し、みえの防災大賞受賞団体による活動事例の発表を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「三重県避難所運営マニュアル策定」については、内陸部の市町を中心に、取組が行われるよう支援を行い、6 市町 14 地区で避難所運営マニュアルの作成が行われました。また、「津波避難に関する三重県モデル」については、津波浸水の恐れのある 19 市町において、取組が行われるよう支援を行い、6 市町 17 地区で「My まっぷラン」の取組が行われ、この取組と、市町独自の手法による取組とを合わせると、9 市町 44 地区で津波避難計画が作成されました。</p> <p>(2) 活動実態調査については、2,524 組織から回答があり、前回調査と比較すると、訓練頻度が増加するとともに、避難訓練や図上訓練など実践的な訓練は着実に増えてきており、自主防災組織の活動状況、地域住民の参加状況など若干ながら活動が活性化していることがわかりました。</p> <p>(3) 「みえの防災大賞」には、県内各地から 22 団体の応募があり、公開のプレゼンテーションによる選考委員の審査を経て、防災大賞 1 団体、防災奨励賞 5 団体を決定しました。また、「三重県自主防災組織交流会」には約 70 名の方の参加があり、活発な意見交換が行われました。</p>
平成 26 年度以降(取組予定等)
<p>(1) 「みえ防災・減災センター」(平成 26 年 4 月開所)と連携し、「みえ防災コーディネーター」や「三重のさきもり」などの防災人材の協力を得て、地域における「津波避難に関する三重県モデル」及び「三重県避難所運営マニュアル策定」への取組の実地支援を行い、県内各地への水平展開をめざします。また、緊急避難体制整備事業や地域減災力強化推進補助金により、引き続き、市町が支出する「My まっぷラン」を活用した津波避難計画や避難所運営マニュアルの作成に要する経費を支援します。</p> <p>(2) 平成 26 年度も自主防災組織活動実態調査を実施するとともに、調査結果を各市町や各自主防災組織にフィードバックしたうえで、三重県市町等防災対策会議など、市町との意見交換の場を通じて、自主防災活動の更なる活性化に向けた促進策や、自主防災組織の在り方等の検討を行います。</p> <p>(3) 「みえの防災大賞」は、県内で防災活動に取り組む方への活動意欲の促進に繋がり、受賞者にとっては今後の励みになることから、平成 26 年度においても引き続き、「みえの防災大賞」の募集を行います。また、県内の様々な団体の特色ある活動事例を学ぶことは、防災活動に取り組んでいる各々の団体の取組に資することから、「三重県自主防災組織交流会」についても、引き続き実施していきます。</p>

部局名 防災対策部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1) パソコンの損傷（修理代 121,779 円） （消防・保安課）
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 執務機のパソコン近くに置いていた湯呑みを誤って倒してしまい、コーヒーがパソコンのキーボードにかかり、キーボードの一部が操作不能となったものですが、今回の事案発生を受け、本人を含め所属職員に対して、マイボトル・マイカップの蓋閉じなどにより飲料をこぼさないよう、部内会議を通じて注意喚起を行いました。 2 取組の成果 物品の適切な管理についての意識付けが図られました。
平成 26 年度以降（取組予定等） 今後も、所属職員に対し、物品の適切な管理に細心の注意を払うよう、周知徹底を図ってまいります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (「みえ県民力ビジョン」の推進及び進行管理)</p> <p>(1) 県民指標である「各施策の『県民指標』の達成割合」が目標値 70.0%に対し、実績値 48.2%、活動指標である「各施策の『県の活動指標』の達成割合」が目標値 80.0%に対し、実績値 60.9%、「『選択・集中プログラム』の数値目標の達成割合」が目標値 80.0%に対し、実績値 50.0%となっている。「『幸福実感日本一』の三重」の実現に向け、各施策、取組等の目標が達成されるよう、今後も引き続き各部局に必要な支援や助言を行うなど進行管理に努められたい。</p> <p>また、それぞれの目標値がプロジェクト等の成果として県民により実感されるものとなるよう努めるとともに、法令の改正等社会状況が大きく変化する場合には、目標値の見直しについて柔軟に対応することも検討されたい。(企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「みえ県民力ビジョン」に掲げる理念や目標を着実に推進するための仕組みとして、PDSをPDC Aに見直した「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」を平成 25 年度から本格的に運用しています。その中の重要な仕組みである春と秋の政策協議を通じて「みえ県民力ビジョン」の進行管理に努めています。</p> <p>(2) 「春の政策協議」では、「選択・集中プログラム」と施策等について、前年度の取組の評価を行うとともに、その成果と残された課題、平成 25 年度の取組方針の確認を行い、「平成 25 年版成果レポート」として取りまとめています。</p> <p>(3) 「平成 25 年版成果レポート」で、進展度 C (あまり進まなかった) とされた 8 施策については、新たに設置した「事業改善に向けた有識者懇話会 (ブラッシュアップ懇話会)」において、外部有識者から事業のあり方や事業の見直しに関するご意見をいただいた上で、必要に応じて事業の見直しにつなげていくこととしています。</p> <p>(4) 「秋の政策協議」では、「選択・集中プログラム」の本年度の間評価と翌年度の取組の方向性を協議するとともに、社会情勢の変化等へ対応するために必要な個別検討課題等の協議に加え、新たに重点化施策の選定や進展度が遅れている施策の協議等を行い、その協議結果を踏まえ、「平成 26 年度三重県経営方針 (案)」を取りまとめました。</p> <p>(5) 「選択・集中プログラム」全体の進行管理を円滑に行うため、財政課とともに平成 26 年度当初予算ヒアリングを実施しました。また、社会情勢の変化や予算編成過程における議論などを踏まえ、「平成 26 年度三重県経営方針」を取りまとめました。</p> <p>(6) 各部局長が、政策協議の協議内容を的確に下半期の取組に反映し、平成 25 年度の目標達成に向けて必達意識をもって取組を推進していただくように、各部局長に対し平成 25 年 10 月 24 日付けで文書通知を行いました。</p> <p>(7) 「みえ成果向上サイクル」をより効率的に運用していくため、政策協議終了後、各部局とともに成果と課題の検証を行うことで、翌年度にむけて政策協議のあり方等の見直しを行いました。</p> <p>(8) 各部局の政策課題の解決や政策立案を支援するため、経営戦略会議における意見等を適宜、情報提供するとともに、政策アドバイザー制度の的確な運用に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 政策協議や経営戦略会議、政策アドバイザー制度の運用などを通じて、各部局に対し、必要な支援を行いました。引き続き施策等の目標達成に向け、的確な進行管理を行います。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 平成 26 年度以降も引き続き「みえ成果向上サイクル (スマートサイクル)」に基づき、的確な進行管理を行うとともに、各部局の事業執行を支援することにより、「みえ県民力ビジョン」の目標達成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春の政策協議 (4 月予定)、秋の政策協議 (9 月予定) ・経営戦略会議 (年 4 回開催予定)、政策アドバイザー制度 (年間を通じて運用) <p>(2) 法令の改正等社会状況が大きく変化する場合には、春の政策協議において議論のうえ、目標値の見直しについての的確に対応します。また、「事業改善に向けた有識者懇話会 (ブラッシュアップ懇話会)」などでいただいた数値目標の見直しに関する意見については、次期行動計画の策定へ向け、参考としていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (効果的な広聴広報機能の推進) (2) 情報入手手段が多様化する中で、適時適切に広く情報発信を行うため、「県政だより みえ」のテレビのデータ放送への移行が検討されている。 今後も、県政情報がより効率的かつ効果的に一人でも多くの人に伝えられるよう、試験放送の結果を十分に検証したうえで、戦略的かつ効果的な情報発信に努められたい。 (広聴広報課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) テレビのデータ放送を活用した県政情報の提供 情報入手手段の多様化への対応や最新情報の発信、不達世帯の解消などの課題解決を図るため、各世帯に情報をお届けすることができるテレビのデータ放送を活用した「県政だより みえ」の情報提供について、平成 26 年 4 月からの本格実施に向けた準備を進めました。</p> <p>(2) データ放送の試験放送の実施 県政だよりの「地上デジタル・データ放送情報発信業務（試験放送分）」について、三重テレビ放送株式会社と業務委託契約を締結し、データ放送の構成・画面の制作などの準備を進め、平成 25 年 11 月及び平成 26 年 2、3 月の試験放送を実施しました。</p> <p>(3) 試験放送の検証（アンケート調査の実施） 平成 25 年 11 月の試験放送実施に伴い、県民の皆さんの閲覧方法の理解や画面の見やすさ、データ放送開始後の県政情報の入手方法などを把握するため、県政だよりや e-モニター、チラシ配布によるアンケート調査を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 平成 25 年 11 月の試験放送に併せてアンケート調査を実施し、実際にデータ放送をご覧いただいた感想として、「よくわかった」、「おおむねわかった」との回答の合計が 70.9%となるなど、データ放送は県政情報をお届けする媒体として一定の理解をいただきました。 この結果を踏まえ、2、3 月の試験放送において、データ放送の「動作スピードの向上」、「画像の追加」などの改善を行った上で、来年度からデータ放送での県政情報の発信を行っていくこととし、それに伴い、紙の県政だよりの各戸配布を見直すこととしました。</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 県政情報をテレビのデータ放送で県内のご家庭に広くお届けし、それに伴い各戸配布を廃止します。</p> <p>(2) 紙媒体での県政情報の入手を望まれる方のため、紙の県政だよりを公共施設・スーパー等へ配置するほか、県民の皆さんが県政情報に触れていただく機会をより多く確保するため、市町自治会のご協力の下、紙の県政だよりの回覧を実施します。</p> <p>(3) 県の施策や考え方などについて、年間を通じて詳しくわかりやすく県民の皆さんにお届けするため、これまで年間 9 回実施している新聞広告（「広報みえ」）に加えて、新たに、県内全域で主要紙への新聞折込を 3 回実施します。</p>

部局名 戦略企画部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1) パソコンの損傷（修理代 106,162 円） <p style="text-align: right;">（統計課）</p>
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 改めて、職員に物品の管理・使用に対する注意喚起を行いました。 2 取組の成果 職員の物品の管理意識が高まりましたが、物品の適正な管理、取り扱いについて引き続き徹底を図りました。
平成 26 年度以降（取組予定等） 引き続き、物品の管理・使用に対する注意喚起を行っていきます。

部局名 戦略企画部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) その他</p> <p>労働者の賃金等の変動を調査する毎月勤労統計調査の調査票(10 通)について、課内で紛失する事案が発生した。</p> <p>情報管理体制の見直しに努めると共に、個人情報保護及び危機管理に関して周知徹底を図り、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(統計課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>実施した取組内容については下記のとおりです。</p> <p>(1) 調査員から送付する際、調査票と不要物品は別便とし、調査票は特定記録郵便で送付する。</p> <p>(2) 郵便物等は、課、班へ到着時に班受付印を押印する。また、調査員から調査票が届いたときは調査員別受付簿に記録する。</p> <p>(3) 郵便物開封時は、2人以上で開封して封入物を確認する。返送された不要物品は、返送物品一覧表に記録する。</p> <p>(4) 受領した封筒、返送された不要な調査用品等はすぐに破棄せず、6か月保存の後破棄する。</p> <p>(5) 調査員から提出されるべき調査票が提出されていないときは、必ず提出の確認を実施する。</p> <p>(6) 他の統計調査についても、調査票の配布や受領等の事務処理手順を見直した。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>班員はもちろん、課職員一人ひとりが、危機管理意識を常に意識しながら仕事に取り組む姿勢が醸成されました。</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度と同様の取り組みを引き続き行い、再発防止に努めます。</p>

部局名 総務部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (職員のコンプライアンス意識の醸成と職員服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成24年度の懲戒処分については、前年度の2人から大幅に増加し、10人の知事部局職員が、港湾改修工事に係る不適正事務及び自家用自動車運転中の死亡事故等で処分されている。これらの事案は、職員のコンプライアンス意識の欠如が原因の1つである。県民の信頼を確保する観点から、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図り、職員研修の強化等に取り組むとともに、職員の服務規律を徹底することにより再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(人事課)</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>コンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、風土としていくことをめざして、従来から行っている研修の充実、服務規律の徹底はもちろんのこと、下記の取組により「日々の職場におけるコンプライアンス意識の向上」＝「コンプライアンスの日常化」に力を入れました。</p> <p>(1) 各所属におけるコンプライアンスの推進 管理職は、組織マネジメントシートに「コンプライアンスの確立に向けた意識向上」の取組内容、目標を記載することとして、これに基づき所属でのコンプライアンスを推進しました。</p> <p>(2) 全所属におけるコンプライアンス・ミーティングの実施 職員が、自身の職場における身近な話題としてコンプライアンスを意識してもらうことを狙いとして、全所属において年4回、コンプライアンスに関連する議題（話題）について、所属長等を中心に全員で議論しました。</p> <p>(3) コンプライアンス推進チームの設置 各部局の人事・サービスを担当する班長等で構成し、平成25年9月24日からは、法曹有資格職員をメンバーに加えました。 推進チームでは、コンプライアンス・ミーティングの題材の検討やコンプライアンス推進にかかる諸施策の検討、「コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）」の策定等を行いました。</p> <p>(4) 研修の充実（拡充） 職員にコンプライアンスを再認識してもらう機会を増やすため、職員研修センターにおけるコンプライアンス研修を増やすとともに、総務部が全庁的に行う研修に、コンプライアンスの説明を加え、これまで以上にきめ細かく実施しました。また、11月から全9回の巡回法務・コンプライアンス研修を新たに実施しました。</p> <p>(5) 「コンプライアンスハンドブック（三重県職員コンプライアンス指針）」の策定 コンプライアンスを推進していく上で、職員が日常の業務を遂行する過程で取るべき判断や行動のあり方についての全般的な共通事項、基本的事項を定める指針を策定しました。</p> <p>(6) リーガル・サポート コンプライアンスの取組を実効性のあるものにするため、施策や業務の妥当性について、事前に法的観点から検証を行う仕組み（リーガル・サポート）を構築し、法令習熟度の向上に取り組んでいます。</p> <p>(7) その他実施した施策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 職員の自己検証のためのチェックシートの導入（8月から） ② 三重県職員クレドカードの導入（8月から） ③ クレドカードの内容を浸透させるための庁内放送（8月から） <p>また、不祥事の発生防止を徹底するとともに、綱紀の厳正な保持、服務規律の確保に向けてより一層努力するよう、総務部長通知を发出了しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の綱紀粛正について（依命通知） 平成25年5月15日 ・参議院議員選挙における職員の服務規律の確保について（通知） 平成25年6月24日

・職員の綱紀肅正について（依命通知） 平成 25 年 11 月 27 日

2 取組の成果

職員の服務規律の確保のための継続的な取組に加えて、全4回の「コンプライアンス・ミーティング」の実施や「チェックシート」「クレドカード」の導入等により、職員からは、「日頃から課内で情報共有が図られ、風通しの良い職場であることが重要」「普段あまり意識していなかった事項について、再認識することができた」などの意見が寄せられ、コンプライアンス意識の向上に役立っていると考えます。

また、全9回の巡回法務・コンプライアンス研修やリーガル・サポートにより、法令習熟度の向上の取組を進めることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

職員に服務規律の確保やコンプライアンスの意識を徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成 26 年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。

また、リーガル・サポートや巡回法務研修等を通じて、引き続き職員の法令習熟度の向上に取り組んでいきます。

部局名 総務部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成24年度は225件(紀伊半島大水害による被害を除く)の報告となっており、前年度の189件(紀伊半島大水害等による被害を除く)と比較して大きく増加している。</p> <p>引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。</p> <p>(人事課)</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>課長補佐級昇任時研修等におけるコンプライアンス研修の中で、物品の適正な保管・管理に関する研修を実施しました。</p> <p>また、平成25年度も会計管理者兼出納局長との連名による依命通知を发出し、金品の適正な管理について注意を喚起しました。(平成25年5月31日)</p> <p>特に、公用車については、出納局長との連名による通知を发出し、交通安全に対する意識の向上、交通事故等の防止及び公用車損傷の際の金品亡失報告・事故報告の徹底について注意喚起を行うとともに、公用車の使用前後の「車両点検表」による自己点検を行うこととしました。(平成25年10月1日)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>依命通知に併せ、人事関係の会議(各部局総務課長会議、班長会議、担当者会議など)で注意を喚起することで、財務事務の適正化に向けた法令遵守の意識を一層徹底することができました。</p>
<p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>物品の適正管理に向け、職員の意識を高揚し、物品の適正な取扱いを徹底するためには、継続的な取組が必要であることから、平成26年度以降も、引き続き、意識啓発や注意喚起に取り組んでいきます。</p>

部局名 総務部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (持続可能な財政運営基盤の確立)</p> <p>(3) 平成24年度の県財政は、経常収支比率については94.9%と前年度に比べて2.2ポイント改善しているが、県債の残高が引き続き増加しているため、実質公債費比率については14.1%と前年度に比べて0.5ポイント悪化している。</p> <p>雇用経済情勢の先行きの不透明な中、県税収入や地方交付税に多くを期待することは困難な状況であるため、今後も三重県行財政改革取組を着実に推進し、可能な限り県債発行の抑制に努めるとともに、徹底した事業の見直しや新たな収入源の開拓等による多様な財源確保策に積極的に取り組むことにより、将来世代に負担を先送りしない持続可能な財政運営の基盤を確立されたい。 (財政課)</p>
講じた措置
平成25年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成26年度末の臨時財政対策債等を除く県債残高を、平成23年度末よりも減少させる目標の達成にむけて、中期財政見通しで示した発行額の範囲内に県債発行を抑制しました。</p> <p>平成25年度(最終補正後)における県債残高 8,215億円 (参考) 中期財政見通しで示した平成25年度末県債残高 8,224億円</p> <p>また、平成26年度当初予算編成にあたっては、極めて厳しい財政状況の中、限られた財源を柔軟に無駄なく配分するため、平成25年度から行っている知事と部局長による協議の充実等を引き続き実施するとともに、従来の一律シーリングを見直し、重点化施策について一定の加算を行うことで、更なる選択と集中を図りました。</p> <p>さらに、多様な財源確保策としては、公用車への広告掲載、県行造林におけるオフセット・クレジット制度によるCO2売買、ホームページへのバナー広告、共通使用封筒への広告、自動販売機の設置場所の貸付などに取り組みました。県有施設へのネーミングライツについては、三重県営鈴鹿スポーツガーデン、三重県営サンアリーナ、三重県文化会館の3施設を中心に、昨年度実施した企業等へのアンケート調査を踏まえ、さらに個別に企業等に対する聞き取りや、施設の協賛金への影響等の確認を行い、導入にかかるメリット・デメリット等をあらためて整理した結果、三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場にネーミングライツの導入を図ることを決定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「みえ県民力ビジョン・行動計画」の着実な推進、社会情勢の変化等を踏まえた諸課題への的確な対応、国の経済対策を活用した防災・安全対策等の実施のための予算措置 ・新しい予算編成プロセスに基づく予算編成の実施 ・県債残高を減少させる目標達成に向けた県債発行の抑制 ・多様な財源確保策に取り組んだ結果、平成25年度は1億6,584万円の収入見込み(3/31時点で集計した金額)
平成26年度以降(取組予定等)
<p>平成26年度当初予算は「みえ県民力ビジョン・行動計画」の3年目として、県政の諸課題の解決に向けて重要な1年であり、行動計画に掲げた目標の実現に向けた取組を着実に推進することを基本方針とし、「平成26年度三重県経営方針(最終案)」を踏まえて、当初予算を編成しました。</p> <p>今後も引き続き、三重県行財政改革取組の財政運営の改革に掲げた取組を着実に推進し、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざします。</p>

部局名 総務部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (県税及び県税以外の未収金対策)</p> <p>(4) 平成24年度における県税の収入未済額は6,102,294,806円(加算金を含む)であり、前年度に比べて456,392,617円(△7.0%)減少しているものの、依然として多額となっている。</p> <p>特に、個人県民税の収入未済額が84.3%と大きな割合を占めており、地方税法第48条の規定に基づく徴収等の特例を活用した直接徴収、地方税収確保対策連絡会議等を活用した市町の支援や個人住民税特別徴収義務者の全指定に向けて取り組んでいるが、今後も引き続き税収確保に努められたい。</p> <p>また、県税以外の未収金が6,709,244,666円あるため、全庁的な取組の枠組みの構築を推進するための指針として平成25年3月に「三重県債権管理適正化指針」を策定したところであるので、同指針に基づいてそれぞれの事業担当部局が債権回収を強化するとともに、県全体の未収金縮減のための取組を今後もさらに推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(税務・債権管理課、税収確保課)</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 個人県民税対策</p> <p>① 個人住民税特別滞納整理班の取組</p> <p>平成22年度より、税収確保課内に設置した個人住民税特別滞納整理班に市町職員を受け入れるとともに滞納案件も引き受け、県・市町が連携して地方税法第48条による個人住民税の直接徴収を実施しています。</p> <p>【同班の体制】</p> <p>個人住民税の滞納整理を進めるため、税収確保課と紀州県税事務所に設置。 リーダー：税収確保課長 スタッフ：班長1名、県職員5名、市町派遣職員7名 (うち紀州県税事務所駐在：県職員1名(兼務)、市町派遣職員1名)</p> <p>【実施期間】</p> <p>平成25年4月～ ※市町派遣職員の受入期間は6か月～1年間</p> <p>【実施方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第48条の徴取引継(県による直接徴収)を活用。 ・市町から同班に職員を受け入れ、県と市町の連携により個人住民税の滞納整理を実施。 ・滞納整理に精通した県職員を配置し、県がこれまで蓄積してきた滞納整理のノウハウを市町職員と共有。 ・一か所で集中して大量・組織的に滞納整理。 <p>② 個人住民税特別徴収の加入促進と指定徹底の取組</p> <p>納税者の利便性や収入未済額縮減の観点から、企業等が従業員等の個人住民税を一括して市町に納入する「特別徴収」への加入を進める研究会を平成21年度に設置し、県・市町が連携して、県内全事業所に対し、特別徴収の法的要件について周知徹底を図りました。</p> <p>また、平成26年度からの全市町による特別徴収義務者の指定の徹底に向け、研究会を中心に市町と連携して指定予告通知書の発送、各種説明会を開催しました。</p> <p>③ 県税職員研修への市町職員の参加受入</p> <p>県税職員研修への市町職員の参加受け入れを行い徴収技術の向上を図りました。</p> <p>(2) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、税収確保課内の「特別徴収機動担当」と各県税事務所が連携して、下記のとおり機動的に滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 各県税事務所の高額・困難事案に対する指定と差押処分の強化 ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の搜索の実施 ③ 差押不動産・動産のインターネット公売の実施 ④ 県税の納税部門と連携した機動的な徴収

⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策

⑥ 三重地方税管理回収機構との連携及び職員の派遣

(3) 税外の未収金対策

県税以外の未収金について、「三重県債権管理適正化指針」の策定により、これまで各部局単位で行っていた基本的な債権管理の手續に共通する課題についての統一的な取扱の実施や、「債権処理計画（目標）」の策定などの新たな取組を実施しました。一方で、指針に基づき手續を行ったとしても、一部の未収金については長期間の管理が必要なものがあることから、債権放棄の手續を含めた「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等を策定しました。

2 取組の成果

(1) 個人県民税対策

① 地方税法第 48 条により県内市町から「個人住民税特別滞納整理班」に個人県民税を含む、個人住民税の徴取引継ぎを受け、滞納整理を行いました。

【平成 26 年 2 月末現在の状況】

同班への参加市町数 7 市町

引受案件数 2,217 人 約 8 億 9,900 万円（うち延滞金約 3 億 700 万円）

処理済（納付・差押・納付約束等、市町予告効果含む）金額

約 9 億 9,400 万円（うち延滞金約 3 億 2,200 万円）

徴収金額（市町予告効果含む）

約 5 億 3,200 万円（うち延滞金約 1 億 2,200 万円）

② 特別徴収加入促進と指定徹底の取組実績【平成 25 年度実績】

・事業所（給与支払者）への文書・ちらしの郵送等による周知 150,770 事業所

・関係団体（税理士会等）への訪問による周知 75 箇所

・年末調整説明会、関係団体等説明会での説明 延べ 41 箇所

・県政だよりみえ 6, 10, 11 月号広報掲載、県ホームページにて内容の周知

・ラジオ 3 回（5 月, 6 月, 10 月）、テレビ 2 回（5 月, 10 月）、新聞（広報みえ）1 回（10 月）による周知

・事務の手引き、ポスター作成及び配布

・平成 25 年 10 月 16 日、全市町より指定予告通知書送付

・平成 21 年度から特別徴収に切り替えたことに伴う増収額

（平成 25 年度当初課税報告より推計値【H21 より累計】） 6 億 9,000 万円

③ 県税職員研修への市町職員の参加受入実績【平成 25 年度実績】

・研修開催 6 回 市町職員等延べ参加人数 278 人

(2) その他の対応状況【平成 26 年 2 月末現在の状況】

① 高額・困難事案の指定（本税額のほか延滞金等含む） 約 1 億 5,600 万円

徴収・差押など処理済額（本税のほか延滞金等含む） 約 7,200 万円

処理済額のうち徴収額（本税のほか延滞金等含む） 約 7,100 万円

② 国税徴収法に基づく捜索・タイヤロック等実施回数 36 回（県税事務所と連携して実施）

③ 差押不動産・動産等のインターネット公売の状況

不動産、自動車、動産 42 件中 15 件落札 約 1,230 万円

④ 「三重地方税管理回収機構」の徴収状況等

徴収金額：約 6 億 900 万円、差押処分件数：673 件

(3) 税外の未収金対策

① 債権管理適正化指針に基づく取組

・債権処理計画（目標）

・徴収強化月間

・債権管理自己検査

② 関係条例の検討

・三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例

・三重県公債権の徴収に関する条例

・その他の延滞金等関係する条例・規則等の改正

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 個人県民税対策について

引き続き「個人住民税特別滞納整理班」、「個人住民税特別徴収加入促進と指定徹底」の取組み等を実施し、個人県民税対策や市町支援策等について計画的な推進を図ります。

① 個人住民税特別滞納整理班の取組

4年間の成果と課題を検証しながら、さらなる取組を推進します。

② 個人住民税特別徴収加入促進と指定徹底の取組

平成 26 年度に開始する特別徴収義務者の指定の徹底を、県内全市町が法定要件にそって実施できるよう引き続き、取組を進めます。また、特別徴収義務者の滞納対策についても市町と連携して取り組んでいきます。

③ 県税職員研修への市町職員の参加受入

(2) 「特別徴収機動担当」と各県税事務所とが連携して、機動的な滞納整理を実施するとともに、差押、捜索やインターネット公売などの滞納処分を引き続き強化し、県税収入の確保に取り組みます。

(3) 「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、同機構へ職員を派遣するなどの支援に取り組みます。また、現在同機構が進めている機能強化の取組に対し、必要な支援を行います。

(4) 税外の未収金対策

県税以外の未収金について、新たに策定した「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」等に基づき、未収金の縮減に取り組みます。

部局名 総務部

監査の結果			
1 事業の執行に関する意見 (県有財産の有効活用)			
(5) 県有財産の有効活用、施設の適正な維持保全等を図るため、平成24年度から平成27年度までの4年間を取組期間とする「みえ県有財産利活用方針」を平成23年度に策定し、これに基づき実施計画、個別財産の利活用計画を年度ごとに策定し、取組を進めている。 平成24年度は年度の目標額1億円に対して106,828,728円と売却目標額は達成しているものの、今後も引き続き、関係部局等と連携しながら、未利用財産の売却促進や有効活用等に努められたい。 <p style="text-align: right;">(管財課)</p>			
講じた措置			
平成25年度			
1 実施した取組内容 平成23年度末に策定した「みえ県有財産利活用方針(平成24～27年度)」に基づき県有財産の有効活用を図るため設置した「県有財産有効活用等推進会議」(座長:総務部副部長、構成員:各部局総務課長等)において選定された課題を有する財産について、平成25年度個別財産の利活用計画の進行管理を行うとともに、平成26年度個別財産の利活用計画を策定しました。			
2 取組の成果 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用 未利用の県有財産について、一般競争入札の他、インターネットオークションを活用するなど、積極的な売却に努めた結果、平成25年度未利用財産売却額は、8件、4億7,501万5,485円(うち1件1,551万円はインターネットオークション)となりました。 なお、昨年度に引き続き各所属において県有財産の自己点検を行い、未利用や低利用などの課題を有する財産の把握に努めました。			
県有財産売却内訳			
年度	件数	面積	金額
25	8件	60,313.10 m ²	475,015千円
(参考) これまでの売却実績			
利活用計画等	件数	面積	金額
第1次(H18～H20)	33件	45,244.66 m ²	1,101,561千円
第2次(H21～H23)	21件	52,233.48 m ²	651,854千円
平成24年度	12件	41,716.14 m ²	106,829千円
平成26年度以降(取組予定等)			
「みえ県有財産利活用方針」に基づき、県有財産有効活用等推進会議において選定された課題を有する財産について、平成26年度個別財産の利活用計画に基づき未利用県有財産の積極的な売却と有効活用の取組を進めます。			

部局名 総務部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 不動産取得税の減額申請がされていたが、減額前の金額で納税通知書を送付していた。 (桑名県税事務所)</p> <p>(2) 不動産取得税の減額通知書を誤って別人に送付していた。 (桑名県税事務所)</p> <p>(3) 差押期間が長期にわたり、差押物件に対する方針が決められていない物件があった。 (桑名県税事務所)</p> <p>(4) 税額計算時の確認が不十分であったことによる課税誤りがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(5) 電算入力時の確認が不十分であったことによる徴収猶予税額の登録誤りがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(6) 法務局での確認が不十分であったことによる課税誤りがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(7) 市から県への個人住民税の払込について、法定期日を過ぎているものがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(8) 滞納処分整理簿に差押後の処理内容が記載されていないものがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(9) 納付受託証券整理簿と金融機関からの領収証書との割印がされていないものがあった。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(10) 窓口収納の現金と納付書の額が一致していなかった。 (津総合県税事務所)</p> <p>(11) 納付受託証券の証書番号と日付に不整合がみられた。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(12) 市から県への個人住民税の払込について、法定期日を過ぎているものがあった。 (伊賀県税事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(1) 県税 IS09001 不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、平成 24 年 9 月 10 日の担当者ミーティングにおいて全員に注意喚起を促すとともに、送付を予定している納税通知書に対する減額申請書提出の有無についての確認を確実に実施することで再発の防止に努めました。 (桑名県税事務所)</p> <p>(2) 県税 IS09001 不適合サービス管理規定及び是正処置管理規定に従って、不適合発生報告書の作成と是正処置の検討を行い、平成 24 年 9 月 18 日の担当者ミーティングにおいて全員に注意喚起を促すとともに、減額通知書の発送までに同人寄せを行ったものについては内容の確認を複数の職員で実施することで再発の防止に努めました。 (桑名県税事務所)</p> <p>(3) 差押期間が長期にわたる物件については再調査を実施し、差押物件の処理方針を決定しました。 (桑名県税事務所)</p> <p>(4) 調定前の①税額計算時②入力時③入力チェック時④決裁時の 4 人のチェックの徹底と持分がある場合には確実に色鉛筆で丸印を付けることを打合せ会議において、あらためて職員に対し注意喚起を行いました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(5) 徴収猶予計算表に徴収猶予のチェック欄を追加し、職員への注意喚起と決裁時に徴収猶予承認通知書の承認税額を計算表に転記することによりチェックを行い、再発防止を図りました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(6) 担当者ミーティングにおいて法務局調査の写し取りチェックの徹底と職員に対する注意喚起を行い、再発防止を図りました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(7) 各種会議等の場を活用するなどして、関係市に対して、個人県民税の振込みの法定期日までの納付について申し入れを行いました。 (鈴鹿県税事務所)</p> <p>(8) 記載漏れがないよう課員へ周知を行うとともに、定期的に滞納処分整理簿のチェックを行いました。 (鈴鹿県税事務所)</p>

- (9) 金融機関から領収証書が送られ検印する時は、注意を払い割印し、納付受託証券整理簿の確認を複数の職員で行いました。(鈴鹿県税事務所)
- (10) 原因究明のため調査を行いました。納税者からの指摘もなく、原因は不明であり、帰属が明らかにならなかったため、年度末に雑入金として収納しました。
再発防止のため、窓口収納における現金収納手順を一部見直し、預かり金額及びつり銭金額の確認回数を増やすとともに、複数職員によるダブルチェックを徹底するようにしました。
その手順、及び現金の取り扱い時の意識について、収納管理担当及び徴収担当の打ち合わせにおいて、あらためて周知徹底を図りました。(津総合県税事務所)
- (11) 証券については、軽油引取税専用の納付受託証書を設け、受け付けた順番に確実に納付受託証書に記入するようあらためました。(伊勢県税事務所)
- (12) 5月15日の第1回伊賀地域地方税収確保対策会議の後、関係市に対して、個人県民税の払込の法定期日までの納付について申し入れを行いました。(伊賀県税事務所)

2 取組の成果

イ 地域機関分

- (1)(2)(4)(5)(6) 同様の事例は発生していません。(桑名県税事務所)(鈴鹿県税事務所)
- (3) 処理が可能な財産については換価や解除等の処理を実施しました。引続き調査検討が必要な財産については処理方針を決定し、調査を行っています。(桑名県税事務所)
- (7) 特段の事情がない限り、法定期限内に納付されましたが、一部の市において電算システムの処理上、月初めに休日が重なる月については対応が難しい場合があります。(鈴鹿県税事務所)
- (8) その後の記載漏れはありません。(鈴鹿県税事務所)
- (9) その後の割印漏れはありません。(鈴鹿県税事務所)
- (10) 窓口から収納担当者への引き継ぎは、見直された現金収納手順どおりに行われており、その後の収納誤りは発生していません。(津総合県税事務所)
- (11) 納付受託証書の証書番号と日付の不整合は解消されました。(伊勢県税事務所)
- (12) 今年度は法定期日を過ぎた払込は発生していません。(伊賀県税事務所)

平成26年度以降(取組予定等)

イ 地域機関分

- (1) 引き続き、送付を予定している納税通知書に対する減額申請書提出の有無についての確認を確実に実施し、再発の防止に努めていきます。(桑名県税事務所)
- (2) 引き続き、減額通知書の発送までに同人寄せを行ったものについては内容の確認を複数の職員で実施することで、再発の防止に努めていきます。(桑名県税事務所)
- (3) 引き続き財産等の調査を行いながら定期的に処理方針を検討し、差押期間が長期にわたることが無いよう、換価・差押換え・差押解除等を実施してまいります。(桑名県税事務所)
- (4) 今後もチェックの徹底と持分がある場合には確実に色鉛筆で丸印を付け、課税誤りの防止を図ります。(鈴鹿県税事務所)
- (5) 今後も徴収猶予承認通知書の承認税額を計算表に転記することによりチェックを行います。(鈴鹿県税事務所)
- (6) 今後も法務局調査の写し取りチェックの徹底を行い、課税誤りの防止を図ります。(鈴鹿県税事務所)
- (7)(12) 引き続き、法定期日までに納付するように申し入れを行うとともに、期日が過ぎた市町があれば、その都度市町から事情を聞き、遅れることがないようにしてまいります。(鈴鹿県税事務所)(伊賀県税事務所)
- (8) 今後も滞納処分整理簿のチェックを行い、記載漏れの防止を図ります。(鈴鹿県税事務所)
- (9) 今後も納付受託証券整理簿の確認を複数の職員で行い、割印漏れの防止を図ります。(鈴鹿県税事務所)
- (10) 引き続き、複数職員によるチェックを行い、収納誤りの防止を図ります。(津総合県税事務所)
- (11) 証券については、引き続き、受付した順番に納付受託証書に記入することを徹底します。(伊勢県税事務所)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 自動車税賦課徴収に係る分配情報作成業務において、契約書等に三重県暴力団排除条例施行に伴う契約解除条項が記載されていなかった。(税収確保課)</p> <p>(2) 三重県議事堂雨水排水処理（鉛除去）業務委託において、変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。(管財課)</p> <p>(3) 公文書機密抹消処理業務委託において、予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。また、契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。(自動車税事務所)</p> <p>(4)(5) 平成24年度三重県職員人権研修業務委託、平成24年度新規採用職員体験研修（事前学習）講義委託において、契約書等に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。(職員研修センター)</p> <p>(6)(7) 平成24年度松阪庁舎一般廃棄物収集運搬業務委託、三重県松阪庁舎電話交換設備保守点検業務委託において、契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。(松阪地域防災総合事務所)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 第32回全国豊かな海づくり大会出席において、宿泊料の算定に誤りがあった。(総務事務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 契約書作成の際には、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、契約書に確実に記載するよう徹底しました。(税収確保課)</p> <p>(2) 今回の事案は、出納局事前検査の対象となる契約であることを失念していたために発生したものです。対象となる契約については、出納局事前検査を必ず受けるよう課内会議等で担当者に周知し、適正に事務を実施するよう徹底しました。(管財課)</p> <p>(3) 予定価格の設定において、今後、積算根拠を明確に記載し適正な事務処理をするよう徹底しました。また、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、確実に記載するよう徹底しました。(自動車税事務所)</p> <p>(4)(5) 暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、確実に記載するよう徹底しました。(職員研修センター)</p> <p>(6)(7) 契約書作成時には、契約書への記載漏れ等がないように複数職員によるチェック体制を徹底しました。(松阪地域防災総合事務所)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 算定誤り分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。また、宿泊先が指定されている場合、資料確認にかかるチェックを強化しました。(総務事務課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 業務委託契約の執行について、適正な事務処理に努めています。(税収確保課)</p> <p>(2) 出納局事前検査の適正な手続が行われるようになりました。(管財課)</p> <p>(3) 適正な契約事務の処理について、周知徹底しました。(自動車税事務所)</p> <p>(4)(5)(6)(7) 適正な事務処理に努めています。(職員研修センター)(松阪地域防災総合事務所)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 算定誤り分について、返納されたことを確認しました。(総務事務課)</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1) (3) 業務委託契約の執行について、不適切な事案が生じることのないよう留意のうえ、適正な事務処理に努めます。
(税込確保課) (自動車税事務所)
- (2) 出納局事前検査の対象となる契約について、会計規則等の規定に基づき適正に事務を実施します。
(管財課)
- (4) (5) (6) (7) 引き続き、適正な事務処理に努めます。
(職員研修センター) (松阪地域防災総合事務所)

イ 旅費

- (1) 旅費の支給について、引き続き、旅費条例等に基づき適正に執行するよう努めていきます。
(総務事務課)

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(1件)。</p> <p>(2) 扶養手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(1件)。</p> <p>(3) 扶養手当に係る認定時の書類に一部確認できない事項があった(1件)。</p> <p>(4) 住居手当の認定に必要な書類が添付されていなかった(4件)。</p> <p>(5) 住居手当の事後確認に必要な書類が添付されていなかった(3件)。</p> <p>(6) 住居手当に係る認定時の書類に一部確認できない事項があった(2件)。</p> <p>(7) 通勤手当の通勤距離の認定に誤りがあった(11件)。</p> <p>(8) 通勤手当の通勤経路及び通勤距離の認定に誤りがあった(7件)。</p> <p>(9) 通勤手当のバス運賃相当額の認定に誤りがあった(1件)。</p> <p>(10) 総務事務システムへの入力事項が誤っていた(2件)。</p> <p style="text-align: right;">(総務事務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>監査の指摘を受けた職員の各種手当については、総務事務集中化時に引継ぎを受けた各所属での認定分も含めて再審査を行い、認定の適・不適を確認し、不適なものについて以下のとおり修正を行いました。</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6)</p> <p>各種手当(扶養手当、住居手当)の認定に必要な書類及び事後確認書類の不備については、該当職員に必要な証明書類等の提出を求め、手当の支給が適正であることを確認したうえで、書類を整備しました。</p> <p>(7) (8) 通勤手当の過払い分について、会計規則に基づき速やかに返納の事務処理を行いました。</p> <p>(9) 通勤手当の認定誤りについては、速やかに精算の事務処理を行いました。</p> <p>(10) システムの入力誤りを訂正しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種手当の支給要件の確認や添付する証明書等に留意のうえ、適正な事務処理に努めました。</p> <p>通勤手当の過払い分については返納されたことを確認しました。</p> <p>通勤手当の認定誤りについては精算されたことを確認しました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>各種手当の認定、事後確認について、引き続き、給与条例等に基づき適正に執行するよう努めます。</p>

部局名 総務部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 物品管理状況</p> <p>(1) 台帳未記載の劇物が保管されていた。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(2) 物品管理台帳に登録されている備品の数量の単位が誤って登録されていた。 (自動車税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷 (修理代 104,570 円) (管財課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 物品管理状況</p> <p>(1) 台帳に記載をして、保管・管理を行いました。また、現在全く使用することがない劇物であることから、廃棄にむけて手続きを行いました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(2) 発見後、速やかに修正処理しました。今後、適正な事務処理を行うよう徹底しました。 (自動車税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 交通安全意識の向上と集中管理公用車を含む自動車の適切な運行管理について、毎月の課内会議などの機会に交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 (管財課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 物品管理状況</p> <p>(1) 平成 26 年 1 月 14 日に廃棄をしました。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(2) 是正処理実施後、適正に事務処理されています。 (自動車税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 職員の交通安全意識の向上が図られ、公用車の適切な運行管理が行われています。 (管財課)</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>ア 物品管理状況</p> <p>(1) 劇物の保管を無くします。 (伊勢県税事務所)</p> <p>(2) 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (自動車税事務所)</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 今後も、引き続き課内会議などの機会に職員の交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図ります。 (管財課)</p>

部局名 総務部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 自家用車による出張の際に公務出張に使用する自家用車届出書が提出されていなかった。 (桑名県税事務所)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 指摘を受けた出張に係る職員、ならびに自家用車で出張する可能性のある職員に対して、自家用車届出書を提出させ、遺漏のないようにしました。 2 取組の成果 (1) 同様の事例は発生していません。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> (1) 年度当初での自家用車届出書の提出を徹底します。特に、異動してきた職員に比べ、チェックの漏れがちな留任職員に対して、毎年度の提出が必要である旨、あらためて周知徹底を行います。

部局名 総務部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (1) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 38,766 円・相手 245,860 円） <p style="text-align: right;">(税込確保課)</p>
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 (1) 物損事故 交通安全意識の向上と集中管理公用車を含む自動車の適切な運行管理について、毎月の課内会議などの機会をとらえて交通安全意識や県有財産管理意識の高揚を図りました。 2 取組の成果 (1) 物損事故 職員の交通安全意識の高揚が図られ、公用車の適切な運行管理が行われています。
平成 26 年度以降（取組予定等） (1) 物損事故 今後とも、課内会議など機会のあるごとに、交通安全意識と適切な自動車の運行管理意識の向上のため、職員への周知徹底を図っていきます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤の整備促進)</p> <p>(1) 高齢化が進む中、平成24年9月1日現在、介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数は、1,740人であり、入所の必要性の高い人が長期間待機しなければならない状況が続いている。</p> <p>施設に対して入所基準の適切な運用を促すとともに、施設整備を行う事業者への支援を効果的に行うことにより施設整備を着実に進められたい。また、関係機関と連携して、施設で働く介護従事者の安定的な確保や資質の向上、定着支援等に取り組み、介護サービスの充実に努められたい。</p> <p>(地域福祉課、長寿介護課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 特別養護老人ホームへの入所にあたっては、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に沿った適切な入所決定が行われるよう、施設への現地調査を実施し、指針の適切な運用について助言等を行いました。</p> <p>(2) 平成26年度の整備計画の募集に際し、施設整備を予定している事業者を対象とした説明会を開催しました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 県社会福祉協議会に各種事業を委託し、下記の事業を実施しました。</p> <p>①福祉関係の無料職業紹介、福祉職場説明会、進路ガイダンス等を実施しました。(福祉人材センター運営事業)</p> <p>②福祉・介護人材マッチング支援事業として、福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、ハローワークにおける出張相談、事業所訪問等を実施しました。(福祉・介護人材マッチング支援事業)</p> <p>③福祉・介護の仕事に関心を持つ者に対し、福祉・介護職場の体験の機会を提供し、新たな人材の参入を図る職場体験事業を実施しました。(職場体験事業)</p> <p>④県内の中学校、高等学校の生徒・保護者・教職員を対象に、福祉・介護の仕事に関する魅力を発信するための福祉の仕事セミナー等を実施しました。(福祉・介護の魅力発信事業)</p> <p>⑤離職者等に対し、介護資格(介護職員初任者研修課程)の取得や就労支援を行う育成プログラムを実施しました。(離職者等就労支援事業)</p> <p>⑥小規模事業所の人材の確保・育成等に関する専門的な助言指導を行うアドバイザーや、介護技術等の研修講師を小規模事業所へ派遣しました。(小規模事業所等人材育成支援事業)</p> <p>⑦福祉・介護関係団体の連携強化を図り、効果的な人材確保対策に取り組めるよう支援を実施しました。(福祉・介護人材確保対策連携強化事業)</p> <p>(4) 離職者等を対象に、介護施設等で働きながら資格を取得することを支援し、介護現場での雇用の拡大とともに、介護人材の育成・確保を図る介護雇用プログラム緊急雇用創出事業を実施しました。(地域福祉課)</p>
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 現地調査においては、入所順位名簿の未作成や順位どおりに入所決定が行われていないなどの不適切な運用も認められましたが、現地調査の実施により適切な運用を促すことができました。</p> <p>(2) 平成26年度の施設整備に向けて、25事業者から整備計画の応募があり、このうち、特別養護老人ホーム7施設(360床)、介護老人保健施設4施設(360床)、及び養護老人ホーム1施設(改築)を選定しました。(長寿介護課)</p> <p>(3) 県社会福祉協議会への委託事業</p> <p>①福祉人材センター事業、福祉・介護人材マッチング支援事業、職場体験事業により、424名が福祉・介護職場に就職しました。</p> <p>②福祉・介護の魅力発信事業により、中学及び高等学校でセミナー等を38回実施しました。</p> <p>③離職者等就労支援事業により、114名が資格を取得し、77名が福祉・介護職場に就職しました。</p> <p>④小規模事業所等人材育成支援事業により、講師及びアドバイザーを60回派遣し、人材の育成・</p>

定着を図りました。

- ⑤福祉・介護関係団体が参加する連携強化会議を行い、各団体における現状を把握するとともに、効果的な人材確保対策についての会議（3回）を開催しました。
- (4) 介護雇用プログラム緊急雇用創出事業
介護雇用プログラム緊急雇用創出事業により、42名の雇用が確保されました。（地域福祉課）

平成26年度以降（取組予定等）

- (1) 施設サービスを受ける必要性が高い方が優先的に入所できるよう、引き続き施設に対する現地調査を実施し、「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」の適切な運用を促していきます。
- (2) 整備計画の募集にあたっては、事業者に対する説明会の開催や施設基準に関する助言などの支援を行うことにより、介護保険事業支援計画に基づく施設整備を着実に推進していきます。
(長寿介護課)
- (3) 人材確保について、事業実施方法の検討や各事業の有効活用を図り、効果的に事業が実施できるよう、介護福祉士養成校、ハローワーク等関係機関とも協力しながら、総合的に取組を進めます。
- ①福祉・介護分野の求人者と求職者のニーズを把握して、ふさわしい職場をマッチングするとともに、福祉・介護の就職相談会等を実施します。（福祉人材センター運営事業）
- ②福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場紹介や事業所への指導・助言など、円滑な就労・定着を支援します。（福祉・介護人材マッチング支援事業）
- ③福祉・介護の仕事に関心を持つ者に対し、福祉・介護職場の体験の機会を提供し、新たな人材の参入を図ります。（職場体験事業）
- ④県内の中学校・高等学校の訪問事業及び生徒・保護者・教職員を対象に、福祉・介護の仕事に関する魅力を発信するための福祉の仕事セミナー等を実施します。（福祉・介護の魅力発信事業）
- ⑤離職者等に対する介護職員初任者研修課程養成講座を実施し、資格を取得させることで、福祉・介護分野への就業を支援します。（離職者等就労支援事業）
- ⑥小規模事業所等への専門的な助言指導を行うアドバイザーや研修講師の派遣を行い、人材の確保・育成を支援します。（小規模事業所等人材育成支援事業）
- ⑦福祉・介護関係団体の連携強化を図り、効果的な人材確保対策に取り組みます。（福祉・介護人材確保対策連携強化事業）
(地域福祉課)

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (医療分野の人材確保)</p> <p>(2) 県内の人口 10 万人当たりの医師・看護職員数は、医療施設従事医師数が全国 37 位（平成 22 年末現在）、看護師従事者数が全国 35 位（平成 24 年末現在）であるなど、全国平均を下回っている。</p> <p>医師について、医師不足や偏在の解消に努めるとともに、看護職員について、関係機関と連携し、人材確保や定着促進、資質向上を図るための取組を充実させ、良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。 (医務国保課、地域医療推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 医師確保対策</p> <p>平成 16 年度に導入された新医師臨床研修制度では、マッチングの導入により、研修医が研修先を自由に選べるようになる一方で、研修医が都市部に集中し、地方の医師数が不足する状況に至ったほか、研修医のアルバイトが禁止されたことで、夜間及び休日の当直業務を行う医師の確保が非常に困難な状況となり、県全体で深刻な医師不足に陥りました。こうした状況を受けて、県では、一定期間県内医療機関で勤務することを返還免除条件とする医師修学資金貸与制度の設置運用等、様々な医師確保対策を展開し、現在に至っています。平成 25 年度も以下の取組を実施しました。</p> <p>① 全国から医師を招へいする無料医師職業紹介事業や病院勤務医師負担軽減対策、研修医研修資金貸与制度の運用、医師確保に資する寄附講座の設置支援等の「医師不足の影響を当面緩和する取組」や、医師修学資金貸与制度の運用や臨床研修病院の魅力向上支援、地域医療研修センター等における地域医療教育・研修の充実等の「中長期的な視点に立った取組」を積極的に進めました。</p> <p>② 平成 24 年 5 月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、修学資金貸与医師等若手医師へのキャリア形成支援と医師不足病院における医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりを進めました。また、今後の医師確保対策の充実強化につなげるため、医師需給状況調査を行いました。 (地域医療推進課)</p> <p>(2) 看護職員確保対策</p> <p>① 看護職員の養成と確保を図るため、看護学生等に対して修学資金を貸与するとともに、看護師等養成所への教育体制の強化支援、運営支援を実施し、さらに潜在看護職員に対して、復職支援研修会やナースセンターによる就業相談、斡旋などの再就業支援を実施しました。</p> <p>また、県内の中高校生に対しては、看護職員をめざす動機付けとなるよう、看護の魅力を開発する出前事業や看護体験も行いました。</p> <p>② 定着促進の取組として、医療機関に対し、多様な保育ニーズにも対応できる院内保育所の設置支援を行うとともに、新人看護職員の研修体制構築に向けた研修経費補助や人材育成を担う責任者等への育成支援を行いました。また、就労環境改善について、看護職員からの相談に応じる総合相談窓口の設置や医療機関へのアドバイザー派遣、看護管理者を対象とした研修会の開催などの取組を進めました。さらに、今後の看護師確保対策の充実強化につなげるため、看護師需給状況調査を行いました。 (医務国保課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 医師確保対策</p> <p>① 「医師不足の影響を当面緩和する取組」では、無料医師職業紹介事業において、9 件の問い合わせがあり、4 件（常勤）が成約、3 件（常勤 1、非常勤 2）が成約見込（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月末まで）となっています。また、病院勤務医師負担軽減対策では、3 病院（3 事業）の取組を支援しています。研修医研修資金貸与制度では、臨床研修医 14 名、専門研修医 1 名に新規貸与を行い、貸与者の累計（平成 26 年 3 月末現在）がそれぞれ 40 名、7 名となっています。寄附講座の設置及び設置支援では、新たに県と三重大学、伊勢市と藤田保健衛生大学との間で寄附講座が開設され、内科やリハビリテーション科の医師が地域の病院へ診療支援（非常勤）を行っています。</p>

②「中長期的な視点に立った取組」では、医師修学資金貸与制度において、貸与者の累計が408名（平成26年3月末現在）に達し、今後段階的に県内で勤務を開始する若手医師の増加が見込まれています。また、臨床研修病院の魅力向上支援では、14病院・団体（17事業）を支援し、研修医の受入環境整備を図りました。地域医療研修センター事業では、紀南病院に加えて、町立南伊勢病院、鳥羽市立神島診療所、同桃取診療所、志摩市立前島診療所の4つを地域医療研修の受入機関とし、連携体制を充実しました。

③ 地域医療支援センター事業では、医師の地域や診療科の偏在解消に向けて、三重大学等関係機関と連携し、医師不足病院を含む県内複数医療機関をローテーションしながら専門医資格を取得できる後期臨床研修プログラムを17の基本診療領域で作成しました。また、医師需給状況調査では、平成23年患者調査における患者1,000人あたり医師数の三重県と全国平均とのギャップについて、今後平成42年（2030年）までに解消する見通しとなるものの、依然として、地域間、診療科目間の医師の偏在が残るとの推計結果となりました。

（地域医療推進課）

(2) 看護職員確保対策

① 平成25年3月末において看護師等養成所から771名の卒業生が輩出され、715名が看護職員として就業し、そのうち566名（79.2%）が県内で就業しました。

また、ナースセンターによる就業相談、斡旋では、登録者933名のうち、417名の就業者を得て、看護職員の復職につながりました。

潜在看護職員の復職研修会においては、19名の参加があり、13名が復職しました。

② 病院内保育所運営補助の24時間対応加算について、8施設（平成24年度5施設）から交付申請があり、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所が増加しました。

新人看護職員の研修体制構築については、新人看護職員の入職のあった約9割の病院において、研修体制が整備され、研修修了者の割合は92.4%となっており、看護職員の離職率も全国平均を下回っています。

（医務国保課）

平成26年度以降（取組予定等）

(1) 医師確保対策

① 医師需給状況調査の結果も踏まえ、必要な見直しを行いながら、今後も「医師不足の影響を当面緩和する取組」と「中長期的な視点に立った取組」を効果的に組み合わせ、医師確保対策を総合的に進めます。

② 三重県地域医療支援センターにおいて作成した、内科・外科等の基本診療領域における後期臨床研修プログラムの募集・運用を開始し、より多くの医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着を進め、医師の地域や診療科の偏在解消につなげていきます。

（地域医療推進課）

(2) 看護職員確保対策

① 看護職員等の就労環境改善に向け、多様な勤務形態の導入や看護補助者の活用などにかかる研修会を開催するとともに、医療機関全体での勤務環境改善を図るため、関係団体等と連携し、取組を進める医療機関に対して、ニーズに応じた相談、専門家派遣等を実施します。

② 看護職員等の離職防止のため、引き続き、多様な保育ニーズにも対応できる病院内保育所設置に向け、施設規模に応じた働きかけを実施していきます。

（医務国保課）

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (がん対策の推進)</p> <p>(3) がんは、昭和56年以降、県内における死因の第1位であり、今後も増加が予想されるため、がんの予防、早期発見から治療、予後に至るそれぞれの段階に応じた「がん対策」を充実させ、がんによる死亡者数の減少に努められたい。</p> <p>また、がんによる死亡者数を減少させるためには、早期発見・早期治療が重要であることから、がんの早期発見につながる「がん検診」について、県民の意識の向上や受診しやすい環境づくりなどに取り組むことにより、受診率の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康づくり課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成25年3月に策定した三重県がん対策戦略プラン第2次改訂に基づき、がんによる死亡者数の減少に向け、NPO・民間企業・団体等と連携してそれぞれの段階に応じた対策を実施しました。</p> <p>① 市町に対し、がん検診と特定健康診断の同時実施を働きかけるとともに、各市町における検診受診率向上に向けた取組に対して補助を行い、創意工夫した個別受診勧奨などがん検診受診率向上に向けた取組が行われました。</p> <p>② がん診療連携拠点病院等において、がん対策の普及啓発を図るための公開講座や乳がん検診を受けるきっかけづくりとしてワンコイン検診を実施しました。</p> <p>③ 県民のがん検診の必要性に関する理解を深めることを目的に、市町、団体等が主催するイベントへのブース出展や、タウン誌へのがん関連情報の掲載、啓発資材の貸出などを行いました。</p> <p>④ がん検診の受診率向上を図るため、民間企業5社と協定を締結しました。締結先企業では、がん検診受診を促進する商品(がん検診受診による預金利率優遇商品)の開発や、「がんを知る展」を企業店舗内で実施しました。</p> <p>⑤ 効果的ながん対策の立案及びがん医療の向上に必要な情報を得るため、地域がん登録の取組を進めました。</p> <p>(2) がん対策の一層の充実を図るため、平成26年4月1日施行に向け、「三重県がん対策推進条例」の制定にかかる取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 市町、医療機関、患者会、企業などと連携を取りながらがん対策を進めました。これまでの取組成果として、平成25年度のがんによる75歳未満年齢調整死亡率は、平成26年以降に確定はしますが、以下の成果がありました。</p> <p>① 県内16か所においてワンコイン検診を実施し、217名が受診しました。</p> <p>② 平成25年度はがん検診、特定健診の同時実施を1市1町が実施しました。また同時実施に向けた働きかけにより、平成26年度は4市5町が実施予定です。</p> <p>③ 地域がん登録については、届出件数16,839件(平成25年度)になりました。</p> <p>(2) がん対策をより一層推進するための「三重県がん対策推進条例」を平成26年4月1日から施行します。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 「三重県がん対策推進条例」に基づき、小中学校などの就学期児童を対象とした早い段階からのがん教育や、企業や団体等、地域の社会資源を活用したがん検診の普及啓発活動、がん患者の就労支援の取組を進めていきます。
- (2) 市町や関係団体等と連携して、特定健診とがん検診の同時実施を促進していきます。
- (3) 医療機関の設備整備を通じ、がん医療体制の充実を図ります。
- (4) 地域がん登録事業について得られた情報を科学的根拠に基づいたがん対策に活用できるよう、データを分析、評価した年報を作成します。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (健康対策の推進)</p> <p>(4) 介護を必要とせず自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間である「健康寿命」を延伸するため、県においては、関係機関と連携して生活習慣病対策など県民の健康づくりに取り組んでいるところである。</p> <p>生活習慣病対策としては、特定健康診査(生活習慣病に関する健康診査)を受診し、生活習慣の改善や病気の早期発見・早期治療に繋げることが効果的であるので、市町、企業等と連携して受診勧奨や受診しやすい環境づくりを進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康づくり課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 特定健診及び特定保健指導受診率の向上を図るため、保健師、管理栄養士など関係職員を対象とした研修会を開催しました。</p> <p>① 特定健診・特定保健指導実践者育成研修会 三重県保険者協議会とともに、関係職員(主に初任者)が特定健診及び特定保健指導を効果的に実施できることを目的に開催しました。</p> <p>② 特定健診・特定保健指導スキルアップ研修会 三重県保険者協議会とともに、関係職員(主に従事者)が具体的な技術の習得や保健指導能力を高めることを目的に開催しました。</p> <p>(2) 市町及び全国健康保険協会が実施する特定健診・特定保健指導が同時実施され、受診率向上が図られるよう、市町担当者と協会けんぽ担当者との意見交換を行いました。</p> <p>(3) 生活習慣病に関する正しい知識の普及を目的に、市町、民間団体等が主催するイベント等へのブース出展を行うなどの啓発活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 関係職員を対象とした研修会の開催</p> <p>① 特定健診・特定保健指導実践者育成研修会の開催 標準的な健診・保健指導プログラムに基づき4日間の研修会を開催し、延べ129名が受講しました。生活習慣病患者(予備群含む)の確実な抽出と保健指導の必要性の理解が進みました。</p> <p>② 特定健診・特定保健指導スキルアップ研修会の開催 糖尿病、特定健診・特定保健指導の評価をテーマに2日間の研修会を開催し、延べ43名が受講しました。特定健診・特定保健指導のスキルが向上しました。</p> <p>(2) 市町及び協会けんぽとの連携を図り、平成26年度の特定健診・特定保健指導の同時実施について3市4町と検討を行った結果、同時実施する市町が平成25年度1市1町から平成26年度4市5町へと増加しました。</p> <p>(3) 啓発活動 市町、民間団体等が実施するイベントに7回参加し、健康クイズの実施や、生活習慣病予防の啓発、特定健診・特定保健指導の受診勧奨を行い、正しい知識の普及や健診の必要性について啓発を行いました。</p> <p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 今後も継続して関係職員のスキルアップを目的とした研修会を開催し、特定健診・特定保健指導の受診率の向上を図り、生活習慣病の予防に取り組みます。</p> <p>(2) 特定健診・特定保健指導の受診率向上を図るため、市町と協会けんぽが実施する特定健診の同時実施の推進に取り組み、その成果について関係機関に対し情報提供を行います。</p> <p>(3) 啓発活動をはじめ、各種取り組みについて三重県保険者協議会、協会けんぽなど関係機関との連携を強化し、さらなる取組の向上をめざします。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (児童虐待の防止と社会的養護の推進)</p> <p>(5) 平成24年度は県内で児童虐待による死亡事例が2件発生した。 こうしたことから、児童虐待の早期発見や未然防止のため、母子保健等の関係機関との連携を強化し、児童虐待対応の一体的な取組を推進するとともに、要保護児童の生活環境の向上や自立支援のための取組を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童虐待の防止</p> <p>平成24年に発生した2件の児童虐待死亡事例に関する「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」による検証での議論を踏まえ、平成25年度に、以下の通り組織体制の強化及び新たな取組を行いました。</p> <p>(組織体制の強化)</p> <p>①子ども・家庭局に「子ども虐待対策監」を新設 ②児童相談センターに「法的対応室」を新設、警察官、弁護士を配置 ③児童相談センターに「市町支援プロジェクトチーム」を新設 ④児童相談所のケースワーカー増員(3名)、保健師増員(6名)</p> <p>(新たな取組等)</p> <p>①児童虐待相談における初期対応の的確性、客観性を高めるためのリスクアセスメントツールの研究開発を行うとともに、本庁一児童相談センター各児童相談所の間で情報共有を行う児童相談記録システムにアセスメントの状況を共有する機能を追加しました。 ②県全体の児童相談対応力の強化には、第一義的窓口である市町の体制強化が不可欠であることから、年度当初に、子ども・家庭局長、子ども虐待対策監等が市町長と体制強化について協議を行いました。 ③平成24年度から取り組んでいる、「児童相談体制強化確認表」をツールとした市町との定期協議を実施し、相談体制の強化項目を定め、具体化に向けた取組を市町とともに進めました。特に、福祉、保健、医療の各分野間の連携強化を図るとともに、アドバイザーを派遣して、要保護児童対策地域協議会の運営強化やケースマネジメントの向上に取り組みました。 ④児童相談所職員研修体系に基づく研修を実施し、専門性の向上を図るとともに、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の検証結果報告を踏まえ、事例検討を中心に職員の意識啓発・能力向上に努めました。 ⑤安心こども基金を活用し、6市町に対して児童相談記録システムの導入補助を行うとともに(システム導入市町数:17)、22市町に対して児童虐待対応巡回用車両の購入補助を行いました。</p> <p>(2) 社会的養護の推進</p> <p>乳児院及び母子生活支援施設の整備を進めるとともに、施設の小規模化、地域分散化、地域支援等家庭的ケアの充実について、乳児院・児童養護施設との協議を行いました。</p> <p>①平成24年度の三重県社会的養護のあり方検討の結果を踏まえ、各乳児院・児童養護施設における家庭的養護推進計画の策定を支援するため、各施設を訪問し、協議を続けてきました。 ②乳児院の創設(1箇所)や母子生活支援施設の整備(1箇所)に補助を行うこととし、工事着手がなされました。 ③平成25年度から3施設(乳児院1、児童養護施設2)に里親支援専門相談員が配置され、里親委託の推進、里親支援の取組を進めました。 ④児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援を実施(学びサポーターを対象児童(延139人)に週1回1時間程度派遣)するとともに、要保護児童の家庭復帰に向けた家族への支援や施設職員の人材育成に取り組みました。</p>

2 取組の成果

(1) 児童虐待の防止

児童相談センターに弁護士、警察官を配置したことにより、法的対応、介入型支援等の強化が図られるとともに、各児童相談所に保健師を配置したことにより、市町の母子保健分野や医療機関との連携強化が図られました。

また、リスクアセスメントツールの研究開発を通じ、児童相談所職員の間で児童の安全確保を第一とする共通理解が進みました。

さらに、定期協議の充実や事例検討会の実施等により、児童相談体制の強化を促し、市町内での児童福祉分野と母子保健分野との連携や市町要保護児童対策地域協議会の運営の強化を図り、児童虐待事例への的確な対応につながるるとともに、警察や教育委員会との連絡会議や実地訓練に市町福祉担当者も加わることで、実践的な対応の理解や各機関間の関係強化につながりました。

(2) 社会的養護の推進

乳児院・児童養護施設の家庭的養護推進計画の策定を支援することにより、三重県社会的養護のあり方検討の結果の実現に一步前進しました。

また、乳児院の創設、母子生活支援施設の整備について工事着手がなされ、ハード面での充実が進みました。(工事完了は平成26年度に繰越見込)

さらに、児童養護施設に入所する児童に対する学習支援の実施により、学力向上のみならず、児童の学習習慣や社会性等の習得等意欲の向上が図られました。

平成26年度以降(取組予定等)

(1) 児童虐待の防止

平成25年度に引き続き、児童相談所の法的対応、介入型支援の強化を図るとともに、児童相談の第一義的窓口である市町の体制強化に向けた支援に取り組みます。

① 児童相談所の対応力強化に向けた取組

児童虐待ケースへの的確な対応を行うため、弁護士など専門人材の活用を図るとともに、初期対応以降の支援を的確に行うため、ニーズアセスメントツールの研究開発に取り組むとともに、NPO等との連携による保育所や学校等での要支援児童のモニタリングを実施します。

② 市町児童相談体制の強化に向けた取組

引き続き市町との定期協議を行い、要保護児童対策地域協議会の運営強化やケースマネジメントの向上等、市町の課題解決の具体化を図るため、アドバイザーの派遣等による支援を行うとともに、市町職員に対する研修の充実を図り、市町職員の人材育成を支援します。

(2) 社会的養護の推進

乳児院・児童養護施設における家庭的養護推進計画を取りまとめ、乳児院・児童養護施設における小規模ケア化や地域分散化等の家庭的養護の推進を図るため、平成27～41年度を計画期間とする「三重県家庭的養護推進計画」を策定します。

また、児童養護施設の整備や児童家庭支援センターの増設を促進するほか、里親委託の推進及び施設における生活環境の向上等家庭的養護体制の充実を進めるとともに、引き続き、児童養護施設入所児童に対する学習支援等に取り組みます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>【緊急課題解決6「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト】 (就労の場の確保と適切な支援)</p> <p>(6) プロジェクトの数値目標である「県の就労支援事業により一般就労した障がい者数」については、福祉・農業・雇用・教育の各分野で就労支援に取り組んだ結果、目標値318人に対し、324人となり、前年度の311人より13人(4.2%)の増となっている。</p> <p>しかし、民間企業における障がい者の実雇用率は1.57%であり、前年より0.06ポイント改善したものの、全国平均の1.69%に達せず、全国45位である。さらに、民間企業における法定雇用率が平成25年4月に1.8%から2.0%へ改定されたことから、引き続き、関係部局や市町とも連携を図りながら、障がい者の就労促進に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>
講じた措置
平成25年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 障がい者の就労促進に向けた各事業の実施にあたって、関係部局が連携して取組を進めるとともに、障がい者支援施策総合推進会議等により全体的な情報の共有を図りました。(県の就労支援事業により一般就労した障がい者数：334人)</p> <p>(2) 施設退所後2年以内に一般就労した障がい者に対し、施設職員による週1回程度の面接・訪問等により、就労の継続に必要な相談支援を行いました。(支援人数：73名)</p> <p>(3) 就労を希望する知的障がい者に対し、障害者居宅介護従事者基礎研修履修のための基礎研修、個別研修、介護施設等における体験実習を行い、就職のために必要な基本的な知識や技能を身につけるための講座を開催しました。(受講者：9名)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 関係部局の連携した取組の結果、障害者優先調達推進法に基づく調達目標を達成するとともに、共同受注窓口を通じた受注の拡大が図られ、福祉分野における就労支援が充実しました。</p> <p>(2) 施設職員の面接・訪問等の支援により、一般就労を継続するのが困難な障がい者の就労促進と就労の定着化が図られました。</p> <p>(3) 研修終了後、障がい者就業・生活支援センターが、就職に向けて個別に支援を行った結果、受講者9名のうち3名が一般就労することができました。</p> <p>(4) プロジェクトの数値目標である「県の就労支援事業により一般就労した障がい者数」については、目標値332人に対し、334人となり、前年度の324人より10人(3.1%)の増となりました。</p>
平成26年度以降(取組予定等)
<p>(1) 「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクトに基づき、就労先の開拓や求職活動の支援、就労後の定着支援等、障がい者の就労支援を行うとともに、新たにステップアップカフェや社会的事業所についても関係部局が連携して取り組みます。</p> <p>(2) 一般就労した障がい者に対して事業所などが支援を行うことにより、就労が継続できるよう、県としても引き続き支援を行います。</p> <p>(3) 障がい者が一般就労できるよう、就職のための必要な基本的な知識や技能を身に付ける研修を実施します。</p> <p>(4) 障がいのある人もない人も「共に働く」、一般就労でも福祉的就労でもない新しい働き方である「社会的事業所」の創業と安定的な運営を支援します。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>【緊急課題解決6「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト】 (福祉分野における就労支援の充実)</p> <p>(7) 「福祉的就労に従事している障がい者の平均工賃月額」については、目標値 13,000 円に対し、12,412 円にとどまっている。</p> <p>福祉的就労に従事している障がい者の安定した収入の確保に向けて、関係部局や市町とも連携を図りながら、福祉的事業所の経営意識の向上や作業改善、商品開発、販路拡大等の支援を進めるとともに、共同受注窓口事業等による受注拡大に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(障がい福祉課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 工賃水準アップにつながる研修会の開催や経営コンサルタント等の派遣などを実施し、福祉事業所における作業内容、工程の見直しを行うことにより工賃の改善を図りました。また、経営コンサルタントと随時連絡会議を行い、進捗状況を確認しながら工賃アップに向けた取組を行いました。</p> <p>(2) 複数の福祉事業所で協働して受注、品質管理等を行うことを目的とした共同受注窓口事業を実施しました。また、共同受注窓口と随時、連絡会議を行い、進捗状況を確認しながら、受注拡大に向けた取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 共同受注窓口と経営コンサルタントが連携し、より事業所のニーズに沿った支援を行い、障がい者の工賃向上に向けた取組を進めました。</p> <p>(2) 障害者優先調達推進法に基づく調達方針を策定し、障害者就労施設等からの調達拡大に向けて環境整備を進めた結果、共同受注窓口の受注（4～12 月実績 18,672 千円）は昨年度の実績を上回りました。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>(1) 福祉事業所における工賃等の更なる向上に向けて、共同受注窓口と事業所との連携・協力体制を一層推進するとともに、事業所自身の自主的な取組を促進します。</p> <p>(2) 障害者就労施設等への発注事例を共有するなど、福祉事業所の受注体制強化と受発注のマッチング促進に取り組めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 母子及び寡婦福祉資金貸付金元利収入等の収入未済額が 504,748,007 円(対前年度比 100.2%)であり、前年度と比べ 758,653 円増加している。全庁的にも「三重県債権管理適正化指針」が策定されたことから、この指針を受け、「健康福祉部所掌未収金対策会議」等で健康福祉部としての未収金対策の見直しを行い、より実効性の高い取組を進め、収入未済額の減少及び今後の発生防止に努められたい。</p> <p>(長寿介護課、障がい福祉課、医務国保課、地域医療推進課、子育て支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「三重県債権管理適正化指針」に基づき、未収金対策の方針を検討するための会議を開催するとともに、具体的な対応策の検討や未収金徴収強化月間の設定など収納促進に取り組みました。</p> <p>① 適切な債権管理事務の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重県債権管理適正化指針」を受け、部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催(5回)、未収金の対策について検討し、督促、納付指導や所在調査の徹底などの方針を決定するとともに、整理・回収の目標を決定し公表しました。 ・ 本庁担当班長、地域機関担当課長を幹事とする「健康福祉部所掌未収金対策会議幹事会」を開催(5回)し、未収金の発生防止等の未収金対策について検討しました。 ・ 12月に未収金徴収強化月間を設け、積極的に収納促進に取り組みました。 <p>② 未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>③ 母子寡婦福祉資金貸付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付申請時での厳正な審査と口座振替の推進 <p>本人をはじめ、児童などの連帯借受人や連帯保証人等の関係者の返済意思を確認するとともに、返済計画への指導を行うなど厳正な審査に努めました。また、口座振替の推進を行いました。</p> ・ 償還指導員等による収納の推進 <p>早期の滞納者への催告が極めて重要であることから、対象者のリストアップを行い、早期の滞納者に対する電話、文書による督促などを行いました。</p> ・ 民間債権回収会社への委託 <p>時間が経過した滞納案件の収納促進を図るため、回収業務の一部を民間債権回収会社に引き続き委託し、連帯保証人や連帯借受人へと請求対象を拡大しました。</p> ・ 業務システムの構築 <p>収納状況をリアルタイムで確認できるようにするなど、業務を効率化するとともに、未収金対策を強化するため、平成26年4月稼働に向け、業務システムの構築を行いました。</p> <p>④ その他</p> <p>関係所属の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、振込専用口座を設け、県外等在住者の収納を促進しました。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版(英語、スペイン語、ポルトガル語)を活用しました。</p>
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、今後の未収金対策についての方針を決定しました。平成25年度は督促状の送付期日の徹底や滞納整理台帳の整備の徹底を行いました。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員は延べ705人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に1,886千円を収納しました。</p> <p>(3) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金管理の成果として、平成24年度の現年度徴収率は81.18%、過年度徴収率は8.91%だったところ、平成26年3月末現在で現年度徴収率82.49%、過年度徴収率8.90%となりました。</p>

また、口座振替率は、73.2%となりました。

- (4) 母子寡婦福祉資金貸付金の民間債権回収会社への委託については、9,449,558円を徴収し、対象債権に対する回収率は8.45%となりました。
- (5) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果46,726千円を収納しました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」で決定した今後の未収金対策についての方針と、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」「三重県公債権の徴収に関する条例」を踏まえ、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員を引き続き配置し、訪問徴収の強化に努めます。
- (3) 未収金担当者会議や意見交換会等を行い、債権管理の適正な執行を周知徹底します。
- (4) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。
- (5) 母子寡婦福祉資金貸付金は、平成26年4月から業務システムが本格稼働します。収納状況がリアルタイムで確認できるようになることから、早期滞納者への督促等に効率的に取り組めます。

部局名 健康福祉部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 国庫支出金の受入を失念し、受入が翌年度になった。 (薬務感染症対策課)</p> <p>(2) 児童扶養手当返還金に係る督促状の発付が遅延していた。 (子育て支援課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 国庫支出金の受入ができなかったことから発生した平成 24 年度の歳入不足の対応については、決算処理において県費を充当しました。</p> <p>また、国費の交付決定に係る収入調定について、事業課内でのチェック体制について改めて点検するとともに、健康福祉総務課で部全体の受入管理を行い、国費受入事務が適切に行われるよう改善しました。</p> <p>(2) 児童扶養手当返還金等の状況を把握するとともに複数担当者によるチェック等を行い、滞納する案件となった場合は、遅延しないよう適切に督促状の発付を行いました。</p> <p>(3) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 再発防止に向けた改善取り組みを徹底し、適切に受入事務を行いました。</p> <p>(2) チェック体制等の強化により適切な会計事務を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 再発防止に向けた改善取り組みを徹底し、適切な国庫支出金の受入事務を行います。</p> <p>(2) 複数担当者によるチェック等引き続き適切な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が 150,190,077 円（対前年度比 99.9%）あり、前年度と比べて 209,401 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、北勢福祉事務所、多気度会福祉事務所、紀北福祉事務所、紀南福祉事務所、児童相談センター、国児学園、草の実りハビリテーションセンター、小児心療センターあすなる学園）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「三重県債権管理適正化指針」に基づき、未収金対策などの会議を開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、収納促進に取り組みました。</p> <p>(1) 適切な債権管理事務の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「三重県債権管理適正化指針」を受け、部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催（5回）、未収金の対策について検討し、督促、納付指導や所在調査の徹底などの方針を決定するとともに、整理・回収の目標を決定し公表しました。 ・ 本庁担当班長、地域機関担当課長を幹事とする「健康福祉部所掌未収金対策会議幹事会」を開催（5回）し、未収金の発生防止等の未収金対策について検討しました。 ・ 12月に未収金徴収強化月間を設け、積極的に収納促進に取り組みました。 <p>(2) 本庁に配置した未収債権管理事務嘱託員による収納の促進</p> <p>滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握を行いました。</p> <p>(3) 関係地域機関の担当職員を出納員に任命し、現金收受を可能とすることで訪問徴収を推進するとともに、県外等在住者の収納を促進するため、一部の機関に振込専用口座を設けています。</p> <p>また、外国人に向け、督促状等の外国語版（英語、スペイン語、ポルトガル語）を活用しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、今後の未収金対策についての方針を決定しました。平成 25 年度は督促状の送付期日の徹底や滞納整理台帳の整備の徹底を行いました。</p> <p>(2) 未収債権管理事務嘱託員は延べ146人に対し、自宅等への訪問を行った結果、訪問時に176千円を収納しました。</p> <p>(3) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 8,818 千円を収納しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 「健康福祉部所掌未収金対策会議」で決定した今後の未収金対策についての方針と、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」「三重県公債権の徴収に関する条例」を踏まえ、未収金の適切な回収・整理による管理を行います。</p> <p>(2) 本庁に配置された未収債権管理事務嘱託員とともに、電話督促、訪問徴収の強化に努めます。</p> <p>(3) 「健康福祉部所掌未収金対策会議幹事会」を通じ、債権管理の適切な執行等を周知徹底します。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金納付された情報公開文書複写料の収納日を誤って登録しているものがあつた。 (熊野保健所)</p> <p>(2) 生活保護費返還金に係る督促状の発付が行われていないものがあつた。 (多気度会福祉事務所)</p> <p>(3) 過年度分の滞納整理の記録の一部が台帳に整理されていなかった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県指定金融機関の営業時間外に現金を受入れた場合の処理については、翌日以降に指定金融機関で収納することになっていることから、指定金融機関への収納日に会計処理を行うよう改めるとともに、複数の職員による会計処理の確認を徹底しました。</p> <p>(2) 今年度は、生活保護費返還金等の状況を把握し、債権関係課職員と連携して納付指導を行いました。また、納期限までに収納が困難な債権者には分納誓約書を徴収し適切に納付するよう徹底しました。</p> <p>(3) 毎月初めに収入未済額の納付の確認を行い文書催告を行います。その際に必ず滞納整理台帳に記録するようにしました。</p> <p>(4) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 現金収納の業務の改善を行った結果、会計処理の誤りは発生していません。</p> <p>(2) 滞納する案件となった場合は、督促状を発付しました。</p> <p>(3) 滞納整理台帳に確実に記録できました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 金融機関の営業時間外に受け入れた現金の収納について、適切な会計処理に努めます。</p> <p>(2) 督促状の発行について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項及び同法施行令第 171 条、並びに健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱第 4 条に基づき、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(3) 滞納整理にかかる台帳整備について、整理もれがないように、適切な事務処理を行うよう努めます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 【看護職員等業務従事者届データ入力・クロス集計業務委託】	
・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。	(健康福祉総務課)
(2) 【医師・歯科医師・薬剤師届出票等発送準備業務】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(健康福祉総務課)
(3) 【小児夜間医療・健康電話相談事業委託】	
・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。	(地域医療推進課)
(4) 【三重県 DV 被害者メンタルケア事業委託】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(子育て支援課)
(5) 【児童養護施設入所児童への学習支援業務委託】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。	(子育て支援課)
(6) 【ISO9001：2008QMS 更新審査業務】	
・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(松阪食肉衛生検査所)
(7) 【空調設備点検保守業務委託】	
・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。	(松阪食肉衛生検査所)
(8) 【CAP 児童養護施設プログラム実施委託】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(児童相談センター)
(9) 【三重県児童相談センター建築設備定期点検業務委託】	
・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。	
・契約書に定めた履行確認の通知がされていなかった。	(児童相談センター)
(10) 【児童相談所児童記録システム再構築委託業務】	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	(児童相談センター)
(11) 【エレベーター保守点検業務】	
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。	
・契約書に監督及び検査についての記載がされていなかった。	(保健環境研究所)
(12) 【浄化槽汚泥引抜き業務委託】	
・契約書が作成されていなかった。	(女性相談所)
(13) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】	
・業務完了報告書が提出されていなかった。	(女性相談所)
(14) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】	
・予定価格の設定にあたり、金額を税抜き価格で設定していた。	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。	
・契約伺い及び契約書に三重県暴力団排除条例施行に伴う仕様書特記事項が記載されていなかった。	(国児学園)
(15) 【構内交換電話設備保守点検業務委託】	
・予定価格の設定にあたり、金額を税抜き価格で設定していた。	
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。	
・契約伺い及び契約書に三重県暴力団排除条例施行に伴う仕様書特記事項が記載されていなかった。	
・「三重県公共工事等暴力団等排除措置要項」が綴じられたままの契約書で契約を交わしていた。	(国児学園)
(16) 【自家用電気工作物保守管理業務委託】	

- ・ 予定価格の設定にあたり、金額を税抜き価格で設定していた。
- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・ 執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。
- ・ 契約伺いに前金払いによる支払方法についての記載がされていなかった。
- ・ 支出負担行為書に予定価格金額が誤って記載されていた。

(国児学園)

(17) 【医療事務業務】

- ・ 仕様書に記載された勤務環境が確保されていなかった。(草の実リハビリテーションセンター)

(18) 【診療応援受託】

- ・ 執行伺いに随意契約の根拠及び理由が記載されていなかった。
- ・ 予定価格が設定されていなかった。
- ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・ 執行伺い及び契約伺いに契約方法、予算額、支出科目が記載されていなかった。
- ・ 契約伺いに見積書が添付されていなかった。
- ・ 契約書に暴力団等不当介入時における受託業者の対応についての記載がされていなかった。
- ・ 契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。

(小児心療センターあすなろ学園)

(19) 【自家用電気工作物保安業務】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。

(小児心療センターあすなろ学園)

(20) 【構内電話交換機保守点検業務】

- ・ 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。

(小児心療センターあすなろ学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) (2) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
また、複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。
- (3) 所属内で三重県出納局検査要領の内容を確認し、適切な事務処理について意識の共有を図りました。
- (4) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (5) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
個人情報の安全管理にかかる責任体制や個人情報保護責任者等については、書面での報告を行うよう周知徹底しました。
- (6) (7) 予定価格の積算根拠を明確にし、執行伺いに記載しました。
出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (8) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (9) 契約内容の確認と遵守を徹底するとともに、提出漏れの防止に努めました。
- (10) 出納局事前検査について、関係職員に注意喚起を行うとともに、適切な事務処理方法を周知しました。
- (11) 契約書に記載すべき事項の漏れがないよう、関係職員に注意喚起を行うとともに、複数の職員で確認するようチェック体制を強化しました。
- (12) 作成することが望ましいとされている契約書であったため作成していませんでしたが、平成 25 年度は三重県会計規則に基づき、適切な会計事務を徹底しました。
- (13) 履行確認の際、契約書に記載された方法を執っていないため、契約内容の確認を行うとともにその内容を遵守するよう徹底しました。
- (14) (15) (16) 今後の契約では、予定価格は税込金額で記載するようにしました。契約にあたっては、執行伺を作成のうえ、事前検査の要否を確認して必要なものについては出納局の事前検査を受けるようにしました。契約伺い及び契約書については、三重県暴力団排除条例施行に伴う仕様書特記事項など必要事項が漏れてないかよく確認し、適正な内容の契約書を作成するように努めました。また、財務帳票についても、記載事項を誤ることのないよう所属内のチェック体制を強化し

て確認を行いました。

- (17) 仕様書に記載された勤務環境について、委託業者とともに再度確認を行い、確保されていなかったことについて指導しました。
- (18) 執行伺い、契約伺いのチェック体制の強化に取り組みました。
- (19) (20) 執行伺いにおいて予定価格の積算根拠を明確にするように取り組みました。
- (21) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。

2 取組の成果

- (1) (2) チェック体制の強化等により、適切な会計事務を行いました。
- (3) 所属内で事前検査についての認識が高まり、複数の職員が確認を行うことにより、適切な事務処理を行いました。
- (4) 25年度は、すべての対象となる契約で事前検査を受けました。
- (5) 25年度は、執行伺い決裁後の出納局事前検査、契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告を適切に処理しました。
- (6) (7) (8) (10) (12) 三重県会計規則に基づき適切に会計事務を執行しました。
- (9) 適切な契約事務を行いました。
- (11) 平成25年度の契約書には、「契約保証金」「検査等」の項目を追加して記載しました。
- (13) 契約内容の確認とその内容の遵守が徹底されました。
- (14) (15) (16) 予定価格は税込金額で記載するようにしました。契約にあたっては執行伺いを作成し、必要なものについては出納局の事前検査を受け、適切な契約事務を行いました。また、契約伺いや契約書の内容、財務帳票の記載事項についても、誤りや漏れがないよう十分な確認を行いました。
- (17) 仕様書に記載された適切な勤務環境が確保されました。
- (18) (19) (20) 上記取組により、一層適切な会計事務を行いました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 年度当初に当該事務を行うものに対して、適切な事務処理方法を周知します。
引き続き複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。
- (3) (4) (5) 事前検査について、引き続き適切な事務処理が行われるよう留意するとともに、複数の職員が確認を行うことにより、適切な事務処理を行います。
- (6) (7) 予定価格の積算根拠の明確化について、適切な会計処理の徹底を図っていきます。
- (8) (10) 事前検査について、適切な事務処理が行われるよう留意し適切な事務処理を行っていきます。
- (9) (11) 適切な契約事務の執行に努めていきます。
- (12) 三重県会計規則に基づき適切に会計事務を執行します。
- (13) 適切な契約事務の執行に努めます。
- (14) (15) (16) 三重県会計規則等に基づき、適切な契約事務の執行に努めます。
- (17) 仕様書に基づいた適切な勤務環境の確保に努めます。
- (18) (19) (20) 適切な事務処理を行うよう努めていきます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【更生保護施設整備補助金】 ・ 交付要綱要領等に軽微な変更の範囲が規定されていなかった。 (地域福祉課)</p> <p>(2) 【民生委員組織活動費補助金】 ・ 交付要綱要領等に軽微な変更の範囲が規定されていなかった。 ・ 交付要綱要領等に事前着手を認める補助対象が明記されていなかった。 (地域福祉課)</p> <p>(3) 【児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金】 ・ 交付要領等に事前着手を認めることが明記されていないが、事前着手が行われているものがあった。 ・ 履行確認書に履行を確認した日の記載がないものがあった。 (子育て支援課)</p> <p>(4) 【民生委員組織活動費補助金】 ・ 交付要領等に基づく、変更承認申請書が提出されていなかった。 ・ 履行の確認(精算行為)が年度末までに完了していなかった。 (紀南福祉事務所)</p> <p>(5) 【三重県里親賠償責任保険補助金】 ・ 補助金実績報告書が提出されていなかった。 (児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 更生保護施設整備補助金は平成 24 年度をもって廃止しました。</p> <p>(2) 補助金交付要領に軽微な変更の範囲を規定しました。 また、補助金交付要領に事前着手を認める補助対象を明記しました。</p> <p>(3) 平成 25 年度においては早期の交付決定を行うとともに事業の実施確認について、チェック体制を強化しました。</p> <p>(4) 実績報告書類、変更届等の確認を徹底するとともに、交付要領の改正(履行確認の年度内完了)について本庁所管課と調整し改正しました。</p> <p>(5) 補助金実績報告書を徴取しました。</p> <p>(6) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(2) 補助金交付要領の改正を行い、軽微な変更の範囲を規定するとともに事前着手を認める補助対象を明記し適切に事務を執行できました。</p> <p>(3) 早期の交付決定とチェック体制の強化により適切に事務を執行しました。</p> <p>(4) 補助金事業について、事業内容に変更があった場合は変更承認申請の提出を指導するとともに、年度内の履行確認を徹底することで適切に事務を執行しました。</p> <p>(5) 三重県会計規則に基づき適切に会計事務を執行しました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(2) 改正後の補助金交付要領に基づき、適切に補助金事業を実施します。</p> <p>(3) 三重県児童福祉関係施設耐震診断事業費補助金交付要領に即した事務が執行されるよう、市町を指導するとともに、適切な事務処理に努めます。</p> <p>(4) 民生委員組織活動費補助金交付要領に基づく適切な補助金事務を行います。</p> <p>(5) 実績報告の手續について三重県会計規則に基づき、適切な会計事務に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【重症障害児・肢体不自由児等看護師講習会】 ・復命書等に用務時間が記載されていなかった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(2) 【第3回日本歯科衛生教育学会】 ・復命書が作成されていなかった。 (公衆衛生学院)</p> <p>(3) 【(社)日本自閉症協会第22回全国大会 in ほっかい】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (小児心療センターあすなる学園)</p> <p>(4) 【日本看護学会精神看護】 ・復命書等に用務時間が記載されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (小児心療センターあすなる学園)</p> <p>(5) 【日本LD学会】 ・復命書等に用務時間が記載されていなかった。 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (小児心療センターあすなる学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に対し、復命書の記載方法について周知を行い、復命書に用務時間を記載するようにしました。</p> <p>(2) 未作成であった復命書を旅行者に作成させるとともに、復命書作成について徹底しました。</p> <p>(3) (4) (5) 全職員に対して、復命書の件名等を総合文書管理システムへ登録するとともに、総合文書管理システムで復命書の決裁を行うよう徹底しました。</p> <p>(4) (5) 早朝発、夜間着、宿泊をとまなう出張については、復命書等で用務時間が確認できるように周知を図りました。</p> <p>(6) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (4) (5) 適切に復命書に記載することが出来ました。</p> <p>(2) 復命書作成に関する職員の意識が改まったことと、未作成にかかるチェック体制ができました。</p> <p>(3) (4) (5) 総合文書管理システムでの復命書の作成が徹底されました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 適切な復命書の記載に努めます。</p> <p>(2) 復命書作成に関しては適切な事務処理に努めていきます。</p> <p>(3) (4) (5) 適切な事務処理に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入</p> <p>(1) 支出命令書に納品書が添付されていないものがあった。 (国児学園)</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」にかかるローテーション表を作成していたものの、一部の物品等購入に際して活用されていなかった。 (国児学園)</p> <p>(3) 支払いが遅延しているものがあった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 納品書の添付を必ず確認するようにしました。</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」の趣旨に沿った偏りのない発注ができるように徹底しました。</p> <p>(3) 請求書の受領後、速やかに支払処理を行うようにしました。</p> <p>(4) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 納品書の添付を徹底することができました。</p> <p>(2) ローテーション表を活用した発注ができるようになりました。</p> <p>(3) 支払遅延がなくなりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 納品書の添付漏れがないように注意し、適切な会計事務の執行に努めます。</p> <p>(2) 「三重県少額物品・役務等調達基準」の趣旨に沿った偏りのない発注に努めます。</p> <p>(3) 適正な事務処理に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 保健福祉業務手当について、従事しなかった日の総務事務システムへの実績入力が行われていないものがあった。 <p style="text-align: right;">(国児学園)</p>
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 保健福祉業務手当にかかる業務に従事しなかった日の総務事務システムへの報告について、職員に入力漏れがないよう周知徹底するとともに、入力漏れがあった場合でも早期に発見して呼びかけ等の対処ができるよう、所属内のチェック体制の強化に取り組みました。 (2) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。 2 取組の成果 (1) 保健福祉業務手当にかかる業務に従事しなかった日の総務事務システムへの実績入力の漏れをなくすことができました。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> (1) 機会あるごとに職員に総務事務システムへの入力について呼びかけることで入力の徹底を図るとともに、所属におけるチェック体制も継続して入力の確認に努めます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財務管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) (2) 一部の備品が所在不明となっていた。 (健康福祉総務課、長寿介護課)</p> <p>(3) 公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていないものがあった。 (障がい福祉課)</p> <p>(4) 財務会計システムの登録情報と実際の状態が一致していないものがあった。 (子育て支援課)</p> <p>(5) 公有財産の異動報告について、所属で決裁を受けずに報告していた。 (児童相談センター)</p> <p>(6) 行政財産の目的外使用許可に係る管財課長への報告がされていなかった。 (児童相談センター)</p> <p>(7) 廃棄済みの物品が台帳から削除されていなかった。 (草の実りハビリテーションセンター)</p> <p>(8) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (公衆衛生学院)</p> <p>(9) 公有財産の使用許可に係る管財課長への報告が遅延していた。 (小児心療センターあすなろ学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) 台帳を適切に整理しました。</p> <p>(3) 一部保存方法がよくない公有財産使用貸付台帳を適切に保存しました。</p> <p>(4) 備品の登録情報を修正しました。</p> <p>(5) 異動報告の決裁を受けました。</p> <p>(6) 公有財産規則第 37 条及び行政財産の使用を許可する場合の取扱要領 13 の規定により、管財課長への報告を行いました。</p> <p>(7) 不用物品の廃棄後、速やかに台帳から削除するようにしました。</p> <p>(8) 速やかに当該備品に標示票を再発行して貼付しました。</p> <p>(9) 使用許可と同時に管財課への報告の決裁を行うようにしました。</p> <p>(10) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (4) 担当者が、再度点検確認を実施することにより、台帳と備品の整合を図りました。</p> <p>(3) 当課における公有財産使用貸付台帳をすべて適切に保存することができました。</p> <p>(5) 異動報告について適切な取扱いを行いました。</p> <p>(6) 公有財産の目的外使用に関して、適切な取扱いを行いました。</p> <p>(7) 適切に物品管理が行われるようになりました。</p> <p>(8) 館内にある備品すべての現品照合を行い適切に備品管理を行えるようにしました。</p> <p>(9) 使用許可後、速やかに管財課へ報告を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) (2) (3) (4) 適切な財産管理に努めます。</p> <p>(5) (6) 適切な事務処理に努めます。</p> <p>(7) 適切な物品管理に努めます。</p> <p>(8) 備品の適切な事務処理と管理に努めます。</p> <p>(9) 適切な公有財産にかかる事務処理に努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財務管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 148,653 円） (子どもの育ち推進課)</p> <p>(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 120,363 円） (伊勢保健所)</p> <p>(3) 公用車の損傷（修理代 131,145 円） (児童相談センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所属内のミーティング等で公用車運転時の安全確認について注意喚起しました。</p> <p>(2) 所属内のミーティング等の機会を通じて、机周りの整理整頓、パソコンの蓋閉じ等、公有財産の取扱いについて注意喚起しました。</p> <p>(3) 公用車の損傷事案が発生したため、全職員に児童相談センター所長から、交通安全の注意喚起の指導を行いました。</p> <p>H25. 5. 1 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>H25. 6. 14 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>H25. 7. 2 全職員に交通安全の注意喚起および事故発生時の対応について周知</p> <p>H25. 12. 27 全職員に交通安全対策の徹底を指示</p> <p>室長・所長会において、年末年始等の節目に交通安全の注意喚起を行い、公用車の適切な管理取り扱いについて意識の高揚を図りました。</p> <p>(4) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の公用車運転時の危機管理意識が高まりました。</p> <p>(2) 職員の公有財産の管理意識が高まり、適切な財産管理が行われています。</p> <p>(3) 交通事故防止に対する職員への注意喚起を行い、公用車の適切な管理、取り扱いについて意識を高めることができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 所属内のミーティング等で職員に対し、公用車運転時の注意喚起を行っていきます。</p> <p>(2) 職員が常に適切な備品の管理意識を持ち、互いに注意し合うことにより再発防止に努めます。</p> <p>(3) 安全運転をこころがけ、交通事故防止を周知徹底し、適切な公用車の管理及び取り扱いに努めます。</p>

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 金品亡失報告書の提出が遅延していた。 (医務国保課)</p> <p>(2) 資金前渡交付伺の検査（履行確認）欄に検査年月日の記載がないものがあった。 (子育て支援課)</p> <p>(3) 資金前渡された現金の一部が、1月以上手元で保管されていた。 (国児学園)</p> <p>(4) 資金前渡交付伺が行われていないものがあった。 (国児学園)</p> <p>(5) 金庫の管理が不十分であった。 (国児学園)</p> <p>(6) 支出事務等において、チェック体制が機能していないことによる不適切な事案が散見された。 (国児学園)</p> <p>(7) 資金前渡に係る歳出戻入について、返納期限までに返納されていなかった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(8) 公文書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (草の実リハビリテーションセンター)</p> <p>(9) 消耗品費の支払い方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (小児心療センターあすなろ学園)</p> <p>(10) 負担金の支出日の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (小児心療センターあすなろ学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 金品亡失報告の手続きについて周知徹底を行い、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 資金前渡にかかる事務処理についての確認を徹底し、不備のないよう事務処理を行いました。</p> <p>(3) 現金は支払う必要のある日に必要な金額だけを支出するようにして現金を手元で保管する期間を必要最小限にするとともに、請求書払いができる経費については請求書による口座振替で支出することによって、極力現金の取り扱いを減らすようにしました。</p> <p>(4) 資金前渡交付伺の作成を徹底しました。</p> <p>(5) 常時資金を各寮で保管するための金庫を購入して手持ち現金の適切な管理に努めました。また、金庫の鍵の掛け忘れがないようにしました。</p> <p>(6) 複数職員での確認を徹底することによってチェック体制を強化し、支出事務等における不適切な事案をなくすよう努めました。</p> <p>(7) 速やかに歳出戻入の処理を行うようにしました。</p> <p>(8) 総合文書管理システムで起案するように職員に周知しました。</p> <p>(9)(10) 決裁過程においてチェックを徹底するよう再確認を行いました。</p> <p>(11) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員の公有財産の管理や金品亡失に関する適切な事務処理を徹底しました。</p> <p>(2) 資金前渡にかかる事務処理について、適切に実施しました。</p> <p>(3) 現金を手元で保管する期間と金額を減らすことができました。</p> <p>(4) 資金前渡交付伺の作成を徹底することができました。</p> <p>(5) 金庫や常時資金を適切に管理できるようになりました。</p> <p>(6) チェック体制の強化により、適切な支出事務等を行えるようになりました。</p> <p>(7) 返納期限内に返納できるようになりました。</p> <p>(8) 総合文書管理システムで起案するようになり、公文書の件名の登録漏れがなくなりました。</p> <p>(9)(10) 適切な事務処理を行うことができました。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 年度当初に、適切な事務処理について徹底を行うなど、職員に対して意識の向上を図り、再発防止に努めていきます。
- (2) 資金前渡の取扱いについて適切な事務処理に努めます。
- (3) 現金を手元で保管する期間と金額を減らすよう努めます。
- (4) 資金前渡交付伺いの作成を徹底し、適切な会計事務の執行に努めます。
- (5) 金庫の適切管理に努めます。
- (6) 複数職員での確認を徹底するチェック体制を維持し、適切な支出事務等の執行に努めます。
- (7) 資金前渡の取扱いについて適切な事務処理に努めます。
- (8) 総合文書管理システムに登録するように努めます。
- (9) (10) 支払事務について適切な事務処理を行うよう努めます。

部局名 健康福祉部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 人身事故 (桑名保健所) (2) 物損事故 (松阪保健所) (3) 自損事故 (北勢福祉事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 所内課長会議の場での徹底や職員へのメール等を通じて、職員に対し、安全運転、法令遵守等を働きかけました。 桑名地域防災総合事務所が主催する「安全運転講習会」に参加し、交通安全意識を高めました。</p> <p>(2) 公用車による交通事故の当事者である職員に対し、安全運転意識向上を図るため交通安全研修会を受講させました。また、全職員に安全運転啓発資料を回覧して注意喚起を行い、公用車の損傷の再発防止に努めています。</p> <p>(3) 職員に事故多発箇所など危険場所の周知徹底を行うとともに、交通安全研修に出席させ、交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>(4) 部の対応として、本庁課長会議、地域機関長会議の場で発生した交通事故の原因について共有するとともに交通安全意識の向上を図りました。</p> <p>(5) また、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 交通事故防止に対する職員への注意喚起を行い、県有財産の適切な管理、取り扱いについての意識を高めました。</p> <p>(3) 平成 25 年度四日市庁舎交通安全研修への参加者 5名</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 所内課長会議の場での徹底や交通安全に関するチラシ、リーフレット類の供覧、また、メール等にて、職員に対し交通安全意識の高揚を図っていきます。 職員に交通安全講習会等への参加を働きかけていきます。</p> <p>(2) 全職員に注意喚起を行い、事故の防止に努めます。</p> <p>(3) 危険な場所（ゾーン）の周知と、交通安全研修への参加に取り組んでいきます。</p>

部局名 健康福祉部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) その他</p> <p>(1)平成19年度から平成21年度に施術者から申請があった生活保護法等に基づく施術者の指定申請のうち、15件が平成24年度まで処理されていなかった。 事務処理について担当者以外の者が把握できる仕組みとなっていなかったことによるものであり、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(地域福祉課)</p> <p>(2)個人情報等の記載された電子ファイルを誤ってメールに添付して送信し、個人情報の流出が発生した。 メールの送信前に確認等を怠ったためであり、個人情報の管理について、職員に対し周知徹底を図り、再発防止に努められたい。(地域福祉課)</p> <p>(3)地域機関において、小児慢性特定疾患医療受診券及び特定疾患医療受給者証に係る月額自己負担限度額の認定を誤った事案があった。 生計中心者の所得課税額の算定を誤ったことによるものであり、再発防止に向け、地域機関に対し、チェック体制の強化及び適正な事務処理について指導されたい。(健康づくり課)</p> <p>(4)(5)(6)特定疾患医療受給者証に係る月額自己負担限度額の認定を誤っていた。 生計中心者の所得課税額の算定を誤ったことによるものであり、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(桑名保健所、鈴鹿保健所、伊勢保健所)</p> <p>(7)小児慢性特定疾患医療受診券及び特定疾患医療受給者証に係る月額自己負担限度額の認定を誤っていた。 生計中心者の所得課税額の算定を誤ったことによるものであり、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。(尾鷲保健所)</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 施術者、医療機関、介護機関の生活保護法による指定にかかる申請受付簿を作成し、申請書が提出されたら受付簿に記入した上で、担当者以外の者が確認印を押して確認するようにしました。 また、処理経過を受付簿に記入することにより、処理状況を常時誰でもチェックできるような体制を取りました。</p> <p>(2) 職員に対し、三重県個人情報保護条例を始め、三重県個人情報適正管理指針、職員のためのセキュリティ5ヶ条に基づき、以下のことについて周知徹底するなど、電子メール送信時の個人情報流出防止に向けた対策を行いました。</p> <p>①パスワード保護された電子フォルダから、ファイルを出さないこと。</p> <p>②各ファイルにも、パスワード保護を行うこと。</p> <p>③電子メール送信時には、宛先、添付文書等に誤りがないか今一度確認すること。(場合によってはテスト配信すること)</p> <p>④個人情報を含む「特A」ファイルのファイル名に「特A」又は「取扱注意」等の文言を文頭に入れ、視覚的に明確にすること。</p> <p>⑤個人情報を含むファイル等のパスワードは定期的に変更すること。</p> <p>⑥個人情報を含むファイルは、アクセスできる者を限定した共有フォルダ等で管理すること。</p> <p>(3) 厚生労働省から配付された税額計算シートについて、入力誤りを防止するよう改良し再配付しました。また、担当者会議の中で研修を行い、事業担当者だけでなく、担当課長等も含めて税額計算シートの使い方を改めて確認しました。同時に、保健所においては、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>(4)(5)(6) 所得税課税額算定シートのセキュリティが保てるようにファイルを改編しその使用を徹底しました。 申請書類のチェックを複数人に増やし、チェック体制を強化しました。</p> <p>(7) 生計中心者の所得課税額の算定シートを改良し、入力の誤りが生じないよう工夫するとともに決裁時もチェックしやすくして、以降の申請分の月額自己負担限度額の認定に誤りが生じないように事務の流れを改善しました。 全員参加の課内勉強会を開催して、申請事務手順と再発防止対策の確認を行いました。</p>

所内危機管理意識向上研修を開催し、危機事案の発生要因や再発防止対策について話し合い、危機管理意識の向上を図りました。

- (8) 上記による各所属における改善のほか、部の対応として、部長名で部内各所属長に対し文書通知し、今回の不適切な事案を共有するとともに、適切な事務処理について徹底するよう周知しました。

2 取組の成果

- (1) 生活保護法による指定にかかる受付・処理状況を申請受付簿により班長等が逐次確認しており以後、未処理案件は発生していません。
- (2) 個人情報保護について職員の意識が高まるとともに、個人情報の適正な管理が徹底されました。
- (3) 税額計算シートの使い方や注意点を改めて確認し、チェック体制を強化した結果、以降において誤りは発生しておりません。
- (4) (5) (6) チェック体制の強化を行い、適切な特定疾患医療受給者証に係る月額自己負担限度額の認定を行いました。
- (7) 適切な月額自己負担限度額の認定を行いました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 申請受付簿により受付・処理状況を班全体で進行管理する体制を継続していきます。
- (2) 個人情報の適切な管理について、引き続き職員への周知徹底を図ります。
- (3) 担当者会議などの機会を捉えて確認を行い、再発防止に努めます。
- (4) (5) (6) 複数職員によるチェック体制を整え、適切な事務処理に努めます。
- (7) 年度当初に課内勉強会を開催し、課内全員で申請事務手順を確認して、再発防止対策の徹底を図ります。

部局名 環境生活部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (「協創」による博物館づくりと文化交流ゾーンの形成) (1) 平成 26 年春に開館する新県立博物館は、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念に掲げていることから、県民との「協創」により魅力的な博物館となるよう努められたい。 また、新県立博物館の整備を契機として三重県の文化の中核的な拠点となる文化交流ゾーンの各施設(図書館、博物館、美術館及び三重県総合文化センター)が連携し、より多くの県民が多様な文化活動にふれ親しみ参画する場となるよう努められたい。 (文化振興課、新博物館整備推進プロジェクトチーム)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 新県立博物館は、「ともに考え、活動し、成長する博物館」をめざしており、県民・利用者の皆さんとともに進める協創による取組として4つの重点的取組テーマを設定し、展開しています。</p> <p>① 参画のしくみづくり 県民・利用者の皆さんが、一人ひとりの状況に応じて博物館の活動や運営に関わることができるよう多様な参画の機会を設けており、みんなで作る博物館会議やみんなで作る博物館会議「こども会議」を開催し、博物館の活動や運営に対するご意見をいただきました。また、新県立博物館の外壁に好きな絵や文字を描いたタイルを貼り付ける「思い出ミュージアム」や基本展示室に展示するマイワシの大群をつくる「いわしプロジェクト」を展開し、多くの皆さんに参加いただきました。</p> <p>② 連携が進む環境づくり 県内外の博物館、大学などの高等教育機関、学校など多様な主体との連携を進めるため、三重大学や皇學館大学とは相互協力協定を締結するとともに、県内博物館が参加する「三重県博物館協会」の事務局を担い、東海三県博物館協会研究交流会を開催しました。</p> <p>③ 評価と改善のしくみづくり 博物館の活動や運営の成果を県民・利用者をはじめ、博物館に関わる人がみんなで振り返り、確認することにより、次に生かし、活動や運営をより充実したものに高めていけるようなしくみを設けるため、博物館評価の専門家と定期的に意見交換を行いました。</p> <p>④ 魅力的で使いやすい博物館づくり より多くの人が興味を持って、来館し、リピーターとなるような魅力的な博物館とするため、障がい者団体と意見交換を行うとともに、三重県立博物館サポートスタッフの皆さんと立ち上げたユニバーサル・ミュージアムの理念を実現するための研究・実践を行うグループが、開館に向けた準備を進めました。 (新博物館整備推進プロジェクトチーム)</p> <p>(2) 文化交流ゾーン構成施設による連携事業等の実施 新県立博物館の開館を平成 26 年に控え、また、伊勢神宮の遷宮を機に伊勢地域への注目が高まることから、文化交流ゾーン構成施設と齋宮歴史博物館が、「伊勢」を統一テーマとして展覧会やセミナー、講演会等を実施しました。 また、総合文化センター(生涯学習センター)がコーディネートし、子ども達にすぐれた文化・芸術との出会いを提供するプログラムを各館も参加し提供したほか、総合文化センターが実施する子どものお祭り「M祭」での連携や、各館の所蔵品等を大画面で閲覧できる「大型ディスプレイ電子ミュージアム」の展示などに取り組みました。 (文化振興課)</p> <p>(3) 三重県文化審議会での検討</p> <p>① 「三重の文化振興方針」策定(平成 20 年 3 月)後の社会情勢等の変化や本県の文化行政を取り巻く環境の変化を踏まえ、幅広い観点から 10 年先を見据えた本県の文化振興のあり方を検討し、新たな方針を策定するため、三重県文化審議会を開催して調査審議を進めています。</p> <p>② 新県立博物館の開館を機に、文化交流ゾーンの魅力を高め、より多くの人々が訪れ、様々な文化に接し、感性を高めることができるような場を形成することが求められていることから、同審議会では文化交流ゾーン検討部会を設置し、魅力を高めるための事業や運営のあり方等を調査・審議していただきました。 (文化振興課)</p>

2 取組の成果

(1)① 参画のしくみづくり

これまでの取組内容を精査した上で、開館後から運営する県民利用者参画組織づくりを進めました。

② 連携が進む環境づくり

試行的な取組を引き続き進めながら、これまでの連携の経験をもとに、互いにもてる力を出し合い連携してできることや、必要なしくみなどについて構築していくこととしています。

③ 評価と改善のしくみづくり

引き続きセミナーや博物館評価の専門家と定期的に意見交換を行いつつ、三重県総合博物館経営向上懇話会において、評価と改善のしくみについて意見をいただきながら、評価制度の構築を進めました。

④ 魅力的で使いやすい博物館づくり

引き続き障がい者団体などと、施設見学会や建築工事、展示工事、活動と運営についての検討状況などに応じた内容について意見交換を行い、開館に向けて来館者が安全、快適に過ごしてもらえるような運営体制の整備を進めました。(新博物館整備推進プロジェクトチーム)

(2) 文化交流ゾーン構成施設による連携事業等

連携事業等の実施により、県民の皆さんはもとより、県外の方にも三重の文化の魅力に触れていただくとともに、文化交流ゾーンの展開への期待感を高めることができましたと考えています。

(主なもの)

- ・シンポジウム 「伊勢をめぐる人・モノ・文化の交流」(平成25年10月)
- ・移動美術館展 「美術でめぐる伊勢の魅力」(平成26年1月)
- ・企画展 「伊勢・出雲・飛鳥研究の最前線」(平成25年12月)
- ・セミナー 「見る！知る！巡る！みえミュージアムセミナー@日本橋」(平成25年11月)
- ・演劇及び映画 「真夜中の弥次さん喜多さん」(平成25年9月) など (文化振興課)

(3) 三重県文化審議会での検討

文化交流ゾーン検討部会は平成25年7月に第1回部会が開催され、平成26年1月まで3回の調査・審議が行われました。

同部会の調査・審議結果は、「三重県文化審議会 文化交流ゾーン検討部会報告書」としてとりまとめられ、平成26年2月に開催された第3回審議会で報告・審議されました。

部会としての調査・審議は終了したものの、これを含めた新たな文化振興方針については、引き続き同審議会で調査・審議していただいています。(文化振興課)

平成26年度以降(取組予定等)

(1) 平成26年4月19日に開館した総合博物館の活動(調査研究、収集保存、活用発信)については、「新県立博物館の活動と運営の方針」や事業計画をもとに、県民・利用者の皆さんの事業への参画とともに、魅力ある事業を実施していきます。(新博物館整備推進プロジェクトチーム)

(2) 平成25年度の「伊勢」をテーマにした連携事業に続き、平成26年度は世界遺産登録10周年を迎える「熊野」を共通のテーマとし、4月に開館した総合博物館をはじめとする文化交流ゾーン構成施設と斎宮歴史博物館がそれぞれの持ち味を活かした展覧会、セミナー、講演会などに取り組んでいきます。

(主なもの)

- ・総合博物館 熊野(くまの)観(かん)心(しん)十界(じゅっかい)曼荼羅(まんだら)に関する講演
- ・美術館 熊野の豊かな自然からインスピレーションを受けて制作された現代の造形作品を紹介する企画展
- ・文化会館 熊野古道の世界遺産登録を記念して作曲された「熊野古道～神々の道～」の作曲者等によるコンサート
- ・斎宮歴史博物館 特別展「伊勢と熊野の歌(仮称)」
- ・図書館 熊野をテーマとしたセミナー など

また、引き続き、総合文化センターが実施する子どものお祭り「M祭」での各館の連携や、各館の所蔵品等を大画面で閲覧できる「大型ディスプレイ電子ミュージアム」の展示などに取り組んでいきます。(文化振興課)

(3) 文化交流ゾーンの魅力を高めるための事業や運営のあり方等を含む新たな文化振興方針については、引き続き文化審議会で調査・審議されることから、今後予定されている答申等を踏まえ、県としての対応等を整理し、取り組んでいきます。(文化振興課)

部局名 環境生活部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (温室効果ガス排出削減の推進)</p> <p>(2) 「大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率」が、平成 24 年度目標値+0.6%以下に対し、実績値は+1.9%となっている。</p> <p>温室効果ガス排出量の約6割が産業部門から排出されることから、地球温暖化対策計画書や環境マネジメントシステムの普及を推進し、自主的な排出削減の取組を引き続き促進されたい。また、産業部門のみならず、多様な主体による自主的かつ積極的な取組が展開されるよう、情報提供等による啓発を図るとともに、総合的かつ計画的な対策を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(地球温暖化対策課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 24 年度目標の実績値(平成 23 年度の実績値で評価)が+1.9%となっているのは、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により操業停止した事業所の不足分を、県内にある同系列の事業所で増産により補ったことが原因であり、現状においては、操業は通常どおりとなっています。</p> <p>産業部門からの温室効果ガス排出量の削減については、その8割以上の排出を占める大規模事業所を対象に、削減目標や具体的な取組内容などを記載した地球温暖化対策計画書の策定及び提出を義務づけ、その計画書をホームページで公表する地球温暖化対策計画書制度により自主的な排出削減取組の促進を行っています。</p> <p>また、中小事業所については、自主的な温室効果ガスの排出削減を進めるため、取り組みやすく、費用負担が少ない環境マネジメントシステムである三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の普及啓発を行いました。</p> <p>さらに今年度、様々な主体の自主的な温室効果ガスの排出削減取組と各主体の相互連携による総合的かつ計画的な温暖化対策を推進するため、三重県地球温暖化対策推進条例を制定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 地球温暖化対策計画書における取組内容の実績については、任意で提出いただいていたが、新たに制定した条例においては、その提出を義務づけ、計画書における取組の実効性の担保を図りました。</p> <p>② M-EMSの累計認証取得事業所数は、295事業所(平成26年3月1日現在)になりましたが、新規の認証取得事業所については17事業所であり、M-EMS取得事業者の取組事例の紹介などによる普及啓発を行ったにもかかわらず昨年度に比べ減少しました。</p> <p>③ 三重県地球温暖化対策推進条例については、平成25年12月27日に公布し、平成26年4月1日から施行しました。</p> <p>④ 事業活動における温室効果ガスの排出の抑制に関することや自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出削減に必要な事項を定めた事業者地球温暖化対策指針や建築物やその敷地の緑地化など建築物からの温室効果ガスの排出削減に必要な事項を定めた建築物地球温暖化対策指針を策定し、平成26年4月1日から施行しました。</p>
平成 26 年度以降(取組予定等)
<p>産業部門の温室効果ガス排出量の削減取組を推進するため、大規模事業所については、実績報告の提出を義務付けた新たな条例に基づく地球温暖化対策計画書制度の適切な運用により、自主的な取組を促進します。</p> <p>中小事業所については、M-EMSの普及拡大を図るため、過去に、M-EMS取得のために必要な構築講座を受講しながら認証取得まで至っていない事業所や既に認証取得した事業者のサプライチェーンなどを対象に積極的に普及啓発を行います。</p> <p>さらに、三重県地球温暖化対策推進条例の制定をふまえ、事業者地球温暖化対策指針を、中小企業団体などを活用して、広く事業者に周知するとともに、温室効果ガス排出削減の取組内容を県のホームページで紹介することにより、他の事業者の自主的な取組の促進を図ります。</p> <p>制定した条例を広く周知し、事業者や県民などの各主体が自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むように普及啓発を図っていきます。</p>

部局名 環境生活部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (高齢者等交通弱者に対する交通安全対策の推進) (3) 平成24年の「交通事故死者数」が、過去最少であった平成23年の95人と同数となっており、目標値の90人以下は未達成となっている。 とりわけ65歳以上の高齢者の交通事故について、死者数は平成23年と比較し5人減少しているものの、全体の半数以上(50.5%)を占めており、また、負傷者数は全体が減少している中、60人増加しているため、今後も引き続き、警察本部や関係機関とも連携を図り、高齢者など交通弱者が関係する交通事故対策に重点を置いた取組を行い、交通事故防止に努められたい。 (交通安全・消費生活課)</p>
講じた措置
平成25年度
<p>1 実施した取組内容 第9次三重県交通安全計画(計画期間:平成23~27年度)に基づき、「子ども」とともに「高齢者の安全確保」を交通安全対策を考える視点の一つとして、交通安全教育や啓発活動等の推進を図りました。主な内容は、次のとおりです。</p> <p>(1) 四季の交通安全運動をはじめ年間を通じた広報啓発活動において「高齢者の交通事故防止」を運動の重点目標の一つと位置づけ、三重県交通対策協議会を構成する120の関係機関等と連携して、運動を展開しました。</p> <p>(2) 各地区の指定自動車教習所において、老人クラブ等で交通安全活動を推進する「交通安全活動指導員(シルバーリーダー)」を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、シルバーリーダーを育成しました。(18回実施、288人育成)</p> <p>(3) 各地域の市町、警察署、地区交通安全協会等関係機関の参加のもと、シルバーリーダー連絡会議を開催して、必要な情報の提供、活動に対する意見交換等を行い、シルバーリーダーが地域において効果的に啓発活動を実施できるよう支援を行いました。(18回実施)</p> <p>(4) 三重県交通安全研修センターにおいて、保育所・幼稚園、小学校、中学校の児童生徒向けなど子どもの発達段階にあわせた研修カリキュラムにより、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しました。(中学生以下の交通安全研修参加者数(団体分):3,453人)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成25年における交通事故死者数は94人で、前年より1人減となったものの、高齢者の交通事故死者数は49人(構成率52.1%)と前年から1人増となりました。 一方、子どもの交通事故死者数は2人と前年から1人減となりました。</p> <p>(2) 老人クラブを中心に各地域において、交通安全講習会の実施、街頭啓発活動の実施など、さまざまな交通安全活動が展開されました。(シルバーリーダーによる交通安全講習会、街頭啓発活動等の啓発延べ人数18,916人)</p>
平成26年度以降(取組予定等)
<p>(1) 高齢者等の交通事故抑止対策の推進が重要であり、引き続き、関係機関等と連携して、高齢者を中心とした交通弱者の交通事故防止を重点とした交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。 特に、主要幹線道路や都市部とその周辺など、交通事故の発生割合が多い地域において重点的に取り組みます。</p> <p>(2) 参加・体験・実践型の交通安全教育によりシルバーリーダーを育成するとともに、現在活動しているシルバーリーダーの資質向上を図り、地域で連携して交通安全活動に取り組むため、連絡会議を開催し、必要な指導方法や情報提供を行うなど地域の活動が広がるよう支援します。 (育成人数300人、連絡会議開催回数18回予定)</p> <p>(3) 三重県交通安全研修センターにおいて、児童生徒等の対象者別に参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、教育現場の指導者向けにも交通安全教育を行います。</p>

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (人権が尊重される社会づくり)</p> <p>(4) 偏見等による差別や人権侵害は依然として発生しており、かつ増加傾向にあるとともに、人権に関する課題や、人権侵害の手段についてもインターネットを介するなど、多様化してきている。引き続き、関係機関とも連携し、「三重県人権施策基本方針」及び「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいた人権施策を着実に進めることにより、人権が尊重される社会づくりを推進されたい。(人権課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 2011(平成23)年3月に策定した「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権尊重社会を実現するための取組を総合的に推進しました。また、昨年度実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果の分析を行いました。</p> <p>(2) 県民一人ひとりが人権課題を自らの問題として考え、行動に移していくことができることを目標として、学校と連携した人権メッセージやポスターの募集、スポーツ組織と連携した啓発イベント、商業施設の展示スペースや各種イベント会場における移動啓発事業を行うなど、誰もが人権を身近に感じてもらうための取組を実施しました。また、「差別をなくす強調月間」(11月11日～12月10日)を中心に、津地方法務局や三重県人権擁護委員連合会と連携した街頭啓発を実施するとともに、県内各地域において、その地域の特性やニーズに応じた人権啓発を実施していけるよう、市町が行う啓発活動に対して支援を行いました。</p> <p>(3) 人権に関わる相談員の資質向上を図るとともに、相談員相互のネットワーク形成を進めるため、各種相談事業に従事する相談員を対象としたスキルアップ講座や相談員交流会を開催し、情報交換等の場を提供しました。</p> <p>(4) インターネット上の差別的書込み等に対応するため、モニタリングを実施するとともに、人材育成支援として、モニタリング活動のリーダーを養成する講座を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき人権施策の推進を図るとともに、前年度の取組をまとめた「年次報告」を作成し、ホームページでの公表や関係機関との情報共有を図ることができました。</p> <p>(2) 「差別をなくす強調月間」を中心に、市町や国等と連携して各種の啓発活動に取り組み、多くの県民に参加をいただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスターの募集(参加者数 199 校 延べ 26,602 人) ・人権メッセージの募集(参加者数 延べ 1,758 人) ・スポーツ組織との連携事業(啓発試合 3 回 参加者数 延べ 2,754 人 スポーツ教室 6 回 参加者数 延べ 320 人) ・移動啓発事業(県内 15 箇所実施) ・街頭啓発等(県内 43 箇所実施) <p>(3) 人権相談に関わる人材の育成支援を目的とした講座・研修会を開催し、相談員の資質向上を図りました(17 講座等、参加者数 896 人)。また、相談員交流会を開催し、相談員相互のネットワーク形成を進めました。(2 回)</p> <p>(4) インターネット上の差別的な書込み等に対するモニタリングを実施し、拡散防止のためプロバイダに削除要請を行いました。また、地域が主体となって、インターネット上の人権侵害に適切に対応できる人材を育成しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットモニターリーダー養成講座の開催(年 3 回 参加者数 123 人)

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 人権が尊重される社会の実現をめざして、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき人権施策を着実に進めていくため、「年次報告」の取りまとめ等、事業の進捗管理を行うとともに、人権施策審議会での意見等を施策に反映していきます。また、国や市町等と連携した取組や、庁内各部の横断的な取組を通じて、人権施策を総合的に推進していきます。
- (2) 「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果、人権啓発が人権尊重の意識を高めるために重要であることが明らかとなりました。引き続き人権啓発の拠点としての三重県人権センターの利用促進を図るとともに、人権メッセージ・ポスターの募集などの県民参加型の人権啓発事業、スポーツ組織と連携した人権啓発イベント、商業施設の展示スペース等での移動啓発事業などの各種啓発事業を引き続き実施します。また、津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会と連携し街頭啓発を実施するとともに、各市町が行う人権啓発活動に支援を行います。
- (3) NPO・民間団体等を含めた各種相談機関の相談員を対象としたスキルアップ講座と相談員交流会を実施します。
- (4) インターネット上にある差別的書き込みに対応するため、ネットモニターリーダー養成講座を開催します。

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (ごみゼロ社会づくりの推進) (5) 1人1日当たりの一般廃棄物の排出量が、目標値 951g 以下に対し、実績値は 967g となっている。 事業系ごみが増加していることから、その実態等の把握に努めるとともに、引き続き、排出事業者及び許可業者への減量化等の指導、ごみ減量に向けた啓発や情報提供など、多種多様な減量対策に取り組まれない。(廃棄物・リサイクル課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事業系ごみの増加等の実態把握を進めるため、市町アンケート調査や県内全市町を訪問し、各市町におけるごみ減量化の取組や課題等についてヒアリングを実施しました。また、廃棄物系バイオマス再資源化検討事業の中で、事業者による食品廃棄物等の再資源化の取組を促進するため、事業者や市町等とともに検討を行いました。</p> <p>(2) 1人1日当たりの一般廃棄物の排出量の削減には、事業系ごみだけでなく、家庭系ごみの減量も進める必要があることから、地域防災総合事務所・地域活性化局環境室、市町と連携し多様な普及啓発等の取組を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活躍するNPOや個人等を対象とする“ごみゼロ”に関する研修会や講座等を開催しました。 ・ 志摩市及び玉城町の小学校でモデル的に出前授業を実施しました。 ・ 地域で活躍するNPOや個人、三重県環境情報学習センターなどの行政以外が実施する環境学習等で「もったいない名人」テキストの活用を呼びかけました。 ・ ごみゼロプラン推進委員会を開催し、平成 24 年度のさまざまな主体の取組について点検、評価を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 多くの市町が増加する事業系ごみへの対応（排出者に対する減量化・分別の徹底の指導、許可業者に対する指導・育成）に取り組んでいることを確認しました。また、市町ヒアリングで把握した市町独自のごみ減量化に向けた優良な取組を他の市町に情報提供しました。 廃棄物系バイオマスについては、津及び鳥羽志摩の2地域において研究会を設置し、資源化に向けた事業者間の連携を進めました。また、鳥羽市内でシンポジウムを開催し、地域の機運の醸成を図りました。</p> <p>(2) 普及啓発や情報提供に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ減量をテーマにした研修会（紀南地域）、「もったいない名人」テキストを活用できる人材（講師）育成講座（伊勢志摩地域）、環境啓発推進員意見交換会（伊賀地域）を開催し地域で活躍するNPOや個人等の多数の参加がありました。 ・ 地域で出前授業を行う講師（地元の事業者等）の発掘・養成を進めるとともに、出前事業により子ども達のもったいない意識の醸成を図りました。 ・ 行政以外が実施する環境学習等で 6,000 冊のもったいない名人テキストを配布しました。 ・ 各主体の取組方向について、課題を整理し報告書としてとりまとめ公表しました。
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、1人1日当たりの一般廃棄物の排出量の削減に向け、市町やNPO等さまざまな主体と連携しながら、事業系ごみ・家庭系ごみの排出量削減の取組を進めます。 特に一般廃棄物では家庭系ごみの割合が多いことから、学校や地域において、主に子ども向けの出前授業を実施するとともに、より広い層への環境学習等を行うため、年少者向けの環境学習ツールを作成し、環境教育の場の拡大を図ります。 また、地域機関のネットワークを活用して、NPOや環境団体等と連携し、市町のごみゼロの取組を促進します。廃棄物系バイオマスの再資源化については、引き続き、事業者による資源化の取組を促進し、バイオマス事業の普及、啓発に取り組めます。</p>

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 大気汚染常時監視機器購入に係る弁償金等の収入未済額が 29,784,153 円 (対前年度比 100%) あり、債務者が支払に応じず係争中となっていることから、今後も引き続き、必要な法手続き等を進め、その収入未済額の減少に努められたい。(大気・水環境課)</p> <p>(イ) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等の収入未済額が 238,000 円 (対前年度比 91.2%) あり、前年度と比べて 23,000 円減少しているものの、今後もその収入未済額の減少に努められたい。</p> <p>また、新たに N P O 活動基盤強化事業業務委託契約に係る委託料返還請求債権及び違約金請求債権の収入未済額が 13,170,219 円 (対前年度比皆増) 発生していることから、適切に債務者の状況を把握するとともに、関係各課等と連携し必要な手続きを円滑に進められたい。(人権課、男女共同参画・N P O 課)</p> <p>(ウ) 産業廃棄物不法投棄等原状回復等に関する収入未済額が、2,216,868,956 円 (対前年度比 106.8%) あり、前年度と比べて 140,960,120 円増加しているため、今後も引き続き、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。(廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 前年度に引き続き訴訟手続きを行い、平成 25 年度中には合計 6 回の期日において、主張・立証等を行いました。(大気・水環境課)</p> <p>(イ) (1) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等については、収入未済金の回収のため、夜間・休日を含めた債務者宅への訪問や、文書、電話等での督促を行い、計画的な納付を促しました。(人権課)</p> <p>(2) 平成 25 年 4 月に総務部法務・文書課、5 月に総務部税務・債権管理課へ状況を説明し、相続財産管理人を選任する以外の債権回収方法について検討するとともに、今後の手続きについて確認しました。(男女共同参画・N P O 課)</p> <p>(ウ) (1) 産業廃棄物不適正処理にかかる行政代執行費用については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条の 8 の規定により原因者に代わって実施した対策事業に要した費用であり、その徴収については、行政代執行法の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収できることとなっています。</p> <p>平成 25 年度においても、国税徴収法に基づき、滞納者 (原因者) の財産調査を行い、預金等の差押を実施しました。</p> <p>また、滞納者との面談などを通じ、分割納付など自主的な納付を求めました。(廃棄物適正処理プロジェクトチーム)</p> <p>(2) 県が民法第 697 条「管理者の管理義務」に定める事務管理を行った P C B 事務管理費用 (582,877 円) について、当該管理義務者に対して平成 23 年 3 月に管理義務を通知し、管理義務の遂行と併せて事務管理費用の支払いを粘り強く求めました。</p> <p>その結果、当該管理義務者の代表取締役から、同費用の一部 (300,000 円) について、個人として引き受けたい旨の申し出があり、平成 23 年 12 月に民法第 702 条「管理者の費用償還請求権」に基づく事務管理費用の重疊的 (併存的) 債務引受契約を締結し、平成 25 年度においても事務管理費用の請求を行っています。(廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) 訴訟手続きの結果、平成 26 年 2 月 18 日に被告らが 2,916,082 円を支払うことで和解に至りました。和解金は平成 26 年 3 月 10 日に全額が入金されました。(大気・水環境課)</p> <p>(イ) (1) 専修学校または各種学校入校者補助金返還金等において、新たな分割納付計画書が提出され、昨年度を上回る 37,000 円が納付されました。(残額計 201,000 円 平成 26 年 3 月末現</p>

- 在) (人権課)
- (2) 次のとおり平成24年度からの状況に変化がなく、現実的な債権回収が見込めないため、平成25年11月に策定した「債権処理計画(目標)」において、当該債権を整理対象に位置づけました。
- ・ 相続人の不存在(債務者の死亡と相続人全員の相続放棄)
 - ・ 資産(預貯金約3万円)が当該債権の回収手続に必要な「相続財産管理人の選任」にかかる経費(申立費用及び予納金(数十万円))を下回っていること
- (男女共同参画・NPO課)
- (ウ) (1) 平成24年度までに発生した事案の行政代執行費用については、平成26年3月末現在で477,859円を自主的な納付や預金等の差押などにより収納しました。
- また、平成25年度に請求した四日市市大矢知・平津事案の行政代執行費用については、原因者代理人と納付交渉を行い、平成26年3月末現在で43,652,975円を収納しました。
- (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)
- (2) 現在、本契約については滞りなく履行されており、平成26年3月末現在において、270,000円の回収が実現されました。
- (廃棄物・リサイクル課)

平成26年度以降(取組予定等)

- (ア) 引き続き、適正な入札事務に努めるとともに、近隣自治体と情報共有等を行い同様の事例が生じた際は速やかに対応できるよう努めます。
- (大気・水環境課)
- (イ) (1) 今後も定期的に債務者宅を訪問するなどにより納付を促し、収入未済額の減少に努めます。
- (人権課)
- (2) 三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例に基づく徴収停止と債権放棄の手続を進めます。
- (男女共同参画・NPO課)
- (ウ) (1) 行政代執行費用の費用求償について、引き続き滞納者の財産状況の把握を行い、換価可能財産の差押に努めるとともに、滞納者と面談を行い、自主的な納付を求めています。
- (廃棄物適正処理プロジェクトチーム)
- (2) 今後も当該契約の履行を毎月確認するとともに、当該管理義務者に対して粘り強く事務管理費用の請求をしていきます。
- (廃棄物・リサイクル課)

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 イ 地域機関分 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 光熱水費負担金について、電気料金の単価誤りにより歳入戻出を行っていた。 (齋宮歴史博物館)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 電気料金の単価について、その他季（10月～6月）の単価を適用すべきところを誤って夏季（7月～9月）の単価を適用しました。そのため、負担金算出シートに適用すべき単価を記載し、その都度電力会社の単価と照合し確認するように改めました。 2 取組の成果 取組実施以降、適正な事務処理に努めています。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き負担金算出シートにその月の電力会社の単価を記載することにより十分に確認を行い、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 環境生活部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【東北応援交流フェア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。 (廃棄物・リサイクル課) <p>(2) 【産業廃棄物データ入力・集計システム修正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (廃棄物・リサイクル課) <p>(3) 【「松阪県民センター管内職員人権研修」業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (松阪地域防災総合事務所) <p>(4) 【伊勢湾再生底質調査事業微生物叢検査・解析業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (保健環境研究所) <p>(5) 【平成24年度三重県立図書館施設管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・仕様書及び設計書が作成されていなかった。 (図書館) <p>(6) 【平成24年度三重県立美術館展覧会監視業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成認定書に誤って完了検査実施日が記載されていた。 (美術館) <p>(7) 【斎宮歴史博物館歴史体験事業業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。 ・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。 ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (斎宮歴史博物館) <p>(8) 【斎宮跡調査管理システム開発業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行伺い決裁後の見積り依頼における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。 ・契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。 ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (斎宮歴史博物館)
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) 監査結果を課内で情報共有し、複数者でチェックすることにより再発防止を図っています。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>(3) 契約書への暴力団等不当介入時における受託事業者の対応に関する記載漏れを防ぐため、複数職員によるチェック体制を整えました。 (松阪地域防災総合事務所)</p> <p>(4) 複数職員での確認等、チェック体制の強化に取り組みました。 (保健環境研究所)</p> <p>(5) 複数年契約のため、会計事務の適正な執行について職員に周知するとともに、次回契約時に適正に執行します。 (図書館)</p> <p>(6) 完成認定書作成時に検査実施日を誤って記載してしまっていたので、正しい検査実施日に記載を訂正しました。 (美術館)</p> <p>(7) ・出納局事前検査の対象となる案件について、適切に把握し検査を受けるよう努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金の要否について、契約伺いに明記するよう努めました。 ・契約相手方が財団法人のため、印紙税の免除対象と判断しましたが、確認を行い適切に対応

しました。

- ・暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、契約書に記載するよう改めました。
(齋宮歴史博物館)

- (8) ・公印の押印にかかる事務について、適正に処理するよう努めました。
- ・契約保証金の要否について、契約伺いに明記するよう努めました。
 - ・暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について、契約書に記載するよう改めました。
(齋宮歴史博物館)

2 取組の成果

- (1) (2) 監査結果を踏まえ、契約の実施について適切な履行を徹底しています。
(廃棄物・リサイクル課)
- (3) 今年度契約書には、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応を記載しました。
(松阪地域防災総合事務所)
- (4) チェック体制の強化を行い、一層適切な会計事務が行われています。 (保健環境研究所)
- (5) 会計規則に従い適正に処理しています。 (図書館)
- (6) 以降、同様の誤った記載はありません。 (美術館)
- (7) (8) 取組実施以降、適正な事務処理に努めています。 (齋宮歴史博物館)

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) 監査結果を踏まえ、今後も引き続き再発防止を図ってまいります。(廃棄物・リサイクル課)
- (3) 引き続き、複数職員によりチェックを行い適正な事務処理に努めます。
(松阪地域防災総合事務所)
- (4) 引き続き、複数チェック体制を維持し、適切な会計事務を図ります。 (保健環境研究所)
- (5) 引き続き会計規則を順守し、適正な処理に努めます。 (図書館)
- (6) 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (美術館)
- (7) (8) 引き続き適正な事務処理に努めていきます。 (齋宮歴史博物館)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【消費者行政活性化基金事業費補助金】 ・実績報告書が提出期日までに提出されていないものがあった。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(2) 【公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金】 ・事業施行状況及び工事進捗状況調書が提出期限までに提出されていなかった。 ・実績報告書が提出期限までに提出されていなかった。 (廃棄物・リサイクル課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 補助金交付要領に定める提出期日 (4/10) までに実績報告書を提出していなかった市町 (2 市) では、3 月分人件費支出後に実績額が確定するものと誤認していました。このため 3 月分勤務実績を速やかに確認のうえ実績 (見込) 額として期日厳守で提出するよう指導しました。今後、不適切な事案が発生しないよう、下記により市町に対して注意喚起し、適切な事務処理を徹底します。</p> <p>① 1 月：事業遂行状況報告時 事業進捗度の高い市町に対して、事業完了後、速やかに実績報告を提出するよう、口頭にて指導しました。</p> <p>② 2 月：平成 26 年度事業計画ヒアリング時 全市町に対して、個別に口頭にて指導しました。</p> <p>③ 3 月：例年どおり、全市町に対して、実績報告の提出依頼文書を発出しました。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(2) 国庫補助事業の提出書類の期限と錯誤し、数日間の遅れが生じたことから、事業主体に対し、県補助事業に係る提出書類の期限の遵守を求めました。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)① 遂行状況報告時に指導した市町については、事業完了後の速やかな提出が見込まれます。 ②③ 指導を行いました。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(2) 平成 25 年度の提出書類 (交付申請書、事業施行状況及び工事進捗状況調書) については、期限までに提出されています。 (廃棄物・リサイクル課)</p> <p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 平成 25 年度実績報告における上記取組の成果を踏まえ、必要に応じて再度検討します。 (交通安全・消費生活課)</p> <p>(2) 引き続き予定されている提出書類についても提出期限の遵守を求めてまいります。 (廃棄物・リサイクル課)</p>

部局名 環境生活部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 旅費 (1) 【医療通訳ボランティア事業】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (多文化共生課)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 復命書には、用務時間を記載するよう周知徹底しました。旅行命令権者等は回議の際にその内容のチェックを行うことを徹底しました。 2 取組の成果 適正な文書処理が行われています。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> 平成 25 年度に実施した取組内容を継続して実施します。

部局名 環境生活部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 財産管理状況	
(1) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	(多文化共生課)
(2) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。	(廃棄物監視・指導課)
(3) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。	(図書館)
(4) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	(美術館)
(5) 教育財産貸付許可書に文書番号(指令番号)が記載されていないものがあった。	(齋宮歴史博物館)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 物品標示票が貼付されていなかった備品については、貼付しました。物品の管理について、適切に行われるよう周知徹底しました。	(多文化共生課)
(2) 廃棄物品の処分決議については、財務会計システムによる物品管理(処分決議)の依頼を一元化所属へすれば処理がなされたとする認識が当課担当者であり、当該物品の数量等を一元化所属担当者へ連絡し、処分決議を依頼したのですが、一定期間後、事業課(当課)における処分決議を失念していたことにより、予備監査の際、今般の指摘を受けるに至ったものです。 このため、元々事業課が処分決議をする旨、認識を改めるとともに、手続きに不備がないか関係課担当者との意思疎通や確認を徹底するように努めることとしています。	(廃棄物監視・指導課)
(3) 平成 25 年 3 月 14 日付け処分決議を行いました。	(図書館)
(4) 貼付し忘れていた物品標示票について、貼付しました。	(美術館)
(5) 例年の様式を使用していたため、指令番号を記載していませんでした。そのため、指令番号を記載するよう改めました。	(齋宮歴史博物館)
2 取組の成果	
(1) 物品管理が適正な状況となりました。	(多文化共生課)
(2) あらゆる会計手続き等について、法令規則の確認に加え、事前に関係する部局(課)に相談、確認することにより、不適切な処理の発生を防いでいます。	(廃棄物監視・指導課)
(3) 会計規則に従い適正に処理しています。	(図書館)
(4) 物品標示票の貼付が正しく行われました。	(美術館)
(5) 取組実施以降、適正な事務処理に努めています。	(齋宮歴史博物館)
平成 26 年度以降(取組予定等)	
(1) 引き続き事務を適切に実施していきます。	(多文化共生課)
(2) 人事異動等で担当者が替わった場合も、注意点等を的確に引き継ぐようにし、適切な会計処理を進めるよう努めていきます。	(廃棄物監視・指導課)
(3) 引き続き会計規則を順守し、適正な処理に努めます。	(図書館)
(4) 引き続き、備品の適正な管理に努めます。	(美術館)
(5) 引き続き適正な事務処理に努めていきます。	(齋宮歴史博物館)

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記録及び検査員の押印がないものがあった。 (紀南地域活性化局)</p> <p>(2) 博物館入館券の在庫枚数が1枚不足していた。 (齋宮歴史博物館)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 履行確認を行った後、直ちに記載しなかったため失念したものであるため、資金前渡交付を行った場合は、履行予定日を把握し、履行確認を行った後は、直ちに資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記録及び検査員の押印を行うこととしました。 (紀南地域活性化局)</p> <p>(2) 実際の払出しに対する帳簿上の記載誤りがありました。入館券の取扱いについて、受払枚数の確認及び帳簿への記載を必ず複数の職員で行うよう改めました。 (齋宮歴史博物館)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年度においては、資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記録及び検査員の押印もれはありません。 (紀南地域活性化局)</p> <p>(2) 取組実施以降、適正な事務処理に努めています。 (齋宮歴史博物館)</p> <p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、履行予定日を把握し、履行確認を行った後は、直ちに資金前渡交付伺いの検査（履行確認）欄に検査年月日の記録及び検査員の押印を行い、漏れのないように努めます。 (紀南地域活性化局)</p> <p>(2) 引き続き枚数の確認と帳簿への記載を複数の職員で行い、適正な事務処理に努めていきます。 (齋宮歴史博物館)</p>

部局名 環境生活部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故 (物損額：県 235,053 円) (文化振興課)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県廃車、取得価格 940,000 円・相手 1,347,150 円) (鈴鹿地域防災総合事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 公用車を駐車場へ駐車するため後進したところ、バリケードにぶつかり損傷したもので、当該職員には重大な過失はなかったものと考えられますが、公用車の安全運転、県有財産の適正管理について注意喚起を行いました。また、課職員が交通安全研修を受講し、安全運転管理及び交通事故防止について、職場内で情報共有を行いました。(文化振興課)</p> <p>(2) 検体搬入の途中に左カーブを直進してしまい擁壁に公用車の右側面を擦りながら進行し擁壁の途中にあった看板と公用車を大破したものであり、職員の運転中の注意義務を徹底しました。全職員を対象に交通安全研修への参加徹底や「無事故・無違反チャレンジ123」への参加を促し、交通安全意識の向上をはかりました。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 交通安全研修の受講及び職場内での情報共有により、交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識について再認識し、改めて意識の高揚が図れました。(文化振興課)</p> <p>(2) 職員の交通安全意識及び県有財産管理意識について意識の向上がはかれました。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、安全運転及び交通事故防止について、職員の意識向上を図っていきます。(文化振興課)</p> <p>(2) 引き続き交通安全研修への参加徹底や「無事故・無違反チャレンジ123」への参加を促し、交通安全意識の向上をはかります。(鈴鹿地域防災総合事務所)</p>

部局名 環境生活部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 平成 25 年 6 月 21 日に浄化槽管理者あてに送付した浄化槽の維持管理に係る指導文書に、あて先とは異なる管理者の浄化槽の法定検査結果書を誤って添付したため、結果書に記載されていた個人情報が流出した。</p> <p>一層のチェック体制の強化を図るとともに、個人情報の管理について周知徹底を図り、再発防止に努められたい。 (松阪地域防災総合事務所)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>浄化槽管理者に対して、平成 25 年 4 月実施分の浄化槽法定検査結果に基づく指導文書計 6 件（個人 5 件、法人 1 件）を平成 25 年 6 月 21 日に送付したところ、これら全てにおいて、あて先とは異なる管理者の浄化槽の法定検査結果書を誤って添付していたことが 6 月 24 日に送付先の浄化槽管理者からの指摘により判明しました。</p> <p>誤送付の原因は、封筒のあて先と検査書に記載された氏名の確認を行わず封をしたことにあります。送付した同検査書には、個人情報にあたる指導を受けた浄化槽管理者の“住所”、“氏名”、“電話番号”、“浄化槽の設置場所”、“処理対象人員”及び“総合判定結果”が含まれていたことから、浄化槽管理者から指摘のあった当日に当該管理者を訪問し謝罪するとともに、誤って送付した結果書を全て回収しました。</p> <p>個人情報の流出が判明した以降は、個人情報を含む文書の発送作業については、担当者が発送準備を行った後、他の者により封筒のあて先と送付資料に間違いのないことを必ず確認するよう徹底しています。また、個人情報の取り扱いについては、日常業務の中で関わっていることから、漏えい等のリスクを改めて認識し細心の注意を払うよう、「不注意ミス等防止ハンドブック」について周知を図り、個人情報の管理が適切に行われるよう再発防止に努めています。（平成 25 年 6 月 25 日、26 日、27 日、9 月 9 日、12 月 18 日回覧等により周知）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>個人情報を含む文書の発送作業については、担当者が発送準備を行った後、他の者により封筒のあて先と送付資料に間違いがないことを必ず確認するよう徹底しており、その後、個人情報を含む文書は適正に発送されています。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>個人情報を含む文書の発送作業等については、複数の者による確認を行う等、チェック体制を強化し、再発防止の徹底を図ります。</p> <p>また、個人情報の取り扱いについては、漏えい等のリスクを改めて認識し、細心の注意を払えるよう職場内で研修を行い、再発防止に努めます。</p>

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地籍調査の促進)</p> <p>(1) 三重県の地籍調査進捗率は平成24年度末8.59%で、全国平均50%よりも著しく低く、実施中の市町数は、前年度と同じ23市町にとどまっている。</p> <p>地籍調査については、調査の進展により民間の土地取引や登記手続き等の円滑化、公共事業の効率化・コスト削減等が期待できるほか、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができることから、大規模災害への備えとしても必要なものである。</p> <p>こうしたことから、地籍調査の促進のため、引き続き、休止市町の解消に向けた市町への働きかけ等の取組を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(水資源・地域プロジェクト課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成25年度</u></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 休止市町の幹部職員等と面談を行い、地籍調査の必要性及び効果を説明し、早期事業再開について要請しています。</p> <p>(2) 地籍調査の更なる促進を図るためには事業主体である市町の状況を把握する必要があるため、事業実施中の24市町に対してアンケート調査を行いました。</p> <p>(3) 地籍調査の効率化・コスト削減の効果が期待できることから、地籍調査の先行調査となる国土交通省直轄事業の境界基本調査の活用について働きかけました。</p> <p>(4) 県と市町等で構成する三重県国土調査推進協議会や、東海四県で構成する東海ブロック国土調査推進連絡協議会が主催する市町等・県地域機関等担当者を対象とする講習会等を通じて、担当者の技術向上や普及・啓発活動に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 休止市町への早期事業再開の要請により、平成25年度から朝日町が事業を再開しました。</p> <p>(2) アンケートの結果、市町の現状や問題点が明らかになったので、この結果などをもとに効果的な推進方策を考えます。</p> <p>(3) 国土交通省直轄事業の境界基本調査を、3市町（桑名市、伊勢市、名張市）が活用しました。また、休止中の4市町（四日市市、松阪市、南伊勢町、大紀町）を含む18市町が、平成25年度に事業拡充された南海トラフ浸水区域を対象とした国土交通省直轄事業の実施を要望しています。</p> <p>(4) 講習会への参加により、市町職員や県地域機関担当者の意識や技術の向上を図りました。</p>
<p><u>平成26年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>地籍調査の進捗を向上させるため、これまでの取組を継続するとともに、平成25年度に事業拡充された南海トラフ浸水区域を対象とした国土交通省直轄事業の活用等について、国・県関係部局及び市町等と連携して取り組みます。</p>

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (大仏山周辺用地の土地利用策の推進)</p> <p>(2) 未利用状態が続いている旧工業団地予定地等については、平成 21 年度から「大仏山地域土地利用検討協議会」等により、新たな土地利用策について検討が進められてきている。 平成 24 年度までの検討で利用の方向性や進め方について一定の成果が得られたことから、今後さらに、地元市町、地域住民等と連携し、実施主体及び整備に向けた工程表等を早期に確定されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水資源・地域プロジェクト課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 旧工業団地予定地等を含む大仏山地域の土地利用については、「大仏山地域土地利用検討協議会」の下部組織である調整会議を 2 回開催する等し、土地利用に向けた取組についての基本的な進め方や取組のスケジュールなど、大仏山地域土地の利用の指針となる『三重県大仏山地域土地利用構想（案）』をとりまとめ、「大仏山地域土地利用検討協議会」で協議を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 25 年 10 月 7 日に開催した、第 5 回大仏山地域土地利用検討協議会において『三重県大仏山地域土地利用構想（案）』について三重県と関係 3 市町とでその内容について合意を得ました。 また、本構想（案）に基づく土地利用の具体化に向け、平成 25 年 10 月 23 日、庁内で設置する「大仏山地域検討委員会」で本構想（案）を諮り、土地利用構想を確定しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>三重県大仏山地域土地利用構想に基づく土地利用の具体化に向けて、庁内関係部所や関係市町等と連携・調整を図り、土地開発公社所有地の県有地化、散策路等の整備、多様な主体の参画による土地を利用するしくみづくり等の取組を進めます。</p>

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (J R名松線の輸送体制)</p> <p>(3) 平成 21 年 10 月の台風により J R 名松線が被災し、J R 東海、津市及び県にて現在、運行再開に向けた工事が進められている。</p> <p>今後、約 2 年後に予定されている名松線の全線運行再開に向け、復旧対策事業の適切な進捗管理、旅客乗車人数確保に向けた県観光・国際局、地元市(津市、松阪市)、地元市観光協会及び地元住民と連携した実効的な沿線住民の利用促進策、誘客策について検討を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通政策課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 県は、J R 名松線の鉄道による復旧に向けた三者協定(平成 23 年 5 月)に基づき、治山事業を実施しています。(J R 東海が、5 月 30 日から鉄道施設復旧工事(土砂撤去、盛土復旧、線路・電気設備の復旧)に着手すると発表、現在、関係自治体と打合せを行いながら工事を進めています)</p> <p>(2) 運行再開後の利用促進については、津市の関係部課で構成される「J R 名松線復旧に係る調整会議」に県も参画し、検討しています。</p> <p>(3) 津市が開催した J R 名松線復旧の利活用を考えるオープンディスカッション(7 月、9 月、11 月)に参画し、沿線住民等の多様な意見を聴取しました。</p> <p>(4) 「J R 名松線沿線地域活性化協議会(仮称)」設立に向けた準備会を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 治山事業については、概ね順調に進んでおり、工事が必要な箇所 20 箇所中、既に 5 箇所が工事完了、本年度、7 箇所着手し、平成 26 年度以降に 6 箇所着手する予定です。</p> <p>なお、治山事業のうち、工事が必要な箇所は 18 箇所と計画を変更しました。</p> <p>(2) 運行再開後の利用促進については、平成 26 年度に津市、松阪市、三重県の三者による「J R 名松線沿線地域活性化協議会(仮称)」を設立することを確認し、津市、松阪市と連携強化して取り組みます。</p>
平成 26 年度以降(取組予定等)
<p>(1) J R 名松線の日でも早い運行再開に向け、引き続き、J R 東海や津市と連携し、復旧対策事業を進めていきます。</p> <p>(2) 開通イベントも含めた事業の検討、復旧後の利用促進等について、津市、松阪市、三重県の三者が加入した「J R 名松線沿線地域活性化協議会(仮称)」を設立し、引き続き利用促進に向けた具体的な取組を検討していきます。</p>

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (「美し国おこし・三重」の推進)</p> <p>(4) 「美し国おこし・三重」の取組の地域での活動の主体となるパートナーグループの登録数については、平成24年度は新規登録が過去最高の175グループを記録したものの、累計700グループの目標に対し、513グループとなっている。</p> <p>同取組は、平成26年度に県民拡大プロジェクトを開催し、同年度末を以て終了となるが、取組終了後を見据えた自立・持続可能で元気な地域づくりが定着するよう検討されたい。</p> <p>(「美し国おこし・三重」推進プロジェクトチーム)</p>
講じた措置
平成25年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) プロデューサーの助言や専門家派遣、財政的支援など、パートナーグループごとにきめ細かな担い手支援を行いました。また、プロデュース業務を委託した県内中間支援組織と共同で拡大座談会を開催するなどにより、グループ同士の広域的なネットワークづくりなどの支援を行いました。</p> <p>(2) 平成26年の県民力拡大プロジェクトへの県内外からの注目を喚起し、期待感を醸成するため、県民力拡大プロジェクトプレイベントとして、9月から12月にかけて、パートナーグループ等が企画・実施する「プレ縁博イベント」や、県・市町・企業等が企画・実施する「プレ縁博パートナーシップイベント」などのイベントを地域づくりの博覧会「プレ縁博みえ」として県内各地で展開するとともに、12月には「プレ三重県民大縁会」をメッセウイング・みえで開催しました。</p> <p>また、それらをPRするための「プレ縁博みえ」ガイドブックの発行やホームページのリニューアル、地域情報誌でのPR、路線バスや鉄道車両等の交通広告、PRキャラバンなど、さまざまな情報発信を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) パートナーグループに、平成25年度は170グループが新たに登録し、3月末時点で681グループとなり、複数のグループが連携した取組事例も増えているなど、地域の皆さんが地域づくりに自発的に取り組む機運も着実に向上しています。</p> <p>(2) さまざまな媒体による情報発信を行った結果、「プレ縁博みえ」には、422件のイベントがエントリーされるとともに、12月に開催した「プレ三重県民大縁会」では、参加者・来場者あわせて約8,180人を集客するなど、「美し国おこし・三重」の取組に広がりが見られるようになってきました。</p>
平成26年度以降（取組予定等）
<p>(1) 「美し国おこし・三重」の取組終了後の姿を見据えつつ、プロデューサーの助言や専門家派遣、広報支援、ネットワーク化支援、財政的支援など、「地域での美し国おこし」に引き続き取り組みます。</p> <p>(2) 県民力拡大プロジェクト（縁博みえ2014、三重県民大縁会、第32回地域づくり団体全国研修交流会三重大会）を通して、グループ内の取りまとめやイベントの企画・運営を行っていく中心的な役割を担う人材の育成、ならびに他グループとの交流を進めていくことにより、グループ活動の自立・持続につなげていきます。</p>

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (競技力の向上)</p> <p>(5) 平成24年の「国民体育大会の男女総合成績」は38位となっている。 今後、平成33年に本県で開催する国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得に向け、トップアスリートの強化やジュニア競技者の育成・強化、学校運動部や企業チーム等への活動支援、指導者の養成等に計画的に取り組み、競技力の向上に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(スポーツ推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成33年国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得をめざして、平成25年5月29日に知事を本部長とする「三重県競技力向上対策本部」を設置しました。</p> <p>(2) ジュニア選手の競技人口が少ない種目について、昨年度の「なぎなた、ウエイトリフティング、ヨット」の3競技に加え、「山岳(クライミング)、カヌー、水球」の6競技団体に拡大し、ジュニア選手の発掘・育成に取り組みました。</p> <p>(3) 競技力向上を図るため、高等学校運動部の強化指定校の拡充と、新たに大学・企業・クラブチームの強化指定とその活動への支援を行いました。</p> <p>(4) 指導者研修会等の研修内容の充実と、みえのスポーツアドバイザーの派遣による指導者の資質向上を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県競技力向上対策本部第1回本部会議において、本県の競技力向上の取組を進めるための指針となる「三重県競技力向上対策基本方針」を決定しました。</p> <p>(2) 本年度、ジュニア選手発掘の事業を実施した6競技団体は、より多くの子どもたちが当該競技を続けられるよう、基礎的な練習を行う「育成プログラム」を実施し、ジュニア選手の育成に取り組んでいます。</p> <p>(3) 高等学校運動部の強化指定を昨年度の6校8部から15校21部に拡充するとともに、本年度新たに1つの大学運動部や10の企業・クラブチームを強化指定し、合宿・遠征などの強化活動を支援することにより、本年度指定した「いなべ総合学園高等学校レスリング部」がインターハイで団体準優勝をするなどの成果が現れました。</p> <p>(4) 指導者の養成等については、指導者の資質向上のため、中高運動部における本県の競技力向上の中核となる指導者を高等学校20名、中学校7名指定し、中高運動部指導者研修会を開催して、平成24年の国体で総合優勝した岐阜県の取組や他競技の優秀指導者の取組について研修を深めました。</p>
<p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 平成33年の国民体育大会での天皇杯・皇后杯獲得に向けて、ジュニア・少年選手の発掘・育成・強化、成年選手の強化を図るため、優秀な指導者を養成・確保するなど、平成27年度までに「基盤・体制づくり」を進めていきます。</p> <p>(2) トップアスリートの強化、ジュニア・少年選手の育成・強化については、県体育協会や各競技団体と連携し、平成33年の国民体育大会に向けた合宿・遠征など強化活動に一層取り組むとともに、高等学校運動部、大学運動部、企業・クラブチームの強化指定を年次計画的に拡充し、本県の競技力向上を推進していきます。</p>

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (南部地域の活性化)</p> <p>(6) 「南部地域の市町における生産年齢人口の減少率」は平成23年度の15.4%から平成24年度は16.4%となり減少が進んでいる。</p> <p>引き続き「南部地域活性化基金」事業等の活用により、若者の雇用の場の確保、定住促進を目指す「南部地域活性化プログラム」の推進を図り、南部地域の活性化に努められたい。</p> <p>(南部地域活性化推進課)</p>
講じた措置
平成25年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 13市町・有識者・県で構成する「南部地域活性化推進協議会」(以下「協議会」という。)において、各種取組の進捗状況の共有や南部地域活性化基金(以下「基金」という。)を活用した事業の検討・協議を行うとともに、市町等と連携した課題の解決や活性化に向けた取組を進めました。また、平成25年度に設置した地域活性化局と一体となって積極的に市町や集落に出向き、基金事業を始めとする各種取組の着実な進捗を図りました。</p> <p>(2) 基金を活用した複数市町の主体的な取組のうち、主なものは次のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一次産業の担い手確保対策事業・・・柑橘関連の長期就農研修に希望者を受け入れるとともに、就業フェアや移住相談会に出展してPRしました。 ・幹線道路を活用した誘客促進事業・・・サニーロードに係る取組(玉城町、度会町、南伊勢町)では情報発信拠点を整備するとともに3町合同沿線マップを作成しました。また、R42号に係る取組(大台町、大紀町、紀北町)では3町合同情報誌を作成し、高速道路のサービスエリアや道の駅で配布しました。 ・子どもの地域学習推進事業・・・宮川小学校(大台町)、七保小学校(大紀町)の総合学習で、地域の魅力を発見し、地域への愛着を育む授業を実施しました。また、昴学園高等学校(大台町)及び南伊勢高等学校(南伊勢町)では、地域の次代を担う人材育成カリキュラムを実施しました。 ・企業立地セミナー開催事業・・・伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町が連携し8月に大阪で企業立地セミナーを開催しました。 <p>(3) 名古屋において8月に岐阜県との合同移住相談会を開催するとともに、東京において首都圏営業拠点「三重テラス」を活用して、11月と1月に計3回の移住相談会(うち2回はそれぞれ長野県、岐阜県と共催)を開催しました。また、大阪で9月に行われた認定NPO法人ふるさと回帰支援センター主催の「ふるさと回帰フェア」と、東京で1月に行われた移住・交流推進機構主催の「移住・交流&地域おこしフェア」に出展しました。さらに、2月に大阪において、和歌山県と合同で「いなか暮らし起業セミナー」を開催するとともに、名古屋において、奈良県、和歌山県と合同で「紀伊半島移住セミナー」を開催しました。</p> <p>(4) 市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組を、これまでの尾鷲市と志摩市の2地域に加えて、新たに南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の4つのモデル地域において実施しました。また、これらの取組の発表等を通じて大学生の成功体験や市町職員の経験を共有するため、3月には、尾鷲市元気プロジェクトの最終報告会を開催するとともに、総務省の後援を得て「三重発!地域と大学のイキイキ連携フォーラム」を開催しました。</p> <p>(5) 地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援しました。</p> <p>(6) 関係部局と情報共有を図るとともに、南部地域の活性化に向けた取組を促進するため、8月と3月に知事を本部長とする部局横断組織「南部地域活性化推進本部」本部員会議を開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 基金設置から2年目にあたる平成25年度は、市町の理解も深まり、13市町のいずれの市町も基金活用事業を具体化することにより、様々な連携の枠組みのもと、本格的な取組が開始するとともに、26年度に向けた事業化にあたっては新たな提案や地域的な広がりが見られます。11月</p>

に開催した第2回協議会では、平成26年度の基金事業計画について検討・協議を行い、全ての事業の実施について了承されました。

- (2) 基金を活用した複数市町の主体的な取組の成果のうち、主なものは次のとおりでした。
 - ・第一次産業の担い手確保対策事業・・・柑橘関連の長期就農研修に1名の新規就農希望者を受け入れるとともに、1名のUターン者が長期研修を経て新規に就農しました。
 - ・幹線道路を活用した誘客促進事業・・・サニーロードに係る取組では、情報発信拠点である「城(ぐすく)」の平成25年度の来客数が、対前年比で約4割増となりました。
 - ・子どもの地域学習推進事業・・・高校生を対象にした取組では、大学生のディスカッションリードにより、地域について考える視点や当事者意識を育み、今後の高校や地域での実践的取組へのきっかけづくりができました。
 - ・企業立地セミナー開催事業・・・セミナー開催後、実際に伊勢志摩地域の立地に関心を示した企業もあり、市町と企業との新しいネットワークの構築につながっています。
- (3) 市町と連携した三大都市圏における移住セミナーや相談会の開催等、効果的な情報発信を行うとともに、空き家バンクの整備や田舎暮らし体験などを実施することにより、移住者の受入体制を充実しました。
- (4) 集落支援モデルの構築事業については、学生との協議を通じて、尾鷲市では、「食」という地域資源を生かして地域コミュニティを再生する取組が、志摩市では、SNSを活用し、住民自らがフェイスブックページを立ち上げて地域の魅力を発信する取組がそれぞれ進められています。
- (5) 地域資源を活用した事業者への支援については、新規雇用を伴う事業拡大を行う3事業者を採択し、予定していた3名の雇用創出につなげています。
- (6) 「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、市町の課題に対応する県関係部局の事業や基金を有効に活用できるよう、調整を図りました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1) プログラムの目標である「南部地域のあらゆる世代の人びとが生まれ育った地域に住み続けたいという思いがかなうような地域社会の形成」を実現するためには、各市町を中心とする「地域」が主体的に考え、取組を進めていくことが重要であり、協議会や基金を軸として、そのための仕組みを構築していきます。基金を活用したさまざまな市町の枠組みによる主体的な取組が本格的に動き出しており、この流れを止めることなく、成功事例を生み出し、協議会等において共有していきます。また、基金については、市町からの評価も高まっており、その活用にあたっては、新たな提案や地域的な広がりが見られることから、基金の積み増しを行います。この基金を財源として、「幹線道路を活用した誘客促進事業」、「子どもの地域学習推進事業」、「伊勢から熊野へ～熊野古道伊勢路魅力発信事業」等の取組を進めます。
- (2) 三大都市圏における移住セミナーや相談会等の移住交流の取組については、他県との共同開催で得たノウハウを取り入れるとともに、南部地域の魅力にメッセージ性を持たせるなど、より効果的な情報発信を行います。また、空き家バンクの整備など、市町と連携した移住者の受入体制をさらに充実し、若者を含めた幅広い世代の移住・定住を促進します。
- (3) 市町・大学と連携した集落機能を維持するための取組については、平成25年度から実施している4つの地域に加えて、新たなモデル地域においても実施します。また、地域住民の主体的な取組をサポートする人材を育成するとともに、他地域への波及に向けてノウハウ等の蓄積・共有を図ります。
- (4) 南部地域における就労支援については、若者の雇用も意識しながら、地域資源を活用した新たな事業展開や事業拡大を行う事業者に対し、基金を活用して雇用の創出を支援します。
- (5) 引き続き「南部地域活性化推進本部」本部員会議での協議等を通じて、市町の課題に対応する県関係部局の事業や基金を有効に活用できるよう、調整を図っていきます。また、平成25年度に設置した地域活性化局と一体となって積極的に市町や集落に出向き、基金事業を始めとする各種取組の着実な進捗を図るとともに、関係部局と課題を共有し、その解決に努めることで、総合調整機能を果たしていきます。

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (熊野古道を中心とした集客交流)</p> <p>(7) 紀伊半島大水害で減少した「熊野古道の来訪者数」は、平成24年度には274千人まで回復してきたが、最も来訪者の多かった平成22年度の285千人を下回っている。</p> <p>平成25年度は式年遷宮の他、東紀州地域には一部を除き高速道路が延伸され、平成26年度は世界遺産登録10周年を迎えることから、県観光・国際局とも連携のうえ、熊野古道センター等の集客交流拠点施設を活用した古道を核とする集客交流を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(東紀州振興課)</p>
講じた措置
平成25年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 東紀州地域においては、世界遺産熊野古道を核とした自然・歴史・文化、地域資源などを活用した観光・産業振興の取組を、東紀州地域振興公社、熊野古道センターおよび紀南中核的交流施設を活用しながら進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域振興公社・・・5月、8月、11月、2月のイオンでの「三重県フェア」や10月の東京日本橋での「日本百街道展」等、県外での観光展・物産展に出展するなど熊野古道世界遺産登録10周年に向けた熊野古道伊勢路の情報発信を行いました。また、旅行商品の造成に向けて大都市圏でのエージェントセールスを行うとともに、名古屋のアンテナショップや大阪市内の空き店舗を活用した物産販売の支援を行いました。 ・熊野古道センター・・・東紀州地域の自然、歴史、文化に関する魅力ある企画展や地域と連携した交流イベント、ひのきアート等の体験教室を実施しました。 ・紀南中核的交流施設・・・伊勢志摩の宿泊施設と連携したプランや「蘇りの地熊野の自然と歴史を堪能する連泊プラン」など魅力的な宿泊プラン等の設定、地域資源を活用した体験プログラムの実施や地域と連携したイベント等を開催しました。 <p>(2) 平成25年度は神宮式年遷宮や高速道路の概成に加え、熊野古道世界遺産登録10周年の前年にあたることから、訪れる人々に、「山の幸」、「川の幸」、「海の幸」、「心の幸」を感じていただきたいという願いを込めて、熊野古道伊勢路を「幸結びの路」と名付け、ロゴマーク、ポスター、ガイドブック、ホームページなどの作成を地元市町とともに行いました。また、東紀州地域への誘客促進や10周年に向けた機運を高めるため、次の取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏での「熊野古道セミナー」・・・熊野古道への関心を高めるため、三重テラスを活用し、10月から2月までの毎月、「熊野古道セミナー」を開催するとともに、セミナーの参加者を対象としたツアーを企画・実施しました。 ・地域での「熊野古道セミナー」・・・10周年に向け地域の機運を盛り上げるとともに、地域の魅力向上を図るために、東紀州地域において「熊野古道セミナー」を4回開催しました。 ・「熊野古道伊勢路霊場めぐりモデルウォーク」の開催・・・新たな古道ファン層の拡大を目指すとともに、10周年に向けて機運を高めるため、熊野古道の峠と周辺の寺社をあわせて巡るモデルコースを創設し、10月から11月にかけてモデルウォークを5回開催しました。 ・まちなかへの誘導促進・・・10周年に向けて来訪者のまちなかへの誘導、周遊の促進や地域の方が地域の魅力を再認識していただくきっかけとするために、熊野市と紀北町において「宝探しイベント～東紀州の新たな魅力発見～」を開催しました。 ・伊勢での情報発信・・・7月から、伊勢神宮周辺の観光案内所に新たに人員を配置し、熊野古道をはじめとする観光情報の提供を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 東紀州地域の拠点施設のひとつである熊野古道センターの来館者数は、前年度と同程度となり、また、紀南中核的交流施設における宿泊者数は、対前年比26%増となるなど紀伊半島大水害からの観光面での復興が着実に進んでいます。</p> <p>(2) 熊野古道世界遺産登録10周年に向けて、伊勢神宮周辺の観光案内所に新たに人員を配置し、熊野古道をはじめとする観光情報の提供を行うとともに、首都圏等での熊野古道セミナーの開催</p>

や熊野古道伊勢路でのモデルウォークの開催、地域における宝探しイベントの実施などにより、東紀州地域への集客交流が進んでいます。

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 関係者と連携し、観光振興や産業振興などの取組を進め、紀伊半島大水害からの復興をより確実なものにしていきます。
- (2) 東紀州地域振興公社が、東紀州の観光振興、産業振興などの取組を総合的に推進する地域のコーディネーターとしての役割を果たすよう引き続き支援します。
- (3) 熊野古道センターでは、地域との連携を図りながら魅力ある企画展や交流イベント等を開催することにより、情報収集・集積、情報発信、集客交流の機能を充実させていきます。また、紀南中核的交流施設では、魅力的な宿泊プラン等の設定や地域と連携したイベントの開催等により、集客交流の機能が充実するよう支援していきます。
- (4) 平成 26 年 7 月には、熊野古道世界遺産登録 10 周年を迎えます。また、東紀州地域では、紀勢自動車道と熊野尾鷲道路が整備され、観光客などの交通アクセスの利便性が格段に向上しています。

このため、熊野古道伊勢路を「幸結びの路」としてさらにPRし、沿線の神秘的なスポット巡りなど、多彩な魅力を発信するキャンペーンを地元市町と展開していきます。

また、10周年記念のオープニングイベント、熊野古道伊勢路踏破ウォークをはじめ、各種イベント等を市町・関係機関と一体となって切れ目なく実施し、その情報を次々に発信することで、集客交流を進めます。

さらに、10年先、20年先の古道の保全を見据えたサポーターズクラブ（仮称）の組織化をはじめ、熊野古道の価値を次世代に伝えていくための環境整備を進めます。

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 補助金返還金の収入未済額が 11,084,176 円（対前年度皆増）あるので、今後、その収入未済額の減少に努められたい。 (南部地域活性化推進課)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 補助事業者の尾鷲市に対して納付期限の延長を承認しているため、督促等はありません。 平成 25 年 12 月 27 日に津地方裁判所熊野支部において、間接補助事業者に対する破産手続きの開始が決定され、平成 26 年 3 月 25 日に手続きが終了しました。 2 取組の成果 破産手続きが終了した結果、間接補助事業者が補助金を返還できる財産を所有していないことが明らかになりました。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> 今後の対応については、補助事業者である尾鷲市と協議を進めていきます。

部局名 地域連携部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【テレビ会議システム機器更新業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (IT推進課)</p> <p>(2) 【第46回衆議院議員選挙に係る近鉄の駅への啓発ポスター掲出業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (市町行財政課)</p> <p>(3) 【平成24年度高等学校運動部強化指定事業委託】 ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (国体準備課)</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1) 【三重県自治会連合会事業補助金】 ・交付申請書の提出期限が交付要領等で定められていなかった。 (市町行財政課)</p> <p>(2) 【南部地域活性化基金事業費補助金】 ・交付要領に定められた交付申請書の提出期限の通知が行われていなかった。 (南部地域活性化推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)(2)指摘があった出納局事前検査について、事業担当者に周知するとともに、事業担当者と経理担当者の連携を密にしていくこととしました。</p> <p>(3)指摘があった個人情報保護責任者等の書面での報告について、今後は報告漏れがないように、事業担当者間で相互に提出状況をチェックすることとしました。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1)交付申請書の提出期限を交付申請者に通知するように事務処理を改めました。</p> <p>(2)基金事業の承認通知書を交付する際に、交付申請書の提出期限を明記して通知することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1)(2)事業担当者と経理担当者の連携を密にし、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(3)平成25年度に契約したすべての業務委託において報告漏れはありません。</p> <p>イ 補助金</p> <p>(1)(2)適正な事務処理に努めています。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

(1) (2) (3)引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

イ 補助金

(1) 毎年度当初に、交付申請書の提出期限を交付申請者に通知していきます。

(2) 今後とも、交付要領に定められた適正な事務処理に努めていきます。

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 金品亡失 (1) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 112,000 円） （松阪地域防災総合事務所）
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 パソコンの取り扱いには細心の注意を払うとともに、県有財産の適正管理について、注意喚起を行いました。 2 取組の成果 今年度は、パソコンの損傷はありません。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、県有財産の適正管理について、職員の意識向上を図っていきます。

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 不在者投票経費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (市町行財政課)</p> <p>(2) 特例処理事務交付金の積算誤りにより歳出戻入を行っていた。 (市町行財政課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 誤払いをなくすため、請求先確認のチェック体制を強化しました。</p> <p>(2) 積算誤りをなくすため、積算様式を修正するとともにチェック体制を強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) チェック体制の強化により、誤払いはなくなりました。</p> <p>(2) 積算様式の修正、チェック体制を強化したことにより、積算誤りはなくなりました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 誤払いをなくすために、支払い処理を行う前の請求先確認の強化に努めます。</p> <p>(2) 積算誤りをなくすために、チェック体制の強化に努めます。</p>

部局名 地域連携部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (5) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。 (1) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 235,053 円・相手 0 円) (スポーツ推進課)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 事故発生原因は、後方確認が不十分であったために起こったもので、職員の不注意によるところが大きいため、該当職員に対して所属長から嚴重注意を行うとともに、課内の全職員に対し注意喚起を行いました。さらに、公用車での出張時には、慌てて運転することのないよう、十分に時間の余裕をもって行動するよう周知を行いました。 2 取組の成果 職員の交通安全意識のさらなる醸成とともに、県有財産である公用車の管理意識の高揚が図られました。しかしながら、平成 25 年度にも事故が発生しましたので、さらに様々な機会を通じて、交通安全に関する取組を行っていきます。
<u>平成 26 年度以降 (取組予定等)</u> 公用車等による交通事故防止対策については、課内ミーティングなどの機会を通じて、十分に注意喚起を行います。

部局名 地域連携部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 地域連携部課長級職員が、自らの子が在籍する放課後児童クラブの運営費を私的に流用し、自らの借金の返済等に充てていた。</p> <p>このような行為は、県政に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事故が発生しないよう、すべての職員に対しコンプライアンス意識の醸成の徹底を図られたい。</p> <p>(地域連携総務課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>職員への処分当日に幹部職員（県庁は副部長以下管理職、地域機関は所長・局長）が県庁に集い、副部長から各所属での綱紀粛正の徹底の訓示を行い、再発防止に努めています。</p> <p>また、全庁をあげて実施しているコンプライアンス推進のための取組の中で、特に今回のような公務外での私的行為についてもコンプライアンスを順守するように職員の意識向上を図っています。</p> <p>そのほかにも「三重県職員倫理憲章」の掲出や「コンプライアンスチェックシート」による自己検証、「三重県職員クレドカード」の携帯などにより、コンプライアンスの職員への浸透を図っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>以上のような取組を続けることにより、部内職員のコンプライアンスの意識は醸成されてきていると考えます。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、各所属で行うミーティング等を通じて、職員のコンプライアンス意識の醸成を図っていきます。</p>

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (多様な農業経営体の確保・育成) (1) 農業振興を担う、意欲ある多様な農業者を確保・育成するためには、農地集積等による経営規模の拡大や集落営農組織の高度化の推進、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備が必要となる。 このため、今後も関係機関と連携し、市町の「人・農地プラン」の作成支援や、地域の実情に応じた集落営農組織等の設立、法人化、多角化等を推進するとともに、新規就農者が円滑に就農・定着できる環境づくりの支援などを効果的、計画的に行い、中核となる農業経営体の確保・育成に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(担い手育成課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容 経営者の高齢化と後継者不足、農産物価格の低迷等、認定農業者等の経営環境は非常に厳しい状況にありますが、次の取組により、認定農業者等の経営基盤の強化を図るとともに、新規就農者や農業参入企業等多様な農業経営体の確保・育成を図りました。</p> <p>① 認定農業者等への支援 普及指導員のスペシャリスト機能を生かし、意欲ある農業者や生産組織に対し高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導に取り組むとともに、市町や関係団体と連携して融資制度の利用促進等の支援を進めました。また、農業者の研修機関である三重県農業大学校において、マーケティングスキルの向上を図るための講座制の研修を行い、「もうかる農業」の実践により県農業の担い手となる人材の育成に努めました。</p> <p>② 人・農地プラン作成支援、集落営農組織の新規設立、法人化等の推進 農地集積を円滑に進めるための「人・農地プラン」の作成支援とともに、集落等を単位に農業者の話し合いにより担い手農家や集落営農組織に農地を集積する取組、及び集落営農組織を安定的に継続させるための取組（規模拡大、法人化、6次産業化等）を、各農林水産（農政・農林）事務所の関係室で構成する推進チーム、並びに地域活性化プランの推進チームと連携して進めました。</p> <p>③ 雇用力のある農業経営体の育成 農業版地域人材育成緊急雇用創出事業を実施し、農業経営体の新規雇用の支援により、農業への就業・定着に結びつけるとともに、雇用力のある農業経営体の育成を図りました。</p> <p>④ 新規就農者の受入体制の構築、企業等の新規参入支援 「みえの就農サポートリーダー制度」と国の「青年就農給付金制度」を活用し、就農希望者等の受入体制の構築と就農前の研修、就農後の経営安定への支援を行いました。また、企業が農業参入する際の農地の確保、技術の習得、地域住民との調整について、関係機関と連携して支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 認定農業者等の経営改善に向け、経営改善計画の指導、マーケティングや法人化に関する研修等を通じて経営体質の強化に取り組むとともに、186 の農業経営体で融資制度（農業近代化資金：認定農業者特例）が活用されました。</p> <p>② 新たに 78 の「人・農地プラン」の作成支援を行うとともに、土地利用調整等の合意形成を 197 集落、集落営農組織を 23 集落で確立し、6 集落営農組織が法人化を行うなど、組織体制の強化を図りました。</p> <p>③ 11 の農業経営体で新たに 15 人が雇用され、農業を担う人材の育成・確保とともに、雇用力型農業経営への発展につなげました。</p> <p>④ 平成 24 年度の制度創設以来、131 人の農業者に就農サポートリーダーに登録いただき、就農希望者 24 人に対するサポート活動が実施されました。さらに、120 人に青年就農給付金を支給し、新規就農者の確保と就農後の定着につなげました。平成 25 年度は、新たに 114 人（3 月末現在把握人数）が新規就農、2 社が農業参入しています。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

将来の認定農業者の確保につなげるため、国の新規就農・経営継承総合支援事業、みえの就農サポートリーダー制度を活用し、新規就農者の育成・確保を図るとともに、引き続き、意欲ある農業経営体や農業参入企業等に対する高度な生産・経営管理技術の普及など経営指導、マーケティング研修等の活用、新規雇用者の就業・定着支援による雇用力のある農業経営体の育成、市町や関係団体と連携して地域の実情に即した融資制度の利用促進等の支援を進めます。

また、市町が作成する「人・農地プラン」の作成支援とともに、国の施策として 26 年度より新たに始まる農地中間管理事業等関連施策の積極的活用により、意欲ある経営体への農地集積・集約化を図り、経営規模の拡大・生産性の向上など、担い手の育成・確保に努めます。併せて、集落が主体的に土地利用調整を行い認定農業者等へ農地を集積する取組を進め、持続的な営農の仕組みづくりとともに集落営農組織の新規設立、法人化等を推進します。

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (農業の振興)</p> <p>(2) 農業及び農村を取り巻く環境は、高齢化や後継者不足などが進行する中、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）問題などにより、ますます厳しくなることが予想される。</p> <p>こうしたことから、「もうかる農業」を推進するためには、消費者ニーズを踏まえた新商品・新品種の開発、既存品種の改良や生産技術の開発・改良による高品質化・多収量化、生産・輸送コスト等の低減、六次産業化、国内外への販路拡大等について戦略的に取り組む必要がある。</p> <p>このため、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画及び行動計画」の的確な進行管理を行い、みえフードイノベーションの形成等を通じて「もうかる農業」の実現に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産園芸課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 米を中心とした「もうかる農業」を実現するため、三重県で新たに育成され高温登熟性に優れた品種「三重23号」を、県産ブランド米「結びの神」として生産から販売まで一体化したプロジェクトを展開し、生産販売に取り組みました。</p> <p>② 国の米政策の転換や経営所得安定対策の見直し、T P P等の国際情勢をうけ、「新しい三重の米（水田農業）戦略」の策定をすすめ、今後の「もうかる農業」への方策を関係団体とともに合意形成をおこない、検討を進めました。</p> <p>③ 園芸特産物の県内外における知名度向上と需要の拡大を図るため、高付加価値化や、商圏以外の地域や海外への販路拡大、県外産地と一体となった生産・販売の展開など、商談を活性化し産地の挑戦的で戦略性のある取り組みを支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「結びの神」に関するプロジェクトでは、どのように消費者や販売店、料理店と価値共有するかを、研究会や賞味会などで意見交換、情報共有を行い、計画的、横断的な事業推進を図りました。</p> <p>② 国の米政策の見直しや国内外の情勢に対応し「新しい三重の米（水田農業）戦略」の策定を行いました。</p> <p>③ 産地の挑戦的で戦略性のある取り組みを支援した結果、次の成果がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イチゴ「かおり野」のタイ、香港への試験輸出を行いました。 ・「かおり野」のプレミアムブランド「つぶあまかおりの」の販売開始が決定しました。 ・大手外食チェーンで三重県産「なばな」の取り扱いが開始されました。 ・愛媛県のカラ産地と連携したPR活動の開始が決定されました。 ・花卉の市場や量販店バイヤーなどを招いて現地商談会を開催し、販路の拡大を図りました。 ・農業研究所が開発した「濃厚カテキン茶」が茶農家により商品化されました。
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>① 農産物、とりわけ米（水田農業）を取り巻く様々な環境変化の中、多様化する消費動向への対応等、今後の三重県水田農業の方策を明らかにする必要性が今後一層高まることから、「新しい三重の米（水田農業）戦略」の実践を進めることにより、「もうかる農業」について事業を進めていきます。</p> <p>② 野菜や果樹について、引き続き、担い手の確保・育成や品質向上に向けた産地への支援や、地域の特産化に向けた新規品目の導入促進に取り組むほか、商圏以外の地域や海外への販路拡大を推進します。</p> <p>③ 伊勢茶や花き・花木の県外での認知度向上や販路拡大に向け、新たな商品の開発や「三重テラス」などを活用した首都圏でのPR活動、商談会への出展促進などの取組を展開します。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (効果的な獣害対策)</p> <p>(3) 野生鳥獣による農林水産被害額は、依然として深刻な状態となっており、より一層、重点的な取組が必要となっている。 今後、「被害対策」、「生息管理」、「獣肉の利活用」の3つの柱を総合的、計画的に推進し、市町や関係団体等と連携した地域ぐるみの効果的な獣害対策を展開されたい。 (獣害対策課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 選択・集中プログラム「緊急課題解決9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、「被害対策」「生息管理」「利活用」を重点的に取り組みました。 また、地域事務所等には「地域獣害対策チーム」や「獣害対策支援チーム」を設置し、市町や集落での獣害対策の取組を支援しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 市町が策定した「被害防止計画」の着実な実施に向け、「獣害対策に取り組む集落」づくりを積極的に進め、継続的な獣害対策に向けた話し合いや活動が開始されました。また、集落づくりの取組と連係させつつ、野生鳥獣侵入防止柵等の整備に対する支援を行うとともに、集落リーダーや幅広い知識を持った人材を育成することができました。</p> <p>② 捕獲力の強化については、ニホンザルの大量捕獲技術の開発・確立に取り組みました。また、鳥獣捕獲実施隊や捕獲隊の設置についての支援や有害鳥獣駆除の経費にかかる補助を行い、有害鳥獣駆除の促進化を図ることができました。</p> <p>③ 9月の「農林水産物の被害について考える月間」期間中に開催したフォーラム(450人参加)では、講演会において被害対策、保護・共生、獣肉の利活用等についての取組を紹介するとともに、獣害資材展示を行い被害者への情報提供等の支援、被害者以外の方への啓発を行うことができました。</p> <p>④ 人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指した、「特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)」を策定しました。</p> <p>⑤ ニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁、ニホンジカの1日あたりの捕獲頭数の制限撤廃(ただし、銃猟においては、オスは、1頭)、狩猟期間の延長(11月1日から3月15日)などの規制緩和を継続し、捕獲圧を高め農林被害の軽減を図ることができました。</p> <p>⑥ 獣肉の販売促進に向け、企業とのマッチングによる鹿肉商品の開発や料理メニューの開発支援に取り組みました。また、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」の普及に向けた説明会の開催や食中毒菌のモニタリング調査、「『みえジビエ』登録制度」の創設など、安全性や品質の確保に向けた取組を進めました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p>
<p>獣害対策課を中心に選択・集中プログラム「緊急課題解決9 暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト」により、関係部所がより一層連携して「被害対策」「生息管理」「利活用」を重点的に取り組みます。</p> <p>① 引き続き、集落の取組を推進するためのリーダーの確保・育成、組織化、侵入防止柵の整備など、獣害につよい地域づくりを、「獣害対策カルテ」を活用し、市町と連携しながら総合的に進めます。</p> <p>② 野生鳥獣の捕獲力強化に向け、大量捕獲わなの普及や地域における捕獲技術の向上、捕獲体制の整備等による共同捕獲や広域一斉捕獲、捕獲後の処分体制構築等への支援に取り組みます。</p> <p>③ 「特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)」に基づき、農作物被害の減少等に取り組んでいきます。</p> <p>④ 引き続き、ニホンジカやイノシシにおける禁止猟法の一部地域での解禁、ニホンジカの1日あたりの捕獲頭数の制限撤廃(ただし、銃猟においては、オスは、1頭)、狩猟期間の延長(11月1日から3月15日)などの規制緩和を継続し、捕獲圧を高め農林被害の軽減を図ります。</p>

- ⑤ 獣肉等の重要を拡大するため、企業と連携した新商品の開発、首都圏での販売促進、ジビエ料理フェア開催等を通じた「みえジビエ」取扱店舗の拡大等に取り組みます。また、安全で高品質な獣肉の安定的な供給を図るため、施設整備への支援や「『みえジビエ』登録制度」の普及、「『みえジビエ』協議会（仮称）の設立検討などに取り組みます。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (林業の振興と森林の適正な管理)</p> <p>(4) 木材価格の低迷等により伐採が進まず、県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量も伸び悩んでいるほか、間伐実施面積も減少している。</p> <p>今後も引き続き、県産材の新たな需要開拓やさらなる利活用の支援、木質バイオマスの有効利用の推進など、県産材素材生産量の増大に努めるほか、森林所有者等に対する森林経営計画や環境林整備計画策定への効果的な支援、搬出間伐の低コスト化への取組を進め、適正な森林管理を図るための間伐実施面積の増加に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(森林・林業経営課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「みえ県民力ビジョン」の施策 313「林業の振興と森林づくり」において、県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量を県民指標の目標項目として、また、間伐実施面積を活動指標として位置付けて取り組んでいるところです。</p> <p>間伐実施面積の目標達成に向けては、造林事業に加え、森林整備加速化・林業再生基金事業等により間伐を推進しています。また、間伐材利用の推進並びに県産材素材生産量の増大を図るため、県産材の新たな需要開拓や木質バイオマスの有効利用を推進するとともに、森林所有者等に対する森林経営計画の作成や路網整備への支援を行い、木材生産の低コスト化に向けた取組を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 森林経営計画の作成を促進するため、三重県森林組合連合会と連携して、市町及び森林組合等の林業事業体を対象にワークショップを開催するなど、制度の普及・定着を進めました。また、森林組合等の林業事業体が森林所有者と合意形成を図るための活動を支援しました。</p> <p>② 環境林の整備を促進するため、森林組合等の林業事業体や市町が取り組む環境林整備計画の策定を支援した結果、新たな計画策定が進みました。</p> <p>③ 間伐実施面積の増加を図るため、森林組合等と連携して地区説明会を県内7地域で開催し、今年度から新たに創設された国の補助制度などの森林整備に対する支援制度の周知や施業の働きかけを行った結果、森林所有者の間伐実施や施業委託への理解が進みました。また、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化を進め、生産林の整備を促進しました。</p> <p>④ 県産材の利用拡大を図るため、住宅等への利用促進に向けたPR活動15取組を支援するとともに首都圏での販路開拓に取り組みました。また、公共建築物における利用を推進するため、市町に「公共建築物等木材利用方針」の策定を働きかけた結果、27市町で策定済みとなりました。</p> <p>⑤ 県内初の木質バイオマス発電事業について、事業者に対して計画的に資金融通支援を行い、施設整備を進めるとともに、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援や流通経費支援を行った結果、木質バイオマスの有効利用が進みました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>① 森林経営計画の作成を促進するため、林業普及指導員が核となり、市町や森林組合等と連携しながら、森林経営計画に関する相談・指導に通年体制で対応し、さらなる制度の普及・定着を図るとともに、森林組合等の林業事業体が森林所有者と合意形成を図るための活動を支援します。</p> <p>② 生産林の整備を促進するため、森林施業の集約化、路網整備、高性能林業機械の導入等による木材生産の低コスト化を進めるとともに、間伐実施面積の増加に向けた支援に取り組みます。また、森林組合等事業体と連携して、荒廃している森林の所有者に対して、間伐等の森林整備の実施を働きかけます。</p> <p>③ 環境林の整備を促進するため、引き続き、国の補助制度を最大限活用しながら、森林組合等の林業事業体や市町が取り組む間伐等を支援します。</p> <p>④ 国の「木材利用ポイント」制度の活用や公共建築物等の木造・木質化のほか、モデルハウスや商</p>

業施設に県産材を利用する民間企業等と連携してPRに取り組み、更なる県産材利用の増大に取り組みます。

- ⑤ 県内初の木質バイオマス発電事業について、平成26年度秋の本格稼働に向けて支援するなど、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に取り組むとともに、引き続き、木質チップ原料の供給事業者に対し収集・運搬機械等の導入支援や流通経費支援を行い、木質バイオマスの安定供給体制づくりに取り組みます。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (地域水産業・漁村振興計画の策定・実行への支援) (5) 「地域水産業・漁村振興計画」では、「もうかる水産業」を実現するため、地域の特色を活かした資源や未利用資源を活用した新商品の開発、持続的な漁業生産体制の確立など、地域の特性や実態に応じて、漁業者を中心に地域自らが考え実行していく水産業・漁村の活性化を目指している。 このため、引き続き、新たな地区での「地域水産業・漁村振興計画」の策定を支援するとともに、これまでに策定を行った地区についても、計画の実現や取組成果のブラッシュアップへの支援を行い、「もうかる水産業」への転換に向けた水産業・漁村の活性化を促進されたい。 (水産資源課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 25 年度</u></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>① 平成 25 年度には、新たに大淀地区（黒ノリ養殖業における付加価値の高い新たな加工技術及び新品種の導入等）、伊雑ノ浦地区（青ノリ新品種養殖等）、島勝地区（定置網未利用資源の利活用等）を含む 10 地区において、地域水産業・漁村振興計画の策定に向けた支援を行いました。</p> <p>② 平成 24 年度までに計画を策定した 13 地区において、計画の実践やブラッシュアップを支援しました。計画実践のスタートアップに必要な経費に対して、地域水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業により、浦村地区（アサリ垂下式養殖、ヒジキ養殖の実施等）、大曾根地区（ヒロメ養殖法の確立、加工・保存技術の研究、販路開拓、都市部での P R）など 6 地区に補助を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 「地域水産業・漁村振興計画」は、今年度新たに 10 地区において策定され、累計で 23 地区となりました。</p> <p>② 地域水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業を活用し、浦村地区においては、垂下式養殖でアサリの生産、販売を行いました。大曾根地区においては、ヒロメの試験養殖を行い、収穫したヒロメで塩蔵加工を試験的に実施しました。また大阪シーフードショーで塩蔵ヒロメの P R を実施し、販売促進を行いました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>10 地区で新たに計画の策定を支援するとともに、平成 25 年度までに計画を策定した 23 地区での計画の実践を、県の水産業・漁村振興計画スタートアップ促進事業をはじめ県の各事業を活用して支援します。</p> <p>さらに国の事業、特に、水産庁の新たな補助事業である、浜ごとに必要な対応の方向性を明確にする「浜の活力再生プラン」の策定支援を活用することにより、漁家所得の向上を実現し、地域の特性に応じた水産業・漁村の活性化を促進していきます。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>林業改善資金貸付金にかかる収入未済額が21,058,718円(対前年度比100.6%)あり、前年度と比べて129,068円増加している。</p> <p>一方、農業改良資金貸付金及び沿岸漁業改善資金貸付金にかかる収入未済額については、前年度と比べて3,387,725円減少している。</p> <p>今後も、債権管理を強化し、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>(担い手育成課、森林・林業経営課、水産経営課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(担い手育成課)</p> <p>農産物価格の低迷、資材・飼料の高騰等の経営環境悪化に伴う経営不振により長期間延滞している未収金については、書面・電話・面談による督促を行い、償還が止まっている者に対しては償還の再開を求め、少額の償還に留まっている者に対しては償還額の増額を求めました。</p> <p>督促回数 71 回 (うち 訪問・面談：22 回、電話：20 回、書面：29 回)</p> <p>(森林・林業経営課)</p> <p>今回、収入未済額が増加した理由は、借受者の事業不振により、平成 24 年度の償還予定分が未収となったためのものです。</p> <p>償還が困難な事業者に対して、書面、電話、訪問等による督促の強化を図りました。</p> <p>平成 25 年度訪問回数 36 回 (対象 4 名中 4 名)</p> <p>(水産経営課)</p> <p>沿岸漁業改善資金貸付金では、水揚げの不振や魚価の低迷等による漁業経営の悪化から、平成 24 年度末で 2,958 万円 (6 件) の未収金が発生しており、その延滞期間は長期化しています。</p> <p>延滞先に対しては、「三重県債権管理適正化指針」に基づく催告等の債権管理を実施しており、特に税外未収金に係る徴収強化月間には、書面・訪問・電話等による督促を強化しました。</p> <p>過年度に延滞が発生し、長期に渡り償還が滞っている貸付先に対しては、連帯保証人への督促も行いました。</p> <p>督促回数 44 回 (うち訪問・面談：14 回、電話 23 回、書面 7 回)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(担い手育成課)</p> <p>平成 24 年度末の未収金約 4,531 万円 (53 件) のうち、約 610 万円 (5 件) の回収を行いました。</p> <p>また、返済に伴い新規に発生した違約金 1 件については、分割返済により支払いを受けています。</p> <p>(森林・林業経営課)</p> <p>償還が困難な事業者に対し返済方法について相談に応じ、延滞の固定化の回避に有効であると認められる場合には、分割納入での対応を行い 28 万円 (2 名) を回収しました。</p> <p>(水産経営課)</p> <p>平成 24 年度末の未収金約 2,957 万円 (6 件) のうち平成 26 年 3 月末現在、約 98 万円を回収しました。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

（担い手育成課）

引き続き債務者の経営状況等を訪問・面談等によりの確に把握し、早期に完済となるよう指導していきます。特に農業経営を継続している債務者については、経営改善への取組みを支援するとともに、その進捗を的確に管理していきます。

（森林・林業経営課）

延滞発生の未然防止のため、今後も貸付審査時には適切な審査を継続するとともに、債務者に対する経営指導等を行っていきます。また、新たに発生した債権に対しては、連帯保証人へ償還請求等も含め早期回収に努めます。

未収金の回収については、書面・電話・訪問により3ヶ月に1回以上、督促を行います。また、少額の返済に留まっているものに対しては、償還額の増額を求め早期回収に努めてまいります。

（水産経営課）

引き続き延滞先に対しては、「三重県債権管理適正化指針」に基づく催告等の債権管理に取り組みます。

また、新たに延滞が発生した貸付先に対しては、長期延滞債権化を防止するため、債務者と面談のうえ回収計画を策定し、早期の延滞解消を図ります。

今後新たな延滞が発生しないよう、貸付審査にあたっては、事業計画の妥当性、債務者及び連帯保証人の償還能力及び保証能力を慎重に判断するとともに、貸付先に対しては水産業普及指導員による積極的な指導援助を実施するよう努めてまいります。

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の収入未済</p> <p>施設使用料等(旧三重県中央卸売市場)の収入未済額が 5,829,708 円(対前年度比 98.9%)あり、前年度と比べて 67,352 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農産物安全課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年 3 月に策定された「三重県債権管理適正化指針」に基づき債権処理計画を策定・公表し、収入未済額の減少に努めました。</p> <p>既に債務者の 3 事業者は市場から退場し、現在はいずれも大病を患い、十分に仕事ができないため、まとまった返済は期待できない状態です。少額返納による債権回収を進めて、納付しやすくなるように 5,000 円単位等の納付書を数枚発行して自主的に返納するように働きかけました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記の取組みを進めた結果、平成 26 年 3 月までに 71,968 円を回収しました。</p> <p>(平成 26 年 3 月末残高 5,757,740 円)</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>債務者の 3 事業者は十分な収入が得られる状況でないことから、今後も引き続き、毎月返納を基本とした少額返納を進め、返済状況を確認しながら電話や自宅訪問での督促を中心に回収に取り組むこととしています。</p> <p>なお、市場における未収金は、平成 21 年度から利用料金制による指定管理者制度を導入して市場管理を実施していることから、新たに発生しません。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ウ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 肥料登録手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。 (農産物安全課)</p> <p>(2) 家畜人工受精師免許手数料(書換)について、証紙消込日が受理日でなく決裁日となっていた。 (畜産課)</p> <p>(3) 狩猟者登録手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。 (獣害対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 肥料登録手数料の報告については、前月分を10日までにとりまとめて農林水産財務課に報告し、農林水産財務課にて財務会計システムに登録することとなっています。報告については、最後にとりまとめて報告するため、簿冊から書き出す時に記入漏れが発生し、翌月の登録処理になりました。そこで、事務処理後、証紙台帳に逐次記入することによって、記入漏れをなくすこととしましたが、複数の職員が担当したため、相互間の情報伝達がうまくいかず、記入漏れが再度発生しました。そのため、責任者を設け、農林水産財務課に報告する際、責任者が申請書と証紙台帳を照合し、記入漏れがないか確認するなど、チェック体制を強化しました。</p> <p>(2) 担当者の事務処理手順の誤りにより受理日に証紙消込を行わず、決裁後に証紙消込を行っていません。よって、事務手続き手順の再度確認を行い、受理日での証紙消印徹底に努めました。</p> <p>(3) 証紙消印実績表(エクセルデータ)により、事案が発生した都度整理し、翌月に農林水産財務課へ報告していますが、平成24年12月に証紙消印実績があるのを忘れ、農林水産財務課へ報告漏れとなり、登録処理が遅延しました。今後このようなことがないように、証紙消印実績がない月も農林水産財務課へ報告することにより、登録処理の遅延を防止することとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) チェック体制を強化することにより、適正な事務処理が行えるようになりました。</p> <p>(2) 事務処理手順の遵守により、適切な事務処理が行えるようになりました。</p> <p>(3) 収入の有無にかかわらず、毎月、証紙収入実績を農林水産財務課へ報告することにより、登録処理の遅延は発生していません。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1)～(3)</p> <p>引き続き、適正な事務処理が行えるよう努めていきます。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 前払金返還利息等の収入未済額が 18,121,322 円（対前年度比 1,288.6%）あり、前年度と比べて 16,715,030 円増加しているため、今後も、適切に債権管理を行い、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（四日市農林事務所、伊勢農林水産事務所、伊賀農林事務所、熊野農林事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>（四日市農林事務所）</p> <p>平成 22 年度治山工事の履行不能による契約解除に伴う、過払い前払い金遅延利息が生じ、平成 22 年 3 月に桑名建設事務所の同業者に対する支払債権と遅延利息の一部と相殺し一部を収納したものの、その残額が未収となっています。平成 25 年度は会社所在地や住所地を合計 3 回訪問し、督促状と納付書を投函しましたが、全く連絡が取れない状況が続いています。</p> <p>（伊勢農林水産事務所）</p> <p>催促状を 3 回発行（H25.9.27 付、H25.11.28 付、H26.3.7 付）し、債務者に送付するとともに、催促のため会社所在地を訪問しました。</p> <p>（伊賀農林事務所）</p> <p>平成 24 年度に契約解除案件が発生し、それに伴う違約金と返還金を請求しました。同年度中に違約金全額と返還金の一部については納付がありましたが、返還金の残額が未収金となっています。</p> <p>なお、平成 24 年度中に、返済計画（分割納付）の内容を盛り込んだ公正証書を作成しました。現在は、この計画に基づき、毎月定期的に徴収を行っています。</p> <p>（熊野農林事務所）</p> <p>所在不明の建設業者（平成 17 年度契約）については、登記簿謄本等の公的書類の取得による情報収集、住所地等の現地調査及び周辺での聴き取り調査を行い、強化月間に先行して平成 25 年 11 月においても現地調査等行いました。また、休眠状態の建設業者（平成 19 年度契約）については、平成 25 年 7 月に取締役宅を訪問し本人と面談を行い、さらに強化月間に先行し 11 月に、同様の遅延利息が発生している熊野建設事務所と共同で再度本人宅を訪問し直接面談を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>（四日市農林事務所）</p> <p>商業登記簿謄本で会社の存在、所在地に変更がないことを確認しています。また、代表者の住所地を確認しましたが、住民票抄本に記載のあった場所には、代表者の居住を確認することができず、現在も未納となっています。併せて会社所在地に文書を郵送しましたが、宛先不明で返却されました。</p> <p>（伊勢農林水産事務所）</p> <p>債務者との連絡がとれないため、進展はありませんでした。</p> <p>（伊賀農林事務所）</p> <p>返済計画で定めた一定額を毎月徴収し、平成 25 年度分として 3,460,800 円を収納しました。（平成 26 年 3 月末残高 13,554,800 円）</p>

(熊野農林事務所)

所在不明の建設業者については、情報収集、現地調査を行ったものの依然として所在不明のままの状況です。また、休眠状態の建設業者については、直接面談を行い支払催促、事情聴取等を行うものの収納の段階には至っておりません。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(四日市農林事務所)

引き続き、会社の確認、代表者の所在調査及び必要に応じて財産調査を行い、未収金の徴収に努めていきます。

(伊勢農林水産事務所)

引き続き催促状の送付、所在地への訪問を行い、催促を継続していきます。

(伊賀農林事務所)

引き続き、返済計画に基づいた着実な徴収に努めていきます。

(熊野農林事務所)

引き続き収納に向けての対応を継続するとともに、工事発注に際し、請負業者との連絡を密にすることや、建設事務所等他の発注機関との情報共有を行いながら再発防止に努めていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 情報公開文書複写料の事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。 (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 相手方不在で返送された契約解除通知書等の公示送達手続きが行われていなかった。 (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(3) 漁業権免許許可登録手数料の調定事務がされていないものがあった。</p> <p>(4) 漁業権免許許可登録手数料の収入証紙の消込がされていないものがあった。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(5) 契約履行確認後、直ちに契約保証金を返還していなかった。 (熊野農林事務所)</p> <p>(6) 雑入の現金受入に係る現金受入日・払出日を誤った日付で登録していた。 (林業研究所)</p> <p>(7) 生産物について、一部委託販売の形態で収入しているが、販売手数料等の繰替払を行っていないものがあった。</p> <p>(8) つり銭資金保管簿について、一部記録されていない日があった。</p> <p>(9) つり銭資金保管簿について、月まとめて処理を行っていた。 (農業大学校)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 行政資料複写依頼において、森林簿の写しを全て両面コピーしたものととして枚数を数え徴収しましたが、その後、一部片面コピーしたものが含まれており加納していることが分かったことから、過納分の歳出戻入が生じました。 事業担当課の枚数の数え間違いであったため、枚数の確認を徹底するよう指示し、また、枚数を確認する際には、複数職員で行うようにしました。</p> <p>(2) 職員に対して、相手方に未到達の通知については公示手続きをとり、法律的な側面からも手続きに漏れないか確認するなど、適正な事務処理に努めるとともに、職員間で情報共有するよう周知徹底しました。</p> <p>(3) 漁業権免許許可申請事務を行う中で、調定内容を十分に確認する体制ができていなかったことから事務担当者以外で調定内容を確認する者を明確にしました。</p> <p>(4) 漁業権免許許可申請事務を行う中で、消印を十分に確認する体制ができていなかったことから、事務担当者以外で収入証紙の消印を確認する者を明確にしました。</p> <p>(5) 履行確認後の工事代金支払の際に、契約保証金が現金であることの把握が不十分であったことにより生じたため、契約保証金が現金による場合は該当の工事簿冊に現金であることがわかるよう目印（色シール）をつけ、支払時点においても意識するよう再発防止に努めました。</p> <p>(6) プリンター購入に係るキャッシュバックが購入業者からあり、普通為替証書が送付された日付で調定を行い銀行から出金する予定でしたが、銀行の営業時間内に出金できず翌日に現金を受け取ったものの、担当者が現金日計表の払い出し日の修正を忘れていたことにより発生しました。 このよううっかりミスを無くすため、職場内で話し合いを行い適正な事務処理を行うよう、周知徹底するとともに、複数の職員によるチェックを行うこととしました。</p> <p>(7) 委託販売代金から販売手数料等を相殺していたため、販売手数料等を繰替払いに改めるとともに、職員に対し、会計規則に則り適正な会計処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>(8) (9) 職員に対し、つり銭資金保管簿の記載については、三重県つり銭資金取扱要綱に則り、毎日、記載漏れ等ないように、適正に処理するよう周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 複数職員によるチェック機能の重要性が再認識されるとともに、職員相互間の内部牽制機能を強</p>

化し、適正な事務処理に努めたことで、その後、同様の事案の発生はありません。

(2) 再発防止への周知徹底を行うことにより、職員の意識向上につながりました。また、今年度同様の事案は発生していませんが、発生した場合は、室全体で取り組み、定期的に事案への対応を検討するものとなりました。

(3) (4)

確認体制の強化により、同様の事案は発生していません。

(5) 上記取組みにより、職員の意識向上が図られました。

(6) チェック体制を強化したことにより、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理が行われています。

(7)～(9)

上記取組みにより、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(9)

引き続き、上記取組により、再発防止に向け、チェック体制の強化及び関係法令の遵守等により、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【平成24 年度三重県農林水産部管理職危機管理研修業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (2) 【平成24 年度三重県農林水産部人権啓発研修会業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
(農林水産総務課)
- (3) 【農業経営近代化資金に係る利子補給計算等の電算事務処理業務委託】
 - ・契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。
(担い手育成課)
- (4) 地域材利用拡大推進事業業務委託】
 - ・契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (5) 【「三重の木」家づくり情報提供支援事業業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (6) 【森林国営保険事務処理作業委託】
 - ・予定価格調書が作成されていなかった。
 - ・契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。
(森林・林業経営課)
- (7) 【平成24 年度ふるさと公園維持管理業務委託】
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
 - ・履行確認書が作成されていなかった。
(みどり共生推進課)
- (8) 【平成24 年度現場技術業務委託】
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (9) 【平成24 年度朝見上地区他県営事業現場技術業務委託】
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(松阪農林事務所)
- (10) 【廃棄農薬の廃棄処分】
 - ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
(病虫害防除所)
- (11) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】
 - ・執行伺い決裁後の見積り依頼における公印使用について、起案文書の「公印・校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印が押印されていなかった。
(紀州家畜保健衛生所)
- (12) 【「シマサルナシ」販売デザイン作成業務】
 - ・執行伺いに見積書の提出期限が記載されていなかった。
(農業研究所)
- (13) 【肉用肥育子牛増産システム構築事業に係る和牛子牛生産委託】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 - ・契約相手方から見積書が提出されていなかった。
(畜産研究所)
- (14) 【第7回三重県集落営農推進大会の講演委託】
 - ・支払いが遅延していた。
- (15) 【サイレージ一般成分分析及びサイレージ品質分析業務委託】
 - ・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準（旧基準）に基づき契約していた。
- (16) 【（三重23号）水田土壌分析検査業務】
 - ・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準（旧基準）に基づき契約していた。
(中央農業改良普及センター)

(17) 【農業大学校空調設備等保守点検管理業務委託】

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(農業大学校)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

(1) (2)

契約書に「個人情報の保護」に関する条項の記載等をしたものの、個人情報を取り扱わない案件であったため、個人情報保護責任者等の書面の報告を求めていませんでした。

職員に対し、契約書を作成する際は、個人情報を扱う契約内容であるかも含め仕様内容を確認し、適正な契約書を作成するよう周知徹底しました。

(3) 契約伺い及び契約書への記載が必要な事項について職員に対し、周知徹底されていなかったことが原因であるため、課内会議等で周知し適正な事務処理を行うことを徹底しました。

(4) (5)

契約書に定めた実施責任者及び契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかったことについては、委託事業者の契約書等に定められた内容等についての認識不足及び、県からの指導が不足していたことが原因であるため、職員に対し必要な報告がされているかの確認について周知徹底するとともに、業者に対し改めて指導を行いました。

(6) 予定価格調書が作成されていないこと、契約保証金免除の記載がされていないことについては、職員が失念していたことが原因であるため、会計制度を再確認し、決裁時のチェック体制を強化して再発防止に努めました。

(7) 契約書に「個人情報の保護」に関する条項の記載等したものの、個人情報を取り扱わない案件であったため、個人情報保護責任者等の書面での報告を求めなかったもので、契約制度を十分に承知していなかったことが原因です。

職員に対し、契約書を作成する際には、個人情報を取り扱う契約内容であるかも含め、仕様書の内容をよく確認し、契約書を作成するよう、課内会議において周知徹底しました。

履行確認書については、職員が失念していたことが原因です。業務執行に必要な会計上の事務について注意するとともに、担当職員だけでなく複数の職員によるチェック体制を強化して再発防止に努めました。

(8) (9)

現場技術業務委託については、「現場技術業務委託実施要領」により、契約事務を行っており、「現場技術業務委託実施要領」で定められている契約書の契約条項には「暴力団等不当介入時における受託事業者の対応について」の記載がありませんでしたが、2月に「現場技術業務委託実施要領」が改正され、暴力団排除に関する項目を追加することとしました。

(10) 契約書作成時のチェック漏れが原因と思われるため、契約書を作成する際には必要事項の記載漏れ等がないよう、担当者をはじめ全職員に対しチェック体制の強化について周知徹底しました。

(11) 職員に対し、三重県公文書管理規程及び三重県公印取扱規程等関係法令について周知するとともに、押印漏れのないよう徹底しました。

(12) 今後このような記載漏れがないように、課内会議において他の経理職員にも注意喚起するとともに、決裁時のチェック強化を図りました。

(13) 出納局の事前検査の必要性等会計処理上の手続きについて、事業課職員への情報共有が不十分であったため、全職員に対し、事前検査対象案件について周知するとともに、経理上必要な他の情報も含め注意マニュアルを作成し、所内共有フォルダーで情報共有しました。

(14) 支払期限までに支払いができるようにチェック体制の強化を図るとともに、職員に周知徹底しました。

(15) (16)

契約書作成時のチェック漏れが原因と思われるため、契約書を作成する際には、添付書類の確認を確実にを行うチェック体制の強化について、職員に周知徹底しました。

(17) 契約書作成時のチェック漏れが原因と思われるため、職員に対し契約書を作成する際には、契約に必要な事項の記載漏れ等がないよう注意するとともに、チェック体制の強化について、周知徹底しました。

2 取組の成果

(1) (2)

職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。

(3) 職員に対し、課内会議等で周知徹底することにより、契約事務の適正化についての意識が向上しました。

(4)～(7)

上記取組により、職員等の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。

(8) (9)

「現場技術業務委託実施要領」が2月に改正され、暴力団排除に関する項目を追加することとしました。

(10) チェック体制が強化され、適正な事務処理を行うことができました。

(11) 上記取組により、適正な処理が行えるようになり、以後、押印漏れは発生していません。

(12) 確認体制の強化により、同様の事案は発生していません。

(13) 上記の取組みにより、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理を行えるようになりました。

(14)～(17)

チェック体制が強化され、適正な事務処理を行うことができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(17)

引き続き、チェック機能が十分働くよう、職員間で対話を通じて周知徹底を図るとともに、職員の会計事務に関する知識向上を図るなど、再発防止及び適正な事務処理に努めていきます。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【西出菅合線菅合側開設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていなかった。 ・ 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が期限内に提出されていなかった。 <p>(2) 【保安林改良事業（林水連携）第22-2工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていなかった。(松阪農林事務所) <p>(3) 【野又越線紀伊長島第3工区 開設工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が期限内に提出されていなかった。 ・ 「総合評価方式技術提案履行確認書(施工時)」が整理されていなかった。(尾鷲農林水産事務所)
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品については、使用検討チェックリストを確認して優先的に使用するよう努めていますが、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていませんでした。 <p>職員に対し、設計書への添付漏れが無いよう周知するとともに、複数の職員で確認するなど、チェック体制の強化を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の期限内提出については、受注者と事前に内容調整を図り、速やかに提出されるよう指導を行いました。 <p>(3) 監査の指摘を受け、事後ではありますが、受注者より「総合評価方式技術提案等履行確認協議書」及び「総合評価方式技術提案履行確認書(施工時)」を提出させました。</p> <p>また、この原因は発注者・受注者ともに、総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱についての認識が不足していたことが原因と考えられるため、改めて発注者側の認識を新たにするとともに、受注者側にも注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル認定製品については、チェック体制の強化により、添付漏れがなくなりました。 ・ 「総合評価方式技術提案履行確認協議書」の提出については、事前の内容調整により、期限内に提出がされるようになりました。 <p>(3) 総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱についての認識が高まりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) (2)</p> <p>引き続き、チェック体制の強化等により適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(3) 引き続き、総合評価方式に伴う技術提案書等の取扱についての認識を高めるよう努めます。</p>

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>ウ 県単工事</p> <p>(1) 【伊勢湾地区 アサリ増殖資材設置工事】 ・ 工期の算出根拠が整理されていなかった。 (水産基盤整備課)</p> <p>(2) 【自然災害防止事業 第松－29号工事】 ・ 「工事カルテ」の完成登録が完成報告日よりも前に行われていた。</p> <p>(3) 【小規模治山事業（県単）第松－1号工事】 ・ リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。 ・ 「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 ・ 地元との調整不足から、工事の一時中止が発生していた。 (松阪農林事務所)</p> <p>(4) 【自然災害防止事業 第熊-4号工事】 ・ 「工事カルテ」の受注登録が遅れていた。 (熊野農林事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 今回の案件については、全国でも例がない特殊な工事（実験的なケアシエルの設置）であったため、標準工期での実施は適切でないと考え、「三重県県土整備部の積算基準（共通編）第12章標準工期等の2工期の設定」を基本として、課内で協議を行い、必要工期を決定しました。しかし、工期の決定資料を残していませんでした。今後は、工期の決定資料を必ず設計書に添付し、適正に保存することとし、課内で周知を図りました。</p> <p>(2) 工事カルテの完成登録については、複数の職員により確認を行うことで、チェック体制を強化するとともに、受注者の指導を徹底し、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(3) ・ 職員に対し、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」の添付漏れがないように周知するとともに、複数の職員で確認するなど、チェック体制を強化しました。 ・ 「工事カルテ」の変更登録が遅れていたことについて、変更契約時に確認を怠ったため、登録が遅れてしまいました。 複数の職員により確認を行うことで、チェック体制を強化するとともに、受注者への指導を徹底し、適正な事務処理に努めました。 ・ 地権者との調整不足により、32日間の中止期間が発生してしまいました。地権者と協議・調整を行い、発注時期を決定するとともに工事施工に万全を期しました。</p> <p>(4) 記載内容等については熟知していましたが、提出期限については職員の認識が甘く、請負業者への催促等を行うことがありませんでした。そのため、所定の期間内に工事カルテが提出されるよう請負業者への指導ならびに周知徹底に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員に対し、適正な事務処理について周知徹底したことにより、意識の向上が図られました。</p> <p>(2) チェック体制の強化が図られるとともに、受注者の意識が高まり適正な事務処理が行えるようになりました。</p> <p>(3) ・ 適正な事務処理を行うと共に、決裁権者や複数職員によるチェック体制の強化により、遺漏防止が図られました。 ・ チェック体制の強化及び、受注者の意識向上により、「工事カルテ」の変更登録の遅れはなくなりました。</p>

- ・ 工事施工に係る用地の確保について、地権者と協議・調整を密に行った結果、発注時期の調整を事前に行うことができ、工事中止の事案はなくなりました。
- (4) 提出期限についての職員の認識が高まり、所定の期間内に工事カルテが提出されるよう請負業者への指導ならびに周知徹底に努めることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(3)

引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

- (4) 引き続き、提出期限についての職員の認識を高めるとともに、所定の期限内に請負業者への指導ならびに周知徹底に努めていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【県営漁港 三重県漁港海岸保全施設防災対策調査設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 <p>(2) 【三重県地区 漁場施設魚礁化設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・配置技術者の兼務業務数を確認した書類が整理されていなかった。 ・「業務カルテ」の受注登録が遅れていた。 (水産基盤整備課) <p>(3) 【自然災害防止事業 第松－14号工事測量設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の完了登録が遅れていた。 (松阪農林事務所) <p>(4) 【三木浦漁港 水産基盤関連震災等対策事業 樋門施設測量設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増額変更に係る契約変更理由が記載されていなかった。 <p>(5) 【三重保全二期地区 紀南工区 水域環境保全創造事業調査設計業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務カルテ」の受注登録、変更登録が遅れていた。 (尾鷲農林水産事務所)
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 工期の設定について、津波に対する海岸保全施設の防護機能の現状把握並びに背後集落の被害規模を勘案し、海岸保全施設の整備優先順位を検討するもので、業務量もあり標準工期での実施は適切でないと考え、「三重県県土整備部の積算基準（調査・測量編）第7節設計業務等標準工期について」を基本として、課内で協議を行い、必要工期を決定しました。しかし、工期の決定資料を残していませんでした。今後は、工期の決定資料を必ず設計書に添付し、適正に保存することとし、課内で周知を図りました。</p> <p>(2) ・ 工期の設定について、「三重県県土整備部の積算基準（調査・測量編）第7節設計業務等標準工期について」を基本として、課内で協議を行い、必要工期を決定しましたが、工期の決定資料を残していませんでした。今後は、工期の決定資料を必ず設計書に添付し、適正に保存することとし、課内で周知を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置技術者の兼務業務数を確認した書類について、「三重県設計業務等共通仕様書第1106条第7」により、管理技術者が県発注業務委託において兼務できる委託業務件数は、契約金額が2,500万円未満の設計委託業務は、2,500万円以上の設計業務委託を含めて5件までとする、となっています。契約時に業者から提出を受ける配置予定技術者届出書を基に、テクリス等の画面で確認を行いました。画面を印刷した書類を残していませんでした。今後は、資料を必ず設計書に添付し、適正に保管することとし、課内で周知を図りました。 ・ 「業務カルテ」の受注登録について、「三重県設計業務等共通仕様書第1109条第3」により、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に基づき、受注者は契約後、土曜日、日曜日及び祝日等を除き10日以内に県監督員の確認を受け、登録申請しなければならないと規定されています。今回、契約者の連絡不足により、4日遅れることとなりました。今後は、連絡を密にし、適正な事務に努めることとし、課内で周知を図りました。 <p>(3) 完了登録については、竣工検査以降の登録となることから確認を忘れていました。複数の職員により確認を行うことで、チェック体制を強化するとともに、受注者への指導を徹底し、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(4) 変更増額が少額であったことから一部理由が記載されていませんでした。その後記載漏れがないよう変更内容を複数員で確認することとしました。</p>

- (5) 受注時及び変更協議時等の登録が必要になった際には、委託業者へ業務カルテの登録が遅れないように留意する旨伝えることとしました。

2 取組の成果

(1) (2)

職員に対し、適正な事務処理について周知徹底したことにより、意識の向上が図られました。

- (3) チェック体制の強化が図られるとともに、受注者の意識が高まり適正な事務処理が行えるようになりました。
- (4) 変更内容等の設計書審査を複数員で行った結果、記載漏れがなくなりました。
- (5) 上記取組により、同様の事案は発生していません。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(3)

引き続き、適正な事務処理に努めていきます。

- (4) 今後も変更内容等を複数員で確認し、記載漏れがないよう努めます。
- (5) 今後も業務カルテの登録が遅滞なく行われるように留意します。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>オ 補助金</p> <p>(1) 【みえフードイノベーションプロジェクト支援補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書の提出期限が交付要領等で定められていなかった。 ・ 補助事業等状況報告書の提出期限が交付要領等で定められていなかった。 ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 (フードイノベーション課) <p>(2) 【「もっと県産材を使おう」推進事業費補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費が県の実施要領等で明確に規定されていなかった。 ・ 補助事業等状況報告書が提出されていなかった。 ・ 交付要領で規定する重要な変更（事業費の増減）に該当する変更交付申請が補助事業者から提出されていなかった。 (森林・林業経営課)
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 24 年度当該補助金を創設した際に課の交付要領を定めていなかったため、平成 25 年度にはフードイノベーション課関係補助金等交付要領を定め、交付申請書及び補助事業等状況報告書の提出期限等についても明確に記載するとともに、書類等の提出漏れがないよう職員に対し、周知徹底しました。</p> <p>(2) ・ 補助対象経費が県の実施要領等で明確に規定されていなかったことについては、平成 25 年度に要領を改正し、明確に規定しました。</p> <p>・ 補助事業等状況報告書及び交付要領で規定する重要な変更（事業費の増減）に該当する変更交付申請が補助事業者から提出されていなかったことについては、補助事業者の実施要領等に定められた内容等についての認識不足及び、県からの指導が不足していたことが原因であるため、職員に対し必要な申請がされているかの確認について周知徹底するとともに、業者に対し改めて指導を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記取組により、補助金事務に関する手続きが明確化され、適正な事務処理が行えるようになりました。</p> <p>(2) 上記取組により、補助対象経費について明確に規定するとともに、職員等の意識向上が図られ、適正な事務処理を行うことができました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) (2)</p> <p>引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>カ 旅費</p> <p>(1) 【全国農業担い手サミット参加】 ・指定宿泊であるのに定額宿泊料で旅費請求を行っていた。 (担い手育成課)</p> <p>(2) 【平成24年度浮漁礁担当者会議】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(3) 【タイへの輸出みかん王室献上】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (熊野農林事務所)</p> <p>(4) 【研究成果発表（農業農村工学会）】 ・復命書に2日目の用務内容が記載されていなかった。 (農業研究所)</p> <p>(5) 【第1回かつおSU推進検討会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(6) 【ジャパンインターナショナルシーフードショーにおける先進事例調査】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (水産研究所)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 旅費請求時において、指定宿泊であることを失念していたことが原因であるため、課内会議等で旅費請求時に注意するよう周知し、適正な事務処理を行うことを徹底しました。 当該旅費については、直ちに歳出戻入を行いました。</p> <p>(2) 簡易決裁を使用し復命をしていたことが原因のため、簡易決裁を使用せず、総合文書管理システムで復命文書を作成し、件名登録漏れがないようにしました。</p> <p>(3) 供覧後に文書システムへの登録を行っていなかったため、供覧等の完了したものについて文書システムへの登録漏れがないよう注意し事務処理を行いました。</p> <p>(4) 1日目に研究報告を実施し、翌日は他研究者と今後の共同研究等の事務的な打ち合わせであったため、記載を省略してしまいましたが、職員の意識及び決裁者の確認が徹底されていなかったことが原因であるため、所内会議等で適正な事務処理を行うことを周知徹底しました。</p> <p>(5) (6) 総合文書管理システムを用いずに起案を行ったことが原因であると考えられます。監査結果を受け、総合文書管理システムによる起案を行うよう周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員に対し、課内会議等で周知徹底することにより、旅費事務の適正化についての意識が向上しました。</p> <p>(2) 総合文書管理システムで復命文書を作成することで、件名登録漏れがなくなりました。</p> <p>(3) 職員の意識が高まり、適正な事務処理を行えるようになりました。</p> <p>(4) 各職員に対し、事務処理が適正に執行されるよう周知し、改善を図りました。</p> <p>(5) (6) 総合文書管理システムによる起案を周知したことで、適正に処理できるようになりました。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 職員の旅費請求に関する知識の向上に努め、適切に事務処理がなされるようにします。
- (2) 今後も総合文書管理システムでの復命を行い、件名の登録漏れがないよう努めます。
- (3) 引き続き、文書システムへの登録漏れがないよう適正な事務処理に努めます。
- (4) 今後も継続して適正な事務処理に努めていきます。
- (5) (6)
引き続き、所内職員に適正な事務処理を行うよう周知徹底を図っていきます。

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 また、コリンズ（工事実績情報システム）等への受注登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>キ 物品購入</p> <p>(1) 支出命令書に納品書が添付されていないものがあった。 (畜産研究所)</p> <p>(2) 納品書・請求書に日付及び受領印のないものがあった。 (林業研究所)</p> <p>(3) 劇物の購入について、内規に違反して発注していた。 (林業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員に対して、会計規則運用方針に則り、物品の納品の際には、書面（納品書）での提出を要請するなど、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>(2) 請求書を受領した場合速やかに支払処理を行っていますが、日付の記入漏れ等があった請求書等について、受付印の押印を失念していました。 このため、担当職員に日付等のチェックを周知徹底するとともに、納品書や請求書に日付のないものがあった場合等、受付印を押印することを徹底しました。</p> <p>(3) 職員が、「林業研究所毒劇物等管理規程」の内容をよく把握していなかったことによるものであるため、職員に対し、毒劇物を購入等する際は「林業研究所毒劇物等管理規程」を遵守し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記の取組により、適正な事務処理を行えるようになりました。</p> <p>(2) (3) 上記取組により、職員の意識向上が図られ、適正な事務処理が行えるようになりました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 引き続き、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(2) (3) 引き続き、適正な事務処理について周知徹底を図るなど再発防止に努めていきます。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 廃棄された物品の処分決議が行われていなかった。 (松阪農林事務所)</p> <p>(2) 不用決定された備品の廃棄等の処理が行われていなかった。 (林業研究所)</p> <p>(3) 備品の保管場所が台帳と異なっていた。 (水産研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 物品管理所属が手続きを失念しており、使用所属である当所も確認を怠っていたことにより発生したものです。</p> <p>本年度は物品管理所属と連携を密にし、廃棄物品についてはその都度事務処理状況を確認することとしました。</p> <p>(2) 不用品決定した後、年度内に売払い又は廃棄処分を予定していましたが、少量であるため、ある程度の分量になるまで保管していたものです。</p> <p>また、過去に不用品決定された一部の不用品については、廃棄処分するに当たり多額の費用がかかること等から、処分できないまま今日に至っているものもあります。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、一部を除き、平成 24 年度末に売払い又は廃棄処分を行いました。</p> <p>(3) 備品を移動させた際台帳の変更を失念していたもので、直ちに台帳の変更を行い、備品と台帳の確認を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 本年度中の廃棄物品はすべて適正に事務処理が行われています。</p> <p>(2) 不用品のうち解体等に多額の処分費用を要する一部の物品（大型固定焼却炉 2 基他）を除き、不用決定した物品はすべて売払い又は廃棄処分を終了しました。</p> <p>(3) 上記の取組により、適正な物品管理が行えるようになりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き、物品管理所属と連携を密にして適正な事務処理を実施します。</p> <p>(2) 三重県会計規則及び会計規則運用方針を遵守し、適正な物品管理に努めていきます。</p> <p>(3) 引き続き、適正な物品管理について周知徹底し、適正な管理に努めていきます。</p>

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失 (1) 漁業取締船の損傷（修理代 189,231 円） （水産資源課）</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 漁業取締艇により漁業取締を実施中、海中を漂流しているロープに気づかずに航行し、プロペラにロープが絡まる事故が発生し、損傷した右舷機側機関ドライブの修繕を行いました。 事故を起こした取締艇乗組員に対して、漂流物等に対する注意喚起を行うとともに、漁業取締船乗組員に対して航行中の安全を徹底するように周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 取締船乗組員に対して航行中の漂流物等に対する注意喚起を実施したことにより、安全対策に注意を払いながら漁業取締業務が実施されています。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 船長機関長会議等を通じて、引き続き、取締業務中の安全確認を徹底するように注意喚起を行っていきます。</p>

部局名 農林水産部

監査の結果			
2 財務等に関する意見			
(3) 財産管理等の状況			
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
ウ 公共用地の未登記			
(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 875 筆、133,460.47 m ² ある。			
(別表 1)			
	箇所名	平成 24 年度末未登記	平成 24 年度中処理分
	桑名農政事務所	6 筆 1,659.33 m ²	
	四日市農林事務所	30 筆 15,125.80 m ²	
	津農林水産事務所	19 筆 3,146.01 m ²	
	松阪農林事務所	79 筆 16,499.58 m ²	過年度 3 筆
	伊勢農林水産事務所	396 筆 91,495.97 m ²	過年度 11 筆
	伊賀農林事務所	333 筆 4,346.57 m ²	過年度 17 筆
	熊野農林事務所	12 筆 1,187.21 m ²	
	合計	875 筆 133,460.47 m ²	計 31 筆
(農地調整課)			
講じた措置			
平成 25 年度			
1 実施した取組内容			
(1) ① 平成 25 年 7 月 22 日に用地課長会議を開催し、「未登記解消第 8 次 5 ヶ年計画」の進捗状況について協議しました。			
② 年 2 回 (6 月、12 月)、地域機関において、未登記カルテを基にヒアリングを行い、緊急を要するものなど優先順位を決めて未登記案件の解消方向へ進めています。			
2 取組の成果			
(1) 平成 25 年度は、26 筆を処理しています。			
平成 26 年度以降 (取組予定等)			
(1) 未登記原因として、相続人多数等の処理困難な事案や、測量に費用がかかるものがありますが、第 8 次 5 ヶ年計画を目標に計画的に未登記解消に努めます。			

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 前渡資金の払出しが遅延していた。 (松阪農林事務所)</p> <p>(2) 処分決議された公印を廃棄せず保管していた。 (熊野農林事務所)</p> <p>(3) 車検料金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (紀州家畜保健衛生所)</p> <p>(4) 処分決議された公印を廃棄せず保管していた。 (農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 常時経費の流用戻しを行ったが口座に入金された日を失念しており、出金が遅れたものです。本年度は前渡資金の入金日を、書面で確認することを徹底し適正な事務処理を行っています。</p> <p>(2) 旧公印について、処分決議が完了していたものの廃棄処分をしていませんでした。旧公印については直ちに廃棄処分を行いました。</p> <p>(3) 数字の見誤りによる誤払いにより、歳出戻入が生じました。チェック体制を強化し、審査の徹底を図りました。</p> <p>(4) 平成 20 年度の組織改正により使用しなくなった公印が台帳上は廃棄登記したものの、現物を廃棄せずに金庫に保管されたままとなっていました。該当の公印は、指摘後すみやかに破砕し廃棄処分いたしました。また、今後廃棄処分決議を行った備品について、複数職員で、廃棄の確認を行うこととしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 前渡資金の入金日を、書面で確認することを徹底した結果、本年度不適正な事例は発生していません。</p> <p>(2) 適正な物品管理について、職員の意識向上が図られ、適正な管理ができるようになりました。</p> <p>(3) チェック体制の強化により、以後、歳出戻入は発生していません</p> <p>(4) 確認体制の強化により、同様の事例はその後発生していません。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 引き続き書面での確認を徹底し、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(2) 引き続き、適正な物品管理に努めていきます。</p> <p>(3) 引き続きチェック体制の強化について、職員に対して周知徹底を図るとともに、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(4) 引き続き、適切な事務処理を行い再発防止に努めます。</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(イ) 地域機関において、積算誤り等により入札を中止した事案が8件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>加えて、農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も引き続き、円滑かつ適切な発注業務ができるよう取り組まれたい。</p> <p>(1) 積算誤り等により入札を中止したものが5件あった。 (松阪農林事務所)</p> <p>(2) 積算誤り等により入札を中止したものが2件あった。 (尾鷲農林水産事務所)</p> <p>(3) 積算誤りにより入札を中止したものが2件あった。 (熊野農林事務所)</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(3)</p> <p>農林水産部公共工事の発注・入札にかかる事務処理誤りの再発防止に向けた取組として、再発防止検討会を設置し「農林水産部標準チェックリスト」取扱要領を作成し、平成 25 年 10 月から農林水産部内で試行運用しています。</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p> <p>具体的内容</p> <p>① 設計書の審査は、より厳重な審査を行うため、複数の職員で行うこととしました。</p> <p>② 分野や事務所により取扱が異なるチェックリストについて、設計書の積算など審査事項を改善し、農・林・水分野共通の標準となるチェックリスト「積算前段階、発注段階」を作成しました。</p> <p>③ 入札審査会の審議書類にチェック済みリストを添付し、審査の状況を確認することとしました。</p> <p>④ 設計から入札までの事務処理スケジュールに無理がないか、所要日数の標準を示す等、審査会で点検する仕組みを設けました。</p> <p>⑤ 入札情報システムの入札公告資料について、掲載内容を確認する事務の手順や複数者で確認する「P P I チェックリスト」を作成しました。</p> <p>⑥ 入札に関する情報の共有、職員への啓発として、公共工事等の入札・契約にかかる情報共有シートを作成し、関係機関および職員間の情報共有を図る仕組みを設けました。</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p> <p>(松阪農林事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(3)</p> <p>上記取組により、チェック体制の強化及び、再発防止に向けた職員の意識向上が図られました。</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p> <p>(松阪農林事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1)～(3)</p> <p>引き続き、上記取組により、適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課)</p> <p>(松阪農林事務所、尾鷲農林水産事務所、熊野農林事務所)</p>

部局名 農林水産部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい</p> <p>(1) 物損事故 (負担割合：県100%・相手0%) (物損額：県0円・相手147,622円) (四日市農林事務所)</p> <p>(2) 自損事故 (物損額：県261,670円) (津農林水産事務所)</p> <p>(3) 物損事故 (負担割合：県100%・相手0%) (物損額：県130,756円・相手406,665円) (伊勢農林水産事務所)</p> <p>(4) 自損事故 (物損額：県259,528円) (農業研究所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出張中、信号が青になり発進したところ、前方の相手方車両が左折するためすぐ減速したため、職員はブレーキを踏んだものの間に合わず、相手方車両と衝突しました。 当該職員に対し、安全運転の徹底・県有財産の適正な管理に努めるよう厳重に注意・指導するとともに、全職員に対しては、所内会議等において、再発防止に向け、交通安全及び県有財産の適正な管理について再度注意を喚起しました。 事故経験者を中心に、交通安全研修センター（津）が実施する実技指導を含む研修を受講させ、同研修を受講していない職員については、四日市県民センター主催の安全運転講習会を受講させました。</p> <p>(2) 漁船検認のため漁業協同組合荷捌施設に駐車し、業務終了後、帰庁するため公用車を後進して切り返そうとしたところ、後方左側にあった施設の鉄筋コンクリート製柱に気づかず公用車の後方を接触させ、後部ドアのへこみ、バンパーのキズ、テールランプの割れ等損傷をさせました。 職員に対し、所内会議において再三にわたり交通事故防止及び適正な運行管理を行うよう周知を図りました。また、津庁舎の地域職員交通安全研修会に全職員を積極的に参加させるとともに三重県交通安全研修センターでの研修に11名を参加させ、交通安全教育を徹底し交通事故の根絶に努めました。 職員相互が交通安全を呼びかけながら取り組む「無事故・無違反チャレンジ123」へ8チーム24名が参加しました。</p> <p>(3) 出張で公道カーブ部を走行中に、前車が停止したことに気づくのが遅れブレーキをかけたがスリップし、後ろから追突しました。前車の後部ドア及び公用車前部を損傷しました。事故後直ちに本人及び上司である室長、課長に厳重に注意するとともに、伊勢県民センター主催の交通安全講習会に事故を起こした職員を含め参加させ、職員の県有財産の管理や責任の明確化について意識づけを行いました。</p> <p>(4) 出張先からの帰路途中、居眠りによる前方不注意で、ガードレールへの接触事故により、公用車に擦り傷やへこみを生じさせてしまいました。 交通事故の防止及び法令順守等の徹底について、所内全職員に対し所内会議など機会あるごとに注意喚起を行い、必要に応じ仮眠等休憩をとるなどの指導をしてきました。さらに意識向上のため、地域防災事務所が実施する交通安全講習会には、原則全職員を参加させるとともに、平成25年10月より管財課が実施している集中管理自動車の「車両点検表」による公用車点検を参考に、地域機関では、現在実施義務はありませんが、試行的に所内で1カ月間実施するなどして、職員の安全意識及び県有財産の管理意識の高揚を図る取組を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記のとおり職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成25年度において、公用車事故が1件発生しました。(平成24年度は3件であるため、2件減少) 今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していきます。</p>

- (2) 研修会等への参加や機会あるごとに注意喚起することにより、交通安全意識の高揚が図られました。また、県有財産の適正な管理についても意識付けができました。
- しかしながら、平成25年度において、当事務所職員の責任に起因する公用車の事故が2件発生しており、引き続き交通安全、交通事故防止に関して、なお一層の取組を強化していく必要があります。
- (3) (4)
職員の交通安全に対する認識が高まるとともに、県有財産管理意識の高揚も図ることができました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令順守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修、チャレンジ123への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。
- (2) 平成26年度以降においても、交通安全研修への積極的な参加や注意喚起を行い、職員の安全意識と県有財産の管理意識の高揚に取り組めます。
- (3) 公用車の損傷防止のため次の取組をいたします。
- ・ 今後も交通安全意識の高揚を図るため、交通事故、公用車の損傷等ないよう室長会議（月2回）を通じて周知徹底を図ります。
 - ・ 実技形式・講義形式の交通安全研修に職員を積極的に参加させ、公用車利用頻度の高い職員の意識高揚を図ります。
- (4) 引き続き、飲酒運転防止、交通事故防止、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修等への積極的な参加を働きかけ、職員の交通安全意識と県有財産管理意識の高揚を図っていきます。

部局名 農林水産部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) その他</p> <p>(1) 松阪農林事務所が入札の公告をした測量設計業務委託において、入札情報システムに掲載した資料の中に入札情報とは関連のない情報が添付され、個人情報が流出した。 一層のチェック体制の強化を図るとともに、個人情報の適正な管理について、地域機関を含めた周知徹底を図り、円滑かつ適切な業務を行うよう指導されたい。(治山林道課)</p> <p>(2) 平成25年 5月23日に入札の公告をした測量設計業務委託において、入札情報システムに掲載した資料の中に入札情報とは関連のない情報が添付され、個人情報が流出した。 一層のチェック体制の強化を図るとともに、個人情報の適正な管理について周知徹底を図り、再発防止に努められたい。(松阪農林事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 今回の個人情報の流出事案は、入札公告資料を入札情報システムに掲載する際に、入札情報とは関連のない個人情報の記載された資料を誤って添付したものであり、入札情報システムに掲載する資料の内容確認が不十分だったために生じたものです。 治山林道課では、当事案の発覚後、再発防止のため、各事務所の森林・林業室にチェックを徹底するよう指導しました。 また、農林水産部内に立ち上げられた「農林水産部公共工事の発注・入札にかかる事務処理誤り再発防止検討会」及び「同ワーキング」において、原因究明を行うとともに、個人情報の流出も含め事務上のミスが発生しないよう、複数職員による設計審査の徹底や設計・入札公告資料等のチェックリストの作成を行い、審査・確認などを徹底することで再発防止に取り組みました。</p> <p>(2) 入札情報サービスによる公告時に添付する特記仕様書をプリンターで印刷し、それをスキャナーでPDF化しました。その際に他の職員が、同じプリンターで同時に個人情報の開示請求に対応するための森林簿を印刷していましたが、それが紛れ込んだまま気づかずに、特記仕様書として入札情報サービスに掲載してしまいました。 このような事態の再発を防止するため、次の手順により入札公告事務にあたることを徹底しました。</p> <p>① 入札公告における工事仕様書等の添付ファイルについては、課内でのチェックを行うと共に入札情報サービスシステムへの案件登録時においても、入札情報サービスに掲載する担当課から提供ファイルの情報を受け取り、チェックリストにより、再度、事業課で項目を確認することとしました。</p> <p>② 個人情報の印刷には充分注意を払うとともに、個人情報を印刷するプリンターについては、新たに専用のものを設置して、他の印刷物が紛れ込まないようプリンターの使い分けを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 以降は、適正な管理が行われています。</p> <p>(2) 上記取組により、チェック体制の強化が図られ、職員の個人情報の適正な管理についての意識が向上しました。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>(1) 今後も、複数職員による審査やチェックリストに基づく審査・確認を徹底し、適切な業務の執行に努めてまいります。</p> <p>(2) 入札情報への提供については、前年度に実施したチェックリストにより、効果が得られていることから、引き続きチェックリストによる確認を行うこととします。 また、個人情報についても、適正な管理に努めていきます。</p>

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (三重テラスを活用した営業活動)</p> <p>(1) 首都圏での三重県の知名度向上や観光客誘致等の営業活動の拠点となる「三重テラス」が平成25年9月末に開設された。当該施設を核として、本県の魅力を戦略的に情報発信するとともに、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげられるよう、効果的かつ有効的な営業活動を展開されたい。また、成果指標や活動指標を作成するなど、運営状況を的確に把握できる仕組みを検討されたい。 (三重県営業本部担当課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 情報発信 在京メディアに向けたプロモーション活動や、首都圏各地での「三重県フェア」での情報発信、ホームページや SNS 等を活用した情報発信を積極的に展開しました。</p> <p>(2) 三重テラス多目的ホールでの情報発信 三重テラス 2 階の多目的ホールで、県、市町、商工団体等の主催でセミナー、展示、商談会、会議など、様々な三重の魅力を発信するイベントを開催しました。</p> <p>(3) 観光誘客 三重テラス 2 階に「みえ旅案内所」を設置し、三重の各地域の旬の情報の提供や三重への旅行相談等を行うとともに、県や市町の観光パンフレットや遷宮関係パンフレット、熊野古道パンフレットの配布を行いました。 また、旅行関係団体向けに旅行商品の説明会等を開催し、三重への誘客の促進を図りました。 さらに、三重テラスでの連続講座の一環として、県内へのフィールドワークを実施し、県内への誘客につなげました。</p> <p>(4) 県産品の販路拡大 県内の生産者や販売事業者が、首都圏での販路拡大を図る出口として活用していく場となるよう、三重テラス 1 階のショップでの販売を通じた商品のブラッシュアップや、2 階の多目的ホールにおける商談会等を通じた販路拡大など、県内事業者の支援を行っています。</p> <p>(5) 指標（数値目標） 首都圏営業拠点「三重テラス」を効果的に運営していくためには、目標を立て、その目標の達成に向けて取り組んでいくとともに、目標達成の成果と、その課題の検証のもと、運営の改善に役立てていくことが重要なことから、適切な指標（数値目標）を設定しました。 指標の設定にあたり、地域ブランド、観光、情報発信などの有識者の方々からなる「首都圏営業拠点経済効果指標検討会」で議論しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンから 1 月末日までに、首都圏のメディア（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、フリーペーパー、Web）には 141 件掲載されました。 ・県内においては、「県政だより」や「観光キャンペーンガイドブック」、「観光みえ」等の県関係媒体のほか、商工団体や企業の機関紙、ケーブルテレビ等で掲載等されました。 ・首都圏において、イオン株式会社との包括協定に基づく三重県フェアを 3 回開催し、情報発信を行いました。また、首都圏各地で開催されたイベントで三重県の観光 PR を行いました。 ・その他、ホームページやフェイスブックでの情報発信を行い、三重テラスのフェイスブックの「いいね」は首都圏の自治体アンテナショップで 1 位となりました。（平成 26 年 3 月 4 日時点） <p>(2) 三重テラス多目的ホールでの情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重テラスの 2 階の多目的ホールで、県、市町、商工団体等の主催でセミナー、展示、商談会、会議など、様々な三重の魅力を発信するイベントを 126 件開催しました。

(3) 観光誘客

- ・三重テラス2階に「みえ旅案内所」を設置し、「みえ旅パスポート」の発給や県内への旅行相談を行うとともに、三重の各地域の旬の情報を提供しました。
- ・旅行エージェントや旅行主催団体等を対象に、旅行商品説明会等を開催し、県内への誘客を促進しました。
- ・三重テラス2階多目的ホールにパンフレットラックを設置し、県や市町の観光パンフレットや遷宮関係パンフレット、熊野古道パンフレットなどの配布や県内各地の観光情報等の提供を行いました。
- ・三重テラスで県等が主催する連続講座「女子力アップ三重講座」や「究極のお伊勢参り・出雲巡りクラス」等の一環として、県内でのフィールドワークを行い、県内への誘客につなげました。

(4) 県産品の販路拡大

- ・三重テラスの商品出品事業者へ、運営事業者からパッケージの変更や購入されやすいサイズへの変更等の提案を行い、商品のブラッシュアップを行いました。
- ・三重テラス多目的ホールでの、首都圏のバイヤー等に参加いただく、商談会等の開催により、商談につなげました。

(5) 指標（数値目標）

三重テラスの機能や役割毎に以下の指標（数値目標）を設定しました。

- ① 物販、飲食、イベントなどにより、集客するという役割に関して、「来館者数」
- ② 県内事業者を支援するという役割に関して、「商品開発や販路拡大につながった件数」
- ③ 三重に関わる人のネットワークを拡大するという役割に関して、「三重テラスサポート会員数」（三重テラスのポイントカード会員数、三重の応援団員数の累計）
- ④ 三重の旬の情報を発信していくという役割に関して、「メディア掲載件数」

平成26年度以降（取組予定等）

引き続き、市町や商工団体、関係機関等と緊密に連携しながら、三重テラスを核として、三重の魅力を戦略的に情報発信するとともに、県内への観光誘客や県産品の販路拡大につなげられるよう効果的かつ有効的な営業活動を積極的に展開していきます。

また、成果指標をもとに運営状況を的確に把握するとともに、その目標の達成に向けて三重テラスを運営し、課題を検証、改善していくことで、より効果的な運営につなげていきます。

部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (観光誘客の促進)</p> <p>(2) 県内への観光入込客数は、伊勢神宮の式年遷宮等により、順調に推移しているが、遷宮後も観光客数が維持され、観光消費額を伸ばす方策等を検討されたい。</p> <p>また、地域の特色を生かした周遊ルートの設定や魅力ある観光地の形成に努めるとともに、“おもてなし”の向上、海外からの来訪者に対しても受入体制の充実なども図り、国内外からの観光誘客に取り組まされたい。 (観光政策課、観光誘客課、国際戦略課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年は、神宮式年遷宮の「遷御の儀」が執り行われ、伊勢神宮参拝者数が史上最高の約 1,420 万人となったうえ、県内主要観光施設の多くでゴールデンウィークや夏休みにおける入込客数が増加するなど、本県の観光は好調に推移したと見られます。</p> <p>本県では、遷宮後も引き続き多くの観光客に訪れていただき、観光消費額を伸ばしていくために、昨年 4 月から「みえ旅パスポート」、「みえ旅案内所」、「みえ旅おもてなし施設」を核とする「三重県観光キャンペーン～実はそれ、ぜんぶ三重なんです！」を官民連携して展開し、「三重県の知名度の向上」「県内の周遊性・滞在性の向上」「三重ファン・リピーターの拡大」を目指して取組を進めました。</p> <p>その中で、県内を 5 地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）に分けた地域部会を設置し、地域ごとの特色ある資源を活用した連携事業の実施や、伊勢志摩地域と県内各地をつなぐ旅行商品の造成を図りました。</p> <p>さらに、三重県観光連盟と連携して、県内観光関係団体や観光事業者を対象としたおもてなしセミナーを開催するとともに、ICT を活用した外国人観光客向けの観光情報の発信や、多言語に対応した通訳案内サービスを提供すること等により、外国人観光客の受入体制充実を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>官民連携のもと、三重県観光キャンペーン事業の展開を図ったことにより、平成 26 年 3 月 30 日現在、205,976 件（年間発給目標 10 万件）の「みえ旅パスポート」を発給し、パスポートを通じた県内周遊の促進が図られ、「みえ旅案内所」・「みえ旅おもてなし施設」の設置数もそれぞれ 87 施設（開始当初 68 施設）、820 施設（開始当初 647 施設）と増加するなど、観光機能の充実及び地域を挙げた「おもてなし」の向上が図られました。</p> <p>また、各地域部会においては、地域の特色ある資源を活用したエリアパンフレットを制作するとともに、地域ごとに企画・実施した連携事業を通じ、新たな地域の魅力を発信しました。</p> <p>さらに、外国人観光客に向けて Twitter や Facebook 等を用いたタイムリーな観光情報の発信に努めた結果、平成 25 年 1 月から 12 月までの県内への外国人延べ宿泊者数は 121,680 人（暫定値）となり、前年同期比 128.5%となりました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>平成 26 年は、内宮・外宮の遷宮が行われた翌年「おかげ年」であるほか、熊野古道世界遺産登録 10 周年にもあたっており、全国から本県に注目が集まる絶好の機会であることから、引き続き三重県観光キャンペーンの展開を図り、県内への来訪者の増加や、滞在時間の延長、ひいては観光消費額の増加につなげていきます。</p> <p>また、県内 5 つの地域部会で、引き続き特色ある資源を活用した連携事業を実施するとともに、平成 26 年の旬の観光地である伊勢志摩地域や東紀州地域と県内各地をつなぐ旅行商品を充実させるなど、一層の情報発信に取り組めます。</p> <p>さらに、おもてなしセミナーの開催等を通じて観光客に対するおもてなしの向上を図るほか、ICT を活用した外国人観光客向けの観光情報の発信や、多言語に対応した外国人観光客の受入環境整備等に引き続き取り組めます。</p> <p>これらの取組を通じて、遷宮後も引き続き、多くの観光客に継続的に訪れていただける魅力ある観光地の構築に取り組めます。</p>

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>【緊急課題解決6「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト】 (障がい者雇用の促進)</p> <p>(3) 民間企業における「障がい者の実雇用率」は、障害者雇用促進法の法定雇用率を下回る 1.57%にとどまっている。また、平成25年4月から法定雇用率が2.0%に引き上げられたことから、今後も、民間企業等における障がい者雇用が促進される具体的な仕組みづくりを行うとともに、社会全体で障がい者に対する理解を深め、雇用の場の確保・創造にも取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 障がい者雇用が促進される具体的な仕組みづくり</p> <p>産業界、労働界、障がい者就労支援事業所などをメンバーとして「三重県障がい者雇用促進会議」を開催し、「障がい者雇用を促進する新たな仕組みづくり」などについて検討を進めてきました。このなかで、県内約14,000事業所を対象に平成25年5月に実施した「障がい者雇用実態調査」等の結果も踏まえ、「県民が障がい者と交流して理解を深める場づくり」、「障がい者が就職に向けてステップアップできる実践的訓練の実施」、「障がい者が活躍できる職域の拡大」、「企業と障がい者の接点を増やし、障がい者が戦力になることの理解の促進」、「障がい者が企業で定着し戦力になるための仕組みの強化や、関係機関のネットワーク化」、「授産品のブラッシュアップ等による売れる商品づくりの支援」などが今後の取り組むべき課題として挙げられました。</p> <p>このような課題解決につながる取組として、「障がい者が当たり前で働いている姿」に接することができ、障がい者の成長と変化、そして就職へのステップが見える「場」として、ステップアップカフェ（仮称）の設置に向けた取組を進めることとしています。</p> <p>また、産業界や労働界との連携を強化し、多様な業務訓練の機会を創出するなど、より多くの障がい者が企業での就職につながる訓練を受講できるよう見直しを図るとともに、三重労働局等との連携を強化し、障がい者雇用優良事業所等の表彰制度の見直しや企業のネットワーク化などによる障がい者雇用の拡大につなげていきます。</p> <p>(2) 障がい者雇用に対する理解の促進と雇用の場の確保・創造</p> <p><取組の現状></p> <p>障がい者雇用に対する理解の促進と障がい者の雇用の場の確保・創造のため、三重労働局や県内ハローワーク、三重障害者職業センター及び各圏域の就業・生活支援センター等と連携し、次の取組を実施しました。</p> <p>特に、平成25年11月には、低迷する障がい者雇用率の改善に向けて、三重労働局長と知事の連名で障がい者雇用率改善プランを発表し、三重労働局長と知事が中心となり地域の主要企業等48社に対し合同で働きかけを行うとともに、ハローワークからも雇用義務のある企業への職業紹介の強化並びに雇用率未達成企業490社への訪問指導を行いました。</p> <p>ア 障がい者雇用に対する理解を促進する機運の醸成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者就労施設等及び障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度の運用 ② 障がい者雇用優良事業所表彰・事例発表の開催 ③ 障がい者雇用促進セミナーの開催 ④ 障がい者雇用支援の新たなしくみづくりの検討 <p>イ 実習・訓練等による職業能力開発・人材育成</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ② 津高等技術学校でOA事務訓練（期間1年間）の実施 ③ 障がい者就労アプローチ支援事業（短期職場実習） ④ 三重県障がい者技能競技大会の開催（12月） ⑤ 就業のための障がい者地域人材育成事業 ⑥ 事業所における障がい者地域人材育成事業 <p>ウ 障がい者の働く場の拡大</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がい者雇用アドバイザー（3名）による企業への助言・求人開拓等

- ② 特例子会社設立の支援（特例子会社設立補助金）
- ③ 障がい者就職面接会の開催（9月～11月 県内7会場）

エ 連携体制の確立

- ① 三重県障がい者雇用促進会議の開催
- ② 地域自立支援協議会就労部会への参画
- ③ 市町等が開催する障がい者就労促進のための行事への協力

2 取組の成果

(1) 障がい者実雇用率

平成25年6月1日現在の三重県の民間企業における雇用障がい者数は、前年より119人増加して過去最高の2,703人となり、障がい者の実雇用率は、前年を0.03%上回って1.60%となったものの、順位としては全国47位となりました。なお、法定雇用率の達成企業割合は、46.4%で全国31位となっています。

(2) ステップアップカフェ（仮称）の整備推進

平成25年12月25日の雇用創造懇話会において、障がい者雇用の課題を解決する手法の一つとして、ステップアップカフェ（仮称）の設置を決定するとともに、場所は三重県総合文化センター男女共同参画センター「フレンテみえ」内ふれあいコーナー（面積約74.4㎡）とすることをまとめました。

(3) 特例子会社の設立

平成24年度末時点で県内2社であった特例子会社は、本年度2社増え、現在4社となり、障がい者の働く場が広がりました。（雇用者数 44人 うち本年度認定2社 20人）

なお、4社中1社は県が出資しており、残りの3社へは補助金の交付を行っています。

(4) 障がい者就労施設等および障がい者雇用促進企業からの物品等調達優遇制度の運用

障害者優先調達推進法に基づき所要の見直しを行うとともに、関係部局との連携のもと積極的な案内を行ったところ平成26年2月末時点の登録者数は151団体（就労支援事業所等141事業所、特例子会社2社、共同受注窓口1団体、雇用促進企業7企業）となりました。

H25 調達実績（見込額）	障害者就労施設等（特例子会社を含む）	23,718,303円（923.3%）
H25 調達実績（見込額）	障がい者雇用促進企業（特例子会社を除く）	39,228,788円（102.3%）
H25 調達実績（見込額）	計	62,947,091円（153.9%）

※（ ）内は対前年比

【参考】

H24 調達実績	障がい者就労支援事業所等（特例子会社除く）	2,568,992円
	障がい者雇用促進企業（特例子会社を含む）	38,329,072円
	計	40,898,064円

(5) 実習・訓練等による職業能力開発

- ① 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練受講者数46人（うち31人就職、就職率67.4%）
【平成26年3月20日現在】

- ② 津高等技術学校でOA事務訓練（身体障がい者対象、期間1年間）
入校者数6人（うち就職者3人、就職予定者2人、就職率（予定含む）83.3%）
【平成26年3月末現在】

- ③ 障がい者就労アプローチ支援事業
受講者数30人（うち訓練終了後の就職者数12人、就職率40.0%、委託訓練への移行5人）
【平成26年1月末現在】

- ④ 第11回三重県障がい者技能競技大会の競技種目及び参加者数
競技種目（参加者数）：喫茶サービス（5人）、電子機器組立（5人）、パソコン文書作成（9人）、
パソコン表計算（9人）、パソコン文書作成視覚障がい者の部（5人）、
ビルクリーニング（6人） 計39人

- (6) 障がい者就職面接会による企業と障がい者のマッチングの支援
開催回数：7回、参加企業数：166社、参加者数：681人、求人数407人、採用数96人
【平成26年2月末現在】

(7) その他

その他の主な取組実績は、以下のとおりです。

- ① 障がい者雇用優良事業所等表彰式・事例発表の実施
事例発表3団体（知事表彰1団体、（独）高齢・障害・求職者支援機構理事長努力賞2団体）

- ② 障がい者雇用アドバイザーによる求人開拓等
訪問事業所数：473 事業所、求人届出人数 28 人、就職件数 14 人 【平成 26 年 3 月末現在】
- ③ 就業のための障がい者地域人材育成事業
雇用障がい者（研修生）数：34 人 就職者数（内定を含む） 18 人（就職率 52.9%）
雇用支援者数 6 人 【平成 26 年 3 月 28 日現在】
- ④ 障がい者地域人材育成事業
実施団体：2 団体、雇用障がい者数：9 人、就職者数：7 人（うち自社又は関係法人による継続雇用 6 人）
- ⑤ ジョブサポーターの派遣による職場定着支援
実施圏域：4 圏域、支援対象実人数 16 人、派遣実人員 4 人
派遣回（日）数 100 回（日）、派遣時間 314 時間 【平成 26 年 2 月末現在】

平成 26 年度以降（取組予定等）

「障がい者の訓練の場としてのカフェ機能」「授産品の販路拡大につながるアンテナショップ機能」「企業と障がい者をつなぐ中間支援機能」の場として、ステップアップカフェ（仮称）を設置し、障がい者雇用を県民総参加で推進します。

また、ステップアップカフェ（仮称）において、県民が障がい者との交流を進めることにより、障がいのある人とない人が、例えば「ものづくり体験」を協働すること、そこで生産されたものや福祉事業所等で作られた商品をブラッシュアップし展示販売することなど、ステップアップカフェ（仮称）の取組を進めるうえで必要なプログラムや、障がい者就業・生活支援センター、障がい者就労支援事業所と連携し、ステップアップカフェ（仮称）を活用した実習・訓練ができるカリキュラムづくりなどに取り組みます。

さらに、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、特例子会社の設立支援や障がい者就職面接会の開催を引き続き行うとともに、企業のネットワーク化への取組、表彰制度の拡大等により、障がい者雇用の拡大につなげます。

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 貸付金</p> <p>中小企業高度化資金等の収入未済額が 33 億 1,203 万 9,498 円（対前年比 100.9%）となっており、前年度末と比較し 3,036 万 4,917 円増加しているため、債務者及び連帯保証人等の状況を把握して、必要な法的措置及び民間債権回収業者への委託を引き続き行うなど、さらなる効果的な徴収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（サービス産業振興課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>中小企業高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の貸付先においては、過去の長年にわたる景気低迷や原材料等の高騰などの影響により、財政基盤の脆弱な中小企業等が経営不振に陥り、返済が困難になっているケースが増えてきています。そのため、平成 24 年度においては、新たな延滞先の発生及び既延滞先の現年度延滞分の増加などにより、前年度に比べて 3,036 万 4,917 円未収金額が増加しました。</p> <p>① 中小企業高度化資金の債権管理・回収については、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、債権を「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に分類を行い、債権管理を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しました。 ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしました。 <p style="padding-left: 2em;">※訪問・来庁相談回数：188 回（平成 25 年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年 3 月に策定された「三重県債権管理適正化指針」に基づき、平成 25 年 12 月の徴収強化月間において一斉催告等を実施しました。 ・高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を 7 件（平成 25 年度実績）行いました。 <p>② 中小企業設備近代化資金の債権管理・回収については、平成 18 年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。</p> <p>また、平成 24 年度からは、回収金額に応じて委託料を支出する成功報酬に基づく契約としています。</p> <p style="padding-left: 2em;">※訪問・来庁相談回数：107 回（債権管理回収専門業者分を含む）（平成 25 年度実績）</p> <p style="text-align: right;">（サービス産業振興課）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度の過年度未収金回収額については、下記のとおりでした。（平成 26 年 3 月 31 日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業高度化資金：29 件、3,997 万円 ・中小企業設備近代化資金：19 件、807 万円 <p style="text-align: right;">（サービス産業振興課）</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- ① 中小企業高度化資金の債権管理・回収については、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」、「三重県債権管理適正化指針」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」に基づき適正に債権管理を行います。
- ・ 具体的には、中小機構の「都道府県の債権管理に関する対応方針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。
 - ・ 正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていくとともに、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。また、最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが 10 年以内の償還期限の延長を検討します。
 - ・ 再生支援先については、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。
 - ・ 回収処理先については、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行っていきます。また、回収不能な債権については、債権整理の手続を進めていきます。
- ② 中小企業設備近代化資金の債権管理・回収については、引き続き債権管理回収専門業者に委託します。

（サービス産業振興課）

部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) その他の未収金</p> <p>中小企業従業員住宅家屋貸下料等の収入未済額が4,736万2,758円(対前年比99.1%)あり、前年度末と比較し44万5,000円減少しているものの、引き続き、収入未済額の減少に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課、観光政策課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料</p> <p>中小企業従業員の住宅難の緩和と雇用の安定を確保するため、県が厚生年金積立金還元融資借入金を受けて、県所有として建設し、これを中小企業主に貸し付け、建設費が償還された後、企業主に住宅を無償譲渡する制度で、昭和48年のオイルショックに端を発した経済不況による企業の倒産等のため、現時点で、未だ、2企業で未収金が残っています。</p> <p>和解案件については、延滞分も含めて、返済計画に基づき返済を求めました。</p> <p>他の1件についても、納付誓約書に基づき返済を求めるとともに、定期的に電話での督促も実施しました。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p> <p>(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金</p> <p>債務者の死亡、及び相続権者の相続放棄により、債権回収の見込みがない状況であることから、三重県債権管理適正化指針5(3)オの不能欠損処理の事由が生じている債権として、全額を整理対象としました。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p> <p>(3) サンアリーナ使用料</p> <p>平成7年に発生した使用料の未収分については、平成14年に債務履行を求める民事訴訟の勝訴判決を受け、これまでに5回に渡る預貯金の差し押さえを裁判所へ申し立てた結果、計195,434円を収納しました。</p> <p>しかし、全ての未収分を解消するには至っていないことから、債務者の財産を明らかにして効果的な差押えを行うため、平成20年4月23日、静岡地方裁判所沼津支部へ民事執行法第4章(197条第1項)に基づく「財産開示手続の申立て」を行いました。これに対し、平成20年5月15日に静岡地方裁判所沼津支部から実施決定がなされ、同年7月8日に同支部において財産開示が実施されたものの、債務者の換価性のある財産は認められませんでした。</p> <p>平成24年3月15日には再開示を視野に訪問調査を実施しましたが、面談はできませんでした。また、平成25年2月には住民票の公用請求を通じて債務者の所在確認を行いました。</p> <p>平成25年度は、「三重県債権管理適正化指針」に則り、平成26年1月に債権者に対する催告を行いました。</p> <p style="text-align: right;">(観光政策課)</p>
<p>2 取組の成果</p> <p>(1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料</p> <p>和解案件については、平成26年3月末現在までで40万5千円の納入がありました。</p> <p>他の1件は、平成26年3月末現在までに10万5千円の納入がありました。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p> <p>(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金</p> <p>不能欠損処理の事由が生じている債権として、全額を整理対象としました。</p> <p style="text-align: right;">(雇用対策課)</p>

(3) サンアリーナ使用料

配達証明郵便による催告状の発送の結果、送付先での所在を確認できましたが、債権回収には至っていません。

(観光政策課)

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 中小企業従業員住宅家賃下料

和解案件については、延滞分も含めた返済計画書に基づき、納入が滞らないよう管理していきます。他の1件についても、納付誓約書に基づき、未収金の回収を図っていきます。ともに定期的に電話による督促を行っていきます。

(雇用対策課)

(2) 三重県ふるさと雇用再生特別基金事業主一時金

関係課と連携しながら、債権の整理を行います。

(雇用対策課)

(3) サンアリーナ使用料

今後については、回収可能性や回収コスト等を十分考慮しつつ、面談を含めた催告の実施のほか、所在調査や財産調査等の対応を進めるなど、収納未済額の減少に努めます。

(観光政策課)

部局名 雇用経済部

監査の結果	
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 本庁分 (ウ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 旅行業更新登録申請手数料として受け入れた証紙収入の財務会計システムへの登録処理が行われていなかった。	(雇用経済総務課)
講じた措置	
<u>平成 25 年度</u>	
1 実施した取組内容 (1) 速やかに財務会計システムに入力を行いました。今後は、入力もれをなくすため、システムと現物との照合を定期的に変更するよう徹底しました。	(雇用経済総務課)
2 取組の成果 (1) 適正な事務処理を行うことができました。	(雇用経済総務課)
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u>	
(1) 引き続き適正な事務処理に努めます。	(雇用経済総務課)

部局名 雇用経済部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【平成24年度先端産業分野等企業支援業務委託】

- ・契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。

(ものづくり推進課)

(2) 【平成24年度地域資源活用支援施策普及啓発事業に関する業務委託】

- ・契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(地域資源活用課)

(3) 【三重県洋上風力発電基礎調査業務委託】

- ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。

(エネルギー政策課)

(4) 【スマートライフ推進事業検討業務委託】

- ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(エネルギー政策課)

(5) 【首都圏営業拠点効果的運営検討業務委託】

- ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(三重県営業本部担当課)

(6) 【首都圏情報発信事業実施業務委託】

- ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(三重県営業本部担当課)

(7) 【平成24年度三重県観光客実態調査事業業務委託】

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(観光政策課)

(8) 【外客向け情報発信による誘客促進業務委託】

- ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(国際戦略課)

(9) 【金属研究室総合管理業務委託（平成24年度）】

- ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。

(工業研究所)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) 契約の相手方が過去から県との契約実績を有する公益財団法人であり、契約保証金が不要となることから、免除の記載についての認識が不足していたことが原因です。指摘を受け、今後同様の契約がある場合は、契約伺い及び契約書に文言を記載すべきことを、再認識しました。

さらに当課内に、「契約保証金を免除する場合においては、契約伺い及び契約書に契約保証金免除の記載をすること」を改めて周知徹底の上、決裁時のチェックにおいて、必要に応じて指導をしました。

(ものづくり推進課)

- (2) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、今後同様の契約がある場合は、契約伺い及び契約書に文言を記載すべきことを再確認し、課内に周知徹底を図りました。

(地域資源活用課)

- (3) 出納局事前検査手続きに関する認識が不十分だったことが原因と思われるため、出納局事前検査に係る取扱いについて注意喚起を行いました。

また、起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、契約書特記事項に係る取扱いについて注意喚起を行いました。

(エネルギー政策課)

- (4) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、契約書特記事項に係る取扱いについて注意喚起を行いました。

(エネルギー政策課)

- (5) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、出納事前検査や契約書への暴力団不当介入時における受託事業者対応の記載を忘れないように課内でのチェック及び注意喚起を行いました。

(三重県営業本部担当課)

- (6) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、出納事前検査や契約書への暴力団不当介入時における受託事業者対応の記載を忘れないように課内でのチェック及び注意喚起を行いました。

(三重県営業本部担当課)

- (7) 三重県観光客実態調査業務委託については、毎年度契約行為を行っていますが、例年、前年度の契約書文面を生かすかたちで契約を繰り返してきた結果、「暴力団等不当介入時における受託事業者の対応」に係る記載が漏れていることに気がませんでした。

指摘を踏まえて、課内で情報共有を図るとともに、以後の新たな契約では記載漏れがないよう、決裁時のチェックを徹底しました。

(観光政策課)

- (8) 指摘されました3つの事柄について、認識不足によりこのような取扱いをしていました。3つの事柄について、課内に周知するとともに、個人情報保護責任者等の書面での報告については、本年度未締結の契約について徴収しました。また、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応については、次年度以降契約書に記載します。

(国際戦略課)

- (9) 起案・決裁時のチェック漏れが原因と思われるため、25年度からは契約書に契約保証金についての記載し明確化を行いました。

(工業研究所)

2 取組の成果

- (1) 課内への周知徹底により、より明確な意識づけとチェック意識の向上につながり、適正な事務処理に努めることができました。

(ものづくり推進課)

- (2) 課内への周知徹底により、より明確な意識づけとチェック意識の向上につながり、適正な事務処理に努めることができました。

(地域資源活用課)

- (3) 職員のチェック意識の向上につながりました。
(エネルギー政策課)
- (4) 職員のチェック意識の向上につながりました。
(エネルギー政策課)
- (5) 課内でのチェック及び注意喚起を行い、平成 25 年度においては変更契約の未受検や、契約書への暴力団不当介入時における受託事業者対応の未記載は発生していません。
(三重県営業本部担当課)
- (6) 課内でのチェック及び注意喚起を行い、平成 25 年度においては変更契約の未受検や、契約書への暴力団不当介入時における受託事業者対応の未記載は発生していません。
(三重県営業本部担当課)
- (7) 定期監査後の新たな契約行為では、記載すべき内容を契約書に盛り込みました。
(観光政策課)
- (8) 指摘されました 3 つの事柄について、適正に処理しています。
(国際戦略課)
- (9) 契約書への明確化を行ったことにより、契約の相手方との確認が容易になりました。
(工業研究所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 該当事案については、平成 26 年度事業にかかる契約から文言を記載するとともに、その他の事案についても、記載の徹底に引き続き取り組んで参ります。
(ものづくり推進課)
- (2) 今後は必ず必要事項を明記することといたします。
(地域資源活用課)
- (3) 引き続き、機会を捉えて職員のチェック意識の向上に取り組んでいきます。
(エネルギー政策課)
- (4) 引き続き、機会を捉えて職員のチェック意識の向上に取り組んでいきます。
(エネルギー政策課)
- (5) 平成 26 年度以降においても再発防止のため、同様の対策を継続して行っていきます。
(三重県営業本部担当課)
- (6) 平成 26 年度以降においても再発防止のため、同様の対策を継続して行っていきます。
(三重県営業本部担当課)
- (7) 新年度当初に改めて契約書に記載すべき事項を周知し、対応の徹底を図ります。
(観光政策課)
- (8) 指摘されました 3 つの事柄について、適正に処理されるよう取り組みます。
(国際戦略課)
- (9) 今後も会計規則等に定められた事項についての明確化に努めていきます。
(工業研究所)

部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【新エネルギー導入関係打ち合わせ、企業訪問】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (エネルギー政策課)</p> <p>(2) 【官庁訪問〈「三重県・十勝」連携、国への提言・提案】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (エネルギー政策課)</p> <p>(3) 【短期計量教習】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (計量検定所)</p> <p>(4) 【一般計量教習】 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (計量検定所)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 復命書について、簡易供覧用紙を用いて供覧していたため、総合文書管理システムにより件名登録する認識が不十分だったことが原因と思われるため、総合文書管理システムを用いて復命書の供覧用紙の出力・件名登録するよう周知徹底を図りました。 (エネルギー政策課)</p> <p>(2) 復命書について、簡易供覧用紙を用いて供覧していたため、総合文書管理システムにより件名登録する認識が不十分だったことが原因と思われるため、総合文書管理システムを用いて復命書の供覧用紙の出力・件名登録するよう周知徹底を図りました。 (エネルギー政策課)</p> <p>(3) 簡易処理用紙を用いて処理した復命書であったため、総合文書管理システムによる決裁に改めました。 (計量検定所)</p> <p>(4) 簡易処理用紙を用いて処理した復命書であったため、総合文書管理システムによる決裁に改めました。 (計量検定所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 以後は、すべて総合文書管理システムによる件名登録を行っており、復命書の登録漏れがなくなり、適正な事務処理を行うことができました。 (エネルギー政策課)</p> <p>(2) 以後は、すべて総合文書管理システムによる件名登録を行っており、復命書の登録漏れがなくなり、適正な事務処理を行うことができました。 (エネルギー政策課)</p> <p>(3) 総合文書管理システムによる決裁としたため、復命書の登録漏れがなくなり、適正な事務処理を行うことができました。 (計量検定所)</p> <p>(4) 総合文書管理システムによる決裁としたため、復命書の登録漏れがなくなり、適正な事務処理を行うことができました。 (計量検定所)</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、総合文書管理システムを用いて件名登録するよう周知徹底を図ります。
(エネルギー政策課)
- (2) 引き続き、総合文書管理システムを用いて件名登録するよう周知徹底を図ります。
(エネルギー政策課)
- (3) 今後も、総合文書管理システムによる決裁を実施するとともに、復命書の作成漏れがないか毎月チェックするなど適正な事務処理に努めます。
(計量検定所)
- (4) 今後も、総合文書管理システムによる決裁を実施するとともに、復命書の作成漏れがないか毎月チェックするなど適正な事務処理に努めます。
(計量検定所)

部局名 雇用経済部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ウ 物品等購入 (1) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があった。 <p style="text-align: right;">(関西事務所)</p>
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 別途起案等を活用し、不整合が発生しないように努めています。 <p style="text-align: right;">(関西事務所)</p> 2 取組の成果 (1) 指摘事項について改善を図りました。 <p style="text-align: right;">(関西事務所)</p>
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> (1) 今後も、適切な事務処理に努めます。 <p style="text-align: right;">(関西事務所)</p>

部局名 雇用経済部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 財産管理状況	
(1) 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。	(企業誘致推進課)
(2) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	(観光誘客課)
(3) 物品標示票が貼付されていない備品があった。	(関西事務所)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 当該物品の処理手続きを失念しており、監査に際して処理漏れが判明したため、後日システム上の処理を行いました。今後の防止策として、会計規則を遵守した事務執行の徹底を図るよう職員への周知を行いました。	(企業誘致推進課)
(2) 新しく作成した物品表示票を貼付するとともに、備品管理に関する意識の低さが原因であると考えられるため、改めて適正な物品管理を所属職員に周知しました。	(観光誘客課)
(3) 備品の管理状況を確認するとともに、改めて適正な物品管理を所属職員に周知しました。	(関西事務所)
2 取組の成果	
(1) 物品管理事務に対する職員意識の向上を図ることができました。	(企業誘致推進課)
(2) 備品等の使用や管理に係る職員の意識が高まりました。	(観光誘客課)
(3) 物品管理事務に対する職員意識の向上を図ることができました。	(関西事務所)
平成 26 年度以降（取組予定等）	
(1) 引き続き、物品管理事務への職員の意識を高め、適正な事務処理を行っていきます。	(企業誘致推進課)
(2) 引き続き、備品の適正な管理に努めます。	(観光誘客課)
(3) 引き続き、備品の適切な管理に努めます。	(関西事務所)

部局名 雇用経済部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特許印紙代の算定誤りにより歳出戻入を行っていた。 (ものづくり推進課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (ア) 平成 24 年 4 月 1 日から施行された特許法改正により、特許料の減免措置対象が拡大され、新たな特許料の算定方法が追加されました。 (イ) 特許印紙代の算定誤りによる歳出戻入事例をもとに、根拠となる特許法第 107 条及び 109 条の規定等に照らし合わせ事務担当者及び決裁者等で算定誤りの原因を確認・共有し、適切な計算方法の再認識を行いました。 (ウ) 事務処理を行う際には算出根拠資料等を添付することで、チェック要素を付加し、再発防止に努めました。 (ものづくり推進課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年度における特許印紙代に関する事務処理は、先の取組内容による事務管理体制により適切に事務処理を行うことができました。 (ものづくり推進課)</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 知的財産制度を取り巻く環境変化への対応やユーザーの利便性の向上等の観点から法律改正等が行われる中で、特許庁主催の制度説明会などに参加し、最新情報を収集するとともに、法改正の内容等を事務処理関係者間で情報共有し適切な事務処理に努めます。 (ものづくり推進課)</p>

部局名 雇用経済部

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(5) 交通事故	
公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。	
(1) 物損事故（負担割合：県 80%・相手 20%） （物損額：県 488,250 円・相手 212,800 円）	（雇用対策課）
(2) 自損事故（物損額：県 151,771 円）	（計量検定所）
(3) 自損事故（物損額：県 244,734 円）	（計量検定所）
(4) 物損事故（負担割合：県 15%・相手 85%） （物損額：県 116,248 円・相手 71,991 円）	（工業研究所）
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
(1) 信号のない交差点で、強い降雨の中、停止線に気づかず徐行のまま交差点に進入し、相手方車両と接触し、損傷したものです。事故原因は、運転者の不注意による（過失割合 80%）ことから、所属長から当該職員に対し自動車運転時には細心の注意を払うよう指導するとともに、所属内の全職員に対し改めて注意喚起を行いました。	（雇用対策課）
(2) 定期検査会場 1 階部分の駐車場に到着後、公用車から分銅等 700kg 余を降ろした後、車を移動するため前進させたところ、分銅等を降ろしたために車高が高くなり、公用車の屋根部分が梁に接触したものです。 事故原因の予測及びその防止対策について話し合いを行うとともに、7 月には全職員に対して交通安全研修を行い、常に安全運転に努めるよう全職員に徹底を図りました。また、該当職員を中心に、交通安全研修センターでの交通安全研修を受講させました。	（計量検定所）
(3) 定期検査のために現場を走行中、道幅の狭い道路を左折しようとした際に電柱と接触し左後部を損傷し、また、別の現場において、前方不注意によりガードレールの継ぎ目に接触し、左前部を損傷したものです。 事故原因の予測及びその防止対策について話し合いを行うとともに、7 月には全職員に対して交通安全研修を行い、常に安全運転に努めるよう全職員に徹底を図りました。また、該当職員を中心に、交通安全研修センターでの交通安全研修を受講させました。	（計量検定所）
(4) 当方の公用車の優先車線の交差点での接触事故ではあったが、公用車の使用について注意喚起を行い職員全員が交通安全講習会へ参加しました。	（工業研究所）
2 取組の成果	
(1) 職員の交通安全意識の高揚が図れました。	（雇用対策課）
(2) 職員の交通安全意識の高揚が図れ、平成 25 年度には公用車による交通事故は発生していません。	（計量検定所）
(3) 職員の交通安全意識の高揚が図れ、平成 25 年度には公用車による交通事故は発生していません。	（計量検定所）

(4) 職員の交通安全意識の高揚が図れました。

(工業研究所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) 職員の安全意識及び公有財産管理意識の高揚を図るため、機会を捉えて、職員の自動車運転に関する注意喚起を行います。

(雇用対策課)

(2) 今後も、所属での交通安全研修の実施や他で開催される交通安全研修に積極的な参加を行うなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。

(計量検定所)

(3) 今後も、所属での交通安全研修の実施や他で開催される交通安全研修に積極的な参加を行うなど、交通安全意識の高揚を図っていきます。

(計量検定所)

(4) 今後も公用車の運転については細心の注意を行うよう喚起を続けていきます。

(工業研究所)

部局名 雇用経済部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 特別会計の処理状況</p> <p>【中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計】</p> <p>(1) 高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の未収金は、33億1,203万9,498円となっており、前年度末と比較し3,036万4,917円増加しており、今後も引き続き債務者及び連帯保証人への請求、法的措置及び民間債権回収業者への委託等、効果的な徴収に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(サービス産業振興課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>中小企業高度化資金等の中小企業者等支援資金貸付金の貸付先においては、過去の長年にわたる景気低迷や原材料等の高騰などの影響により、財政基盤の脆弱な中小企業等が経営不振に陥り、返済が困難になっているケースが増えてきています。そのため、平成24年度においては、新たな延滞先の発生及び既延滞先の現年度延滞分の増加などにより、前年度に比べて3,036万4,917円未収金額が増加しました。</p> <p>① 中小企業高度化資金の債権管理・回収については、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と協議しながら、中小機構の債権管理方針に従い、債権を「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に分類を行い、債権管理を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞先に対しては、訪問、電話、書面等により未収金の入金督促を実施しました。 ・延滞の未然防止対策として、組合等に対し事業などの改善指導及び条件変更にかかる手続き指導をしました。 <p>※訪問・来庁相談回数：188回（平成25年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月に策定された「三重県債権管理適正化指針」に基づき、平成25年12月の徴収強化月間において一斉催告等を実施しました。 ・高度な法的判断等の必要な案件については、弁護士に法的措置及び回収業務の委託を7件（平成25年度実績）行いました。 <p>② 中小企業設備近代化資金の債権管理・回収については、平成18年度から引き続き民間の債権管理回収専門業者に委託しています。</p> <p>また、平成24年度からは、回収金額に応じて委託料を支出する成功報酬に基づく契約としています。</p> <p>※訪問・来庁相談回数：107回（債権管理回収専門業者分を含む）（平成25年度実績）</p> <p style="text-align: right;">(サービス産業振興課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成25年度の過年度未収金回収額については、下記のとおりでした。（平成26年3月31日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業高度化資金：29件、3,997万円 ・中小企業設備近代化資金：19件、807万円
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>① 中小企業高度化資金の債権管理・回収については、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」、「同施行規則」、「三重県債権管理適正化指針」及び「中小企業高度化資金貸付金債権管理要綱」に基づき適正に債権管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、中小機構の「都道府県の債権管理に関する対応方針」に基づき、「正常先」、「再生支援先」、「回収処理先」に債権分類を行い、適切な債権管理・回収を実施していきます。 ・正常先については、組合・組合員企業等を積極的に訪問し、事後指導等を行っていくとともに、延滞の未然防止の観点から、単年度、複数年度の条件変更により、企業の体力回復を図るための対策を講じます。また、最終償還期限が到来しても一括返済できない場合には、一定の要件は必要ですが10年以内の償還期限の延長を検討します。

- ・ 再生支援先については、分納を継続させるとともに、経営改善の指導を行い分納額の増額を図っていきます。
 - ・ 回収処理先については、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を活用して、法的措置を含めた債権回収を行っていきます。また、回収不能な債権については、債権整理の手続を進めていきます。
- ② 中小企業設備近代化資金の債権管理・回収については、引き続き債権管理回収専門業者に委託します。

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (公共土木施設の着実な維持管理の推進)</p> <p>(1) 平成24年12月に中央自動車道の笹子トンネルの天井板落下事故が発生するなど、公共土木施設の老朽化が懸念される状況にある。道路構造物、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設等について緊急点検を実施しているところであるが、引き続き、計画的に点検を実施するとともに、必要な箇所については早期の修繕を行うなど、安全・安心の確保に努められたい。</p> <p>また、トンネル、横断歩道橋、河川の大規模構造物、臨港道路の橋梁について、予防保全的な観点から、長寿命化計画策定を予定しているが、早期策定に向け、的確に対応されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課、河川・砂防課、港湾・海岸課、流域管理課)</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成24年度までは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法面、橋梁及び舗装については近接目視 ・ トンネル、道路附属物(道路標識、照明灯等)については、道路パトロールによる遠望目視 ・ 河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設等については、出水期前後のパトロールや台風など大規模な出水後の点検 <p>を実施することにより、施設の損傷の有無や老朽化の状況把握を行ってきました。</p> <p>平成24年12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故の発生を機に、平成25年2月、国土交通省から地方公共団体等に対し、公共土木施設の緊急的な点検の実施を求める通知(「道路ストックの総点検の実施について」ほか、河川、砂防、港湾、海岸など事業別に通知)がされ、対象施設の範囲と点検の実施方法などの点検要領(以下「点検要領」という。)が示されました。</p> <p>県土整備部では、以下のとおり取組を行いました。</p> <p>(1) 平成24年度の取組 中央自動車道笹子トンネルの天井板落下事故を受け、平成24年度末に、冬期閉鎖中のトンネルを除くすべての県管理トンネルについて点検を実施しました。</p> <p>(2) 平成25年度の取組 点検要領に基づき、以下の取組(緊急点検)を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル、道路附属物(道路標識、照明灯等)、横断歩道橋について、近接目視を中心に、打音、触診を行うなど詳細な点検(道路ストックの総点検)を実施しました。 ・ また、河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾施設等については、目視による緊急点検を行いました。 ・ 緊急点検により判明した損傷箇所のうち、緊急度を踏まえ速やかな対応が必要な施設については緊急修繕を行いました。 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 点検要領に基づく点検</p> <p>① 緊急点検 県が管理する下記の公共土木施設について、緊急点検を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル 124 箇所のうち、30 箇所 ・ 道路附属物 8,694 箇所のうち、4,228 箇所 ・ 横断歩道橋 108 橋すべて ・ 河川管理施設(山間狭さく部を除き、後背地に耕地、人家等の保全対象がある区間)の築堤堤防延長 568 kmすべて ・ 急傾斜地崩壊防止施設等 722 施設すべて ・ 港湾施設(浮桟橋施設・緑地など不特定多数の人々が利用する港湾施設) 144 施設すべて

②通常点検

県が管理する下記の公共土木施設について、点検要領に基づく通常点検を実施しました。

- ・ 道路（舗装延長）3,350 kmのうち549km
- ・ 橋梁4,009橋のうち1,093橋
- ・ 道路法面・盛土・擁壁等5,761箇所のうち、1,264箇所
- ・ 河川管理施設（水門、樋門等）の構造物271施設
- ・ 港湾施設（陸閘等）の構造物1,036施設
- ・ 海岸保全施設（背後に人家や公共施設のある区間）延長196 km及び構造物425施設

(2) 早期の修繕対応

緊急度を踏まえ、トンネル施設6箇所、河川堤防10箇所、河川構造物11箇所、港湾施設12箇所など、早期の対応が必要な箇所について修繕を行いました。

(3) 長寿命化計画の策定

これまでに、橋梁（臨港道路の橋梁を除く）、道路舗装、港湾施設、公園施設及び県営住宅については、長寿命化計画または維持管理計画の策定を終えています。

平成25年度に長寿命化計画の策定を行った施設は以下のとおりです。

- ・ 40年間の長寿命化費用が4億円以上となる河川管理施設（水門・排水機場）（27施設）のうち、新たに13施設を対象とする長寿命化計画を策定し、策定済みは25施設となりました。
- ・ 臨港道路の橋梁14橋のうち1橋について、長寿命化計画策定のための調査を行いました。
- ・ 県管理ダム3施設のうち、2施設の機械設備と1施設の電気通信設備の長寿命化計画を策定しました。
- ・ 下水道施設については、新たに2浄化センター、2ポンプ場を対象とする長寿命化計画を策定し、4浄化センター、3ポンプ場の機械・電気設備が策定済みとなりました。

平成26年度以降（取組予定等）

(1) 点検要領に基づく点検

①緊急点検

- ・ 道路法面・盛土・擁壁等5,761箇所のうち、平成25年度までに点検を終えていない4,497箇所すべてについて点検を終了する予定です。
- ・ トンネル124箇所のうち、平成25年度までに点検を終えていない94箇所すべてについて点検を終了する予定です。
- ・ 道路附属物8,694箇所のうち、平成25年度までに点検を終えていない4,466箇所すべてについて点検を終了する予定です。

②通常点検

県が管理する公共土木施設について、適正な維持管理を行うため、引き続き通常点検を実施します。

(2) 早期の修繕対応

点検により判明した損傷箇所のうち、緊急度を踏まえ速やかな対応が必要な施設について、緊急修繕を行います。

(3) 長寿命化計画の策定（予定）

- ・ 県内の全てのトンネル（124箇所）及び横断歩道橋（108橋）を対象とする長寿命化計画を策定します。
- ・ 40年間の長寿命化費用が4億円以上となる河川管理施設（水門・排水機場）（27施設）のうち、平成25年度までに計画の策定を終えていない2施設を対象とする長寿命化計画を策定します。
- ・ 臨港道路の橋梁については、平成25年度に調査を行った1橋以外の13橋の調査を行い、全14橋を対象とする長寿命化計画を策定します。
- ・ 県管理ダム3施設のうち、平成26年度に1施設の電気通信設備の長寿命化計画を策定し、未策定の設備についても早期の策定に努めます。
- ・ 長寿命化計画に基づき、適切に維持修繕を行います。

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (河川の堆積土砂対策)</p> <p>(2) 洪水被害の防止・軽減を図るため、堆積土砂撤去を積極的に推進しているところであるが、平成 23 年の紀伊半島大水害など度重なる豪雨により平成 23 年度末には、堆積土砂総量は約 210 万 m³となった。引き続き、土砂撤去に努めるとともに、河川堆積土砂の状況や撤去箇所の情報を市町と共有する仕組みづくりについても的確に進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域管理課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 16 年の台風 21 号等による大災害を契機に、河川堆積土砂撤去について積極的に取り組んできました。</p> <p>この結果、県内の堆積土砂の総量は、平成 22 年度末には約 180 万 m³までに減少しましたが、紀伊半島大水害など度重なる豪雨により、平成 23 年度末には約 210 万 m³となりました。</p> <p>平成 24 年度に約 52 万 m³の堆積土砂を撤去したことで、平成 24 年度末の県内の堆積土砂の総量は経年による堆積量を含め約 168 万 m³となりました。</p> <p>平成 25 年度においても、砂利採取を活用する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ河川堆積土砂撤去を実施しました。</p> <p>また、撤去箇所の優先度や実施方法の考え方をもとに選定した、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を関係市町と共有する仕組みを 3 建設事務所（松阪、伊賀、尾鷲）で試行しており、関係市町とともに検証を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度は、平成 25 年の台風 18 号等により新たに約 10 万 m³の堆積土砂が発生したものの、砂利採取を活用する方法により約 10 万 m³、災害復旧により約 26 万 m³、河川改修により約 6 万 m³、河川の維持管理として行う方法により約 11 万 m³、合計約 53 万 m³の堆積土砂の撤去を予定しており、平成 25 年度末の堆積土砂の総量は平成 24 年度末から約 43 万 m³減少し、約 125 万 m³になる見込みです。 (平成 25 年度堆積土砂撤去量については、現在、集計中です。)</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p>
<p>引き続き、砂利採取を活用して撤去する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ、堆積土砂撤去を進めます。</p> <p>また、平成 26 年度からは、3 建設事務所（松阪、伊賀、尾鷲）で試行した結果を踏まえ、当該年度の実施箇所や今後 2 年間の実施候補箇所を関係市町と共有する仕組みをすべての建設事務所において実施するとともに『河川堆積土砂撤去方針』の試行期間を平成 29 年 3 月まで 3 年間延長して、砂利採取による土砂撤去を促進します。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果	
1 事業の執行に関する意見 (住宅耐震化の促進)	
(3) 平成24年度の補助金を受けて耐震補強を受けた住宅戸数は、416戸と前年度(279戸)に比べ増えている。しかしながら、耐震基準を満たしている住宅の住宅総数に占める割合は、83.7%となっている。今後も引き続き、未耐震住宅の所有者への啓発や、耐震診断を終えた方への耐震補強相談会等について、市町と連携して実施し、耐震基準を満たした住宅の増加に努められたい。	(住宅課)
講じた措置	
平成25年度	
1 実施した取組内容	
耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事に係る個人の負担を軽減するための補助を行うとともに、市町と連携し下記の周知啓発等の取組を行うことにより、住宅の耐震化を促進しました。	
(1) 耐震診断の受診を促すため、市町職員、民間事業者等と連携して昭和56年以前の住宅が多く存在する地区で「住宅戸別訪問」を行い、対象者に耐震診断の必要性を直接説明しました。	
(2) 耐震改修工事の実施を促すため、耐震診断受診後補強工事をしていない方を対象に、補強方法や補助制度を説明する「耐震相談会」を行いました。	
(3) 児童・生徒を対象とした防災教育への講師派遣により、耐震の重要性について周知に努めました。	
(4) 県広報紙(県政だよりみえ)、マスメディア(テレビ、ラジオ、新聞)、県ホームページによる広報、県主催・共催・協賛イベントへの出展、大型店舗、コンビニエンスストアへのチラシ配布等、さまざまな機会・手段を通じて耐震化の促進に向けた啓発を行いました。	
(周知啓発等の取組状況 ※市町単独での取組は含んでいません)	
・住宅戸別訪問	10箇所 1,031戸
・耐震相談会	3回
・講師派遣	10回
・マスメディアによる広報	16回
・イベント	8回
・チラシ配布店舗	372店舗
2 取組の成果	
県が実施した平成25年度の「防災に関する県民意識調査」結果(速報)では、「東日本大震災発生時には危機意識を持ったが、時間の経過とともに危機意識が薄れつつある」という回答が全体の45.0%(平成24年度41.9%)と増加傾向にあり、防災に対する県民の危機意識が低下している状況が伺えますが、県や市町の取組により、耐震補強工事補助の戸数は平成24年度に次ぐ実績となりました。	
・耐震診断補助	1,647戸(平成24年度実績 2,904戸、平成23年度実績 4,025戸)
・耐震設計補助	335戸(平成24年度実績 487戸、平成23年度実績 404戸)
・耐震補強工事補助	326戸(平成24年度実績 416戸、平成23年度実績 279戸)
うちリフォーム補助	307戸(平成24年度実績 391戸、平成23年度実績 158戸)
平成26年度以降(取組予定等)	
(1) 耐震診断、耐震補強設計及び耐震補強工事の各補助事業を実施する各市町に対して引き続き補助を行うことで耐震基準を満たした住宅が増加するよう努めます。	
(2) 防災に対する県民の危機意識が低下している傾向を踏まえ、耐震化全般に対する広範囲の普及啓発で県民意識向上に努めつつ、地区を単位として補強工事を促す補強相談会や防災教育活動といった直接住民に働きかける取組を市町及び関係団体と連携して積極的に進めます。	

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 債務不履行に基づく弁償金等の収入未済額が 6,149,068 円(対前年度比 100.0%)あり、前年度と比べて減少していないので、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。 (公共用地課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>該当案件は 2 件であり、以下のとおりです。</p> <p>【案件 1】収入未済額 1,581,568 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と債務者が締結した県単道路改良事業のために取得する土地の売買契約について、債務者が根抵当権抹消登記義務を履行しなかったため、県が抹消登記を代行し、これに要した費用について支払いを求めてきました。 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行った結果、平成 20 年度には債権の一部を回収しました。 しかしながら、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっており、また代表者には営業再開の意思もないため、平成 24 年度末時点で、1,581,568 円が未回収となっています。 債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促すとともに、改めて営業再開の意思の有無を確認しました。 <p>【案件 2】収入未済額 4,567,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国道 23 号(中勢バイパス)工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、起業者(国土交通省)から三重県知事に対して代執行を実施するよう請求がなされました。 この請求に基づき、県は平成 22 年度に代執行を実施しました。代執行実施後、義務者に対し、代執行に要した費用(4,567,500 円)の納付命令を行いました。納付されず未収となり、その後、期限を定めて督促状を発送しましたが、納付されませんでした。 平成 23 年度に義務者の財産調査を行い、唯一判明した義務者の所有する土地及び建物(県の債権に優先する抵当権付き)を差し押さえました。 しかし、公売見積価額が、差押財産に設定されていた抵当権の債権額より安価であったため、公売を実施しても、県は配当を受け取る見込みがないことが判明しました。 上記の経緯により、平成 24 年度に国税徴収法の規定に基づき、滞納処分(差押及び公売)の執行を一時停止しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 債務者から未収金を回収することができていません。 営業を再開する意思がないことを確認しました。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政代執行費用滞納処分実施マニュアルに基づき、処分停止を継続することの適否について調査を行いました。 その結果、滞納義務者の所在が判明したので聞き取りを行うとともに、金融機関等への財産調査を行いました。数百円の預金しかなく、差し押えできる財産は確認できていません。 <p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>【案件 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促し、営業再開の意思の確認を行い、未収金の回収に努めます。 <p>【案件 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、定期的に義務者の財産調査を行い、財産を確認できた場合は、処分停止の取消を行います。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 公営住宅使用料等の収入未済額が 19,773,733 円（対前年度比 77.3%）あり、前年度と比べて 5,807,363 円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間督促(訪問、電話)、面談を実施して、滞納整理と発生防止を強力に進めました。 ・ 長期滞納者に対しては、住宅明け渡しと家賃支払訴訟を提起するとともに、支払い督促制度も活用して未収金の回収に努めました。 ・ 県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行いました。 ・ 年間を通じ、嘱託員 2 名による督促訪問を実施しました。 ・ 平成 26 年 4 月 1 日施行の「三重県債権管理及び私債権徴収条例」にあわせて「県営住宅滞納整理事務取扱基準」を改正し、2 ヶ月毎（偶数月）から月毎（滞納月の翌々月 15 日）に督促状を送付することとしました。 <p>2 取組の成果</p> <p>過年度未収金が平成 24 年度末現在で 19,773,733 円ありましたが、平成 26 年 3 月末現在で 13,804,110 円に縮減することができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 25 年度と同様に、滞納整理と発生防止を強力に進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期滞納者への最終催告を行い早期解消に努めます。 ・ 県外に居住している退去滞納者に対する計画的な訪問を行います。 ・ 年間を通じ、嘱託員 2 名による督促訪問を実施します。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 道路、河川、海岸等の使用料の収入未済額が 9,002,377 円（対前年度比 80.3%）あり、前年度と比べて 2,203,458 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: center;">（桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 ・ また、占用許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 ・ 平成 25 年 5 月 10 日、道路管理課及び流域管理課が合同で担当者会議を開催し、平成 25 年 5 月及び 6 月を未収金解消のための強化期間として一層の取り組みを行うこととし、集中的に滞納者への電話催告、臨戸訪問などを実施しました。 ・ さらに、平成 25 年 11 月 15 日に管理課長会議を開催し、全庁的に実施された徴収強化月間に合わせ、平成 25 年 11 月及び 12 月を未収金解消のための強化期間とし、再度、集中的に滞納者への電話催告、臨戸訪問などを実施し、債権回収に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過年度分の収入未済額は平成 25 年 3 月末時点から減少しましたが、債務者が倒産したなどの要因により、現年度分において未収金が増加し、収入未済額は、平成 26 年 3 月末現在で、9,283,617 円となっています。
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、収入未済額の減少に向け、未収金解消のための強化期間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、未収金の発生防止に向けた取組を強力に進めていきます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 道路敷使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 情報公開文書複写料に係る調定決議書の決裁日が誤っていた。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 現金納付された情報公開文書複写料の銀行への収納処理が遅延していた。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 相手方不在で返送された契約解除通知書等の公示送達手続きが行われていなかった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 現年度の道路敷使用料に係る督促状の発付が行われていないものがあった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 現金納付された給水施設使用料の銀行への収納処理が遅延していた。(松阪建設事務所)</p> <p>(7) 不納欠損処分にかかる手続きが行われていないものがあった。(松阪建設事務所)</p> <p>(8) 現年度の河川使用料等に係る督促状の発付が行われていないものがあった。(松阪建設事務所)</p> <p>(9) 現金納付された情報公開文書複写料の銀行への収納処理が遅延していた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(10) 相手方不在で返送された契約解除通知書等の公示送達手続きが行われていなかった。(志摩建設事務所)</p> <p>(11) 情報公開文書複写料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(12) 他所属の収納済通知書が収入証拠書に綴られていた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(13) 歳入に係る財務会計システムの相手方情報修正確認票について、出納員の確認が行われていなかった。(伊賀建設事務所)</p> <p>(14) 入港料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(15) 現年度の港湾施設使用料等に係る督促状の発付が行われていないものがあった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(16) 破産事件に対する交付要求の遅れているものがあった。(尾鷲建設事務所)</p> <p>(17) 道路敷使用料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(熊野建設事務所)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 道路移管の事務処理の際、担当者間の情報共有が十分行われていなかったことから発生した事案であるため、今後このような事案が発生しないよう、占用料徴収事務担当者の情報共有を徹底しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(2) 現金受入(領収)日を入力する際、誤った日付を入力してしまった事案であるため、入力時及び出力された帳票についても複数人で確認するように徹底しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(3) 現金を受け入れてから4日後に現金収納票を作成した事案であるため、遅くても翌日には収納処理を行うよう徹底しました。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 今後は、相手方に未到達の通知については公示手続きをとり、法的な側面からも手続きに漏れがないか確認するなど、適正な事務処理に努めるよう情報共有を徹底しました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 複数の職員で定期的に収納状況を確認することとし、また担当者間で滞納処分要領の再確認を行いました。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(6) 財務会計システム入力の際のチェックや、複数の職員での連携した現金日計表や収入未済等の定期的なチェックを行い、再発防止に努めました。(松阪建設事務所)</p> <p>(7) 不納欠損処分に必要な手続きを進めました。(松阪建設事務所)</p> <p>(8) 督促状の発付漏れがないよう、複数の職員がチェックすることを徹底し、再発防止に努めました。(松阪建設事務所)</p> <p>(9) 現金を金庫内の複数箇所保管していたことに加え、翌日収納分現金の確認ミスにより発生し</p>

たものであるため、金庫での保管場所を1箇所を集約するとともに、翌日送り分の現金を確認するよう徹底しました。(伊勢建設事務所)

(10) 今後は、相手方に未到達の通知については公示手続きをとり、法的な側面からも手続きに漏れがないか確認するなど、適正な事務処理に努めるよう情報共有を徹底しました。

(志摩建設事務所)

(11) 公文書開示請求において、請求と異なる公文書を開示したことにより発生したものであるため、開示対象となる公文書を特定する際に誤りが発生しないようチェック項目の見直しを行いました。

(伊賀建設事務所)

(12) 収納済通知書が出納局から送付された際に、確認を徹底しました。

(伊賀建設事務所)

(13) 道路敷使用料債務者の内容変更において発生したものであり、出納員の決裁及び担当者における決裁後の確認を徹底しました。

(伊賀建設事務所)

(14) 財務会計システムで誤って二重に調定し、納入された重複分を返納したものであるため、財務会計システムでの入力処理誤りが生じないように、複数の職員で調定状況を確認するなど点検を強化しました。

(尾鷲建設事務所)

(15) 定められた時期に督促状を発送するとともに、同様の事案が生じないように、複数の職員で収納状況を確認するなど点検を強化しました。

(尾鷲建設事務所)

(16) 破産管財人から通知があった交付要求書提出期日に遅れ、交付要求書を送付したものであるため、今後このような事案が発生しないよう、情報共有を徹底しました。

(尾鷲建設事務所)

(17) 申請者からの占用申請に基づき書面審査のうえ許可をしたものの、一部に民有地が含まれていることが判明し、該当分の許可を取り消して占用料を戻出した事案であるため、実績のない事業者等からの申請には十分な現地調査を行うなど、より慎重な審査を行うこととしました。

(熊野建設事務所)

2 取組の成果

(1)～(6)、(8)～(17)

平成25年度において、同様の事例は発生していません。

(7) 平成25年11月18日付けで不納欠損処分の手続が完了しました。

平成26年度以降(取組予定等)

(1)～(17)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。

ア 業務委託（◎は特命随意契約）

◎(1) 【平成24年度用地事務委託】

・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。（公共用地課）

◎(2) 【建設業者の経営事項審査に関する支援業務委託】

・契約書に再委託についての記載がされていなかった。（建設業課）

◎(3) 【近畿自動車道名古屋神戸線標準地鑑定等業務委託】

・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。（新名神推進課）

◎(4) 【平成24年度流域下水道汚泥処理業務】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（下水道課）

◎(5) 【構造計算適合性判定業務委託単価契約】

・契約書等に、三重県暴力団排除条例に基づく対応についての記載がされていなかった。（建築開発課）

◎(6) 【三重県木造住宅耐震診断マニュアル改訂作業委託】

・仕様書特記事項に受託者とすべきところを委託者と記載していた。（住宅課）

◎(7) 【平成24年度桑名建設事務所管内現場技術業務委託】

・執行伺いに記載すべき必要事項が記載されていなかった。
・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（桑名建設事務所）

◎(8) 【プリンター（DocuPrint505）の保守業務委託】

・執行伺い及び契約伺いに記載すべき必要事項が記載されていなかった。
・見積書に見積年月日が記載されていなかった。
・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（桑名建設事務所）

◎(9) 【墓地管理業務委託】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（鈴鹿建設事務所）

◎(10) 【志摩庁舎エレベーター保守点検業務委託】

・契約書（仕様書）に誤った履行期間が記載されていた。（志摩建設事務所）

(11) 【志摩庁舎清掃警備業務委託】

・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。（志摩建設事務所）

◎(12) 【管内現場技術業務委託】

・契約準備行為を行っているが、執行伺いに「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。（伊賀建設事務所）

◎(13) 【現場技術業務委託】

・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。（熊野建設事務所）

◎(14) 【草刈作業業務委託】

・執行伺い決裁後の出納局事前審査を受けていなかった。
・契約書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金免除の適用根拠も不明確であった。（熊野建設事務所）

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) 該当の起案文に契約保証金免除の旨を記載し修正するとともに、再発防止に向けて課内での周知を行いました。(公共用地課)
- (2) 契約内容が明確になるよう、再委託について記載するよう職員に周知をしました。(建設業課)
- (3) 執行伺表紙に「出納局事前検査必要」の旨表示を行うこととして、再発防止に努めました。(新名神推進課)
- (4), (5), (7)～(9), (13)
契約書に暴力団等不当介入時における対応を記載することについて課(所)内に周知しました。
なお、公共事業運営課が平成 26 年 2 月 19 日付で現場技術業務委託実施要領に暴力団排除に関する項目等を追加する改正を行い記載の徹底を図りました。
(下水道課、建築開発課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、熊野建設事務所)
- (6) 契約図書に誤記等がないように十分に注意し、印刷後に再度読み直す等、確認を行いました。(住宅課)
- (7) 執行伺いに予算額の記載をしていなかったことによるもので、予算残額を確認し予算額を記載することとして所内に周知しました。(桑名建設事務所)
- (8) 監査意見を会計事務職員に周知するとともに、決裁者による複数チェックを行いました。(桑名建設事務所)
- (10), (11)
同様の事案が生じないよう、職員に周知しました。(志摩建設事務所)
- (12) 契約準備行為において記載を要する事項について関係者に周知を行いました。(伊賀建設事務所)
- (14) ・ 出納局事前検査対象について改めて所内に周知しました。
・ 契約書様式に契約保証金の項目を追加するよう改めました。
なお、契約保証金免除理由については、契約締結伺に明記するよう改めました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

- (1)～(12)、(14)
平成 25 年度において、同様の事案は発生していません。
- (7), (13)
監査において指摘を受けた後は、同様の事案は発生していません。

平成 26 年度以降 (取組予定等)

- (1)～(14)
同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>イ 国補工事</p> <p>(1) 【県庁統制局 水防情報システム通信サーバー・表示端末装置改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「工事カルテ」の受注登録が遅れていた。 <p style="text-align: right;">(河川・砂防課)</p> <p>(2) 【一般国道 306 号舗装修繕工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「工事カルテ」の変更登録が行われていなかった。 <p style="text-align: right;">(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(3) 【一級水系淀川水系 河内谷川(中出谷川)砂防工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(伊賀設事務所)</p> <p>(4) 【一級河川木津川 河川改修工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「工事カルテ」の変更登録が行われていなかった。 <p style="text-align: right;">(伊賀設事務所)</p> <p>(5) 【一般国道 422 号 道路改良(舗装その2) 工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期の積算根拠が整理されていなかった。 ・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 <p style="text-align: right;">(尾鷲建設事務所)</p> <p>(6) 【二木島相川小向地区 急傾斜地崩壊防止工事(その1)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準工期の端数計算を誤っていた。 ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表(総括表)」及び「使用検討チェックリスト(個別表)」が設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">(熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 工期の算出根拠の整理について</p> <p>(1)～(5)</p> <p>工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時に点検を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(河川・砂防課、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>② 「工事カルテ」の変更登録の遅れ(漏れ)について</p> <p>(1), (2), (4), (5)</p> <p>「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所(課)内の点検を強化しました。</p> <p style="text-align: right;">(河川・砂防課、鈴鹿建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>③ その他の意見について</p> <p>(3) リサイクル認定製品にかかるチェックリスト等については、設計書の複数チェックの中で確認するよう徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">(伊賀建設事務所)</p> <p>(6) ・ リサイクル認定製品の総括表、個別表の添付について、当事務所会議で当該指摘の情報共有を行うことで各課長以上の認識の統一を図りました。</p> <p>また、各課内会議においてすべての設計書に添付するよう周知し、工事積算書検算及び決裁時に添付漏れがないか点検を強化しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準工期の端数処理について、事務所会議で当該指摘の情報共有を行うことで各課長以上の認識の統一を図りました。また、各課内会議において積算基準上の標準工期の算出の考え方について再確認を行い、工事積算書検算及び決裁時の点検を強化しました。 <p style="text-align: right;">(熊野建設事務所)</p>

2 取組の成果

周知・徹底や点検の強化を行った結果、「三重県公共工事共通仕様書」等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。

ウ 県単工事

- (1) 【水位雨量観測所等 蓄電池取替工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (河川・砂防課)
- (2) 【県内 雨量計取替工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (河川・砂防課)
- (3) 【飯野高等学校多文化共生棟ほか 建築工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。
・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。 (営繕課)
- (4) 【明野高等学校教室棟ほか 外壁改修工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (営繕課)
- (5) 【主要地方道桑名大安線 道路改良(養父川護岸工)工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (桑名建設事務所)
- (6) 【一級河川大山田川 河川局部改良工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (桑名建設事務所)
- (7) 【二級水系員弁川水系小滝川 公共土木施設維持管理(堆積土砂撤去)工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (桑名建設事務所)
- (8) 【南長太地区海岸他 海岸堤防緊急対策工事】
・「施工計画書」が工事着手届より相当期間遅れて提出されていた。
・「工事カルテ」の変更登録が行われていなかった。 (鈴鹿建設事務所)
- (9) 【主要地方道神戸長沢線 舗装修繕工事】
・「総合評価方式技術提案履行確認協議書」が期限内に提出されていなかった。 (鈴鹿建設事務所)
- (10) 【宮川ダム 宮川堰堤維持1号クレストゲート応急工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。
・「施工体制点検チェックリスト」が設計書に添付されていなかった。 (松阪建設事務所)
- (11) 【二級河川阪内川他1川 河川局部改良(河床掘削)工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (松阪建設事務所)
- (12) 【二級河川前川 河川局部改良工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (志摩建設事務所)
- (13) 【一般県道種生奥鹿野線道路改良工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (伊賀建設事務所)
- (14) 【長島港 海岸局部改良(陸閘自動化)工事(その1)】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)
- (15) 【一般国道311号 道路啓開対策工事】
・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。 (尾鷲建設事務所)
- (16) 【二級河川北川他 公共土木施設維持管理(樋門・防潮扉修繕)工事】
・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)
- (17) 【一般県道小船紀宝線 公共土木施設維持管理(法面)工事】
・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」が設計書に添付されていなかった。
・「工事カルテ」の受注、変更及び完成登録が遅れていた。 (熊野建設事務所)
- (18) 【井田地区海岸 井田海岸緊急保全(養浜工)工事(その1)】
・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個

- 別表)」が設計書に添付されていなかった。
 (19) 【一般県道熊野川紀和線 災害防除施設工事】
 ・「工事カルテ」の変更登録が遅れていた。

(熊野建設事務所)

(熊野建設事務所)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

① 工期の算出根拠の整理について

(1)～(5), (11), (13), (14), (16)

工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時に点検を強化しました。

(河川・砂防課、営繕課、桑名建設事務所、松阪建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)

② 「工事カルテ」の変更登録の遅れ（漏れ）について

(4), (6)～(8), (10), (12), (15), (17), (19)

「工事カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「工事カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、課(所)内の点検を強化しました。

(営繕課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)

③ その他の意見について

(3), (17), (18)

リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」及び「使用検討チェックリスト（個別表）」の添付について、設計書に添付する必要性を職員に周知するとともに、課(所)内の点検に努めました。

(営繕課、熊野建設事務所)

(8) 共通仕様書記載部分を関係職員に周知を図り、契約後一ヶ月以内に「施工計画書」を提出させるよう関係職員に指導、徹底を図りました。

(鈴鹿建設事務所)

(9) 簡易総合評価方式にかかる要領を関係職員に周知を図りました。

(鈴鹿建設事務所)

(10) 「施工体制点検チェックリスト」の設計書への添付漏れがないよう、監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。

(松阪建設事務所)

2 取組の成果

周知・徹底や点検の強化を行った結果、「三重県公共工事共通仕様書」等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>エ 調査、設計業務委託</p> <p>(1) 【近畿自動車道名古屋神戸線 起業地維持管理業務委託（菰野工区）】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (新名神推進課)</p> <p>(2) 【一般国道 25 号外 県単道路調査（路面性状調査）業務委託】 ・「業務カルテ」の変更登録、竣工登録が遅れていた。 (道路管理課)</p> <p>(3) 【熊野川他 水位観測所詳細設計業務委託】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (河川・砂防課)</p> <p>(4) 【被災者住宅支援体制緊急構築事業支援 被災住宅再建等戸数算定方法検討業務委託】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (住宅課)</p> <p>(5) 【一般国道 306 号(大安新橋)ほか2橋 公共土木施設維持管理(橋梁耐震補強設計)業務委託】 ・「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (桑名建設事務所)</p> <p>(6) 【二級河川員弁川 河川改修(不発弾調査及び地下水調査)業務委託】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (桑名建設事務所)</p> <p>(7) 【一般県道四日市鈴鹿線(鈴鹿橋) 道路改良(仮橋撤去)積算資料作成業務委託】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(8) 【宮川ダム 宮川堰堤維持堆砂測量業務委託】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (松阪建設事務所)</p> <p>(9) 【櫛田川圏域 土砂災害防止法(基礎調査)業務委託】 ・「業務カルテ」の完了登録資料が完成図書に綴られていなかった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(10) 【一級河川木津川河川改修(積算資料作成)業務委託】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(11) 【一般国道 368 号道路改良(2号橋橋梁詳細設計)業務委託】 ・委託業務打合せ簿に決裁を受けていないものがあった。 ・「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(12) 【一般県道加太柘植線(紅葉橋)橋梁詳細設計業務委託】 ・「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(13) 【長島港 海岸局部改良(陸間動力化)積算業務委託】 ・契約の内容及び随意契約理由が公表されていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(14) 【一般国道 422 号紀伊長島インター線 道路改良(工損事前調査)業務委託その2】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(15) 【二級河川船津川他3河川 河川測量業務委託】 ・工期の算出根拠が整理されていなかった。 ・総合評価落札方式の適用除外とした際の入札審査会の記録、資料が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>①工期の算出根拠の整理について</p> <p>(1), (3), (4), (6)～(8), (10), (14), (15)</p> <p>工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時に点検を強化しました。</p> <p>(新名神推進課、河川・砂防課、住宅課、桑名建設事務所、鈴鹿建設事務所、松阪建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p>

② 「業務カルテ」の変更登録、竣工登録の遅れについて

(2), (5), (8), (11), (12)

「業務カルテ」の登録が適切に実施されるよう、「業務カルテ」の確認を監督員に徹底するとともに、所(課)内の点検を強化しました。

(道路管理課、桑名建設事務所、松阪建設事務所、伊賀建設事務所)

③ その他の意見について

(9) 「業務カルテ」の完了登録資料が完成図書に確実に綴られるよう、監督員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。(松阪建設事務所)

(11) 委託業務打合せ簿の決裁については、確実に行うよう徹底しました。(伊賀建設事務所)

(13) 随意契約理由の公表について、所内で周知・徹底を図り、再発防止に努めました。(尾鷲建設事務所)

(15) 総合評価落札方式の適用除外とした理由を示す書類の作成について所内において周知・徹底を図り、再発防止に努めました。(尾鷲建設事務所)

2 取組の成果

周知・徹底や点検の強化を行った結果、「三重県測量業務共通仕様書」等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。 オ 公共工事等入札の実施状況 (1) 【レク都市熊野灘臨海公園（大白地区）公園施設（グラウンド舗装）工事】 ・総合評価落札方式の適用除外とした際の入札審査会の記録、資料が整理されていなかった。 (尾鷲建設事務所)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 総合評価落札方式の適用除外とした理由を示す書類の作成について所内において周知・徹底を図り、再発防止に努めました。 2 取組の成果 (1) 周知・徹底や点検の強化を行った結果、三重県公共工事共通仕様書等に関する職員の意識の向上を図ることができました。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> (1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>カ 補助金</p> <p>(1) 【土地区画整理事業費補助金】</p> <p>・実績報告書が提出期限までに提出されていなかった。 (都市政策課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年 9 月 3 日付け事務連絡を発出し、当該年度事業の実績報告書が提出期限までに提出されるよう、対象となる土地区画整理組合に対し周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度事業については、事業完了後、提出期限までに実績報告書が提出されました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>同様の事案が発生しないよう、「土地区画整理事業補助金交付要領」の周知徹底に取り組みます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。 キ 旅 費 (1) 【若手建設技術者のための施工技術の基礎】 ・復命書に用務時間が記載されていなかった。 (桑名建設事務所)
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 (1) 復命書に用務時間を記入するとともに、出張にかかる一連の書類（開催通知等）を添付するよう周知しました。 2 取組の成果 (1) 監査以降は適切に処理しています。
平成 26 年度以降（取組予定等） (1) 引き続き、同様の取組を続けます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。また、コリンズ（工事实績情報システム）等への変更登録漏れや登録遅れなどについては、関係事業者への的確な指導等に努められたい。</p> <p>ク 物品等購入</p> <p>(1) 請求書に日付の記載のないものがあった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 支出負担行為の未決裁のまま、物品の調達されているものがあった。 (熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 請求書の必要事項に記載漏れがないよう、請求書受理時の点検を職員に徹底するとともに、所内の点検を強化しました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 支出負担行為の決裁漏れがないよう、決裁の確認を職員に徹底しました。 (熊野建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 周知徹底や点検の強化を行った結果、会計事務に関する職員の意識の向上を図ることができました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(2) 決裁の確認を徹底し、以降、決裁漏れは発生していません。 (熊野建設事務所)</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1), (2)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 特殊勤務手当実績簿が未入力で、危険作業手当が支給されていない職員がいた。 (桑名建設事務所)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 (1) 監査意見は、平成 23 年 4 月から総務事務システムによる職員本人の申請となり、システムでの入力が漏れていたため危険作業手当が支給されていなかったことによるものです。 未支給分について給付するとともに、同じ事案を繰り返さないため、所全体の職員に対して常に声かけを行い、申請漏れ等がないよう勤務管理を行いました。 2 取組の成果 (1) 上記の取組の結果、同様の事例は発生していません。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> (1) 引き続き、同様の取組を続けます。

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、61,255.21 m²あり、そのうち 32,961.77 m²が未利用地となっている。 (公共用地課、港湾・海岸課、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>(2) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。(桑名建設事務所)</p> <p>(3) 道路管理瑕疵による事故が 4 件発生していた。(四日市建設事務所)</p> <p>(4) 売却処分された物品の処分決議が行われていなかった。(鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。(伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 公有財産台帳への計上漏れがあった。(志摩建設事務所)</p> <p>(7) 自動販売機設置場所の貸付に係る契約相手方からの売上報告の提出遅延があった。(志摩建設事務所)</p> <p>(8) 道路管理瑕疵による事故が 2 件発生していた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(9) 一部の備品が所在不明となっていた。(伊賀建設事務所)</p> <p>(10) 物品標示票が貼付されていない備品があった。(伊賀建設事務所)</p> <p>(11) 道路管理瑕疵による事故が 1 件発生していた。(尾鷲建設事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア</p> <p>(1) ・ 県が所有する廃川敷・廃道敷（河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなった土地）は、土地の形状・面積等の条件が宅地としての利用に適さないものが多く売却処分は困難ですが、処分可能なものについては、隣接土地所有者等への売却、インターネット・オークションに参加しての売却に取り組みました。</p> <p>・ 未利用地となっていた津松阪港埋立地ほかの 14,219.57 m²のうち松阪市大口地区の未利用地 13,607 m²の売却のため入札を行い、平成 26 年 2 月 4 日に落札決定、2 月 28 日に売買契約を締結しました。 (公共用地課、港湾・海岸課、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)</p> <p>(2) 道路上にあったとみられる落石が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検をしました。(桑名建設事務所)</p> <p>(3) 道路の陥没が原因で発生した事案であるため、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、舗装面の損傷が著しい道路については計画的に舗装修繕を行いました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 平成 25 年 4 月 1 日付けで廃棄処分の手続きをし、物品管理台帳から削除しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 道路側面からの落石が原因で発生した事案であり、その対策として、落石防止柵を設置（平成 26 年 3 月 20 日完成）しました。(伊勢建設事務所)</p> <p>(6) 庁舎電話交換設備工事の価格を公有財産台帳に記載するとともに、公有財産規則で定められた異動・定期報告が適切に行われるよう事務処理の周知・徹底を図りました。(志摩建設事務所)</p> <p>(7) 契約相手方に対し、期日までに提出するよう指導しました。(志摩建設事務所)</p> <p>(8) 道路パトロール担当者等に事故内容を周知のうえ、道路パトロールを強化し、道路上で障害等</p>

を確認した場合は、障害の状況に応じて、直営作業又は小規模委託による復旧を実施しました。

職員に対して、出張、現場への移動にあたっては、県管理道路を通行し、道路上で障害等を確認し報告するよう周知しました。(伊賀建設事務所)

- (9) 昭和 59 年度に購入した備品の所在が確認できなかったものであり、備品の処分に係る事務手続きが行われていなかったと考えられることから、所要の事務処理を行うとともに、他の備品についても物品管理台帳と現物との突合を行いました。(伊賀建設事務所)
- (10) 昭和 54 年度に購入した備品の備品シールが確認できなかったものであり、作成のうえ貼付しました。貼付されていた備品シールが時間の経過や使用状況によって、剥がれたと考えられるため、他の備品についても物品管理台帳と現物との突合と併せて確認を行いました。(伊賀建設事務所)
- (11) 道路の側溝本体と側溝蓋の隙間が原因で発生した事案であるため、同種の事故が発生しないよう、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、点検を実施しました。(尾鷲建設事務所)

2 取組の成果

ア

- (1) 平成 25 年度売却実績
契約件数 6 件 (計 15, 293. 32 m²)
(公共用地課、港湾・海岸課、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)
- (2), (3), (5), (8), (11)
道路パトロールによる早期発見と修繕等の対応により、同様の事案は発生していません。
(桑名建設事務所、四日市建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)
- (4) 物品の管理について不適正な事案は無くなりました。(鈴鹿建設事務所)
- (6) (7)
同様の事案は発生していません。(志摩建設事務所)
- (9) (10)
同様の事案は発生していません。(伊賀建設事務所)

平成 26 年度以降 (取組予定等)

ア

- (1) 引き続き、隣接土地所有者への売却、一般競争入札及びインターネット・オークション等を活用して売却手続きを進めるとともに、公共事業の代替地としての活用等、県有普通財産の有効活用を図っていきます。(公共用地課)
- (2), (3), (5), (8), (11)
同様の事案が再度発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。
(桑名建設事務所、四日市建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所)
- (4), (6), (7), (9), (10)
同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。
(鈴鹿建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所)

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) 公用車の損傷（修理代 106,501 円） (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 切手の盗難（損害額 27,000 円） (伊勢建設事務所)</p> <p>(3) 公用車の損傷（修理代 246,119 円） (尾鷲建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>イ</p> <p>(1) 現場より帰庁、公用車を入庫しようとして後退したところ、後方確認を誤り、車庫棟支柱に車両の後部を接触させ、後部バンパー及びテールランプを破損しました。職員に注意喚起をするとともに、同乗者の誘導について指導しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(2) 所属金庫内で保管する切手シートが紛失していた事案であり、内部調査をおこなったものの発見できず警察署へ盗難届を提出しました。所属職員に対して事案の発生を周知するとともに注意喚起を行いました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(3) 所内会議等を通じて注意喚起を行い、交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図りました。</p> <p>また、所属長による公用車の鍵の管理や運転前後の損傷の確認の徹底、全職員対象の交通安全講習会の開催等交通事故防止に努めました。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>イ</p> <p>注意喚起及び再発防止の徹底を行った結果、職員の交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図ることができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>イ</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化、職員への周知徹底に努めます。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,981 筆、1,292,519.67 m²ある。 (桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ウ(1) 平成 17 年度以降の処理方針に基づき案件毎のカルテ (H14～H16 で作成) を活用しながら、引き続き計画的に未登記処理を行いました。</p> <p>①処理目標 45 筆 前年度に引き続き、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等との連携を図り、処理効果が上がる取組を行いました。</p> <p>②毎月処理状況把握・・・取組の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。</p> <p>③未登記対策支援担当による未登記対策の支援</p> <p>④未登記担当者会議・・・3 回開催し、意見交換や情報共有を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ウ 平成 25 年度における未登記処理の目標を 45 筆として土地の調査・測量・登記手続等に取組んだ結果、48 筆を処理しました。</p> <p>しかしながら、未登記の処理には、分筆のための公図混乱地域一帯の関係者による境界確認や相続問題等の権利関係の整理、土地測量のための多額の予算等が必要であり、取組が長期化している状況にあります。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>ウ 引き続き、平成 17 年度以降の処理方針に沿って、中期処理計画 3 ケ年 (135 筆) の処理目標を達成するよう、上記の協会と連携しながら、未登記処理に取り組めます。</p> <p>また、現在の実状に適合した新たな処理方針を策定するには、案件毎に調査・整理し新たな分類を作成する必要があることから、残件について分析作業を行います。</p>

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 「草刈り作業の自治会等への業務委託実施要領」を作成し、その中で契約書等の雛形を提示しているが、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載が漏れていた。 (道路管理課)</p> <p>(2) 支出証拠書類に添付の請求書に日付の記載漏れなどがあった。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 郵券証紙類について、平成 24 年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 負担金の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 土地賃借料を支払う際の事務処理誤りにより、歳出戻入を行っていた。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6) 金品亡失報告書の提出が遅れているものがあった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 公文書開示に際し異なる文書を開示したものがあった。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(8) 金品亡失報告書の提出が遅れているものがあった。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 草刈り作業の自治会等への業務委託については、当課において、実施要領等を定め、各建設事務所に文書で通知していますが、今回の記載漏れについては、平成 24 年度版の実施要領等作成時に担当者が失念していたことが原因でした。 なお、平成 25 年度版の実施要領等は、平成 25 年 4 月 19 日付けで既に通知していますが、その中では、暴力団等不当介入時における受託事業者の対応を記載し、主な変更点として周知しました。 (道路管理課)</p> <p>(2) 支出命令書確認時に、支出証拠書類である請求書のチェックが不十分であったことが原因と考えられます。担当者と決裁者において、複数チェックを行うことを再確認しました。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 過去の使用実績量や使用見込量を十分精査し、大量に在庫枚数が多くなならないよう慎重に購入するようにしました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(4) 支出命令書確認時に、支出証拠書類との突合が不十分であったことから、担当者と決裁者において、複数チェックを行うことを再確認しました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(5) 振込不能になるまで契約相手方が死亡した事実を把握出来ていなかったことにより発生したもので、契約相手方への事前確認を行うなど、適切な処置を行いました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(6) 公用車の損傷事故の発生に伴う金品亡失届の提出が遅れたものであり、迅速な事務処理の周知・徹底を図りました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(7) 公文書開示請求において、開示請求のあった委託業務名と類似した名称の委託業務とを取り違えて開示したことにより発生したもので、開示対象となる公文書を特定する際に誤りが発生しないようチェック項目を見直しました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(8) 公用車の自損事故の発生に伴い、事故報告は行っていたが、並行して行う金品亡失報告が遅延したもので、関連する報告については担当者相互に確認を行うこととしました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 平成 25 年度の草刈り作業の自治会等への業務委託については、各建設事務所において上記で更新された条項等を使用して業務を実施しました。 (道路管理課)</p> <p>(2) 以降の支出業務において、請求日の記載漏れのみならず、住所や代表者名などと共通債権者の登録内容との相違を発見し、業者に変更手続きの指導を行いました。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3), (4), (6)～(8) 同様の事案は発生しておりません。</p>

- (四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所)
- (5) 上記取組への着手時期が平成25年度途中であったため、年度当初において、同様な事案が発生しましたが、以後、同様の事案は発生していません。
(松阪建設事務所)

平成26年度以降（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(イ) 本庁及び地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が35件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。加えて、公共事業運営課及び建設業課においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も引き続き、円滑かつ適切な発注業務ができるよう取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(公共事業運営課、建設業課)</p> <p>(1) 積算誤り等により入札を中止したものが3件あった。 (営繕課)</p> <p>(2) 積算誤り等により入札を中止したものが4件あった。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 積算誤り等により入札を中止したものが4件あった。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(4) 積算誤り等により入札を中止したものが4件あった。 (松阪建設事務所)</p> <p>(5) 積算誤り等により入札を中止したものが5件あった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(6) 積算誤り等により入札を中止したものが3件あった。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(7) 積算誤り等により入札を中止したものが5件あった。 (尾鷲建設事務所)</p> <p>(8) 積算誤り等により入札を中止したものが7件あった。 (熊野建設事務所)</p>
講じた措置
平成25年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>本庁（公共事業運営課、建設業課）と地域機関で、入札中止案件の減少に向けた取組について、意見交換を行い、再発防止のため、地域機関相互で入札中止事案を情報共有することとしました。</p> <p>また、公共事業運営課では県土整備部のイントラネットに、入札中止ヒヤリハット集を掲載し、注意喚起を行いました。 (公共事業運営課・建設業課)</p> <p>(1) 積算誤りによる入札中止については、数量の計上誤り及び諸経費の計算誤りにより入札を中止したことから、工事内容や積算基準を十分理解したうえで、積算及び検算するように職員に周知・徹底するとともに、課内の確認を強化しました。 (営繕課)</p> <p>(2) 積算誤りによる入札中止については、積算時の単位数量の誤りやシステム操作誤りによるものであるため、起案課内での確認強化に加え、他課でも積算内容の確認を行い、違算防止に努めました。</p> <p>入札手続き誤りによる入札中止については、公告後、より案件に適した入札方式で行えるよう当該年度当初に要領が変更されていたことが発覚し再公告を行ったものであるため、所内及び入札審査会で入札手続き事務について再確認を行い、工事等の目的に合わせて最善な手法で実施するよう、チェック体制の強化に努めました。 (桑名建設事務所)</p> <p>(3) 積算資料等の誤りが見つかったことにより入札を取止めたことから、積算に係る検算体制の強化を図りました。 (鈴鹿建設事務所)</p> <p>(4) 積算システムの条件設定を誤ったこと、また一部の材料を誤って支給品として積算していたことから、再発防止策として定期的に開催している技術系担当者会議の場において、発生した事案の原因や対応策について情報共有を図るとともに、工事統括課により照査を行うことでチェック体制の強化を図りました。 (松阪建設事務所)</p> <p>(5) 数量の誤り及び記載の内容が不適切であったため入札を中止したことから、積算や入力内容の確認を複数の職員で行うよう、チェック体制を強化しました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(6) 誤った設計書を公告したことによる入札中止については、公告する際に正しい設計書が添付されていることをダブルチェックすることとしました。</p> <p>積算誤りによる入札中止については、関係職員に周知を図り再発防止を徹底しました。</p> <p>総合評価案件において検討段階の内容で公告したことによる入札中止については、確定したファイルを格納するフォルダーを設け、確実なデータの受け渡しを行うこととしました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>(7) 積算誤りによるものについては、見積仕様の誤り及び積算内容の誤りがあったため入札を中止</p>

したことから、複数体制での現地調査及び検算等を実施し、チェック体制の強化を図りました。

入札手続き誤りによるものについては、電子入札システムによる指名通知書発行処理を怠ったため入札を中止したことから、指名通知書発行の際は、複数職員での確認を実施し、チェック体制の強化を図りました。
(尾鷲建設事務所)

(8) 設計書の積算誤りや問い合わせに対する回答誤り等が原因となり、入札を中止しました。

設計書の内容については、引き続き複数の課によるチェックを行うとともに、チェックの対象外としている軽易な内容のものについても課内でダブルチェックを行うこととしました。特に、災害復旧等緊急を要するものは、積算の時間を十分に確保できるようにし、検算についてより慎重を期するように努めました。

また、入札に関する問い合わせには、質問に至らないような一般的な問い合わせに対する回答を行う場合であっても、回答に際しては十分な確認を行うよう努めました。
(熊野建設事務所)

2 取組の成果

(1)～(8)

注意喚起や再発防止の周知・徹底を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1)～(8)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

部局名 県土整備部

<p>監査の結果</p>																
<p>2 財務等に関する意見</p>																
<p>(6) 交通事故</p>																
<p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p>																
<p>(1) 自損事故 (物損額：県 241,000 円)</p>	<p>(新名神推進課)</p>															
<p>(2) 物損事故 (負担割合：県 40%・相手 60%) (物損額：県 80,855 円・相手 121,282 円)</p>	<p>(桑名建設事務所)</p>															
<p>(3) 自損事故 (物損額：県 158,886 円)</p>	<p>(四日市建設事務所)</p>															
<p>(4) 自損事故 (物損額：県 143,474 円)</p>	<p>(伊勢建設事務所)</p>															
<p>講じた措置</p>																
<p>平成 25 年度</p>																
<p>1 実施した取組内容</p>																
<p>(1) 講習会への参加 安全運転講習会等へ参加し、安全運転意識の醸成を図りました。</p>																
<p>(2) 過去の事故発生傾向の分析及び注意喚起 平成 20 年度以降の県土整備部における交通事故発生傾向を、月別、曜日別、時間帯別、事故形態別などで分析した報告書「県土整備部における交通事故の現状」を作成しました。また、近年多発しているバック時の事故など特に注意すべきポイントについて、本庁課長会議や地域機関事務所長会議等で注意喚起を行い、所属職員への周知を徹底し、交通事故の発生防止に努めました。</p>																
<p>(3) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加 運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を呼びかけました。 また、公用車を運転する前には、職員同士が安全運転を心がけるよう、互いの声掛けに取り組みました。</p>																
<p>(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信 定期的に情報を発信することで、交通事故の防止・安全運転を推進しました。</p>																
<p>2 取組の成果 安全運転講習会等へ参加（延べ 680 名参加）するとともに、常に交通安全に対する意識高揚を図るため、メールマガジン「交通安全通信」の配信や「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加（156 チーム・468 名参加）に努めました。 上記のとおり各種の交通事故防止策を推進したことなどにより、公用車の交通事故は以下のとおり一定減少したところです。一層の事故抑制に向け、引き続き、啓発活動を行う必要があります。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24 年度</th> <th>25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自損事故</td> <td>21 件 (72%)</td> <td>15 件 (68%)</td> </tr> <tr> <td>物損事故</td> <td>6 件 (21%)</td> <td>6 件 (27%)</td> </tr> <tr> <td>人身事故</td> <td>2 件 (7%)</td> <td>1 件 (5%)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29 件</td> <td>22 件</td> </tr> </tbody> </table>		24 年度	25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	自損事故	21 件 (72%)	15 件 (68%)	物損事故	6 件 (21%)	6 件 (27%)	人身事故	2 件 (7%)	1 件 (5%)	計	29 件	22 件
	24 年度	25 年度 (平成 26 年 3 月 31 日現在)														
自損事故	21 件 (72%)	15 件 (68%)														
物損事故	6 件 (21%)	6 件 (27%)														
人身事故	2 件 (7%)	1 件 (5%)														
計	29 件	22 件														
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p>																
<p>引き続き、注意喚起、「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加などを通じて、安全運転意識の高揚、事故発生防止に着実に取り組んでいきます。</p>																

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(7) 特別会計の処理状況</p> <p>流域下水道事業特別会計</p> <p>(1) 北勢沿岸流域下水道（北部）、（南部）事業、中勢沿岸流域下水道（志登茂川）、（雲出川左岸）事業等において、繰越事業が約 19 億 4,089 万円あるので、円滑な事業の推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（下水道課）</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>繰越事業費の抑制のため、本庁と事務所合同による「工事進捗管理会議」を事業執行の節目で開催することにより、繰越の原因となる事象を早期に把握し、予算の執行方針や進捗状況について事務所と情報共有を図り、円滑な事業の進捗に努めてきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>会議での意見交換を通して、繰越となる要因や工事の遅延理由を洗い出し、本庁と事務所で対策を検討することができました。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>引き続き、同様の取組を行い、予算の適切な執行を図っていきます。</p>

部局名 県土整備部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(8) その他</p> <p>(1)平成 25 年 6 月 19 日に、県営住宅家賃滞納整理中に未納者台帳（写し）を紛失した。 今後、このような事例が発生しないよう、情報管理体制の見直しに努めるとともに、個人情報保護及び危機管理について、すべての職員に対し、周知徹底を図りたい。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>個人情報漏洩につながる事故の再発防止について検討を行い、次の対策を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台帳の写しを印刷後直ちにフラットファイルに綴じ込み、抜け落ちを防止するとともに、ファイルで持ち運ぶことにより紛失防止を図りました。 ・ 出張出発の際、台帳の写しを囑託職員 2 名が相互にチェックし、その後班長が再チェックを行い出発することとし、帰庁時についても、出発時と同様のチェックを行った後、不必要になった台帳の写しを班長が回収のうえ、シュレッダー処理を行うこととしました。 ・ 個人情報保護及び危機管理について、すべての職員に対し、研修を行い、周知徹底を図りました。 <p>2 取組の成果</p> <p>個人情報紛失の再発防止、個人情報保護及び危機管理についての職員の意識を高めることができました。</p>
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u>
<p>職員に対し、定期的に注意喚起及び研修を実施し、発生防止に努めていきます。</p>

部局名 出納局

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援)</p> <p>(1) 会計事務の適正化について、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組んでいるところであるが、契約や支出関係の事務等を中心に、依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。</p> <p>このような状況を踏まえ、引き続き、会計事務に関する相談や検査、研修を強化することにより、会計事務担当職員の能力向上を図りたい。また、各所属においては会計事務担当職員が減少し、所属単位での人材育成が困難な状況にあることから、各所属の状況に応じたOJT研修、フォローアップの重点化、ミスの多い事例の周知徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(会計支援課)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、また、地域では県内の4地域(四日市、津、伊勢、熊野)に設置した駐在により相談、検査に対応しています。</p> <p>(3) 本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化して会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図りました。</p> <p>(4) 不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の事例を題材にした会計事務コンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>(5) ミスの多い事例の周知徹底を図るため、月1回発行している「出納かわら版」にヒヤリ・ハット事例を掲載するとともに、出納局検査で発生した指導事項の事例集を作成して各所属に情報提供しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種研修については、平成25年度は延べ1,800人と前年度の1,514人を上回る参加を得ています。相談業務については、平成25年度の相談件数は8,916件で、前年度の9,700件と比較して減少しています。また、検査業務については、平成25年度の指導件数は389件で、前年度の469件から減少しました。</p>
平成 26 年度以降 (取組予定等)
<p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じた支援を充実します。</p> <p>(1) 事後検査については、年2回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人一人の習熟度に応じたOJT研修のさらなる充実を図ります。</p> <p>(2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を実施し、一層各所属の自主・自立を促します。</p> <p>(3) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、引き続き土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援を行います。</p>

部局名 出納局

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)について、平成24年度は225件(紀伊半島大水害による被害を除く)の報告となっており、前年度の189件(紀伊半島大水害等による被害を除く)と比較して大きく増加している。 引き続き、各所属に対し、物品の管理方法及び管理責任のあり方について指導されたい。 (会計支援課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 金品の適正な保管・管理及び公用車等の運転に伴う交通事故防止を徹底するため、平成25年5月31日に総務部長及び出納局長の連名で、各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を行いました。</p> <p>(2) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。</p> <p>(3) 金品の適正管理の徹底を図るため、県の損害額10万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。(平成25年度:文書指導36件)</p> <p>(4) 出納局が主催する各種研修や月1回発行する「出納かわら版」において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出納局主催研修 新任出納員研修(4月4、5日)、新任会計職員研修(4月9~19日、4月22~26日、5月7~14日)等 ・出納かわら版での周知(7、11月号) <p>(5) 年度前半の金品亡失の状況を踏まえ、各所属においてさらなる金品の適正管理を徹底するため、平成25年9月4日に金品亡失(損傷)減少に向けての注意喚起を行いました。</p> <p>(6) 特に公用車については、平成25年10月1日付けで総務部長、出納局長連名により「公用車の安全運行と事故等の際の報告について」の通知を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>出納局が実施する検査や研修、文書指導等、様々な機会をとらえ、各所属に対して物品の適正管理及び管理責任のあり方について指導等を行いました。</p> <p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>金品亡失(損傷)は依然として多く発生しており、とりわけ公用車やパソコンの損傷など職員の不注意による金品の亡失(損傷)の発生防止に努める必要があることから、出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう、さらに指導を行っていきます。</p>

部局名 出納局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 裁判による損害賠償の和解金の残高として、雑入（弁償金）の収入未済額が6,520,000円（対前年度比94.8%）あり、前年度と比べて360,000円減少しているものの、その収入未済額の減少と今後の発生防止に、より一層努められたい。
講じた措置
平成25年度 1 実施した取組内内容 収入未済額は、トナー納入業者が模造品を納入したことによる損害賠償請求訴訟における和解金の納付金残高です。 和解金は、分割して納付することを和解条項に規定しており、債務者からは平成23年12月分から平成25年4月分まで和解条項どおり納付されましたが、平成25年5月に債務者の代理人弁護士から、債務者が個人の自己破産を行う予定であるとの通知があり、平成25年5月分が納付されないことから督促を行いました。 そして、定期的に裁判所と債務者の代理人弁護士に確認を行って債務者の状況把握に努めていたところ、平成26年1月に津地方裁判所伊賀支部から債務者個人及び法人に係る破産手続開始通知書の送付がありました。 2 取組の成果 平成25年4月分として10万円の納付を受けました。
平成26年度以降（取組予定等） 個人・法人双方とも破産手続が開始されたことから、今後、裁判所に対し破産債権の届出を行うとともに、引き続き状況の把握に努め、法令等に沿った対応を行っていきます。

部局名 出納局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 支出に関する事務 業務委託契約の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 【全国町・字ファイル保守及びメンテナンス・データ提供委託業務】 ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 担当職員の確認不足が原因と考えられることから、業務委託契約において注意すべき点を一覧表に整理し、担当職員間で確認しました。 2 取組の成果 業務委託契約締結時の確認を徹底することで、以降は適切に処理しています。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き確認を徹底し、適切な処理に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業の円滑な譲渡)</p> <p>(1) 水力発電事業については、平成 25 年 2 月に譲渡先である中部電力株式会社と「青蓮寺発電所及び比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を締結し、平成 25 年 4 月に 1 回目の譲渡が完了したところである。</p> <p>残り 8 発電所の譲渡に伴う諸課題については概ね整理されつつあるが、円滑な譲渡に向け、引き続き計画的に対応されたい。</p> <p>また、水力発電事業に従事している技術職員の譲渡後の人事配置や職務について、関係部局と十分協議するとともに、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算が確実かつ適切に行えるよう準備されたい。 (電気事業課、企業総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 中部電力株式会社への譲渡に向けて引き続き設備改修、関係法令に基づく国との協議などを進めました。</p> <p>また、水力発電事業に従事している技術職員の、譲渡後の人事配置や職務については、総務部等と協議を行いました。</p> <p>加えて、平成 25 年 7 月には庁内ワーキンググループを設置し、電気事業会計廃止後の新たな会計の設置方法について検討を行いました。(5 回実施)</p> <p>2 取組の成果 1 回目の譲渡として、青蓮寺及び比奈知発電所を平成 25 年 4 月 1 日に中部電力へ譲渡しました。</p> <p>残る 8 発電所のうち、宮川第一、宮川第二及び蓮発電所の水利権譲渡に係る手続き等を進めるとともに、設備課題である三瀬谷発電所主要変圧器取替等の改修を行いました。</p> <p>また、平成 26 年 2 月 24 日付けで「宮川第一発電所、宮川第二発電所および蓮発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書」を締結しました。</p> <p>譲渡後の技術職員の人事配置や職務については、その基本的な考え方等を平成 25 年 11 月にまとめ、職員に対し説明会を開催するとともに、各部局へ協力を依頼しました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>宮川第三発電所圧力隧道ケーブル取替等の設備改修及び残る発電所の水利権譲渡に係る手続等に取り組み、平成 27 年 4 月 1 日の譲渡を円滑に進めます。</p> <p>譲渡後の技術職員の人事配置や職務については、引き続き総務部等と連携しながら、各部局と調整を進めていきます。</p> <p>電気事業の清算手法については、総務省の見解を踏まえながら、RDF 事業の平成 27 年度以降のあり方協議を進める中で、引き続き整理を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の健全な経営)</p> <p>(2) 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、平成28年度までは企業庁が任意適用事業として運営し、平成29年度から平成32年度までは県(知事部局又は企業庁)が事業主体となることとされている。</p> <p>地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められるが、RDF焼却・発電事業単独でみると事業開始から平成23年度までは赤字が続いている。</p> <p>平成24年度は、11月から「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく固定価格買取制度の適用が受けられるようになったことに伴い、売電収入が増加し黒字となった。</p> <p>しかし、平成29年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、健全な経営が行えるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。(電気事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の経営手法については、関係部局との協議を行うとともに、平成25年7月には庁内ワーキンググループを設置して検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の健全な経営が行えるよう、関係部局と協議を行うとともに、庁内ワーキンググループによる検討会を5回開催し、総務省の見解を踏まえながら、会計の清算手法や資産等の移行方法、経営に伴う収入などの経営手法の検討を進めました。</p> <p>平成26年度以降(取組予定等) 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の経営手法については、電気事業会計の清算方法や新たな会計の設置方法とも合わせて関係部局と協議を進め、平成26年度上半期を目途に方針を決めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(3) 北伊勢工業用水道事業については、平成 25 年 3 月 31 日現在において、契約率は 88.1%であるものの、受水企業の撤退等に伴い契約水量は減少傾向にあり、未契約水量は 99,160 m³/日となっている。</p> <p>中伊勢工業用水道事業については、平成 24 年度に契約水量が 40 m³/日増加したものの、平成 25 年 3 月 31 日現在において、契約率は 54.0%であり、未契約水量は 15,190 m³/日となっている。</p> <p>厳しい経済状況の下ではあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。 (工業用水道事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>工業用水道事業の需要拡大の取組としては、企業誘致部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対して迅速に対応し、需要拡大に取り組みました。</p> <p>平成 25 年度は、1 社の企業から新規給水に関する問い合わせがあり、料金や工事費負担金等の説明を行いました。</p> <p>また、工業用水道を使用する可能性がある北伊勢及び中伊勢工業用水道管内の企業(32 社)に対し企業訪問を行い、工業用水道の需要量アンケートを実施しました。</p> <p>なお、北伊勢工業用水道事業の料金単価について、平成 25 年度から引き下げを実施し、新たな企業誘致の促進を図っています。</p> <p>さらに、国において補助制度の創設を検討していることから、新規受水企業への工業用水道施設整備に係る補助制度の創設について企業誘致部局と連携して要望活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度は北伊勢工業用水道事業で 2 社、340 m³/日の新規契約を行いました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>今後も企業誘致部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し迅速に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、地下水等を利用している既存の企業に対し、工業用水道への転換等新たな需要開拓を図るなど、営業活動に努力していきます。</p> <p>今後も引き続き、工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (施設の耐震化等の推進と危機管理能力の向上)</p> <p>(4) 南海トラフ巨大地震の発生が懸念されている中、水道、工業用水道施設は、県民の日常生活及び社会経済活動上、欠くことのできないものであるため、災害や事故に強い安定した水道供給のため、引き続き施設の耐震化、老朽劣化対策を進められたい。 また、国・県においては、津波浸水予測など被害想定の見直しが行われているため、その結果を見定めながら、津波対策を含む施設の耐震化対策、応急対策等について、各種防災計画のさらなる見直しを行うなど、危機管理能力の向上に努められたい。 (水道事業課、工業用水道事業課、企業総務課)</p>					
<p>講じた措置</p>					
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 大規模災害に備え、施設の耐震化、老朽劣化対策等を計画的に進めるため、「三重県企業庁第2次中期経営計画」において年次目標を定め、施設改良工事を実施しています。 水道事業では雲出川水管橋の耐震補強工事を実施し、五ヶ所川水管橋について耐震補強工事が不要であることを確認しました。 工業用水道事業では伊坂浄水場管理本館及び三滝川水管橋外3橋の耐震補強工事を実施しました。 津波対策として、県防災対策部から新たに示された「津波浸水予測図」により、津波の影響を受けると思われる施設を把握しました。 緊急事態に備えた研修や訓練については、トラブル対応研修、災害対応訓練に加え、勤務時間外に大規模災害が発生した場合に備え、情報通信設備の広範な被災等、様々な被害を想定し、実践に即した内容を取り入れた企業庁独自の一斉参集災害対策訓練を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 (1) 中期経営計画の進捗状況</p>					
		平成 25 年度		平成 25 年度までの累計 (耐震化率)	
		計画	実績	計画	実績
水道	主要施設 (129施設)	0	0	129 (100.0%)	129 (100.0%)
	水管橋 (170橋)	2	2	165 (97.1%)	166 (97.6%)
工水	主要施設 (64施設)	4	1	55 (85.9%)	55 (85.9%)
	水管橋 (74施設)	6	4	71 (95.9%)	63 (85.1%)
<p>(2) 津波の影響を受けると思われる施設は、水道事業で主要施設1施設、水管橋26橋、工業用水道事業で主要施設4施設、水管橋35橋あることを把握しました。</p> <p>(3) 緊急事態に備え実施した各種研修・訓練において、マニュアル等の有効性を確認するとともに、危機管理における必要な対応を徹底しました。</p>					
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>企業庁では、管路や浄水場など多くの施設を維持しながら事業運営を行っていることから、今後想定される大規模地震に備えるため、引き続き危機管理体制の強化を図るとともに、耐震化計画に基づき平成28年度の完了に向けて耐震化を推進していきます。 また、東日本大震災を踏まえて、国や関係機関からの被害想定結果や津波対策を含めた施設の構造に関する設計指針等を見直しに合わせて、各事業別の耐震化計画及び安全対策の内容等を見直します。 引き続き、緊急事態に備えた実践に即した訓練・研修を実施し、危機管理能力の向上を図ります。</p>					

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (次期経営計画の策定)</p> <p>(5) 企業庁では、平成19年に長期経営ビジョンを策定し、平成28年度までの10年間の事業運営の理念と道筋を示すとともに、その実行計画である中期経営計画に基づき、水道用水供給事業の市水道事業への一元化などの経営改善に取り組んできたところである。また、平成27年4月には水力発電事業の民間譲渡が完了する見込みであるなど、その事業内容は大きく変化している。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後も健全経営が継続できるよう、これまでの取組を十分に検証したうえで、平成26年度で終了する第2次中期経営計画に続く経営計画などの策定に向けて取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(企業総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>第2次中期経営計画で示す目標の達成に向けた取組を進め、各取組の進捗管理や検証を行うとともに、ユーザーや有識者から企業庁の事業運営や今後の取組に対する意見をいただくために、「三重県企業庁の経営に関する懇談会」を開催しました。</p> <p>また、平成27年4月の水力発電事業の民間譲渡完了や平成32年度のRDF焼却・発電事業の終了などを見据え、新たな経営計画の策定に向けた検討を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>第2次中期経営計画の重点的な取組について、技術管理業務の包括的な民間委託の実施状況の検証等各取組の進捗管理や検証により、取組の成果や今後に向けた課題等の整理を進めました。</p> <p>また、これまでの取組や今後に向けた課題等をもとに、第2次中期経営計画に続く計画の策定に向けた検討を進めました。</p>
<p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>平成25年度に引き続き、現在の計画に基づくこれまでの取組の検証や今後の事業運営における課題の整理、新たな事業展開への取組の検討等を行うなどし、企業庁の新たな経営計画の策定を行います。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(1) 収入に関する事務	
ア 地域機関分	
(ア) 工業用水使用料の過年度の収入未済額が 636,300 円あり、本庁と協議のうえ、法的措置を講じたが納付に至っていない。また、新たに土地使用料において現年度の収入未済額が 12,423 円あり、これら未収金の債権管理等について、本庁と協議するとともに新たな収入未済の発生防止に努められたい。	(北勢水道事務所)
(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
(1) 占有許可申請された土地が、企業庁の土地ではないにもかかわらず許可し、使用料を徴収したため歳入戻出を行っていた。	(北勢水道事務所)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
ア 地域機関分	
(ア) 過年度収入未済については、平成 23 年度に預金債権と出資持分債権を対象とした差押え申立てを裁判所に行いましたが、回収する債権がなく申立てを取り下げました。平成 25 年度は昨年度に引き続き、事業者の所在確認等を行いました。また、現年度の収入未済については、破産手続きが終了し、破産管財人より最終配当が納入され、残額については不納欠損処理を行いました。	(北勢水道事務所)
(イ) (1) と同様の事例がないか、確認を行いました。	(北勢水道事務所)
2 取組の成果	
ア 地域機関分	
(ア) 過年度収入未済については、納付には至っていません。また、現年度収入未済については、債権の整理を終了しました。	(北勢水道事務所)
(イ) (1) と同様の事例は、発生していません。	(北勢水道事務所)
平成 26 年度以降（取組予定等）	
ア 地域機関分	
(ア) 過年度収入未済について、引き続き事業者の所在確認等を行います。	(北勢水道事務所)
(イ) (1) と同様の事例が発生することのないよう取り組みます。	(北勢水道事務所)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 委託業務	
(1) 【平成24年度工事実地検査業務委託】	契約書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金免除の適用根拠も不明確であった。 (企業総務課)
(2) 【滝原取水口等塵埃処理業務委託】	契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (三瀬谷発電管理事務所)
(3) 【降下ばいじん調査業務委託】	契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)
(4) 【浄化槽保守点検業務委託】	契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)
イ 県単工事	
(1) 【三重ごみ固形燃料発電所脱塩洗灰処理施設機械設備取替工事】	「契約時における主任技術者又は監理技術者チェックリスト」が提出されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)
ウ 調査、設計業務委託	
(1) 【委託業務名：青田発電所地質調査業務委託】	「業務カルテ」の変更登録が遅れていた。 (三瀬谷発電管理事務所)
講じた措置	
平成25年度	
1 実施した取組内容	
ア 委託業務	
(1) 今後は契約を行うにあたり、契約保証金に関する事項を記載した契約書により契約するとともに、契約締結伺いにも契約保証金の適用根拠を記載することとしました。 (企業総務課)	
(2) 暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載に関して、職員に周知するとともに、契約内容の確認について複数の職員でチェックするよう徹底しました。 (三瀬谷発電管理事務所)	
(3)(4) 旧様式では契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかったことから、新様式を使用するよう徹底しました。 (三重ごみ固形燃料発電所)	
イ 県単工事	
(1) チェックリストにより提出書類の確認を行っていなかったため、提出漏れを防ぐためのチェックリストを作成し点検を強化しました。 (三重ごみ固形燃料発電所)	
ウ 調査、設計業務委託	
(1) 受注者へ契約書の内容を再確認してミスを繰り返さないよう指導するとともに、変更登録時期に受注者から登録確認の依頼がなければ監督員から問い合わせで期限に遅れないよう受注者をフォローすることにしました。 (三瀬谷発電管理事務所)	
2 取組の成果	
ア 委託業務	
(1) 業務委託契約の執行について、適切な処理に努めました。 (企業総務課)	
(2) 確認体制の強化により、同様の事案は発生していません。 (三瀬谷発電管理事務所)	

(3)(4) 取組を実施した後は、すべて適正に処理されており同様の事案は発生していません。
(三重ごみ固形燃料発電所)

イ 県単工事

(1) 取組を実施した後は、すべて適正に処理されており同様の事案は発生していません。
(三重ごみ固形燃料発電所)

ウ 調査、設計業務委託

(1) その後の手続きにおいては、期限までに登録されています。
(三瀬谷発電管理事務所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 委託業務

(1) 引き続き、三重県企業庁会計規程を遵守し、適切な契約事務の執行に努めます。(企業総務課)
(2) 引き続き複数人による確認体制をとり、適切な事務処理を行うことにより再発防止に努めます。
(三瀬谷発電管理事務所)

(3)(4) 取組を継続し適正な事務処理に努めます。
(三重ごみ固形燃料発電所)

イ 県単工事

(1) 取組を継続し適正な事務処理に努めます。
(三重ごみ固形燃料発電所)

ウ 調査、設計業務委託

(1) 契約当初の打合せにおいて、受注者へテクリス登録手続きに遅れが発生しないよう注意喚起するとともに、監督業務の確認項目として設定し、登録手続きが遅れないよう受注者をフォローしていきます。
(三瀬谷発電管理事務所)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
ア 財産管理状況	
(1) 行政財産の目的外使用許可において、当初の許可期間終了後は自動更新としていた。	(三重ごみ固形燃料発電所)
イ 金品亡失	
(1) 公用車、支柱の損傷（公用車の修理代 196,980 円）	(北勢水道事務所)
ウ 公共用地の未登記	
(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 11 筆（一部面積未確定）ある。	
①過年度 7 筆 5,353.99 m ²	(財務管理課)
②過年度 1 筆 13.20 m ²	(北勢水道事務所)
③過年度 3 筆 面積未確定	(三瀬谷発電管理事務所)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
ア 財産管理状況	
(1) 許可期間終了後の自動更新の許可をとりやめ、単年度の許可に改めました。	(三重ごみ固形燃料発電所)
イ 金品亡失	
(1) 交通安全に対する注意喚起を行いました。	(北勢水道事務所)
ウ 公共用地の未登記	
(1)① 公図混乱のため登記できていなかった 1 筆について関係地権者との境界立会を実施し、再測量を行いました。	(財務管理課)
② 未登記になっている 1 筆については相続問題が関係しているため、相続人に相続問題を解決するよう促し、早期に所有権移転できるよう努めました。	(北勢水道事務所)
③ 未登記地には共有地になっているものがあり相続人が多数発生していることから、交渉相手となる代表者の調査を続けていましたが判明しなかったため、今後の処理について中部電力と協議を行いました。	(三瀬谷発電管理事務所)
2 取組の成果	
ア 財産管理状況	
(1) 自動更新の条項を設けず、単年度の許可としています。	(三重ごみ固形燃料発電所)
イ 金品亡失	
(1) 本年度、金品亡失となるような公用車の損傷は発生していません。	(北勢水道事務所)
ウ 公共用地の未登記	
(1)① 当該土地及び隣接地の測量図を作成しました。	(財務管理課)
② 相続問題解決の目処がたっていない状況です。	(北勢水道事務所)
③ 未登記地にはいずれも工作物がなく発電所運営に支障をきたすものではないことから、三瀬谷発電所譲渡までに交渉先が判明しない場合には譲渡の対象とせず、交渉先が判明した時点で登記を移転するのか、または土地を払い下げるのか、意向を確認することとしました。	(三瀬谷発電管理事務所)

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

(1) 更新の場合毎年度ごとに許可していきます。 (三重ごみ固形燃料発電所)

イ 金品亡失

(1) 交通安全に対する取り組みを続けていきます。 (北勢水道事務所)

ウ 公共用地の未登記

(1) ① 測量図をもとに公図の地図訂正を申請し、登記を行います。残りの土地についても未登記の解消に取り組んでいきます。 (財務管理課)

② 引き続き、所有権移転登記が早期にできるよう取り組んでいきます。 (北勢水道事務所)

③ 引き続き、交渉先の調査を続けます。 (三瀬谷発電管理事務所)

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 固定資産減失（亡失・損傷）報告書の提出が遅延しているものがあつた。（北勢水道事務所）</p> <p>(2) 前渡資金（常時経費）管理簿に年度末の精算が記載されていなかった。（三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>(イ) 地域機関において積算誤り等により入札を中止した事案が3件見受けられたので、今後、工事の円滑な実施に向け、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>加えて、企業総務課においては、このような誤りを未然に防止するために、チェックリストや事例集を作成し、注意喚起を行っているところであるが、今後も引き続き、円滑かつ適切な発注業務ができるよう取り組まれたい。（企業総務課）</p> <p>(1) 積算誤りにより入札を中止したものが1件あつた。（南勢水道事務所）</p> <p>(2) 積算誤りにより入札を中止したものが2件あつた。（三瀬谷発電管理事務所）</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 25 年度</u></p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) (1) 交通事故に係る固定資産減失報告書の提出は不要と思ひ込んでいたため、提出が遅れたものです。企業庁会計規程第 115 条（事故の報告）の規定内容について、職員に周知しました。（北勢水道事務所）</p> <p>(2) 前渡資金（常時経費）管理簿に年度末の精算を記載しました。精算の記載もれがないよう複数の職員でチェックするようにしました。（三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>(イ) 工事の積算にあたっては、発注機関における工事積算資料等の活用を図るとともに、庁内担当者会議や入札契約制度研修において注意喚起に努めました。（企業総務課）</p> <p>(1) 足場の供用日数の計上誤りによるもので、その後課内でのチェック体制を強化しました。（南勢水道事務所）</p> <p>(2) 1 件は、塗装工事における仮設工（シート張り防護工の未計上）の積算誤りによるもので、もう 1 件は据付工事原価における間接工事費の「据付間接費」の計上誤りによるものでした。課内でのチェック体制を強化するとともに所内会議等で周知しました。（三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) (1) 本年度、固定資産の減失については該当ありませんでした。（北勢水道事務所）</p> <p>(2) 今年度は、常時経費の前渡資金はありませんでしたので、管理簿の精算の記載漏れは発生していません。（三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>(イ) 職員の意識向上および適正な事務処理が図られるようになりました。（企業総務課）</p> <p>(1) 適正な事務処理に向けて意識の向上が図られ、取組を実施した後は、全て適正に処理されており同様の事案は発生していません。（南勢水道事務所）</p> <p>(2) 職員の意識向上および適正な事務処理が図られるようになりました。（三瀬谷発電管理事務所）</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p>
<p>(ア) (1) 報告が遅延しないよう、適正な事務処理に努めます。（北勢水道事務所）</p> <p>(2) 今後も適切な事務処理を行うよう徹底します。（三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>(イ) 取組を継続し、適正な事務処理に努めます。（企業総務課）</p> <p>(1) 取組を継続し、適正な事務処理に努めます。（南勢水道事務所）</p> <p>(2) 入札・契約制度の競争性、公平性、透明性を確保するために、設計書作成におけるチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。（三瀬谷発電管理事務所）</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 49,800 円・相手 1,207,500 円） （北勢水道事務所）</p> <p>(2)物損事故（負担割合：県 100%・相手 0%）（物損額：県 0 円・相手 179,519 円） （三瀬谷発電管理事務所）</p> <p>(3)自損事故（廃車：取得価格 1,389,000 円） （三瀬谷発電管理事務所）</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において4回開催しました。（参加職員数 64 人）</p> <p>さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を1回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。（参加職員数 13 人）</p> <p>なお、所属長会議等において、各所属での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を依頼し、各所属では全体会議等の際に意識啓発を行いました。</p> <p>また、三重県環境生活部主催の「無事故・無違反チャレンジ 123」に企業庁全体で 43 チーム 129 人の職員が参加し（職員参加率 59%）、事故防止の意識向上に取り組みました。</p> <p>北勢水道事務所では、交通安全セミナーに 18 人を参加させるとともに、四日市南警察署へ講師を依頼して交通安全講習会を2回実施し、職員の交通安全意識の向上について喚起しました。</p> <p>三瀬谷発電管理事務所では、いずれも、職員の不注意による事故であり、事故当事者に対しては、所属長が面談を実施し、事故の状況・原因等について聞き取り、事故防止に向け交通安全意識及び県有財産の管理意識を高めるよう指導助言を行い、今後このような事故を起こさないよう十分注意しました。また、所内全職員対象とした交通安全研修を開催し、自動車運転業務を遂行する上で常識として知っておかなければならない義務と責任の理解と必要な知識や技術の習得を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の向上に努めましたが、平成 25 年度において、企業庁全体で公用車事故が 5 件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の向上に努めるとともに、企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の向上に取り組みます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等)</p> <p>(1) 平成 24 年度の病院事業会計の収益的収支は、約 2 億 1,644 万円の赤字(純損失)であるものの、前年度に比べ約 27 億 3,057 万円収支が改善している。これは、平成 23 年度は総合医療センターの独立行政法人化に伴う一過性の要因(資本剰余金の病院間貸借の解消に伴う特別損失約 27 億 9,261 万円)があったことによるものである。</p> <p>平成 24 年度末の正味運転資本(内部留保資金)は、前年度(総合医療センターの約 27 億 1,918 万円を除くと約 7 億 7,019 万円)より約 3 億 3,074 万円増加し、約 11 億 93 万円(流動資産約 14 億 9,361 万円から流動負債約 3 億 9,269 万円を差引いた額。流動資産のうち現金預金は約 9 億 7,357 万円)となっている。</p> <p>病院事業庁では、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため「三重県病院事業中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」を新たに策定したところであり、各年度における成果目標等の進行管理を的確に行うことにより、計画の着実な推進を図られたい。</p> <p>また、病院事業全体では、多額の累積欠損金が生じているなど厳しい状況が続いている。このため、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、国、県の医療政策の動向や県立病院を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、引き続き経営の健全化を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」については、その着実な推進を図るため、計画期間中の各年度における具体的な取組や目標を掲げる「年度計画」を策定しています。</p> <p>「平成 25 年度 年度計画」における取組や成果目標の状況等については、毎月、病院長若しくは運営調整部長を構成員とする会議を開催し、その状況を適時、的確に把握し、随時、具体的な事項について、協議・調整を行い、計画の着実な推進に努めました。</p> <p>また、国等の医療政策の動向を適宜把握し、各病院と情報共有、意見交換を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度は、病院長等を構成員とする経営会議を 5 回開催するとともに、運営調整部長を構成員とする連絡調整会議を 7 回開催し、成果目標に対する実績の確認や取組に対する協議・調整を行い、計画の着実な推進を図りました。</p> <p>現在、国において、各都道府県における地域医療ビジョンの策定や病床機能報告制度の創設などが検討されているとともに、平成 26 年度診療報酬の改定作業が進められていることから、その状況を適宜把握し、各病院と情報共有、意見交換を行いました。</p>
平成 26 年度以降(取組予定等)
<p>「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」に掲げた診療や人材育成、健全経営や業務改善等に関する目標の達成に向け、各病院と連携しながら病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進することにより、それぞれの病院が県民の皆さんに医療サービスを安定的かつ継続的に提供していきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等</p> <p>ア 病院機能の再編・推進を継続し、訪問看護などのアウトリーチサービスや、作業療法、デイケアといった日中活動支援を進めることで、地域生活支援体制を充実されたい。また、救急・急性期医療を推進し、民間病院では対応が困難な患者の受入れなど、精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>昨年度に 1 病棟休棟し、患者の地域移行や、病棟機能の明確化に取り組みました。また、外来棟の増築を進めるとともに、訪問看護の人員を増員し、地域生活支援体制の充実に取り組みました。</p> <p>また、三重県精神科救急医療システムの支援病院として休日・時間外患者など救急患者の受入れに対応しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>長期入院患者を中心に地域移行が進み、地域定着を図るとともに、訪問看護件数は着実に増加し、地域生活を送りながら適切な治療支援を行うことができました。</p> <p>精神科救急医療については、自傷・他害のおそれが高い措置鑑定診察の要請について 100%受入れを行うことができました。</p>
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>平成 26 年度においては、デイケアや作業療法のプログラムについての検討を進め、地域生活支援を実施していくための体制を整備します。</p> <p>また、施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急医療などの政策的医療や精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援などの高度先進医療にも積極的に取り組み、県立精神科病院としての役割・機能の充実に取り組んでいきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成24年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等</p> <p>イ 地域の過疎化・高齢化が進む中、引き続き家庭医療を中心とした地域医療や予防医療、在宅療養支援に取り組むとともに、三重大学と連携し、家庭医（総合診療医）の育成拠点として医師の育成を図るなど、地域医療を担う人材の育成に努められたい。</p> <p>また、これからの地域医療には、保健、医療、福祉を包括した取組が必要であり、その体制の整備が求められていることから、全人的な医療に精通した家庭医が中心となり、関係機関や住民とともに、地域に最適な医療の体制づくりに取り組まれたい。</p> <p style="text-align: right;">（一志病院）</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域医療を担う人材の育成、地域医療の提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院での研修を希望する初期研修医や医学生を積極的に受け入れ、三重大学の協力を得ながら、当院での臨床実習のほか、訪問診療等の取組への参加を通じた実践的な研修を実施しました。 また、家庭医育成拠点として整備した、宿泊可能な研修施設を平成25年5月から運用開始しました。 ・家庭医療を中心とした地域医療や予防医療、在宅療養支援に取り組みました。 <p>(2) 地域に最適な医療の体制づくりについて</p> <p>保健・医療・福祉の関係者で構成する「白山・美杉地域ケア会議」を引き続き開催するとともに、平成25年8月には「多職種連携ワークショップ2013」を、同年10月、平成26年3月には「多職種連携 顔の見える会」を開催するなど顔の見える関係づくりに取り組みました。</p> <p>また、白山消防署との合同勉強会の開催や、救急患者受入れのためのホットラインを開設するなど救急体制の充実に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地域医療の提供、地域医療を担う人材の育成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当院での研修を希望する県内外の医師を積極的に受け入れることにより、研修依頼病院が増加しました。また、これまでの家庭医育成の取組が認められてきており、海外や県外からの視察も増加しました。 ・津市による三重大学寄附講座の医師が2名配置されるなど人員体制が強化された結果、入院患者数が増加しました。また、在宅療養支援についても、新たに平成25年10月から訪問薬剤指導を開始しています。 <p>(2) 地域に最適な医療の体制づくりについて</p> <p>ワークショップや会議を通じて保健・医療・福祉関係者との連携を深めました。</p> <p>白山消防署との連携・相互理解が深まったことなどから、救急車による救急患者受入件数が増加しました。</p>
平成26年度以降（取組予定等）
<p>(1) 家庭医育成拠点として、三重大学やほかの家庭医育成拠点と連携しながら家庭医の育成に取り組んでいきます。また、家庭医療、地域医療、医療教育に関する実践的かつ先進的な研究に取り組んでいきます。</p> <p>(2) 中期経営計画に基づき、関係機関や地域住民とともに、保健、医療、福祉が切れ目なく連携した「包括的で全人的な医療」の体制づくりに取り組んでいきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成 24 年度決算と新たな中期経営計画に基づく病院の運営等</p> <p>ウ 指定管理者にあつては、入院機能、小児医療及び救急医療などの診療機能の段階的な回復に努め、常勤医師の確保など、より一層の診療体制の充実を図っているところである。病院事業庁においては、今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・的確に把握しながら、指定管理者と十分に協力・連携することにより、地域医療の確保・推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 25 年度については、以下のとおり指定管理者と情報共有・意見交換を行いながら協議・調整を進め、適正な病院運営の確保に努めました。</p> <p>(1) 管理運営協議会</p> <p>管理業務に関する具体的な事項を協議するため、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する「志摩病院管理運営協議会」の第 1 回会議を平成 25 年 7 月に開催し、平成 24 年度の診療体制や収支報告を踏まえ、平成 25 年度の取組について協議を行いました。また 11 月には第 2 回会議を開催し、平成 25 年度の年間見込みや平成 26 年度に向けた取組について協議を行いました。</p> <p>(2) 毎月の業務報告等</p> <p>指定管理者から毎月提出される「業務報告書」の聴き取りを中心に、管理業務の実施状況の確認や情報共有・意見交換を行うとともに、随時、具体的な事項についての協議・調整を行いました。</p> <p>(3) 地域の皆さんとの懇談会</p> <p>平成 24 年度に引き続き、地域の皆さんに管理運営の状況を報告するとともに、意見等を今後の管理業務に反映させるため、病院事業庁主催の懇談会を平成 26 年 1 月に開催しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 25 年度の常勤医師の配置については、新たに 6 月に東洋医学・皮膚科医師、7 月に内科医師をそれぞれ配置し、平成 26 年 3 月には 28 名体制となりました。</p> <p>内科の外来診療については、平成 25 年 11 月から昼間に緊急で来院された患者に対して診療を行うなど、紹介制の緩和を行うとともに、在宅医療の患者が急変時に適切な医療が受けられるよう救急体制を整備するなど診療体制の拡充を図りました。</p> <p>また、診療体制の回復に伴い、外来患者数については前年度を上回って推移するとともに、志摩広域消防管内の志摩病院への救急車搬送件数も増加しており、二次救急医療機関としての役割を着実に果たしています。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
<p>今後も指定管理者と協力して常勤医師の確保に向け、関係機関への訪問や調整を進めていきます。</p> <p>また、小児科の入院機能や産婦人科の助産師による外来機能の拡充、内科系の救急受入時間の拡大など段階的な診療機能の回復に努め、志摩病院が地域の中核病院としての医療を安定的・継続的に提供していけるよう、病院事業庁としても、指定管理者に対して適切に指導・監督を行っていきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 平成 24 年度末における病院事業庁全体（平成 24 年度から地方独立行政法人化した総合医療センター分を除く）の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、約 4,385 万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成 24 年度中に約 1,065 万円を回収（会計上の減額処理約 684 万円と合わせ約 1,749 万円減少）しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成 24 年度においては、約 1,138 万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">（県立病院課）</p>
講じた措置
<p><u>平成 25 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月に、病院毎に作成していた未収金対策関係の方針・指針等を「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 25 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、県立病院課から各病院に赴き、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1) 回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由なく支払がない場合は、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③回収困難な債権については、弁護士法人に回収業務を委託しました。</p> <p>(2) 発生防止対策</p> <p>①入院時に、入院費用や高額療養費制度に係る説明資料を患者等に配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②病院内の各部門が連携し、患者の状況に応じて利用可能な公費負担制度等の説明やその申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との連携促進などを通じて、病院内の情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 3 月までに 9 件の法的措置を実施しました。（平成 24 年度は 32 件実施） ・平成 26 年 3 月までに約 4,819 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p><u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁（県立病院課）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めていきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 収入に関する事務 ア 地域機関分 (イ)事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 現金払込調書によらず、納付書や納入通知書で処理しているものがあつた。 (一志病院)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 納入義務者から直接現金等を受けた場合にあっては、現金受入票を作成するとともに、現金受入票発行簿を整理し、現金払込調書に記載する番号を正確に管理することで事務処理に遺漏がないよう、事務改善を図りました。 2 取組の成果 職員相互のチェック機能が強化され、一連の事務手続を適切に行うことができました。
<u>平成 26 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 病院事業庁

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

(1) 【一般廃棄物収集運搬処理業務委託】 (県立病院課)

- ・執行伺いが行われてなかった。
- ・特命随意契約の理由が不明確であった。
- ・契約書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金免除の適用根拠も不明確であった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- ・履行確認の記録がなかった。

(2) 【財務会計システム等保守業務】 (県立病院課)

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- ・個人情報取扱特記事項が旧基準によるものであった。

(3) 【平成24年度三重県病院事業庁職員アンケート集計分析業務委託】 (県立病院課)

- ・業務完了報告書の履行期間及び完成年月日が誤っていた。

(4) 【植栽管理業務】 (こころの医療センター)

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(5) 【中央監視(自動制御)装置保守管理業務】 (こころの医療センター)

- ・契約書に記載された委託金額が消費税抜き価格になっていた。
- ・契約書に契約保証金についての記載がなく、契約保証金免除の適用根拠も不明確であった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(6) 【医師公舎浄化槽保守点検及び清掃業務】 (一志病院)

- ・契約伺い等に契約保証金免除の根拠が記載されておらず、契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
- ・契約準備行為を行っているが、執行伺に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(7) 【構内剪定及び除草業務委託】 (一志病院)

- ・契約伺い等に契約保証金免除の根拠が記載されておらず、契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
- ・契約準備行為を行っているが、執行伺に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(8) 【清掃洗濯業務委託】 (一志病院)

- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

(9) 【特殊建築物等定期点検業務委託(建築設備点検)】 (一志病院)

- ・契約準備行為を行っているが、執行伺に「年度開始前の契約の準備行為である」旨の記載がされていなかった。
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- ・履行確認の記録がなかった。

イ 旅費

(1) 【産業医科大学産業医学基礎研修会】 (一志病院)

- ・最も経済的な経路による出張となっていなかった。

ウ 物品等購入

(1) 少額物品・役務等調達基準に基づくローテーション表について、選定・発注及びその記録をしていなかった。 (一志病院)

(2) 支払いが遅延しているものがあつた。 (一志病院)

(3) 契約書に暴力団等不当介入時における業者の対応についての記載がなかった。 (一志病院)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

ア 業務委託

- (1) 業務委託契約の執行に際しては、施行伺を行い、契約理由や契約保証金の取扱いを明らかにするとともに、契約書には最新の契約条項を適用する等、事務処理に遺漏がないよう職員に周知徹底を図りました。また、適正な事務処理を確保するため職員間のチェック機能を強化しました。
- (2) 本年度の契約においては、契約書に暴力団等の不当介入時における受託事業者の対応を記載するとともに、個人情報取扱いに関する特記事項も最新の基準に改め適切に対応しました。
- (3) 今後は、業務完了報告書を受託業者から受領する際に記載事項についても十分確認を行うよう職員に周知徹底を図りました。
- (4) 本年度の契約においては、契約書に暴力団等の不当介入時における受託事業者の対応を記載しました。
- (5) 業務委託契約の執行に際しては、消費税の金額や契約保証金の取扱いを明らかにするとともに、契約書には最新の契約条項を適用する等、事務処理に遺漏がないよう職員に周知徹底を図りました。また、適正な事務処理を確保するため職員間のチェック機能を強化しました。
- (6)～(9)業務委託契約事務にあつては、契約保証金の取扱いを明らかにするとともに、契約書には最新の契約条項を適用する等、事務処理に遺漏がないよう、職員に周知徹底を図りました。
また、適正な事務処理を確保するため、職員打ち合わせ会において、契約事務をテーマとした勉強会を開催しました。

イ 旅費

- (1) 旅行命令から旅費精算に至るまでの事務手続きを適切に行うよう職員に周知徹底を図りました。また、チェック機能を強化しました。

ウ 物品等購入

- (1) いかなる契約事務においても、競争性・公正性・透明性の確保に努める意義を説明するとともに、少額物品・役務等調達基準に基づくローテーション表により、選定・発注及びその記録を適切に行うよう職員に周知徹底を図りました。
- (2) 全ての請求書に対して受理日を明確にするため、受付印を押印するとともに、口座振り込み支払日を増やしました。また、確認及び支払いまでの一連の手続きを適切に実施するよう職員に周知徹底を図りました。
- (3) 契約書には最新の契約条項を適用する等、事務処理に遺漏がないよう、職員に周知徹底を図りました。
また、適正な事務処理を確保するため、職員打ち合わせ会において、契約事務をテーマとした勉強会を開催しました。

2 取組の成果

ア 業務委託

- (1) 業務委託契約事務にあつては、執行伺に随意契約理由をはじめとする必要事項を明らかにし、競争性・公正性・透明性の確保に留意するとともに、契約書の記載内容を適切なものとし、履行確認を正しく実施するなど、一連の事務手続きを適切に行いました。
- (2) 契約書の記載内容を適切なものとし、適正な事務処理を行いました。
- (3) 業務完了報告書の受領時に記載内容について確認を行いました。
- (6)～(9) 業務委託契約事務の決裁では、職員相互のチェック機能が強化され、一連の事務手続きを適切に行いました。

イ 旅費

- (1) 旅行命令から旅費精算に至るまでの事務手続きを正確に実施し、最も経済的な経路による旅費算定を行いました。

ウ 物品等購入

- (1) 少額物品・役務等調達基準に基づくローテーション表に係る一連の事務手続きを適正に実施しました。

- (2) 全ての請求書に対して受理、確認及び支払いまでの一連の手続きを適切に実施しました。
- (3) 業務委託契約事務の決裁では、職員相互のチェック機能が強化され、一連の事務手続きを正確に実施しました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

- (1)～(9) 引き続き、会計知識の向上に取り組むとともに、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し職員間のチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めていきます。

イ 旅費

- (1) 引き続き、三重県病院事業庁職員旅費規程に留意し、適正な事務処理に努めていきます。

ウ 物品等購入

- (1) 引き続き、少額物品・役務等調達基準に留意し、適正な事務処理に努めていきます。
- (2) 引き続き、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に留意し、適正な事務処理に努めていきます。
- (3) 引き続き、会計知識の向上に取り組むとともに、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し職員間のチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 (1) 通勤手当の認定に誤りがあった。 (こころの医療センター) (2) 住居届において、家賃として記載している額に駐車場代や共益費など家賃以外のものが含まれているかどうかを確認していないものがあった。 (一志病院)
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 (1) 有料道路利用時の手当積算を適正に行い、また職員間のチェック機能を強化することにした。 (2) 手当認定手続きに対して受理、確認、認定から給与支払いまでの一連の手続きを適切に実施するよう職員に周知徹底を図りました。 2 取組の成果 (1) 有料道路利用者について正しい手当額を認定しました。 (2) 住居手当において、家賃として記載している額を適切に記載しました。
平成 26 年度以降 (取組予定等) 引き続き、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及びその施行規則に留意し、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 病院事業庁

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 看護宿舎について、三重県病院事業庁公舎管理規程と三重県立こころの医療センター看護宿舎管理要綱の規定を整理する必要がある。 (こころの医療センター)</p> <p>(2) 備品標示票が貼付されていない備品があった。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 不用物品の処分の際、不用決定・不用物品処分決議書が作成されていなかった。 (こころの医療センター)</p> <p>(4) 備品標示票が貼付されていない備品があった。 (一志病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 適切な財産管理を行うため、三重県病院事業庁公舎管理規程及び三重県こころの医療センター看護宿舎管理要綱の整理、見直しを行いました。</p> <p>(2) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、備品を適切に管理していくうえで、備品表示票の貼付又は備品表示票を備品自体に貼付することが困難な場合は、他の表示等で備品を特定しておくよう職員に周知徹底を図るとともに職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(3) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、不用決定・不用物品処分決議書を作成するよう職員に周知徹底を図るとともに職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(4) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、備品に備品標示票を貼付する旨、職員に周知徹底を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 三重県病院事業庁公舎管理規程及び三重県こころの医療センター看護宿舎看護宿舎管理要綱の改正を行い、適切な財産管理を行いました。</p> <p>(2) 新たな備品登録の際には事務手続きを正確に実施しました。</p> <p>(3) 不用物品処分の際には事務手続きを正確に実施しました。</p> <p>(4) 備品管理業務について、事務手続きを正確に実施しました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、財産管理に対する意識を高め適正な財産管理に努めていきます。</p>

部局名 病院事業庁

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 支出戻入の際に、病院事業庁会計規程に定める返納決定書が作成されていないものがあった。 (県立病院課)</p> <p>(2) 預り金（業務補助職員の住民税）の支払先誤りにより支出戻入が発生していた。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 消費税及び地方消費税に関し、不課税仕入れとして処理すべきものを課税仕入れとして処理しているものがあった。 (こころの医療センター)</p> <p>(4) 前渡資金の支払手続完了後に、資金前渡交付伺いの手続を行っていた。 (一志病院)</p> <p>(5) 資金前渡交付伺いに検査年月日の記録及び検査員の押印がされていなかった。 (一志病院)</p> <p>(6) 前渡資金の支払の証拠書類となる領収書が添付されていなかった。 (一志病院)</p> <p>(7) 前渡資金の精算手続を支払日と同日付けで個々に行っていた。 (一志病院)</p> <p>(8) 平成24年2月、3月に職員が緊急払した費用について、同年8月になってから交付伺・請求・支払の各手続を行っていた。 (一志病院)</p> <p>(9) 「医業外費用」の「雑損失」で支払うべきところ、「医業費用」の「雑費」として支払っており、支払科目を誤っていた。 (一志病院)</p> <p>(10) 企業出納員の事務引継書に係る引継目録が作成されていなかった。 (一志病院)</p>
講じた措置
平成 25 年度
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、返納決定書を作成するよう職員に周知徹底を図るとともに職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(2) 住民税課税時の職員の住所について把握・確認し適正な支払を行うこととしました。</p> <p>(3) 本年度も、既に執行した諸会費の支払いの中に消費税区分を誤っていたものがあったため、振替修正を行いました。今後は、消費税の規程に基づき、適切な処理を行うよう職員に周知徹底を図るとともに職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(4)～(8) 全ての前渡資金支払い手続きに対して、伺い、資金前渡、精算までの一連の手続きを適切に実施するよう職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(9) 支払い手続きに対して、科目誤りがないよう適切に実施するよう職員に周知徹底を図るとともに、職員間のチェック機能を強化しました。</p> <p>(10) 部内打ち合わせ会において、三重県病院事業庁会計規程に基づく諸手続きに遺漏がないよう、職員に周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 支出戻入に該当するものについては、発生した際には事務手続きを正確に実施しました。</p> <p>(2) 住民税支払を適正に行っています。</p> <p>(3) 課税の区分を適正に行っています。</p> <p>(4)～(8) 全ての前渡資金支払い手続きに対して、交付伺いから精算までの一連の手続きを適切に実施しました。</p> <p>(9) 支払い手続きに対して科目誤りがないよう改善を行いました。また、発生した際には、速やかに振替処理を行いました。</p> <p>(10) 三重県病院事業庁会計規程に基づき引継目録を作成し、事務手続きを適切に行いました。</p>
平成 26 年度以降（取組予定等）
引き続き、会計知識の向上に取り組むとともに、三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、職員間のチェック機能を強化し、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 病院事業庁

監査の結果
2 財務等に関する意見 (6) その他 (1) 医事業務委託において、福祉医療費の助成を受ける患者に代わってセンターから県内市町へ送付する領収証明書の一部が、未提出となっていた。 業務委託先による医事電算システムの操作ミス及びチェック体制に不備があったためであり、チェック体制を強化するなど業務委託先への指導を徹底し、再発防止に努められたい。 (こころの医療センター)
講じた措置
<u>平成 25 年度</u> 1 実施した取組内容 領収証明書の提出漏れがないように、関係書類の照合によるチェック体制の徹底を図るとともに、対象者の方へ必要な補償をしました。 2 取組の成果 県内市町への領収証明書の提出を適切に処理しています。
<u>平成 26 年度以降（取組予定等）</u> 引き続き、関係書類の照合によるチェック体制のもと、適正な事務処理に努めていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (政務調査費の適正な執行)</p> <p>(1) 平成24年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、鉄道運賃等の計上誤りなど返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、地方自治法改正後の政務活動費においても適正な執行の確認に努められたい。(総務課)</p>
講じた措置
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容 指摘をされた計上誤りなど返還を要する事例については、議員や会派と内容の確認を行い、修正届にもとづき収支報告書を修正するとともに、必要な金額が返還されました。</p> <p>2 取組の成果 監査において指摘された部分の修正届のほか、独自に行った点検作業により、2件の修正届を受理し、1,680円が返還されました。</p>
<p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>政務活動費収支報告書の確認作業については、漏れがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。</p>

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 業務委託 【会議録検索システム追加データ入力業務委託】 ・成果品納入後に契約相手方が提出を要する検査申出書が、提出されないまま検収されていた。 【会議録検索システム追加データ作成業務委託】 ・契約書に引用条項を誤って記載していた。 【平成24年度議会電波広報（番組制作、電波購入、放送等委託）事業契約】 ・契約相手方が放送確認書を提出する前に、履行確認書を作成していた。
講じた措置
平成25年度 1 実施した取組内容 委託業務等の執行にあたって、会計規則の運用について正しい解釈ができるよう再確認の指示をしました。 2 取組の成果 担当者はもとより、会計職員がチェック項目としての意識を持ち、会計規則等に基づく適正な会計処理について徹底することができました。
平成26年度以降（取組予定等） (1) 支出に関する事務 引き続き適正な会計処理の執行を図っていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (1) 支出に関する事務 イ 旅 費 【議長随行用務（沖縄三重の塔慰霊式・全議用務等）】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 作成した復命書は、総合文書管理システムに登録するよう指示をしました。 2 取組の成果 文書管理規程等に基づく適正な公文書管理について徹底することができました。
平成 26 年度以降（取組予定等） (1) 支出に関する事務 引き続き適正な公文書管理に努めていきます。

部局名 議会事務局

監査の結果
2 財務等に関する意見 (2) 財産管理等の状況 財産管理について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 ア 財産管理状況 ・長期間使用されず、活用または廃棄等の処分について検討する必要がある備品があった。
講じた措置
平成 25 年度 1 実施した取組内容 使用されていない備品を確認したうえで、不要な備品については廃棄処分を行い、備品台帳を整理しました。 2 取組の成果 適正な物品管理について徹底することができました。
平成 26 年度以降（取組予定等） (2) 財産管理等の状況 引き続き、備品等物品の適正な管理について徹底を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (個人情報流出防止)</p> <p>(1) 平成24年度においても、県立学校等において、個人情報を含む文書や電子媒体等の紛失、盗難が4件発生している。 個人情報の管理については、すべての教職員に周知徹底を図り、今後、このような事案が発生することのないよう、強く自覚を促して、再発防止に努められたい。 (教育総務課、高校教育課、特別支援教育課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成25年5月27日に、学校情報ネットワーク情報化推進員連絡会を開催し、情報の適正な管理等を行うために、外部の専門家による「情報セキュリティ研修会」を実施しました。また、県立学校校長会議(4月と7月の2回)、教頭会総会(4月)において各校における個人情報保護の取組の徹底を依頼しました。加えて7月に教育委員会事務局職員に強く自覚を促すため、職員を対象に職員危機管理研修のテーマを「個人情報保護について」とし、研修を実施しています。また、平成25年12月12日に、「個人情報の適正管理について」を市町教育委員会及び所管課を通じて県立学校に通知し、個人情報の適正管理についての注意を喚起しました。(教育総務課)</p> <p>平成24年度に、県立高等学校では個人情報紛失に係る事案が2件発生しました。いずれの事案も、生徒の成績など個人情報に係る管理の重要性に関する認識の甘さ、管理の不徹底が原因と考えて、(1)教職員の意識向上に向けた取組、(2)個人情報の管理体制の整備の二つの観点から、各校における対策の実施を指導しました。(県立学校長会議(4月11日)、県立学校教頭会研修会(4月19日))</p> <p>具体的な対策事項は以下のとおりです。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルールを、年度始めの職員会議等で全教職員に周知徹底する。 ・ 4月を「個人情報適正管理の強化月間」に定め、教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。各校の「セルフチェックシート」を活用することで、セルフチェックの習慣化を図る。 <p>(2) 個人情報の管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長は、各学校における個人情報管理に関する状況の確認、改善と、教職員の意識向上に向けた取組を年間計画に位置付けるなどして推進する。 ・ 職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、各部屋の教職員及びグループ全体の個人情報保護の状況確認を担当する。(高校教育課) <p>平成24年度に、県立特別支援学校では「個別の指導計画」等のファイルを紛失する事案が1件発生しました。これを教訓として、各特別支援学校における個人情報の管理体制、個人情報を含む文書類の管理に関する規定及びセルフチェックシートの活用等を含め、個人情報に関する意識向上や管理体制の改善について、県立学校長会議、県立特別支援学校長会、県立学校教頭研修会において注意喚起を行うとともに、指導主事訪問の際に、管理職面談や全体協議の場で個人情報の取扱に係る指導を行いました。あわせて、各学校の取組状況を定期的に調査するとともに、課内においても個人情報電子媒体持ち出し簿を作成し、管理を徹底しました。</p> <p>具体的な改善策は以下のとおりです。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を含む文書類の管理に関する規定の内容を確認し、全教職員へ周知徹底する。 ・ 当該ルールに基づくセルフチェックシートの活用を習慣化する。 ・ 「個人情報適正管理の強化月間」(4月)を定め、教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。 <p>(2) 個人情報の管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ やむを得ず個人情報を持ち出す際の、管理簿への記入を徹底する。 ・ 職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、個人情報保護の状況確認を担当する。 ・ 各教職員の机等の施錠の可否や個人情報保管場所の確保を行う。(特別支援教育課)

2 取組の成果

連絡会、研修会により各学校への情報管理等についての啓発を図りました。また、個別に依頼のあった学校についても情報セキュリティ研修を実施するなどの支援を行っています。このことにより、個人情報流失の減少につながっています。(平成25年度発生1件/小中学校) (教育総務課)

取組の結果、平成25年度は個人情報の紛失事案が発生していません。引き続き、定期考査実施時期等、適切な時期を捉えて、各校に注意喚起のメールを発信するなどしています。(高校教育課)

校長会議及び指導主事訪問など、機会をとらえて直接注意喚起を行ったことで、個人情報の適正な保管、管理について、意識の向上や個人情報の保護及び管理体制の確認等が図られ、以後紛失の案件は生じていません。(特別支援教育課)

平成26年度以降(取組予定等)

平成26年度も「情報セキュリティ研修会」を開催するとともに、学校からの依頼により情報セキュリティに係る個別支援を行います。また、教育委員会事務局職員を対象とした職員危機管理研修において、個人情報保護についての研修を実施します。(教育総務課)

平成26年度以降も、年度当初の校長会議、教頭研修会で、個人情報の適正な管理について厳重に指導助言するとともに、定期考査の時期など、個人情報を多く扱うことが予想される時期に、上記(1)、(2)の観点を踏まえて注意喚起を行ってまいります。(高校教育課)

各学校における「個人情報適正管理の強化月間」において、新しい職員集団での個人情報の適正管理について教職員の意識を高めるとともに、管理体制を確認します。また、校長会議や教務担当者会議等を通じて、個人情報の適正管理に係る課題の把握を行うとともに、各特別支援学校の具体的な対策や日常的な取組についての情報提供を行い、更なる危機管理意識の向上を図ります。

(特別支援教育課)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>
<p>(教職員のコンプライアンス意識の醸成)</p> <p>(2) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の徹底については、様々な取組がされているものの、公立小中学校及び県立学校において、平成24年度も9件の教職員の懲戒処分が発生している。引き続き、教職員に対する法令及び服務規律の遵守の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。</p> <p>また、県立学校において、相当免許を有しない教員が、単独で授業を行っていたことから、今後はこのような事態が発生することのないよう、チェック体制を構築するとともに法令遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(教職員課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。とりわけ、夏季休業期間をひかえた7月24日付け通知では、学校等における研修会で活用できるように、ウェブ上で利用可能な県総合教育センター「ネットDE研修：コンプライアンス」、県教育委員会「懲戒処分の指針」を参考資料として紹介しました。</p> <p>(3) 県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(4) 初任者研修(4月)、常勤講師研修会(5月、6月)、教職経験10年研修(5月)、教職経験5年研修(8月)の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職を対象とした研修会(5月)において、コンプライアンスについて講義をしました。</p> <p>(5) 文部科学省の通知を受けて実施した体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態調査の結果を踏まえ、全公立学校において、映像教材「教育活動における体罰の防止」を活用した校内研修を実施するとともに、運動部活動指導者研修会、生徒指導担当者を対象とした研修会等を開催し、指導方法の工夫・改善を図りました。</p> <p>また、各学校で教員への定期面談や学期に1回程度の児童生徒へのアンケート等により、定期的に体罰の状況を確認し、体罰の実態を的確に把握するとともに、体罰防止について取り組んだ内容を、9月末報告と3月末報告の2回に分けて体罰の発生件数とともに子ども安全対策監へ報告するよう、各学校及び各市町等教育委員会に依頼しました。</p> <p>(6) 相当免許を有しない教員による授業に関して、7月11日の県立学校長会議において、不適切事例について具体的に説明し再発防止を呼びかけるとともに、8月12日の夏季校長研修会において、相当免許のチェックチャート、具体的事例と対応を取り上げたQ&A及び時間割編成時に相当免許を確認するための授業担当表サンプルを提示するなど、再発防止のための研修を実施しました。</p> <p>さらに、8月に入って新たに2校で不適切な事案が判明したことを受けて、9月3日に臨時県立学校長会議を開催し、総務部コンプライアンス推進監を講師としてコンプライアンスに関する研修を行い、改めて法令遵守について指導するとともに、市町等教育委員会に対しても、事案内容を周知し、所有免許と担当教科の適正な運用が図られるよう要請しました。</p> <p>また、1月16日には、県立学校教頭会研修会において同様の内容で研修を実施し、チェック体制の確立を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(2) 初任者等の研修会において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(3) 一定の教職経験者(5年、10年)の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。</p> <p>(4) 初任の管理職を対象とした研修において、コンプライアンスについて講義することにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。</p>

(5) 体罰の実態を迅速かつ正確に把握する情報ルートが確立されるとともに、改めて各学校において体罰禁止に向けての意識向上が図られたと考えています。

(6) 所有免許と担当授業の適正な運用についての意識向上が図られたと考えています。

平成 26 年度以降（取組予定等）

文書による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底し、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。

体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。

所有免許と担当授業の適正な運用について、年度末、年度当初に改めて注意喚起を行い、不適切事案の再発防止に努めます。

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>
<p>(学校における防災対策の推進)</p> <p>(3) 県立学校の耐震化整備率については、平成 24 年度末で 99.4%となり、平成 25 年度末には 100%を達成できる見込みとなった。</p> <p>今後は、県立学校の天井材や内外装材等の非構造部材の耐震対策実施率の向上に引き続き取り組むとともに、公立小中学校についても、市町に対し積極的な情報提供や助言を行うことで、非構造部材の耐震対策を促進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校施設課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県立学校の非構造部材の耐震対策については、平成 24 年度に実施した専門家による点検結果を踏まえ、平成 27 年度の完了を目指して計画的に進めています。</p> <p>非構造部材の耐震対策の基礎知識等を周知するため、県立学校事務職員を対象に、平成 25 年 5 月と 8 月に研修会を実施しました。(参加者：5 月 68 名、8 月 56 名)</p> <p>公立小中学校については、7 月 2 日の市町等教育長会議において、公立学校の耐震化の推進について説明し理解を求めるとともに、11 月 11 日には、市町等教育委員会担当者に対し、建物の耐震化及び屋内運動場等の天井等落下防止策などの非構造部材の耐震対策にかかる研修会を開催しました。</p> <p>また、11 月 1 日に、文部科学省担当官とともに、平成 27 年度までに建物の耐震化が完了しない予定の 1 市を訪問し、耐震化の推進について働きかけを行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県立学校については、平成 24 年度に実施した専門家による非構造部材の点検結果を踏まえ、平成 25 年度に耐震対策の実施計画を策定しました。当該計画に基づき、平成 25 年度実施分について必要な予算を学校に令達し、学校において収納棚・テレビ等の固定や内壁・内装材の補修などの対策を行いました。</p> <p>公立小中学校については、1 市が平成 27 年度までに建物の耐震化を完了するよう耐震化年次計画の見直しを行ったほか、全市町において屋内運動場等の天井等落下防止対策の実施や検討を行うなど、耐震化に向けた取組が進みました。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p>
<p>県立学校については、平成 25 年度に策定した実施計画に基づき、平成 27 年度の完了を目指して計画的に取り組んでいきます。</p> <p>また、屋内運動場等の天井等落下防止対策については、対象となる屋内運動場等の天井等の総点検を実施し、その点検結果に基づき、計画的に対策を進めていきます。</p> <p>公立小中学校については、引き続き市町に対して、耐震化推進の必要性や国の財政的支援制度についての情報提供を積極的に行うとともに、補助制度活用の際には、事業内容の確認を行うなど、市町と連携を密にして、耐震対策が進むよう支援を行っていきます。</p>

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>
<p>(学力及び体力の向上)</p> <p>(4) 平成19年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査の平均正答率が全国平均を下回る状況が続いている。平成25年度調査における平均正答率は、小学校の国語、算数及び中学校の国語Aについては、都道府県別にみると、いずれも全国40位以下となっている。このため、当該調査結果を分析し、課題等を整理したうえで、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、他県の先進的な取組等も参考にしながら、教員の授業力の向上を図るとともに、子どもたちに学習意欲や学習習慣を身につけさせることで、学力の定着と向上に具体的かつ早急に取り組まれない。また、体力についても、全国調査では、学力と同じく全国平均を下回る状況となっていることから、今後も学校体育活動をさらに充実させるなど、運動機会の拡充を図ることで子どもたちの体力の向上に取り組まれない。</p> <p>(小中学校教育課、保健体育課、研修企画・支援課、研修推進課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 児童生徒の学力の向上を図るため、専門的な知識や豊富な経験を有する「学力向上アドバイザー」を実践推進校(小中学校100校)へ派遣し、指導方法の工夫改善に係る実践的研究を支援しました。</p> <p>(2) 「学力向上推進会議」(市町等教育委員会指導主事等対象)や「地域別学力向上推進会議」(実践推進校管理職、教員対象)を開催し、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえた具体的な授業改善のポイントを示し、県内の小中学校において授業改善の取組の徹底を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学力向上推進会議」…6月、9月、3月に開催 ・「地域別学力向上推進会議」…6月、11月に4地域で開催 <p>(3) 小中学校教員と県、市町の指導主事等が、全国学力・学習状況調査結果から明らかになった課題に対して、学校現場で有効に活用できる『授業改善モデル』(指導案等)の作成と、その普及を通じて、全教職員が一丸となった学力向上の取組を支援しました。</p> <p>(4) 平成25年度全国学力・学習状況調査問題をすべての小中学校において活用するよう、市町等教育委員会及び学校への働きかけを行いました。</p> <p>(5) 県の指導主事や学力向上アドバイザーが、課題が見られる地域へ重点的・計画的に訪問し、具体的な授業改善の方法等について指導・助言を行いました。また、成果の見られた実践推進校等の取組について、各学校への普及・啓発を図りました。</p> <p>(6) 全国学力・学習状況調査を活用した具体的な授業改善へのプロセス及び授業改善例等を記載した『授業改善支援プラン2013』や、調査結果から明らかになった課題改善の取組を支援するためのワークシートを作成し、各学校における活用の促進を図りました。</p> <p>(7) 子どもたちの学力向上に向けた学校・家庭・地域の取組方策について議論する「みえの学力向上県民運動推進会議」を2回開催しました。また、「みえの学力向上県民運動」の一環として、地域で開催される研修会等に推進会議委員を講師として派遣し、市町等の取組を支援しました。</p> <p>(小中学校教育課)</p> <p>学校における体育科・保健体育科授業の工夫改善と子どもたちの運動機会の拡充を図るため、教員を対象とした研究協議会や講習会等、様々な機会をとらえて、啓発を行いました。</p> <p>(1) 小学校及び中・高等学校の体育担当者が参加する研究協議会において、体力向上を啓発しました。</p> <p>(2) 子どもたちの体力向上推進会議を設置し、子どもたちの体力向上に関する総合的な取組の効果の検証を行っています。</p> <p>(3) 体力向上推進アドバイザーを事務局に配置し、各小学校を訪問し、実態把握と課題解決を図りました。</p> <p>(4) 「みえ子どもの元気アップフェスティバル with EXILE USA」の開催により、県民の体力向上に向けた気運を醸成しました。</p> <p>(5) 地域のスポーツ指導者を中学校の運動部活動に外部指導者として派遣するとともに、資質向上を目的とした講習会を開催しました。</p> <p>(保健体育課)</p> <p>教員の授業力の向上に向け、以下のとおり研修機会の確保と研修内容の充実に努めました。</p> <p>(1) 悉皆研修を活用した「授業実践研修」の実施</p>

初任者、5年・10年経験者が継続的な相互研鑽による授業改善を図るよう、校種別、教科別の研修班を中心に年間をとおして授業研究に取り組みました。

(2) 中核的人材の育成をめざした「授業研究担当者育成研修」の実施

授業研究を中心とした校内研修を活性化するよう、重点推進校16校の校内研修を企画・運営する「授業研究担当者」を対象に、県総合教育センターにおける集合研修並びに研修主事が重点推進校を訪問する校内研修支援を実施しました。また、県内の各学校の校内研修の活性化を図るため、地域別研修会を実施するとともに、直接学校に出向き支援する出前研修の実施について各学校に周知しました。

(3) 自主的研究会活動に対する支援

県立学校の各教科教育研究会の授業改善にかかる自主的研究を支援しました。

(4) 映像教材「達人に学ぶ授業」の作成、配信

著名な講師による「示範授業」とその解説を収録した「映像教材『達人に学ぶ授業』」を作成し、研修で活用するとともに、インターネットを活用した教職員研修（ネットDE研修）で、3コンテンツ配信しました。

(5) 「学校・学級づくり」向上事業

教職員の学校づくり・学級づくりの力を向上させ、各学校で、中核となって取組を進める人材を育成するよう、「学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座」を9回実施しました。

(研修企画・支援課、研修推進課)

2 取組の成果

(1) 県内の各学校において、児童生徒の学力の向上を図るため、全国学力・学習状況調査を活用した学校体制づくりや授業改善の取組が進みました。

(2) 市町等教育委員会訪問や「学力向上推進会議」、「地域別学力向上推進会議」等を通じて市町等教育委員会や学校における学力向上に向けた取組の推進を行いました。このことにより、各学校において児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業実践や教員の指導力の向上を目指した取組等が広がりました。

(3) 各市町等教育委員会及び各学校においては、全国学力・学習状況調査結果の分析、課題の検証をもとにした授業改善に向けた気運が高まってきました。

(4) 実施主体である学校・家庭・地域が県民運動の趣旨を理解し、運動に取り組むことにより、学校・家庭・地域の連携や子どもたちの学習習慣の改善が図られました。

<資料>

① 「みえ県民力ビジョン」目標に係る平成25年度実績値及び平成24年度との比較

(平成26年3月31日現在)

- ・学校に満足している子どもたちの割合（小中校対象） 80.4%（+1.7%）
- ・授業内容を理解している子どもたちの割合（小中高対象） 83.1%（+2.5%）
- ・子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている公立小中学校の割合 92.7%（対24年度+5.6%）

② 「教育ビジョン」目標に係る平成25年度実績値及び平成24年度との比較（平成26年3月現在）

- ・子どもたちの学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、教育指導の改善に生かしている学校の割合

○小学校 93.3%（+5.9%） ○中学校 91.3%（+4.8%） ●全体 92.7%（+5.6%）

- ・客観的に把握した子どもたちの学力や学習・生活の状況について、保護者や地域の人たちに対して説明や情報提供などを行った学校の割合

○小学校 93.0%（+1.0%） ○中学校 96.9%（+5.5%） ●全体 94.1%（+2.3%）

(小中学校教育課)

(1) 小学校及び中・高等学校の体育担当者が参加する研究協議会に、5日間535名の教員が参加し、子どもたちが意欲的に活動する体育の授業づくり等について研鑽を積みました。

(2) 子ども体力向上推進会議を3回開催し、新体力テストの継続実施や結果の活用に向けての取組がより一層重要であることを確認しました。

(3) 体力向上推進アドバイザーが各小学校を訪問し、体力向上についての助言等を行うことにより、公立小学校における新体力テスト継続実施率は、平成24年度の28.9%から40.9%に大きく向上しました。

- (4) 「みえ子どもの元気アップフェスティバル with EXILE USA」において、教職員 200 人と子どもたち 300 人への USA さんによるダンス研修会・ダンスレッスンのほか、親子を対象とした運動教室や食育・健康の展示ブース、「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」と体力向上推進校の表彰等を行い、約 1,800 人の参加を得て、県民の体力向上に向けた気運が高まりました。
- (5) 中学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として 101 名派遣し、運動機会の拡充を図りました。また、外部指導者を対象とした講習会を開催し、資質の向上を図りました。

(保健体育課)

(1) 悉皆研修を活用した「授業実践研修」

教職経験の異なる教員が班を構成し、授業研究を通して、授業改善を図るとともに、教職経験 10 年研修では授業改善の指導的役割を担う中堅教員の育成に努めました。効果測定アンケートでは、「研修が実践に活用できる」と答えた割合が 99.9%となっており、教員の授業力の向上につながっています。

(2) 「授業研究担当者育成研修」

重点推進校の課題に応じて校内研修を支援し、授業研究担当者の資質向上と各校内研修の活性化に努めました。さらに、小中学校教育課と連携し、県内 4 地域において地域別研修会を実施し、県内の各学校における校内研修の活性化を図りました。

(3) 自主的研究会活動に対する支援

授業改善のための実践講座（13 講座）のアンケートでは、「この研修を自分の実践に活用できる」と答えた割合は 99.4%でした。

(4) 映像教材「達人に学ぶ授業」

授業実践研修等で授業研究の参考として活用しました。また、インターネットを活用した教職員研修（ネットDE研修）は、225 名が受講しました。

(5) 「学校・学級づくり」向上事業

管理職と対話を行い、目指す学校像、目指す学級像実現のための課題を整理し、課題解決のためのアクションプランを作成しました。自校の教職員に研修内容を還流するとともに「学力向上のための補充学習の取組」や「子どもが夢中になる授業づくり」等のアクションプランをもとに自校の改善活動を推進しました。

(研修企画・支援課、研修推進課)

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) 全国学力・学習状況調査結果の分析に基づく授業改善や、学習習慣確立の取組及び調査結果等の発信による家庭や地域と連携した取組を支援するため、課題がみられる地域や学校に学力向上アドバイザーを派遣します。
- (2) 小学校（国語、算数、理科）、中学校（国語、数学、理科）の学年ごとに学習内容の定着状況を把握する「三重県到達度テスト（仮称）」を作成し、「三重県到達度テスト（仮称）」の分析結果にもとづく計画的・継続的な授業改善の取組を支援します。
- (3) 全国学力・学習状況調査結果の分析等から明らかになった課題を改善するため、思考力・判断力・表現力等を育むワークシート等を作成し、すべての学校での活用を推進します。
- (4) 「学力向上推進会議」や「地域別学力向上推進会議」等を開催し、児童生徒の学力の定着と向上を図る県内のすべての市町が、取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、実践推進校の取組成果を県内に普及します。
- (5) 県民総参加による学力向上の取組をさらに充実させるため、「みえの学力向上県民運動推進会議」の開催や地域で開催される研修会等への推進会議委員の派遣とともに、「フォローアップイベント」の開催や、ホームページの充実等、広報・PR 活動等を進め、周知・啓発を図ります。

(小中学校教育課)

(1) 教員の指導力向上に関する取組

授業に活かせる体力向上に関する実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充実していきます。

○ 「学校体育担当者研究協議会」小学校は県内全域で 3 日間、中・高等学校は 2 日間実施します。

○ 「子どもの体力向上推進研究協議会」県内の 6 会場で実施します。

(2) 総合的な体力向上に向けた取組

○ 子どもの体力向上に関する取組を食育、健康教育とともに総合的に推進します。医師、保護者、学校関係者等で構成する「子どもの体力向上推進委員会」を開催し、子どもの体力向上や生活習慣の改善に向けた取組を検討します。また、「体力向上推進アドバイザー」を学校に派遣し、運動習慣や

食・生活習慣に関する指導助言を行うとともに、体育・スポーツを学ぶ高校生など「体力向上サポーター」による学校への支援を通して、子どもの体力向上に向けた取組を進めます。

(3)子どもたちの運動機会の拡充に向けた取組

○「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」を実施します。中学校の運動部活動に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として派遣し、運動部活動の充実を図ります。(保健体育課)

「授業実践研修」をより効果的に実施するため、対象者の課題や要望等を検証し、研修に反映させるとともに、内容の充実を図ります。

あわせて若手教員の実践的指導力の向上を図るため、学び続ける教員を継続的に支援することができるよう、若手教員の研修体系を見直します。

授業改善に向けた校内研修の活性化が図られるよう、「授業研究担当者育成研修」をより実践的な研修プログラムに改善するとともに、引き続き、校内研修担当者を対象とした研修を各地域で実施し、県内の学校に成果を普及します。

「学校経営品質向上活動ファシリテーター養成講座」においては、研修内容のさらなる充実を図ることにより、教職員の学校づくり・学級づくりの意識を高め、管理職とともに改善活動を先導する中核的な人材を養成していきます。(研修企画・支援課、研修推進課)

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>(高等学校における特別支援教育の推進)</p> <p>(5) 県立高等学校において、特別な支援が必要な生徒について、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合は41.1%にとどまっており、実態把握を実施している学校の割合も85.8%となっている。</p> <p>各県立高等学校においては、引き続き特別な支援が必要である生徒の実態把握と「個別の教育支援計画」の作成に努め、高等学校における特別支援教育の理解を進めるとともに、特別支援教育の一層の充実を図られたい。(特別支援教育課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>高等学校における特別支援教育の推進を図るため以下の取組を進めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい支援員(5名)及び発達障がい支援員スーパーバイザー(1名)による巡回相談や、医師、言語聴覚士等からなる専門家チームによる派遣を行い、発達検査の実施や教職員への指導・助言、保護者の教育相談等を行いました。 ※発達障がい支援員派遣校(のべ数): 371校(平成26年3月現在) ○ 「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率を向上させるため、高等学校の特別支援教育コーディネーター(全ての高等学校で指名)及び発達障がい支援員と合同で、地域別・課題別協議を行いました。また、発達障がい支援員による巡回相談においても、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成に係る支援を行いました。 ○ 高等学校特別支援教育コーディネーター等連絡会において、高等学校教職員向けの発達障がいのある生徒への指導と支援に係る「高等学校支援ハンドブック」の内容検討及び周知を行うとともに、同ハンドブックを4,000冊作成し、県立高等学校教職員に配付することで、教職員一人ひとりの資質向上を図りました。 ○ 特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員を対象に、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)を実施し、発達障がいのある生徒への指導や支援に係る研修を開催しました。 <p>2 取組の成果</p> <p>高等学校特別支援教育コーディネーター等連絡会において、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用についての研修や取組状況についての情報交換を行いました。また、発達障がい支援員による巡回相談時に、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用に係る支援を行いました。このことにより、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用に対する意識は向上し、指導や支援内容に関する要請が増加しています。その結果、「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合は56.9%に、実態把握を実施している学校の割合は91.4%になりました。(3月現在)</p> <p>また、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)への高等学校からの参加者は18名(平成24年度は2名)に増加しており、発達障がいのある生徒への支援について、高等学校教員の意識は高まり、校内での支援体制の充実につながっています。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、県立高等学校に配置する発達障がい支援員による、発達検査の実施や分析、結果に基づく本人、保護者、教職員への助言及び教職員を対象とした研修によって、高等学校における特別支援教育の取組が充実するよう支援します。</p> <p>また、「高等学校支援ハンドブック」を活用して、教職員の発達障がいに係る理解を深め、適切な指導と必要な支援ができる体制づくりを進めます。</p> <p>さらに、高等学校における調査の結果を踏まえて、情報引継ぎツールであるパーソナルカルテの活用を促進を図ることで、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成率の向上に努めるとともに、中学校から高等学校への円滑な情報の引継ぎを進めます。</p>

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>
<p>(いじめ、不登校児童生徒、暴力行為への対策の推進)</p> <p>(6) 平成24年度の不登校児童生徒数は※2,527人(前年度:2,504人)、暴力行為については※775件(前年度:785件)となっており、大幅な増減はないものの、いじめの認知件数は平成24年9月の緊急調査時点で1,266件と年度前半の件数でありながら、平成23年度の年間件数245件を大きく上回っている。(※:平成24年度速報値)</p> <p>今後は、より一層、子どもの問題行動の実態把握、未然防止、早期発見、早期対応といった学校の対応力の向上や、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、安心して学べる環境づくりを推進されたい。(生徒指導課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)本年度、新たに、子ども安全対策監を設置し、いじめや体罰などの問題において、学校だけでは対応することが難しい事案への的確な対応や、学校、市町教育委員会における早期対応への支援体制の充実を図りました。また、9月にいじめに関するアンケート調査を実施し、その結果をふまえて、迅速かつ的確な対応を図るとともに、いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、小中学校生徒指導担当者講習会及び生徒指導主事研修会(県立学校対象)を開催しました。</p> <p>(2)深刻化するいじめの未然防止を図り、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、学級満足度調査を活用した子どもたちの問題解決能力を育成する取組を進めました。また、いじめをはじめとする生徒指導上の課題を総合的に支援できる地域の指導者の育成を図りました。</p> <p>(3)暴力行為が頻繁に発生している学校に対しては、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行いました。また、ケースに応じて、「学校問題解決サポートチーム」を派遣して、問題解決への支援を行いました。</p> <p>(4)日々変化を続けるケータイ・ネット問題の現状を整理し、ケータイ・ネットの検索、監視等を通じ学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、ネット啓発リーダー(保護者等)による「ネット啓発講座」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図りました。</p> <p>(5)不登校の未然防止を推進するために、「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について、調査研究を行いました。また、不登校の早期対応の観点から、不登校傾向を示し始めた初期に対する対応マニュアルを作成しました。また、教育支援センターの指導員等の資質向上を行うために、教育支援センター指導員実践交流会を年間5回開催しました。</p> <p>(6)いじめや体罰等の問題への早急な対応を図るため、スクールカウンセラーを487校(小学校288校・中学校163校・高等学校36校)に、スクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との一層の連携を進めました。また、スクールカウンセラーの未配置校を中心に、いじめ問題への対応が必要な小学校に対して、いじめ巡回相談員を派遣しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置 487校(小学校288校、中学校163校、高等学校36校) ・スクールソーシャルワーカー 7名 ・いじめ巡回相談員 12名 <p>(7)「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月28日に施行され、文部科学大臣から「いじめ防止等のための基本方針」が出されました。県としても、これらの法並びに方針を受けて、「三重県いじめ防止基本方針」を平成26年1月29日に策定・公表しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、市町等からの要請により、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカーを派遣しました。また、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、子ども安全対策監の統括のもと、「学校問題解決サポートチーム」を編成し、支援を行うことで、再発防止や未然防止に効果が見られました。</p> <p>(2)県内29市町の推進校(中学校29校、小学校78校)において、学級満足度調査を2回実施し、</p>

児童生徒の実態に応じた対策を講じました。また、プロジェクト会議を4/25、6/21、6/25、6/27、6/28、8/2、11/28、11/29、12/3、12/5、2/27に、指導者養成講座を5/17、7/12、8/8、8/23、9/17、11/15に開催しました。

- (3)「ネット啓発リーダー」による保護者への啓発活動等を通して、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築するとともに、家庭の役割の重要性、保護者の関わりの大切さについての理解を深めることができました。
- (4)研修講座を通じて、個々の教職員の意識を深めるとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップ、関係機関との適切な連携を図ることができました。
- (5)不登校の再登校支援や早期対応のあり方について、適応指導教室実践交流会（5/24、7/19、10/11、11/1、11/8、2/7）の場で情報交換を行っています。また、不登校対策の一環として、早期発見及び早期対応のあり方にスポットを当てた対応マニュアル（小中学校教職員用）の作成し、県内の小中学校に周知しました。
- (6)児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への助言・援助、教育相談体制の充実、緊急の事案への対応など、スクールカウンセラーの活動が学校において定着しつつあり、いじめなどの問題行動や不登校への対応で成果を上げています。
- (7)平成26年1月30日に、市町教育委員会、県立学校及び私立学校に対し「三重県いじめ防止基本方針」を通知するとともに、2月3日開催の市町教育委員会との合同会議及び、2月20日開催の市町等教育長会議において、説明を行うなど周知を図りました。

平成26年度以降（取組予定等）

いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。

- (1)事案の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員等の更なる資質向上に努めるとともに、校種間や関係機関との連携を進めていきます。
- (2)生徒指導上の課題を抱える学校に対して、子ども安全対策監の統括のもと、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応していきます。
- (3)いじめなどの問題行動や不登校に複雑化・多様化したケースが多くなってきていることから、教育現場の状況に即したカウンセリングのあり方について研修会を実施し、スクールカウンセラーの資質向上をはかっていきます。
また、より効果的なスクールカウンセラーの活用を図るため、今までの配置方法に加え、中学校区15校をモデル地区とし、小中学校を一体に支援できる配置も行っていきます。
- (4)スマートフォンを含む携帯電話やインターネットの利用によって起こるいじめ等の問題に対応するため、生徒の情報モラルと倫理観の育成や教職員の指導力の向上に係る取組を進めるとともに、今後も、ネットの検索・監視等や、保護者を対象としたネット啓発講座を引き続き実施し、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をはかります。
- (5)学校における様々な問題を未然に防止するため、適切な初期対応ができる力量を高めることを狙いとした研修講座を開催し、学校組織としての対応力の向上を図ることにより、学校と保護者、地域等との協働を促進し、よりよい学校づくりを目指します。
- (6)不登校対策の一環として、早期発見及び早期対応のあり方にスポットを当てた対応マニュアル（小中学校教職員用）の活用の促進を図るとともに、県立高校用のリーフレットを作成し周知を図ります。
- (7)いじめ防止等のための対策を適切に実施するため、三重県いじめ防止基本方針により定めた三重県いじめ問題対策連絡協議会の活動を活性化するとともに、県立学校はもとより、小中学校で発生した案件についても、積極的に人的支援を行うなど、問題解決に向けた支援体制を充実します。

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>
<p>(児童生徒の安全確保)</p> <p>(7) 不審者情報が年々増加するなか、学校や通学途中における事件・事故が憂慮されている。このため、警察、学校、市町や学校安全ボランティア（スクールガード）等の関係機関と、より一層情報共有に努め、協力連携を図りながら、さらなる児童生徒の安全確保の向上に取り組まれない。</p> <p>とりわけ、通学路の交通事故防止対策として、平成24年度に実施した「通学路緊急安全点検」に基づき、関係機関と連携して、必要な対策を早急に講じられたい。（生徒指導課）</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 防犯教育実践事業において、高校生の防犯意識を高め、危険予測・回避能力を育成するための実践的な防犯教育の取組に対して支援を行うとともに、教職員等研修を通して、防犯教育の推進を図りました。</p> <p>(2) 教職員を対象として、学校における防犯訓練等の推進や児童生徒に危険予測・回避能力を育成するための防犯教室の充実や、交通事故防止のためのルールやマナー指導等を目的とした講習会を実施しました。</p> <p>(3) 本年8月下旬、朝日町における女子中学生強盗殺人事件の発生を受け、9月12日に警察本部、環境生活部及び県教育委員会が、「子供を犯罪被害から守る緊急対策会議」を開催し、今後の対策について検討しました。</p> <p>(4) 通学路安全推進事業において、9月に通学路安全対策アドバイザー4名を委嘱して、広域的な対策等を検討するとともに、市町等に派遣し、通学路の安全対策を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 防犯教育実践事業を実施し、以下の研修等に取り組みました。</p> <p>① 生徒の防犯に関する危険予測・回避能力を高めるためのワークショップの実施 四日市西高等学校（11月11日、18日）いなべ総合学園高等学校（平成26年1月15日、29日）</p> <p>② 生徒や教職員、保護者等の防犯意識を高めるための講演会等の開催 名張高等学校（8月29日）明野高等学校（12月12日）</p> <p>③ 実践的な防犯活動の取組 明野高等学校（11月～12月）</p> <p>上記の取組により、下記のような成果が得られました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ロールプレイや生徒が体験する場面を織り交ぜながら、一体感のある雰囲気の中で進められた。生徒たちは実際に大声を出してみたり、護身術や相談・傾聴の体験をすることで、実際の場面での対処方法を学べた。 ・ 見えやすく入りにくい場所では犯罪が起きないという視点で、具体的な説明がなされ、生徒や教職員、保護者等にとって新しい視点で防犯に対する知識が得られると共に防犯意識が高まった。 ・ 生徒の防犯意識が高まり、生徒会執行部が自主的に防犯に関する実践を行ったことは大いに意義があったと考えます。 <p>(2) 教職員を対象とした以下の講習会に取り組んでいます。</p> <p>① 防犯教室講習会 【対象：中学校及び特別支援学校の教職員（各学校1名）10月31日実施】</p> <p>② 交通安全教室講習会 【対象：小学校及び特別支援学校の教職員（各学校1名）5月23日、24日、30日、31日実施】上記の取組により、下記のような成果が得られました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の組織の力、職員1人ひとりの防犯意識の大切さと、児童生徒の危険予測・回避能力の教育に活かすべき内容が学習できた。 ・ 実際のデータにもとづく指導内容や、自転車シミュレータを使った新たな交通安全教室の形を体験できた。 <p>(3) 「子供を犯罪被害から守る緊急対策会議」を開催し、現状や課題を出し合ったうえで、これまでの取組について検証するとともに、今後の対策について検討しました。</p> <p>その中で、以下の3点について、今後、警察と連携して推進していくことが確認されました。</p>

- ①学校（市町教育委員会）等との不審者情報の一層の共有化
 - ②学校（市町教育委員会）等が開催する小中高校生対象の防犯教室等への支援の充実
 - ③いわゆる「子ども110番の家」に対する活動促進の働き掛け
- (4)通学路安全推進事業において、通学路安全対策アドバイザーを委嘱し、広域的な対策等を検討するとともに、市町単位で実施する連絡協議会や特に対策が必要な学校に派遣し、通学路の安全対策について助言を行うなどの取組を進めています。取組の結果、平成25年3月末時点で、5市町の学校や教育委員会が改善を行うべき対策未定の箇所が24箇所であったのに対して、平成26年1月末の対策未定箇所数は、6箇所に減少しました。

平成26年度以降（取組予定等）

- (1)不審者事案が多発している県立学校を推進校とし、危険予測・回避能力を高めるため、防犯に関する専門家による生徒を対象としたワークショップを実施します。
- (2)生徒、教職員、保護者や地域住民を対象に、防犯意識等を高めるための講演会を実施します。
- (3)生徒の実践的な防犯活動や、生徒の安全確保のための地域の見守り体制の整備への支援を行います。
- (4)児童生徒の危険予測・回避能力を高めるため、地域安全マップづくりに係る研修会を実施するとともに、学校における取組を支援します。
- (5)通学路安全対策アドバイザーを委嘱し、広域的な対策等を検討するとともに、市町等に派遣し、通学路の安全対策を進めます。また、要望のある学校に対して交通安全教室等を行います。
- (6)教職員を対象に、学校における防犯訓練等の推進や防犯教室の充実、交通事故防止のためのルールやマナー指導等を目的とした講習会を実施します。

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>(体罰の禁止)</p> <p>(8) 運動部活動や生徒指導に関わる体罰が社会問題となっている中、平成24年度に行った本県の公立学校における体罰に係る実態調査においては、393件の体罰事案があった。</p> <p>学校教育における体罰は、学校教育法で禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の心身の成長に深刻な影響を及ぼすことから、教員及び部活動指導者に対し体罰禁止を徹底されたい。</p> <p>(生徒指導課、保健体育課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成25年度より、子ども安全対策監を設置し、その統括のもと、以下のような取組を進めています。</p> <p>(1) 実態把握の方法及び報告</p> <p>① 発生した事案に係る速やかな報告</p> <p>体罰と判断された行為については、その都度、市町等教育委員会や県教育委員会への速やかな報告の徹底を求めました。</p> <p>② 学期に1回程度のアンケート調査の実施</p> <p>児童生徒を対象としたアンケート調査を学期に1回程度実施し、管理職が集約します。その中に体罰に係る記述があれば、当該児童生徒及び当該教職員に対して、管理職が面談し、事実確認を行いました。</p> <p>③ 年2回の体罰防止についての取組報告</p> <p>県立学校及び市町等教育委員会は、9月末と3月末の年2回、体罰防止に係る取組内容及び体罰の認知件数について、県教育委員会に報告を行いました。</p> <p>④ 県教育委員会担当課の対応</p> <p>事案が発生した場合は、子ども安全対策監に情報を集約したうえで、その統括のもと、内容に応じて県教委担当課が連携して対応しました。</p> <p>(2) 事案への対応</p> <p>① 教職員への対応</p> <p>把握した事案については、その内容を精査し、児童生徒理解に基づく生徒指導の改善や、運動部活動における適切な指導の徹底を図るとともに、必要な処分について適正に対処しました。</p> <p>② 児童生徒及び保護者への対応</p> <p>子ども安全対策監の統括のもと、状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用して、被害児童生徒及び保護者に心のケア等の支援にあたりました。</p> <p>(3) 未然防止の取組・研修</p> <p>① 各学校におけるコンプライアンスの確立</p> <p>映像教材「教育活動における体罰の防止」を活用し、コンプライアンス意識の確立と、学校での体罰の未然防止や再発防止を目的とした校内研修を、各学校において7月末までに実施しました。</p> <p>② 教職員を対象とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校生徒指導担当者講習会 <ul style="list-style-type: none"> 期日：平成25年8月27日（四日市）、28日（津市）、29日（伊勢） 内容：児童生徒理解に基づく生徒指導のあり方 講師：明治大学文学部 諸富 祥彦教授 ・ 生徒指導主事研修会（県立学校対象） <ul style="list-style-type: none"> (第1回) 期日：平成25年7月16日 内容：体罰のない学校づくりにむけて 講師：日本女子大学 坂田 仰教授 (第2回) 期日：平成25年10月1日 内容：各学校におけるコンプライアンスの確立 講師：淑徳大学 黒川 雅子准教授 ・ 運動部活動指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> 期日：平成25年7月4日（四日市）、5日（伊勢） 内容：運動部活動における体罰問題を考える

講師：筑波大学 菊 幸一教授

- ・部活動マネジメント研修～部活動の教育的価値を高め、成果につなげる指導法～

期日：第1期（7月～10月）、第2期（11月～2月）

内容：部活動の教育的意義に着目し、生徒アンケートの分析を活用した部活動マネジメントの専門知識とスキルを身につけ、具体的な成果に結びつけるための連続講座

講師：三重県政策アドバイザー 原田 隆史氏

- ・新任管理職研修、初任者研修、教職経験5年及び10年研修

内容：体罰の未然防止について

- ・校長会議及び生徒指導連絡協議会（県立学校）

内容：生徒の懲戒に係る指導指針の改訂の周知

(4) 相談体制の整備

体罰に関する電話相談窓口（三重県教育委員会）を設置するとともに、こどもほっとダイヤル（子ども・家庭局）においても相談を受け付け、子ども安全対策監に情報を集約したうえで、その統括のもと、内容に応じて県教委担当課が連携して対応します。（生徒指導課・保健体育課）

2 取組の成果

- ・各学校においては、児童生徒を対象としたアンケート調査や面談等を行い、体罰の実態把握を行いました。
- ・各学校での校内研修や、各市町等教育委員会並びに県教育委員会による、体罰防止の研修会において、体罰禁止についての認識や児童生徒理解に基づいた生徒指導の徹底を図りました。
- ・体罰に関する電話相談に寄せられた相談内容を子ども安全対策監が集約することにより、県教委担当課の連携した対応が促進されました。（生徒指導課）
- ・運動部活動指導者研修会に、教員167名の参加があり、体罰根絶に向けた研修を行いました。
- ・部活動マネジメント研修に、教員158名（第1期82名、第2期76名）の参加があり、マネジメントに関する専門知識やスキルを研修しました。（保健体育課）

平成26年度以降（取組予定等）

平成26年度も、各校における実態把握や事案発生時の速やかな報告の徹底を図るとともに、児童生徒理解に基づく生徒指導の推進などをテーマとした研修等を開催し、未然防止の取組を進めます。

（生徒指導課）

体罰の再発防止を図るため、引き続き研修会等を実施してきます。

（保健体育課）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、87,175,093円（対前年度比93.8%）あり、前年度と比べて5,738,239円減少しているものの、各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。

収入未済科目等	平成24年度		平成23年度	
三重県高等学校等修学奨学金返還金 (予算経理課)	現年度 過年度 計	16,340,189円 31,774,743円 48,114,932円	現年度 過年度 計	16,753,832円 37,331,192円 54,085,024円
雑入（通勤手当戻入等） (予算経理課)	現年度 過年度 計	－円 －円 －円	現年度 過年度 計	66,300円 －円 66,300円
雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分） (福利・給与課)	現年度 過年度 計	－円 9,671,911円 9,671,911円	現年度 過年度 計	－円 9,672,344円 9,672,344円
雑入（通勤手当戻入） (福利・給与課)	現年度 過年度 計	－円 －円 －円	現年度 過年度 計	118,800円 －円 118,800円
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金 (高校教育課)	現年度 過年度 計	306,000円 988,000円 1,294,000円	現年度 過年度 計	144,000円 899,000円 1,043,000円
進学奨励金返還金 (人権教育課)	現年度 過年度 計	2,978,592円 15,209,338円 18,187,930円	現年度 過年度 計	3,044,307円 13,872,877円 16,917,184円
大学等進学資金貸付金返還金 (人権教育課)	現年度 過年度 計	－円 9,906,320円 9,906,320円	現年度 過年度 計	649,400円 10,361,280円 11,010,680円
計		87,175,093円		92,913,332円

講じた措置

平成25年度

1 実施した取組内容

【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

(1) 三重県債権管理適正化指針」に基づき次の取組を行いました。（平成26年3月末時点）

①定期督促 前月末未納者に督促状を発行した。（毎月10日前後）

今年度返還開始の債権 電話督促（12月）

1か月以上3か月未満滞納債権 電話督促（7, 8, 9月）、文書督促2回（12, 2月）

3か月以上6か月未満滞納債権（文書督促4回）

6か月以上滞納債権（4回）

②長期滞納債権の外部回収委託 委託件数248件/回収金額10,362,961円

/委託金額26,012,238円/回収率39.84%

③法的手続の実績（自家用車差押の申立1件、預貯金の差押2件、支払督促手続申立3名）

（予算経理課）

【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことによ

り発生しました。教育委員会では、平成20年9月17日から恩給の支払い時に「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。

平成25年度は、刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、昨年度に引き続き平成25年4月3日、6月3日、8月1日、10月3日、12月3日、平成26年2月3日付けで、述べ13金融機関30支店に債権差押命令の申立を行いました。

なお、残る1件については、本人の死亡後、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施していますが、平成26年1月22日現在において選任されていません。（福利・給与課）

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金】

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与をうけていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。各滞納者に対し、自宅訪問を実施し、未収金の回収に努めました。（高校教育課）

【進学奨励金返還金 及び 大学等進学資金貸付金返還金】

(1)「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。

(2)納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書により返還を促しました。

(3)返還依頼書に応じない債務者に対して、電話により督促しました。

(4)返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状により返還を督促しました。

(5)12月を徴収強化月間と定め、夜間電話催告、居宅訪問等を実施し徴収強化に努めました。

（人権教育課）

2 取組の成果

【三重県高等学校等修学奨励金返還金】

文部科学省は、奨学金制度が維持される目安として過年度未収金回収率13%、現年度84%を示していますが、本県では、現時点でいずれも上回っています。（平成26年3月末時点）

・過年度未収金回収額 16,369,560円（回収率34.50%）

・現年度回収額 226,357,487円（回収率92.96%）

（予算経理課）

【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

職員恩給及び退職年金の過払い事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから、以後の過払いは皆無となっています。

刑事及び民事裁判で勝訴した1件については、預金差押を執行していますが、債権の回収には至っていません。平成26年3月末時点の未済額は9,561,070円です。

残り1件については、本人死亡後の相続財産管理人の選任の有無の確認を行っていますが、平成26年1月22日現在、選任されていません。平成26年3月末時点の未済額は110,841円です。

平成26年3月末時点の未済合計額は9,671,911円となります。

（福利・給与課）

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金】

未収金のうち170,000円を収納しました。また、長期滞納者からも収納するなど、全ての滞納者から1回以上の収納を行いました。（高校教育課）

【進学奨励金返還金 及び 大学等進学資金貸付金返還金】

・進学奨励金返還金の収入未済額のうち2,148,824円を収納しました。

・大学等進学資金貸付金返還金の収入未済額のうち1,016,820円を収納しました。

（平成26年3月末時点）

（人権教育課）

平成 26 年度以降（取組予定等）**【三重県高等学校等修学奨学金返還金】**

三重県高等学校等修学奨学金の滞納については、平成 23 年度から平成 25 年度の取組の結果、早期対応が有効と判断されるので、今後も定期督促を実施し、早期対応に努めます。また、返還意識が希薄な者に対し滞納は許さないという毅然とした対応を行います。（予算経理課）

【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

教職員恩給及び退職年金の過払い分のうち刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、預金差押による積極的な債権の回収を図るとともに、債務者本人と接触を図り返済を求めています。残り 1 件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認にし、選任後に債権届け出を行い債権の回収に努めています。

今後は、住基ネットによる生存確認を行い過払い金が発生しないよう努めます。（福利・給与課）

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金】

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めています。（高校教育課）

【進学奨励金返還金 及び 大学等進学資金貸付金返還金】

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めています。

（人権教育課）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

イ 県立学校分

(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 3,337,457 円(対前年度比 82.4%)あり、前年度と比べて 714,739 円減少しているものの、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。

収入未済科目等	平成 24 年度		平成 23 年度	
高等学校授業料 (県立高等学校 20 校)	現年度	29,700 円	現年度	— 円
	過年度	1,944,850 円	過年度	3,211,684 円
	計	1,974,550 円	計	3,211,684 円
弁償金 (県立高等学校 1 校)	現年度	— 円	現年度	— 円
	過年度	586,781 円	過年度	586,781 円
	計	586,781 円	計	586,781 円
学校開放事業電気使用料等 (県立高等学校 2 校)	現年度	550 円	現年度	157,971 円
	過年度	— 円	過年度	— 円
	計	550 円	計	157,971 円
違約金 (県立高等学校 2 校)	現年度	685,125 円	現年度	95,760 円
	過年度	90,451 円	過年度	— 円
	計	775,576 円	計	95,760 円
計	3,337,457 円		4,052,196 円	

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

【高等学校授業料】

- (1) 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」(平成 16 年 1 月策定)に基づき、学校とともにその解消に取り組んでいます。
- (2) 在校生に対しては、電話での督促、督促状の送付や自宅訪問などを、また卒業生や退学者に対してはこれらに加えて、校長・教育長名による督促、知事名による督促、知事名による内容証明郵便督促などの授業料の未収金解消に向けた取組を行い、収納の促進を図っています。
- (3) 卒業生や退学者のなかで資力があるにもかかわらず支払いに応じず、法的措置を講じるよりほかなる者に対しては、学校関係者と、また対応が困難な場合は弁護士とも協議して支払督促を実施するなど、未収解消への取組が円滑に進められるよう対策を講じています。

- ・ 預貯金、給与の強制執行 1 件 (債権総額 16,420 円)
- ・ 支払督促手続申立 2 件 (債権総額 74,772 円) (平成 26 年 3 月 31 日時点) (予算経理課)

【弁償金】

平成 16 年 4 月に県立高校体育用具庫が焼失した事件について、平成 23 年度に原因者に対して損害賠償金の支払督促を行ったところ、相手方からの異議申立てにより通常訴訟に移行し、平成 24 年度に県側の請求が認められる判決が確定しましたが、相手方からの支払いが無かったため、平成 25 年度に弁護士に強制執行手続きを委任しました。(学校施設課)

【学校開放事業電気使用料等】

納付遅延が常態化している利用者のため、年度末は納期限を特に厳守するよう再三にわたり依頼を行いましたが、会計年度を越えて納付されました。平成 25 年度から遅延損害金の納付が義務付けられること、これ以上遅延が繰り返されると他の施設利用希望者を優先することを伝え、期限内納付を強く働きかけました。(尾鷲高等学校)

【学校開放事業電気使用料等】

本件の未収金については、遅れ気味ではありましたが、会計年度内に納付はなされていました。しかし、農協にて納付したため、財務会計システムへの反映が遅れ、未収金として残ってしまった経緯があります。利用者へ期限内納付を働きかけるとともに、財務会計システムにおいて未納がないか随

時確認するようにしています。

(津高等学校)

【違約金】

情報教育機器契約解除に伴う違約金（685,125円）については、情報教育機器設備（パソコン教室）の賃貸借契約に係る保守業務契約業者の破産（現在破産手続き中）に伴い、発生したものです。

経緯は以下のとおり。

H22. 8. 2 当該契約締結（契約額 14,175,000円）

H24. 10. 25 当該業者の破産手続き開始

H25. 2. 28 第1回債権者集会

H25. 3. 31 契約解除

H25. 6. 6 第2回債権者集会

H25. 9. 12 第3回債権者集会

H26. 1. 9 第4回債権者集会

今年度は、違約金について津地方裁判所四日市支部へ破産債権の届出を行うとともに、第4回債権者集会に参加し、情報収集を行いました。
(四日市工業高等学校)

【違約金】

平成23年度において、普通教室へ手摺を取り付ける工事を電子公開見積合せにより落札業者を決定した後、当該落札業者から倒産すると連絡が入ったため、違約金請求の通知・破産債権の届け出を行うとともに、債権者集会への出席等により破産手続きの推移の把握や弁護士相談、本庁所管課との情報共有を行いました。債権の一部を回収しましたが、その後年度末に法人格が消滅したことから、三重県債権管理適正化方針に基づき、平成25年7月24日不納欠損処分を行いました。

(四日市西高等学校)

2 取組の成果

【高等学校授業料】

平成26年3月末日現在での過年度未収金の回収額は441,944円、また、三重県債権管理適正化方針に基づく不納欠損処分を行い、不納欠損額は6,500円となっています。
(予算経理課)

【弁償金】

弁護士に強制執行手続きを委任しました。

(学校施設課)

【学校開放事業電気使用料等】

年度当初は1ヶ月未満の遅延が続いていましたが、粘り強い働きかけにより期限内納付が行われるようになりました。
(津高等学校・尾鷲高等学校)

【違約金】

裁判所への破産債権の届出や債権者集会（財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取会）への参加により、情報収集に努め、債権回収の可能性を探ってきました。

(四日市工業高等学校)

【違約金】

三重県債権管理適正化方針に基づく不納欠損処分を行い、適切な事務処理を行いました。

(四日市西高等学校)

平成 26 年度以降（取組予定等）**【高等学校授業料】**

- (1)平成 26 年度から県立高等学校の授業料無償化制度が見直され、一定所得以上の世帯に属する生徒は授業料を支払う必要があるため、新たに滞納が生じないように取り組んでいきます。
- (2)各県立学校に対して未収状況のヒアリングを実施し、未収金解消を図るよう引き続き指導します。
- (3)滞納事例を具体的に把握し、各県立学校からの相談に対し、他校の取組事例を紹介する等助言指導を実施します。
- (4)各学校対応では、債権回収が困難と判断された場合は、予算経理課から教育長名通知、知事名通知により本人と連帯保証人に対し送付し、滞納は絶対に許さないという姿勢で臨みます。
- (5)各県立学校の未収状況を随時把握し、回収困難となっている債権については、弁護士へ委任又は助言を得て法的措置を講じます。（予算経理課）

【弁償金】

弁護士と連携して損害賠償金の全額回収に向けた取組を進めます。（学校施設課）

【学校開放事業電気使用料等】

引き続き、納付遅延が発生しないよう、全ての利用者に対し期限内納付を働きかけます。
（津高等学校・尾鷲高等学校）

【違約金】

現在継続中の案件については、債権者集会に引き続き参加し、情報の収集を行うとともに、債権の回収等に向けて努力を続けていきます。また、今後も未収金の発生防止に努めていきます。
（四日市工業高等学校）

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

- (イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。
- (1) 現金収納票を誤った期日で発行し、収納していた。(桑名西高等学校)
- (2) 証紙事務について、領収印の日付を誤ったもの、訂正が不適切であったもの、証明書番号を付け忘れたものなどがあつた。
- (3) 歳入戻出が2件発生していた。(四日市商業高等学校)
- (4) 現金日計表が適正に作成されていなかった。(北星高等学校)
- (5) 調定事務が遅延しているものがあつた。(亀山高等学校)
- (6) 調定事務が遅延しているものがあつた。(津工業高等学校)
- (7) 現金納付された高等学校授業料について、出納員印での領収を行っていなかった。
- (8) 現金納付された高等学校授業料について、財務システムへの現金受入処理が遅延しているものがあつた。
- (9) 証紙収入実績報告が遅延しているものがあつた。(みえ夢学園高等学校)
- (10) 日本スポーツ振興センター共済負担金の収納について、領収日と現金受入日が合致していないものがあつた。(白山高等学校)
- (11) 高等学校授業料について、授業料滞納整理記録簿の整理が行われていなかった。(相可高等学校)
- (12) 学校開放事業の施設電気使用料の未納について、督促が遅延していた。
- (13) 現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金の収納処理が遅延していた。
- (14) 現金を金融機関に納める日とは別の日に処理した現金収納票で収納処理を行っていた。
- (15) 現金収納に係る財務会計システムの処理誤りにより、現金日計表の払出日が実際の収納日と合致していなかった。(宇治山田高等学校)
- (16) 高等学校入学料に係る証紙収入実績報告が遅延していた。
- (17) 現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金の収納処理が遅延しているものがあつた。(伊勢高等学校)
- (18) 自動販売機光熱水費負担金の調定に年度誤りがあつた。(伊勢まなび高等学校)
- (19) 現金納付された高等学校授業料について、出納員印での領収を行っていないものがあつた。
- (20) 現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金について、現金受入票の起票や領収書の発行など、現金収納手続が適切に行われていなかった。(水産高等学校)
- (21) 高等学校入学選抜手数料に係る証紙収入の財務会計システムへの登録処理が遅延していた。(あけぼの学園高等学校)
- (22) 学業その他証明手数料の収入証紙の消込がされていないものがあつた。(名張高等学校)
- (23) 日本スポーツ振興センター共済負担金の収納について、領収日と現金受入日が合致していないものがあつた。(尾鷲高等学校)
- (24) 日本スポーツ振興センター共済負担金の収納について、領収日と現金受入日が合致していないものがあつた。(特別支援学校西日野にじ学園)
- (25) 日本スポーツ振興センター共済負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(稲葉特別支援学校)
- (26) 日本スポーツ振興センター共済負担金の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。(特別支援学校玉城わかば学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

- (1) (14) (15) 現金収納票を実際銀行に収納した日とは別の日付で発行し、収納していたことについて、現金収納票を発行した当日に業務多忙等の理由により収納できず、後日誤った日付の現金収納票により収納したことによるものです。以降は業務を調整し現金収納票の発行日に必ず金融機関へ収納するよう努めています。
- (2) 証紙消印の際の事務誤りについて、証紙事務のチェックが担当者だけによるものであつたため今後は担当者だけでなく複数の職員によるチェックを行います。
- (3) 発生した歳入戻出は2件とも電気使用料の過徴収であり、担当者の数値の読み取り間違いによる過誤が原因でした。今後は数値の間違いがないよう十分に注意を払い、慎重なチェックを行います。

(4) 現金日計表が適正に作成されていなかったことについては、現金受入日と現金収納（指定金融機関等への払込）日は、同一日でなくてはならないとの収入担当者の思い込みがあり、金融機関の営業終了後に受け入れた現金収入を、金融機関の翌営業日付での現金受入とし、同日に現金収納票により指定金融機関に払い込んでいたことによるものです。これを防止するため、三重県会計規則第 21 条及び三重県会計規則運用方針第 21 条関係 6 について再確認し、さらに財務端末の操作方法等も確認しました。

(5) 学校開放事業の施設電気使用料調定事務が遅れていたことについて、体育館等利用者からの使用報告の遅れに対し早急な対応をしなかった為に生じた事案であったため、月初めに必ず利用者へ報告の確認をするとともに、適正な事務処理を行うことを徹底しました。

(6) 以降、調定忘れがないか職員間で確認しています。

(7) (19) (20) 現金収納の取扱手続及び領収日付印の使用方法について、三重県会計規則に基づく適正な事務処理に係る所属職員の認識の向上及び複数人による確認作業の徹底を行いました。

(8) 財務システムへの現金受入処理が遅延していたことについて、財務システム入力方法等を出納局に確認し、適切な事務処理を行いました。

(9) (16) 証紙収入実績報告は翌月 10 日までに行わなければならないことになっていますが、高等学校入学料等についてその報告を失念していたため、早急に報告を行いました。以降は確認履行を確実に実施するとともにチェック体制の強化に努め、適切な事務処理の徹底を図っています。

(10) (23) (24) 少額収納の場合、数日分まとめて受入の手続きを行っていた等の理由により、実際の領収日と現金受入日が異なっていました。収納次第、即受入処理を実施するよう努めています。

(11) 授業料滞納整理記録簿は平成 23 年度まで作成していましたが、平成 24 年度は、任意様式により記録を整理していました。当該案件について授業料滞納整理記録簿により整理しました。

(12) 学校開放事業の施設電気使用料の未納に関して、督促が遅延していたことについて、以降納付確認を実施し、納入の徹底に努めています。

(13) 現金の収納処理が遅延していたことについて、三重県会計規則を再確認し所属職員の認識の向上をはかり、適正な事務処理に努めています。

(17) 現金で収納した場合には、その都度現金受入票を起票し、領収書を発行しなければならないところ、複数債務者全件分が収納されてからまとめてその処理を行ったこと等により、収納処理遅延が発生しました。以後、現金収納があった場合は、その都度速やかに収納処理を行っています。

(18) 自動販売機光熱水費負担金の調定に年度誤りがあったことについては、自動販売機の電気子メーターの検針を誤って年度末の日付に行ったことによるものです。今後は、自動販売機の電気子メーターの検針は、必ず適正な日（親メーターの検針日と同日）に数値を読み取り使用量及び電気料金を算定します。

(21) 高等学校入学選抜手数料（全日制）の証紙実績報告について、平成 24 年 3 月に報告すべきところを不注意により失念しました。これについては、平成 24 年 7 月の証紙実績報告で報告しました。以降は確認履行を確実に実施するとともにチェック体制の強化に努め、適切な事務処理の徹底を図っています。

(22) 証明手数料の収入証紙貼付後、速やかに消込すべきところ、一部失念したものがありません。担当者が速やかに消込を行うとともに、定期的に消込漏れがないか確認を行っています。

(25) (26) 転学等をした生徒分を内部連絡・引継不備により、誤って本校で口座引き落とししてしまったことによるものであり、その後生徒異動手続に係る情報については関係職員で情報共有を徹底することとしました。

2 取組の成果

(1) (2) (3) (4) (7) (8) (9) (11) (13) (14) (15) (16) (19) (20) (21) 以降も、複数の職員によるチェック体制の強化等を実施し、関係する三重県会計規則及び運用方針に基づき、適切な事務処理を行うよう努めています。

(5) 月初めに必ず利用者へ報告の確認をして、早急に適正な事務処理を行うことを徹底したところ、調定事務の遅れはなくなりました。

(6) 複数人で確認することにより調定忘れがないよう気を付けています。

(10) (17) (23) (24) 以降も早急な収納処理に努めています。

(12) 平成 25 年 12 月分までについて、学校開放事業の施設電気使用料の未納は発生していません。

(18) 以降は、親メーターの検針日に合わせて子メーターの検針確認を行い複数の職員によるデータチェックを実施しています。

(22)以降、消込漏れは発生していません。

(25)(26)同様の誤りは発生していません。(平成24年度末での転学生徒はいませんでした。)

平成26年度以降(取組予定等)

(1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)(9)(10)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(23)(24)(25)(26)三重県会計規則に基づく適正な事務処理が行われるよう、会計事務について研修参加や所属内OJTを通じて研鑽に努めるとともに、一層の認識の向上及び複数人による確認作業の徹底を行っていきます。また、年度当初にも新旧担当者で再確認を行い、引継が行われるよう努めます。

(5)(12)引き続き、学校開放事業の施設電気使用料について、調定事務の遅延や未納が発生しないよう使用報告・納付確認を行い適切な事務処理に努めます。

(11)現在、該当案件がありませんが、授業料滞納が発生した場合、授業料滞納整理記録簿により整理を行います。

(22)今後も複数人による確認を実施し、消込漏れが生じないように努めていきます。

監査の結果

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 【三重県高等学校等修学奨学金口座振替事務処理業務委託】
設計金額を上回る予定価格を設定していた。
- (2) 【三重県高等学校等修学奨学金管理システムにかかる運用保守業務委託】
設計金額を上回る予定価格を設定していた。 (予算経理課)
- (3) 【亀山高等学校及び亀山東幼稚園における進入路整備等事業委託】
執行伺い決裁後及び変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 (学校施設課)
- (4) 【平成24年度高校芸術文化祭の出演、出展にかかる業務委託】
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。 (高校教育課)
- (5) 【子ども支援ネットワーク構築事業】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 (人権教育課)
- (6) 【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】
変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
- (7) 【平成24年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託】
執行伺い決裁後及び変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。 (保健体育課)
- (8) 【修学旅行経費】
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (9) 【一般廃棄物の収集及び運搬委託】
契約書に仕様書が添付されていなかった。
- (10) 【機密文書裁断】
「個人情報」の取扱いに関する特記事項が受託者に交付されていなかった。 (桑名西高等学校)
- (11) 【北西側法面除草業務委託】
契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。 (桑名北高等学校)
- (12) 【産業廃棄物収集運搬及び処分業務】
第1回目の入札において落札業者の資格確認に不備があり再入札を行っていた。 (桑名工業高等学校)
- (13) 【特定建築物維持管理業務委託】
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
・契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。
・契約書に遅延利息等に関する条項が記載されていなかった。
- (14) 【エレベーター保守点検業務委託】
・契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。
・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
・契約書に定めた監督員の選任通知が行われていなかった。
・契約書に定めた業務管理責任者の選任報告が提出されていなかった。
- (15) 【空調設備点検等業務委託】
契約伺いに契約保証金免除の記載がされていなかった。 (いなべ総合学園高等学校)
- (16) 【社会福祉実習委託】
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (17) 【一般廃棄物処理委託】
契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (18) 【合併処理浄化槽維持管理業務委託】
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。

- ・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(朝明高等学校)
- (19) 【一般廃棄物収集・運搬業務委託】
- ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(四日市四郷高等学校)
- (20) 【「将来設計を考える（なりたい自分を見つけよう）」講座業務委託】
- 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (21) 【平成 24 年度給食施設害虫駆除（防虫・防鼠）業務委託】
- 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(北星高等学校)
- (22) 【ホームページ保守・更新業務委託】
- 執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。
- (23) 【三重県立神戸高等学校成績管理システム保守業務委託】
- 執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。
- (24) 【一般廃棄物収集・運搬業務委託】
- ・執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていた。
 - ・契約書条文に契約対象外の処理についての記載がされていた。
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
(神戸高等学校)
- (25) 【修学旅行引率にかかる旅行業務委託】
- ・執行伺い及び契約伺いに契約期間が記載されていなかった。
 - ・執行伺いに見積書の提出期限が記載されていなかった。
 - ・契約書及び変更契約書を作成していなかった。
 - ・変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
- (26) 【修学旅行下見にかかる旅行業務委託】
- ・執行伺い及び契約伺いに契約期間が記載されていなかった。
 - ・執行伺いに見積書の提出期限が記載されていなかった。
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
- (27) 【平成 24 年度一般廃棄物収集・運搬・処分業務委託契約】
- ・執行伺いに契約方法が記載されていなかった。
 - ・契約伺いに予算額が記載されていなかった。
(白子高等学校)
- (28) 【平成 24 年度エレベーター保守点検委託】
- 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (29) 【耐震補強・改修工事に伴う貸借パソコンの移設委託】
- ・執行伺い決裁後及び変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。
 - ・変更契約伺いが行われていなかった。
- (30) 【平成 24 年度一般廃棄物収集運搬処理業務委託】
- 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(津高等学校)
- (31) 【成績処理システム「快刀乱麻」保守業務委託】
- ・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
 - ・契約書に定めた代金支払いの記載が誤っていた。
- (32) 【平成 24 年度浄化槽維持管理業務委託】
- ・支払いが遅延していた。
(津工業高等学校)
- (33) 【平成 24 年度学籍管理成績処理システム快刀乱麻保守業務委託契約】
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (34) 【平成 24 年度一般廃棄物処理業務委託】
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
 - ・一般廃棄物の実排出量の把握が行われておらず、契約変更の検討がされていなかった。
- (35) 【平成 24 年度廃棄物収集運搬及び処理業務委託】
- ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。

- ・産業廃棄物の実排出量の把握が行われておらず、契約変更の検討がされていなかった。
(久居農林高等学校)
- (36) 【学籍管理ソフト保守契約】
 - ・契約書等に三重県暴力団排除条例施行に伴う必要事項が記載されていなかった。
 - ・契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (37) 【学校医業務年間契約】
 - ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 - ・個人情報の管理について、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の一部改正前の基準（旧基準）に基づき契約していた。
(白山高等学校)
- (38) 【廃棄物収集、運搬、処理業務委託】
 - 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
- (39) 【廃棄物処理委託（木屑）】
 - 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
(松阪工業高等学校)
- (40) 【成績管理システム改修委託】
 - 契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。
(相可高等学校)
- (41) 【快刀乱麻のメンテナンス業務及びこれに付帯する業務委託】
 - 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
- (42) 【一般廃棄物の運搬処理委託】
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
 - ・契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(昴学園高等学校)
- (43) 【エレベーター保守点検委託】
 - ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
 - ・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
 - ・契約が年度開始前の日付で行われていた。
(伊勢高等学校)
- (44) 【電気科職員室エアコン処分委託】
 - 契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
(伊勢工業高等学校)
- (45) 【「快刀乱麻」 ソフトウェアメンテナンス業務委託】
 - 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がされていなかった。
(伊勢まなび高等学校)
- (46) 【経済科棟イス及びロッカー収集及び処分委託】
 - ・契約書の記載事項に不備があった。
 - ・請負人からの提出書類に不備があった。
(明野高等学校)
- (47) 【電話設備保守業務委託】
 - 契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。
(水産高等学校)
- (48) 【プリンタ（LPM5600A）保守委託】
 - 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (49) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】
 - 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (50) 【校内交換電話設備保守委託】
 - 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
(上野高等学校)
- (51) 【M i e S E L H i 事業講演会委託】
 - 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (52) 【遠足業務委託】
 - 予定価格が設定されていなかった。
(名張桔梗丘高等学校)
- (53) 【クエストエデュケーションプログラム委託】
 - 契約書に遅延利息等に関する条項が記載されていなかった。
(名張高等学校)
- (54) 【昇降機保守点検業務委託(遠隔監視メンテナンス)】
 - 契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。
(尾鷲高等学校)
- (55) 【成績管理システム機能追加改造業務委託】
 - 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。

- (56) 【成績管理システム機能追加改造業務（25年新帳票）委託】
 ・ 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であった。
 ・ 契約書に定めた「個人情報の取扱いに関する特記事項」が添付されていなかった。
 (木本高等学校)
- (57) 【快刀乱麻メンテナンス契約】
 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
- (58) 【エレベーター保守点検業務委託】
 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
 (紀南高等学校)
- (59) 【生ごみ処理機保守業務委託】
 契約伺い等に前金払いで支出する理由が記載されていなかった。
- (60) 【都市ガス空調設備保守業務委託】
 受託業者から点検内容等点検結果が分かるものを書面で徴取していなかった。
 (盲学校)
- (61) 【空間清浄システム保守委託業務】
 ・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 ・ 定期点検に関する履行確認記録がなかった。
 (城山特別支援学校)
- (62) 【エレベーター保守点検業務委託】
 施行伺いが総合文書管理システムに登録されていなかった。
- (63) 【県立学校におけるバスケットコートラインの引き直し業務】
 施行伺い及び契約伺いが総合文書管理システムに登録されていなかった。
 (特別支援学校伊賀つばさ学園)
- (64) 【GHPメンテナンス契約（ガスヒーポン保守契約）体育館分】
 履行確認の記録がなかった。
- (65) 【一般廃棄物及び再生物収集運搬処理委託業務】
 ・ 契約書に契約保証金免除の記載がされていなかった。
 ・ 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかった。
 (特別支援学校西日野にじ学園)
- (66) 【学校給食調理業務委託】
 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 (特別支援学校東紀州くろしお学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

(1) (2) 設計金額を上回る予定価格を設定していたことについては認識の誤りが原因であったため、研修を実施して設計金額についての知識を職員で共有しました。また、決裁時に監査で指摘のあった事項について重点的に確認しています。

(3) (4) (5) (6) (7) (8) (25) (29) (37) (51) (61) (66) 出納局事前検査対象案件にも関わらず、実際に、事前検査を受検していなかった案件については、対象かどうかの認識が誤っていたこと等に起因することから、所属内会議等において、「三重県出納局検査要領」により具体的な事務処理について周知を図るとともに、出納局による研修を受講し会計知識の向上に努めました。また、複数職員によるチェック体制の強化等を図りました。事務局については、予算経理課との連携を図りながら事務を進めることにより再発生の防止に努めました。

(4) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がなされていなかったことについて、速やかに報告書提出を求めました。

(9) (10) (55) (56) 契約書に特記事項や仕様書等の必要書類が添付されていなかったことについては、必要書類の十分な確認を怠ったことから発生したと考えます。起案及び文書発送時での確認を徹底し書類の添付漏れのないよう努めます。

(11) (14) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (28) (30) (33) (34) (35) (36) (42) (48) (49) (50) (57) (58) (65) 契約書に暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載がされていなかったことについては、平成 23 年 4 月 1 日より施行された三重県暴力団排除条例（平成 22 年三重県条例第 48 号）への対応として、出納局から契約書へ契約排除条項を記載するよう通知があったにもかかわらず、契約書への記載を失念していたこと、及び内部チェックが不十分であったことが要因です。このため、改めて出納局通知等を共有し、決裁時のチェック体制を強化しました。また、契約書を作成する際は、記載

する条項を再確認し作成を行うこととしました。

(12) 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託について、三重県物件等電子調達システムによる見積合せを実施し、落札資格確認として産業廃棄物収集運搬業の許可証及び処分業の許可証の写しを提出させた際、処分業について提出された許可証の写しに一部の廃棄物の種類しか記載がありませんでした。しかし、産業廃棄物処分業許可証を見慣れていないこともあり、処分業について本校の求める種類をすべて網羅しているものと誤認してしまい、落札決定を行ってしまいました。現地確認のため連絡したところ、落札資格がないことが判明し、落札決定を取消し、再入札を行いました。再入札では、誤って許可がないにも拘わらず応札してくる事業者がないよう電子調達システムの入札情報の備考欄に、求める許可内容を具体的に列挙しました。また、落札候補者から提出された許可証の廃棄物の種類については、特に留意し、許可証だけでなく、県ホームページ三重の環境に掲載されている産業廃棄物許可業者一覧により、許可のある廃棄物の種類を確認しました。

(13) (14) (15) (16) (18) (19) (43) (44) (54) (65) 起案や契約書において契約保証金に係る記載が不十分であったことについて、出納局の指導及び研修受講により会計知識の向上に努めるとともに、決裁の過程や審査でのチェック体制の強化を図りました。

(13) (53) 以降は関係法令、通知に基づき遅延利息等についての記載を行いました。また(53)においては、契約条項に専門的な条項があることから、相手方が当該案件に係る契約書案を作成しましたが、相手方との調整不足及び契約書案のチェックの不備により記載漏れが発生したことから、平成25年度においては当該案件を含むすべての業務委託契約案件において、契約書案を学校側で作成し、支払遅延利息に関する条項を記載した契約書により、契約を締結しています。

(14) 契約書に定めた監督員の選任通知が行われていなかったこと及び業務管理責任者の選任報告が提出されていなかったことについては、速やかに監督員選任通知を行い、業務管理責任者の選任報告の提出を受けることとしました。

(22) (23) (24) 執行伺いがされておらず、見積書徴取伺いの起案となっていたことについて、これらは全て年度当初の契約準備行為のための起案文書であり、執行理由等の記述がなく、即業者への見積依頼を行う、という内容の文書となっておりました。このため検査指摘後は、執行理由を明確に記述して、執行伺いとして処理しています。

(24) 契約書条文に契約対象外の処理についての記載がされていたことについては、前年度の書類をそのまま流用してしまったものです。検査指摘後は契約内容に留意して作成を行っています。

(25) (26) (27) 執行伺及び契約伺いに必要事項が記載されていなかったこと等について、会計規則の契約に関する規則を読み直し、伺いに必要な事項を記載するようにしました。

(29) 変更契約伺いが行われていなかったことについては、以降、確実に実施するよう徹底しました。

(31) (46) 支払方法等、契約書の内容については複数で確認し誤りのないようにします。

(32) 支払いが遅延していたことについては、今後は遅延がないか都度確認を実施します。

(34) (35) 一般廃棄物及び産業廃棄物の実排出量の把握が行われておらず、契約変更の検討がされていなかったことについては、毎年排出される排出量に大幅な変動がないと判断し排出量の把握を行っていなかったことによるものです。今年度から一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の確認を行うこととしました。

(24) (25) (26) (31) (38) (39) (42) (56) 予定価格設定に係る積算根拠が不明確であったことについては、昨年度実績額を根拠としていたもののその記述がなかったこと等が原因であったため、明確に記述するよう努めるとともに、根拠となる資料を含め編綴保存するよう努めました。また、出納局の積算支援を活用するほか、県教委や他校の事例を参考に算定するなど、予定価格積算書の統一化と書類作成手順を変更する等の取組を行いました。

(36) (41) (45) 契約書特記事項に定めた個人情報保護責任者等の書面での報告がなされていなかったことについて、平成25年度契約については個人情報の責任体制等報告書を書面でうけることとしています。

(37) 個人情報の管理について、旧基準での認識で処理してしまったため、次期契約については個人情報取扱事務委託基準を新基準で契約しました。

(40) 成績管理システム改修委託について、委託内容は様式変更業務のみですが、システムへログインしての作業について個人情報を扱う作業であることを認識し、契約書に個人情報の適正管理についての記載をすべきでした。契約時の業務内容詳細把握と「個人情報取扱事務委託基準」等関連通知をもとに再発防止に努めました。

(43) 平成23年度の債務負担行為を0円で設定しておくべきところを要望時の記載ミスにより実際は設定されていなかったため、契約を年度開始前の日付で行ったことになってしまいました。関係規定

の再確認を行い再発防止するとともに、会計事務全般について、研修参加や所属内OJTを通じて研鑽に努めるとともに、決裁の過程でのチェック機能の強化に努めています。

(47)当該案件については実施責任者についての報告を書面にて速やかに徴取したとともに、各契約においても契約書に定めた内容の履行を徹底しました。

(52)予定価格が設定されていなかったことについて、指摘を受け、旅行会社に金額の市場動向を確認のうえ、今後は漏れのないように所属で周知しました。

(59)契約締結伺い等に前金払いで支出する旨の記載し、契約書条項上も規定していましたが、前金払いとする根拠である会計規則の適用条項の記載がもれていたため、今後は漏れのないよう記載します。

(60)年間保守委託契約で、年度途中室外機の点検を1回行うこととなっているところ、点検の結果特に異常がなく年度委託業務完了時に点検報告書を提出することで構わないと考えていたため、点検の終了後の速やかに点検結果報告書を徴していなかったものです。今後は定期点検を行った際には、異常の有無に関係なく、速やかに点検報告書を徴することとします。

(61)定期点検に関する履行確認記録がなかったことについて、業務完了後に点検報告書の提出がありましたが、検収記録簿の記載漏れが原因であり、点検報告書の提出があった時点で速やかに検収確認を行い、点検業務内容のチェックを実施しました。

(62)(63)執行伺を起案する際に総合文書システムを用いずに、過去の執行伺の様式で紙決裁を行っていたため、文書件名の登録漏れとなっていたものです。予備監査後、直ちに指摘のあった2件の公文書登録を行い、その後の執行伺は、総合文書管理システムを活用して起案しています。

(64)指摘の件については複数年度契約であり、平成24年度以前の履行確認の記録がなかったものです。平成25年度末は、委託業者に管理状況を聞き取りしたうえで、履行確認を行いました。

2 取組の成果

(1)(2)(24)(25)(26)(31)(38)(39)(42)(52)(56)予定価格について適切な設定を行い、会計事務が明確になるよう改善されました。

(3)(4)(5)(6)(7)(8)(29)(37)(51)(61)(66)出納局による研修を受講することなどにより会計知識の向上や職員間の周知徹底を図りました。また決裁時に確認を行い、複数職員によるチェック体制の強化等により再発防止に努めています。

(4)(14)(36)(41)(45)(47)当該案件について契約書に定めた書面の提出及び内容の履行が適正になされたとともに、他案件においても契約書に定めた書面の提出及び内容の履行を徹底しています。

(9)(10)(55)(56)取組の結果、必要書類の添付漏れは解消できました。

(11)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(25)(26)(27)(28)(30)(31)(33)(34)(35)(36)(37)(42)(43)(44)(46)(48)(49)(50)(53)(54)(57)(58)(65)以降、契約に係る起案や契約書条項における記載漏れ、記載間違いは改善されており、指摘のあった案件以外の契約においても引き続き適正に処理するよう努めています。

(12)以降、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託に関して、誤って落札決定することはなくなりました。

(22)(23)(24)以降、すべて適正な処理を行っています。

(32)出納業務について、出納局駐在等とも相談を行い、適正な事務処理を行っています。

(40)平成25年度においては、個人情報取扱事務を伴う委託業務契約書には、個人情報の適正管理についての記載をしています。

(43)平成25年度は、エレベーター保守点検委託の新規契約はありませんが、不適切処理のあった事例の再発防止対策は継続して行っています。

(59)平成25年度契約においては、起案に会計規則の適用条項を忘れず記載しました。

(60)平成25年度契約においては、実地点検はないため報告書の提出の必要はありませんが、突発的な障害が発生し点検を行った場合には速やかに提出を求めることとします。

(61)点検報告書の提出があった時点で速やかに検収確認を行い、点検業務内容のチェックを実施し不適正な事案を防止しました。

(62)(63)総合文書管理システムの活用を徹底したところ、以降、執行伺の公文書登録漏れは発生していません。

(64)前年度分についても改めて履行確認を実施し、また以後も同様に行うこととしています。

平成26年度以降（取組予定等）

(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(11)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21)(22)(23)(24)(25)(26)

(27)(28)(29)(30)(31)(32)(33)(34)(35)(36)(37)(40)(41)(42)(43)(44)(45)(46)(47)(48)(49)(50)

(51)(53)(54)(57)(58)(59)(61)(64)(65)(66)今後も会計事務及び契約事務について、研修参加や所属

内O J Tを通じて研鑽に努めます。また、複数職員によるチェック体制により事務処理誤りの防止に努め、年度当初をはじめ、あらゆる機会を通じて職員に働きかけ会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

(9) (10) (55) (56) 引続き起案及び文書発送時での確認を徹底し書類の添付漏れのないよう努めていきます。

(11) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (25) (26) (27) (28) (30) (31) (33) (34) (35) (36) (40) (42)

(43) (44) (46) (48) (49) (50) (53) (54) (57) (58) (59) (65) 今後も、契約に関する起案及び契約書条項には必要な全ての事項を明記するとともに、起案には根拠となる会計規則の適用条項も記載します。

(12) 落札資格確認については、不明な点については、相手側へ確認し、わからなければ関係機関に尋ねる等、十分な確認とチェックを徹底し、適切な事務処理を図っていきます。

(24) (25) (26) (31) (38) (39) (52) (56) 今後も、適切な予定価格設定に努めます。また、予定価格設計が積算書で明確になるよう事務処理を図っていきます。

(60) 保守委託において、点検等行った際には、異常の有無にかかわらず、点検報告書をその都度徴することとします。

(62) (63) 引き続き、総合文書管理システムの活用により、適正に公文書登録を行っていきます。

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 旅費

(1) 【全国都道府県教育委員会施設助成担当係長会議】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (学校施設課)

(2) 【読書活動推進講演会講師との打合せ】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (社会教育・文化財保護課)

(3) 【広島県高等学校訪問】

復命書の記載内容が不十分であった。

(4) 【玉竜旗大会及び練習試合生徒引率】

復命書の記載内容が不十分であった。 (白子高等学校)

(5) 【全国高等学校教頭・副校長総会及び研究協議大会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津工業高等学校)

(6) 【平成24年度教職員等中央研修(副校長・教頭等研修)】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (みえ夢学園高等学校)

(7) 【全国農業土木教育研究協議会静岡大会】

指定宿泊であるのに定額宿泊料で旅費請求を行っていた。 (久居農林高等学校)

(8) 【全国高等学校教頭副校長総会研究協議会大会長野大会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。

(9) 【全国中高一貫教育研究大会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (白山高等学校)

(10) 【日本工業化学教育研究会全国大会(広島大会)】

復命書の内容の記載が「別紙参照」のみであり、研修内容等の記載がなかった。

(松阪工業高等学校)

(11) 【日本生物教育会、北海道大会、理事会】

復命書等に用務時間が記載されていなかった。

(12) 【全国学校体育研究大会参加】

復命書の内容の記載が「別紙参照」のみであり、研修内容等の記載がなかった。 (宇治山田高等学校)

(13) 【全国工業高等学校長協会第60回研究協議会兵庫大会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (伊勢工業高等学校)

(14) 【全高長第65回総会・研究協議会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (尾鷲高等学校)

(15) 【修学旅行下見・大阪市、神戸市、廿日市市、広島市】

復命書等に用務時間が記載されていなかった。 (木本高等学校)

(16) 【全国肢体不自由教育研究会協議会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (城山特別支援学校)

(17) 【全国特別支援学校校長会、協議会】

復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (特別支援学校西日野にじ学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

(1) (2) (6) (13) (17) 復命者が、復命書を簡易処理用紙を用いて起案し、決裁後の総合文書管理システムへの登録を忘れたことが原因でした。処理漏れのないよう注意喚起を行い、旅費担当も確認することにしました。また、県外出張については、簡易処理用紙を用いた起案はせずに、全ての復命書を総合文書管理システムによる起案とすることを徹底しました。

(7) ブロック大会など要綱で宿泊料の定額が定められている出張をする場合には、命令時に要綱のコピー等の提出を求め、確認することとしました。また、全職員に対して再度、注意喚起を行いました。

(3) (4) (10) (11) (12) (15) 復命書内容について詳細に作成すべき意識が薄かったことが原因と考えられるため、全職員の職員会議において、復命書の記載事項を説明し、用務内容及び行程等について明確な記載を行うよう改善を図りました。また、一部学校では内容に不備がある場合は差し戻す等の対応をしています。

(5) (8) (9) (14) (16) 県立学校では、総合文書管理システムへのアクセスは、管理職及び事務職員のみ可能であり、教員はシステム利用環境にはないため、教員の管理文書のシステム登録作業は年度後期に一括集約のうえ事務室にて代理入力しているところです。しかしながら、総合文書システムの利用可能な一部の職員についても同様に処理していたことにより登録漏れが発生しました。今後は総合文書システムの利用可能な職員については、都度、本人が登録し、旅費支払い時に事務職員が確認するよう改めました。また、一部学校では、システムに直接アクセスできない教員の場合も、復命書の決裁過程において、事務職員が文書登録を代理で行うよう業務フローとして位置づけ、登録漏れの改善を図ることとしました。

2 取組の成果

(1) (2) (6) (13) (17) 確認の徹底及び簡易処理用紙を用いた起案による復命をなくすことにより、全ての県外出張の復命はもれなく総合文書管理システムに登録することとなりました。

(7) 要綱を確認したことや、職員に再度注意喚起をした結果、ブロック大会等、宿泊費が定められている出張において、宿泊費を定額で請求することはなくなりました。

(3) (4) (10) (11) (12) (15) 情報共有及び意識向上が出来ました。

(5) (8) (9) (14) (16) 総合文書管理システムの利用環境にある職員については、復命後速やかに登録・確認することにより文書の適正管理について意識づけることができました。また、登録漏れリスクの高かった教員出張分の復命書についても、決裁過程で事務職員が代理入力することで、登録漏れを回避できるようにしました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

(1) (2) (6) (13) (17) 県外出張については簡易処理用紙による起案はせずに、全ての復命書を総合文書管理システムによる起案とすることとし、所属内で徹底します。

(7) 今後も、ブロック大会など要綱で宿泊費が定められている出張の際には、命令時に必ず要綱のコピー等を確認することとします。また、職員の打合せ等の際に、随時注意喚起をおこなっていくこととします。

(3) (4) (10) (11) (12) (15) 今後も都度、職員会議を通じて復命の仕方を周知し、復命書で研修内容把握が出来るよう徹底していきます。

(5) (8) (9) (14) (16) 今後も引き続き総合文書管理システムの利用環境にある職員については、速やかに登録・確認するとともに、利用環境にない職員分は、利用環境にある職員が適時チェックを行うことで更なる徹底を図っていきます。

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>
<p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 支払いが遅延しているものがあつた。 (四日市商業高等学校)</p> <p>(2) 支払いが遅延しているものがあつた。</p> <p>(3) 納品書・請求書に日付及び受領印のないものがあつた。 (北星高等学校)</p> <p>(4) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があつた。 (伊勢工業高等学校)</p> <p>(5) 消耗品費の執行に関して、財務会計システムの決議番号の順序と支出負担行為起案日の不整合があつた。 (水産高等学校)</p> <p>(6) 物品購入について、契約書を作成していなかつた。 (上野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 請求日から数日経過した請求書に受理した日付印を押印しなかつたため遅延となつてしまいました。その後は速やかに支払いを行うとともに請求書には受理した日付印を押印するようにしました。</p> <p>(2) 支払遅延については、四日市地域事務用品類単価契約がなされている物品の調達にあたり、一つの物品調達決議で、複数種類の物品で、3事業者となる処理(発注)をしました。その内の1事業者の請求書の発行が遅くなり、当該調達決議に対する支出命令を、すべての事業者の請求書が整ってから起案したため、一番最初に請求書を発行した事業者に対する支払いが、法に定める期限を超過してしまいました。このことから、単価契約が交わされている事務用品類を調達する場合は、一つの物品調達決議につき1事業者とする処理を行うこととしました。</p> <p>(3) 納品書・請求書に発行日付の記載のないもので、当所属の受付日印を押印することなく処理、編綴していた事案については、発行日付を事業者において記入いただくよう依頼することとしました。また、発行日と所属への提出日がかい離する場合は、所属の受付日付印を押印することとしました。</p> <p>(4) (5) 契約締結直後に支出負担行為整理をすべきところ、支払事務等が集中する時期であつた等の理由により一部の負担行為整理が遅れ、他の負担行為整理と前後したものです。適切な予算管理を行うため、契約締結後に支出負担行為整理を行い、適切な会計処理をするように事務所内で周知しました。</p> <p>(6) 契約書の作成漏れについて、再発防止のため、出納関係の研修会を積極的に受講し、会計知識の向上に努めるなど、契約内容の的確なチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6)以降、同様の事例の発生はありません。</p>
<p>平成 26 年度以降(取組予定等)</p>
<p>(1) (6) 今後も引き続き、会計規則を遵守し、適正な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>(2) 今後も単価契約が交わされている事務用品類を調達する場合は、一つの物品調達決議につき1事業者とする処理を行うこととします。</p> <p>(3) 今後も納品書・請求書の発行日付が未記入の場合はすぐに事業者へ連絡し記入を依頼します。</p> <p>(4) (5) 今後も引き続き適切な予算管理を行うため、適切な時期における財務会計システムへの入力を徹底し、契約締結後の支出負担行為整理に努めます。</p>

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p>
<p>(3) 人件費 人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 教員特殊業務手当について、誤った適用区分で認定していた。 (白子高等学校) (2) 教員特殊業務手当について、誤った適用区分で認定していた。 (亀山高等学校) (3) 教員特殊業務手当について、誤った適用区分で認定していた。 (津工業高等学校) (4) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していた。 (松阪工業高等学校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教員特殊業務手当の部活動指導についてクラブ引率を大会引率と勘違いして認定してしまったことによるものです。大会行事予定表に注意しながら認定するようにしました。 (2) 教員特殊業務手当の部活動指導が誤って対外運動競技等引率で申請されたものを見落として認定した事案であったことから、申請段階で適正な区分となっているかのチェックを強化して単純ミスをなくすよう努めました。 (3) 教員特殊業務手当について誤った適用区分で認定していたことについて、当該職員に説明するとともに職員に対し職員会議等で周知しました。 (4) 教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していたことについて、従事した日を誤って入力し、更新の際にも気が付かず、確認行為をしなかった為に発生したものです。職員会議で入力時や更新時には、確認作業をするよう周知し、改善を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 申請段階で適正な区分となっているか等のチェックを強化したところ、単純ミスはなくなり適正な区分で認定できています。 (3) 入力誤りについて、訂正をおこないました。 (4) 従事日付の入力誤りがなくなるよう努めた結果、適正に処理されています。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) (2) (3) 引き続き、適正な事務処理に努めます。 (4) 引き続き、総務事務の各申請時には勤務日と業務手当入力日について誤りがないか確認するよう務め、適正な事務処理に努めていきます。</p>

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領に基づく入札が実施されていない。 (桑名西高等学校)
- (2) 教育財産使用許可（貸付）台帳が整理されていない。
- (3) 教職員住宅入退去時の教育長への報告が行われていなかった。 (いなべ総合学園高等学校)
- (4) 教職員住宅入退去時の教育長への報告が行われていなかった。
- (5) 物品標示票が貼付されていない備品があった。
- (6) 廃棄された物品が台帳から削除されていない。 (朝明高等学校)
- (7) 教育財産の目的外使用において、許可のないものが設置されていた。
- (8) 廃棄された物品が台帳から削除されていない。
- (9) 長期間使用されず、また今後も使用の見込みがないと思われる備品があった。 (北星高等学校)
- (10) 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札において、予定価格調書の算定が誤っていた。 (白子高等学校)
- (11) 長期間使用されず、活用または廃棄等の処分について検討する必要がある備品があった。 (津工業高等学校)
- (12) 教育財産の目的外使用許可に係る決裁文書の公印欄に認印がないまま公印を押印し許可書を交付していた。 (松阪工業高等学校)
- (13) 長期間使用されず、また今後も使用の見込みがないと思われる備品があった。 (松阪商業高等学校)
- (14) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (相可高等学校)
- (15) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (宇治山田高等学校)
- (16) 不用物品の処分手続きが遅延していた。 (伊勢まなび高等学校)
- (17) 目的外使用許可を行っている教育財産の使用料の算定が誤っていた。 (あけぼの学園高等学校)
- (18) 物品標示票が貼付されていない備品があった。 (名張桔梗丘高等学校)
- (19) 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領に基づく入札が実施されていない。 (名張高等学校)
- (20) 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札において、予定価格調書が作成されていない。
- (21) 教職員住宅入退去時の教育長への報告が行われていなかった。
- (22) 物品標示票が貼付されていない備品があった。
- (23) 廃棄された物品が台帳から削除されていない。 (木本高等学校)
- (24) 公舎の使用許可に係る決裁文書の校合・公印の認印がないまま公印を押印し文書を交付していた。
- (25) 教職員住宅入退去時の教育長への報告が行われていなかった。
- (26) 物品標示票が貼付されていない備品があった。
- (27) 誤った管理番号の物品標示票が貼付されている備品があった。
- (28) 一部の備品が所在不明となっていた。 (紀南高等学校)
- (29) 廃棄された物品の処分手続きが行われていなかった。 (城山特別支援学校)
- (30) 廃棄された物品とは別の物品が台帳から削除されていた。 (特別支援学校玉城わかば学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

(1) 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領の解釈誤りにより発生したもので、平成 25 年 9 月 1 日から一般競争入札により自動販売機設置場所の貸付を行いました。

(2) 台帳を適正に整理しました。

(3) (4) (21) (25) 入退居時の報告を徹底しました。

(5) (15) (18) (22) (26) (27) 確認のうえ、早急に適切な物品標示票を貼付しました。

(6) (23) 指摘を受けた物品について、早急に台帳から削除しました。

(7) 平成 25 年 2 月に同校から副申を受け付けた後、事務処理の遅れにより、同校への送付が遅れたことによるものです。このことについて学校施設課では円滑に事務処理が行えるよう処理体制を見直し、事務処理の迅速化を図りました。(学校施設課)

(8) 物品の廃棄処分を確認した後にまとめて物品管理台帳から削除処理を行うこととしていましたが、この指摘より後は、まとめてではなく、その都度物品管理台帳から削除処理を行うこととしました。

(9) 電気陶芸釜が、長期間使用されていないものです。この備品の今後の活用について、今後の学校の方向性を含め検討することとしました。

(10) 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札における予定価格調書の算定が誤っていたことについて、前年度の入札額を参考に設定してしまったことが原因であったため、複数の職員が算定額・使用料をチェックすることで適切に処理を行うこととしました。

(11) 物品の保守点検が困難であり、利用の見込が立たないため、不用物品等の処分を進めていきます。

(12) 公文書管理規程及び公印規則に基づき校合印、公印取扱者の印が押印されているかの確認を図りました。

(13) 指摘のありました備品（電話交換機）は、商業科の授業において使用していたものですが故障しており、今後も授業では使用しません。しかしながら、この備品は、総合実践準備室の壁に固定されており、処分にあたっては配線の撤去も必要になります。そのため、現状のままでも特段の支障はないことから、不用物品への分類替えを行い、総合実践準備室の改修や校舎の建て替え等の機会にまとめて処分することとしました。

(14) 屋外で管理・使用する備品について、物品標示票が、はがれたり読めなくなったりしているものがありました。平成 25 年度は、物品標示票の有無と状態を重点に備品確認を行いました。

(16) 不用物品（エアコン）の処分手続きが遅延したことについて、履行確認後速やかに手続きが行われなかったことが原因のため、処分後は速やかに手続きを行うとともに備品台帳の登録状況についても複数職員で確認等を行うことで再発防止に努めました。

(17) 平成 4 年 4 月から中部電力株式会社の高圧線が学校用地の上を通過することとなったため、教育財産目的外使用許可を行っています。平成 20 年度に固定資産税評価額の大幅な改定が行われたことにより算定を誤ったものと思料されますが、今回の監査で誤りが判明しました。そのため、中部電力株式会社に経緯等を説明し、5 年間分の差額について納付を求めました。

(19) 自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領に基づく入札が実施されていなかったことについて、指摘後、「自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領」第 10「適用除外」に該当すると判断される契約書等が見つけられたため、指摘のあった本件について妥当であると確認しました。

(20) 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札において、予定価格調書が作成されていなかったことについて、三重県会計規則及び自動販売機設置場所貸付に関する一般競争入札実施要領に基づき、今後適正な事務処理に努め、チェック体制の強化を図りました。

(24) 事務室の職員が必ず校合・公印の認印を相互確認のうえ、公印を押印するように改善しました。

(28) 所在不明となっていた物品について確認した結果、過去に廃棄した物品でした。判明後、財務システムから削除処理（処分手続）をすることとしました。

(29) 廃棄された物品の処分手続きがされていなかったことについては、備品を施設設備であるとの判断誤りであったので、早急に廃棄備品の処分手続きを行いました。

(30) 類似案件を混同したものであり、指摘の物品については改めて適切な処理を行うとともに、以降は類似案件については複数の担当者がチェックするようにしています。

2 取組の成果

(1) (7) (10) (20) 指摘監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底の意識が高まりました。

- (2) 台帳と実態とを一致することができました。
- (3) (4) (21) (25) 三重県教職員住宅管理規程に沿った処理を行うことができました。
- (5) (15) (22) (26) (27) (30) 以降、備品等の管理及び財務システム上の備品台帳の管理については適切に処理を行っています。
- (6) (8) (23) 廃棄物品は、廃棄した当該年度において台帳から削除することとしており、削除漏れはありません。
- (9) (11) 利用について検討するとともに使用の見込のないものについては、有資源として売払いできるかどうか検討し、できないようであれば廃棄の方法を検討しています。
- (12) 公印の押印が必要な起案文書の処理にあたっては押印漏れなどの誤りがないよう改善されました。
- (13) 総合実践準備室の改修や校舎の建て替え時にまとめて処分することにより、事務作業の効率化や経費の節減を図ることができます。
- (14) 物品標示票が読めなくなっているもの、備品の配置変更等により当初の位置が隠れてしまったもの等について、再度貼付しました。近年は、耐水性・耐久性のあるフィルム製シールを採用していますので、以前の紙製シールと比較し、はがれ等の劣化防止が期待できます。
- (16) 不用物品の処分手続を速やかに行うとともにチェック体制を強化することで適正な事務処理を行いました。
- (17) 中部電力株式会社に経緯等説明を行った結果、5年間分の差額について年度内に完納されました。以降は使用料の算定にあたり、確実に実施するとともにチェック体制の強化に努め、適切な事務処理の徹底を図っています。
- (18) 物品標示票が貼付されていない備品について、老朽化による使用不能確認が聞き取り調査の結果判明し、廃棄処分に結びつけることができました。
- (19) 指摘監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで適切な事務処理の徹底の意識が高まりました。
- (24) 公舎の使用許可に係る決裁文書だけでなく、公印が必要な書類の起案文書では校合・公印の認印を確認しています。
- (28) 財務会計システムにおいて削除処理（処分手続）を実施しました。
- (29) 施設整備における撤去設備が備品であるか、確実に確認することとしました。また、備品登録一覧表を出力し現有備品と確認を行い、適正な備品管理を行うことができました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

- (1) (7) (10) (16) (19) (20) 引き続き適切な事務処理に努めます。
- (2) 貸付の事実が発生した時は、確実に台帳の整理を行います。
- (3) (4) (21) (25) 今後も、教職員住宅の入退居があった時は、確実に報告を行います。
- (5) (6) (8) (15) (18) (22) (23) (26) (27) (28) (30) 引き続き台帳登録備品の現況確認を順次行い、物品標示票のもれや誤りがないか確認し備品等について適正な管理に努めます。
- (9) 今後の活用について、今後の学校の方向性を含め検討することとします。
- (11) 他の物品を含め、使用していない物品は、物品の確認を行い、不用物品等の処分を進めていきます。
- (12) 引き続き校合、公印確認漏れや押印漏れがないようチェックを徹底します。
- (13) 総合実践準備室の改修や校舎の建て替え時にまとめて処分します。
- (14) 屋外で管理・使用する備品を中心に、過去に貼付した紙製シールをフィルム製に更新し、はがれ等の事前防止に努める予定です。
- (17) 引き続き、使用料の算定を確実に実施するとともにチェック体制の強化に努め、適切な事務処理の徹底を図ります。
- (24) 引き続き相互確認により認印の押印漏れがないようにします。
- (29) 会計事務については、複数職員によるチェック体制により、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>(4) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 金品亡失</p> <p>(1) パソコンの損傷 (修理代 103,950 円) (津商業高等学校)</p> <p>(2) パソコンの損傷 (修理代 102,585 円) (上野高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 25 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 25 年 10 月 24 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>さらに、金品亡失に関しては、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 25 年 6 月 10 日付け、11 月 18 日付け及び 3 月 4 日付け文書により注意喚起を実施するとともに、この内容に基づき校長会及び事務局会議においても発生を抑止等について説明を行い、さらなる指導の徹底を求めました。(予算経理課)</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 職員がパソコンで文書を作成中、水筒のお茶をこぼし、パソコンの底を濡らして使用できなくなったものです。日頃から職員会議等で全職員に対し、物品の管理徹底について注意をしていたところですが、今後もより一層注意喚起を行っていきます。</p> <p>(2) 机の上にあった水筒からお茶を飲み、ふたを閉めたつもりが完全に閉まっていないのに気がつかず手が水筒にあたって倒れたために発生したものです。いままで以上に教職員一人ひとりが机周辺の整理整頓を行い、物品の適正な管理について注意喚起しています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) (2) 不注意による損傷が発生しないために適正な物品管理を徹底するよう職員会議等で注意喚起を行なうように努めます。</p>

部局名 教育委員会事務局

監査の結果

(5) 事務管理体制

事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 手数料の事務処理誤りにより、歳出戻入を行っていた。 (研修企画・支援課)
- (2) 前期選抜の午後の部において、問題用紙の配布誤りが発生していた。 (桑名工業高等学校)
- (3) 処分決議された公印を廃棄せず保管していた。 (いなべ総合学園高等学校)
- (4) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。 (四日市高等学校)
- (5) 学校安全計画が作成されていなかった。 (神戸高等学校)
- (6) 支出科目を誤って支出しているものがあつた。 (白子高等学校)
- (7) 消耗品費の事務処理誤りにより歳出戻入を行っていた。 (石薬師高等学校)
- (8) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (飯野高等学校)
- (9) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。 (津商業高等学校)
- (10) 郵券証紙類について、24年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、24年度末の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあつた。 (久居農林高等学校)
- (11) 債権者誤りによる消耗品費の誤払いがあつた。 (相可高等学校)
- (12) 緊急払いの請求が遅延しているものがあつた。
- (13) 手数料の支払方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。
- (14) 金庫の中に使用されていない口座の通帳が保管されていた。 (宇治山田高等学校)
- (15) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。
- (16) 郵券証紙類について、24年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、24年度末の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあつた。 (宇治山田商業高等学校)
- (17) 資金前渡交付伺いについて伺簿を作成し決裁を行っているが、伺簿の記載について日付の不整合があつた。 (水産高等学校)
- (18) 学校医の報償費を過払いしていた。
- (19) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (上野高等学校)
- (20) 水道料金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (紀南高等学校)
- (21) 資金前渡交付伺いが行われていないものがあつた。
- (22) 自己検査の結果が所属長に報告されていなかった。 (城山特別支援学校)
- (23) 郵券証紙類について、24年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、24年度末の在庫枚数が年度使用量に比して多いものがあつた。 (杉の子特別支援学校)
- (24) 就学奨励費の金額誤りにより歳出戻入を行っていた。 (特別支援学校玉城わかば学園)
- (25) 歳出戻入の現金払出日が誤っていた。 (特別支援学校東紀州くろしお学園)

講じた措置

平成 25 年度

1 実施した取組内容

平成 25 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 25 年 10 月 24 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。さらに、平成 25 年 4 月 26 日に開催された県立学校事務長会第 1 回全員研修会において「平成 24 年度」、平成 25 年 12 月 18 日に開催された県立学校事務長会第 2 回全員研修会において「平成 25 年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう依頼しました。

教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成。課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(令達編は、平成 25 年 6 月 24 日に開催。予算編は、平成 25 年 8 月 7 日から 8 月 23 日まで 5 回開催。経理編、電子調達編は、平成 25 年 9 月 4 日から 10 月 23 日まで 6 回開催)。また、平成 25 年 12 月 18 日、24 日に出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。

県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成25年4月26日に開催された県立学校事務長会第1回全員研修会において、会計事務に関する文例や留意事項をまとめた資料を配付・説明し、適切な事務処理へ活用することを図りました。また、平成25年9月25日から平成25年12月12日までの期間において予算経理課学校経理班用務に係る学校訪問の際、30校（分校2校含む）に対して過去3年間の監査指摘事項について、改善状況及び再発防止策の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」にかかる管理・運営体制及び内容の充実を図るため、県立学校事務長会・県立学校教育事務研究会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。（予算経理課）

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

(1) (4) (6) (7) (8) (9) (11) (13) (15) (18) (19) (20) 支出事務に際して、債権者（コード番号）、支払済み案件か否か、支払金額（検査記録調書との突合）、支払方法（ゆうちょ銀行の振込用紙かどうか）、支出科目等について、専決者や出納員など複数職員によるチェック体制を強化しました。さらに一部の所属では、チェック時のルールを作成する、研修を受講して財務管理意識及び会計知識の向上を図る等の取組を実施し、再発防止に努めました。

(2) 本校では、午前と午後の2部に分けて、各々、作文と面接の検査を実施しています。午後の部の作文検査を開始したところ、1会場の受検生から問題用紙が午前用であるとの指摘があり、全ての検査会場の問題用紙と解答用紙を確認したところ、誤って午前用が配布されたのは、1会場の問題用紙のみであることを確認しました。教育委員会に事案を報告し、該当の1会場については検査を中止して問題用紙・解答用紙を回収した後、午後用の問題用紙・解答用紙を配布し、再び検査を開始することと指示を受けたため、45分遅れて再び作文の検査を開始しました。このような事案が発生した原因は、問題用紙の印刷の際に各検査会場の分を必要枚数ずつ印刷したため、午後用を印刷すべきところ、午前用を印刷して袋詰めしてしまったことにあります。2名が印刷と袋詰めを担当し、複数回の確認作業を行いましたが、用紙の種類を確認することが疎かでした。印刷担当者が、袋詰めし厳封してしまい、金庫に保管しましたので、その後の確認ができませんでした。改善策として、今後、用紙の印刷は、それぞれの種類別に全枚数を連続して印刷し、種類毎に記載内容と枚数を確認した上で袋詰めを行うこととしました。また、原稿作成・印刷・確認・袋詰め等の作業全体の内容を選抜委員全員が共通理解した上で、複数の担当者が、人を替えて複数回、作業に当たるようにするとともに、各作業者が責任を持って作業したことを記録に残すため、作業者のサインまたは押印を求めることとしました。

(3) 処分決議された公印を廃棄せず保管していたことについて、速やかに廃棄処分を行いました。

(5) 従来より本校では、地震をはじめ様々な防災対策に関する「危機管理マニュアル」を策定し、毎年内容の見直しを図った上で、職員に周知を図っておりましたが、「学校安全計画」としては不十分でした。今回、本校が作成している「安全衛生年間計画」の中に「防災対策・生徒への防災教育」の項目を追加し、「学校安全計画」を作成しました。

(12) 緊急払いの取扱いについて会計規則等の確認を行い、出張後は速やかに請求の手続きを行うよう職員に対し周知徹底を図りました。

(14) 使用されていない口座の通帳について、解約しました。

(10) (16) (23) 購入郵券証紙類について、平成24年度年間見込み使用量を誤ったこと等により、年度末の在庫枚数が年度使用量と比べ多いものがあったことについては、年間見込使用量を実際の必要枚数より多く見積もり、前年度と同数を購入する、年度末に切手を購入するなどし、必要以上の郵券証紙類を購入したこと等が原因でした。月間使用量及び年間見込使用量を適切に把握し、物品管理の徹底を図っていきます。

(17) (21) 資金前渡の交付伺いが行われていないものや時期が不整合であったものについて、適切な時期に伺簿の作成を徹底しました。

(22) 自己検査の結果が所属長に報告されていなかったことについては、自己検査を実施、完了していたにもかかわらず、報告書が押印漏れとなっていたものであったため、早急に報告の手続きを取るとともに、決裁後も最後まで適正な処理をしているか再度確認するよう周知徹底しました。

(24) 指摘については、専用システム（県共通）の取り扱いと、担当者チェック体制など複数の要因が関与していますが、システム上の取り扱いについては県庁や他校と随時情報交換等しながら予防に努めており、チェック体制についても複数の担当によるチェックを実施しています。

(25) 報償費支払いの過払いにより、既に納付済の所得税を現金で返納してもらった際に使用する「現金収納票発行」について、一度取消処理を行ったことにより現金日計表にデータが残り、現金日計表の現金払出日が実際と異なっていました。この件に関しては現金日計表を実際に処理した日付に修正し

ました。現金収納を行う場合は、現金日計表の確認を行います。

2 取組の成果

(1) (4) (6) (7) (8) (9) (11) (13) (15) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (24) 指摘監査結果の内容について認識を深め、事務改善とチェック体制の強化に努めることで、適切な事務処理の徹底の意識が高まりました。その後は、適正な事務処理が図られています。

(2) 前期選抜は平成26年2月6日に実施しましたが、今年度は、配布ミスはありませんでした。

(3) 物品管理台帳と現物との整合が図れました。

(5) 「学校安全計画」に沿って防災訓練等を実施し、校内で周知を図っています。

(12) 同様の事案は生じていません。

(14) 使用されていない口座の通帳はありません。

(10) (16) (23) 取組を行うことで、実績に見合った在庫数となっています。

(25) 平成25年度は、現金収納はありません。

平成26年度以降（取組予定等）

平成26年度以降も、会計事務について適切な事務処理を努めるとともに、少人数での会計事務処理を行っている県立学校等については、事務局によるきめ細かな支援体制を実施していきます。

また、会計事務については、複数職員によるチェック体制をおくなど、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

なお、個別の監査結果に対する平成26年度以降の取組予定は次のとおりです。

(1) (4) (6) (7) (8) (9) (11) (13) (15) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (24) 今後も引き続き、会計事務については、複数職員によるチェック体制により、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

(2) 今後も、問題用紙の印刷はそれぞれの種類別に、全枚数を連続して印刷し、種類毎に記載内容と枚数を確認した上で袋詰めを行います。原稿作成・印刷・確認・袋詰め等の作業全体の内容を選抜委員全員が共通理解した上で、複数の担当者が、人を替えて複数回、作業に当たるようにします。各作業者が責任を持って作業したことを記録に残すため、作業者のサインまたは押印を求めます。引き続き、問題配布のミスが絶対にならないよう努めます。

(3) 定期的に物品管理台帳と現物との照合を行うとともに、物品を廃棄する時は、処分決議と現物の廃棄を確実にを行います。

(5) 「危機管理マニュアル」「学校安全計画」に加え、地震等防災要領の策定に取り組めます。

(12) 緊急払いの取扱いについて職員に周知を行い、適正な事務処理に努めます。

(14) 引き続き適正な管理に努めます。

(10) (16) (23) 引き続き使用見込みを立て、繰越数量を少なくするよう計画的に購入していきます。

(25) 今後も現金収納を行う場合には、現金日計表の確認を行います。

部局名 教育委員会事務局

<p>監査の結果</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 自損事故 (物損額：県 127,802 円) (高校教育課) (2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 164,871 円) (保健体育課) (3) 自損事故 (物損額：県 100,170 円) (4) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 302,388 円・相手 459,800 円) (5) 自損事故 (物損額：県 159,568 円) (埋蔵文化財センター) (6) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 254,100 円) (7) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 151,798 円) (伊賀白鳳高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 発生原因が慣れない土地での夜間の事故であり、出張先等で所属員の誰の身にも起こりうるということで次のことに取り組みました。</p> <p>①課内で案件について詳細を情報共有 ②交通安全について、以下のことについて徹底</p> <p>ア 飲酒運転の防止 イ 健康管理、運行前点検等の運転前の諸注意 ウ 発進時、バック時、車間距離等の運行時の諸注意</p> <p>また、日常的に行っている対策等については次のとおりです。</p> <p>①あやうく事故になりそうになった事象(ヒヤリ・ハット体験)を所属員で共有し、原因を追及し、原因に対する対策を検討することを実践 ②仕事を離れて自家用車を使用する際にも運転には細心の注意を払うよう繰り返し指導</p> <p>(2) 平素より、運転中は細心の注意をはらい安全運転を心がけるよう指導しているところですが、今後はこのような事案が起らないよう再度、職員全員に注意喚起を行いました。</p> <p>(3) (4) (5) 交通事故が発生したことを重く受け止め、所内課長会議で交通事故防止にむけた指示を行うとともに、所内職員に対し所属長が講師となって「危機予測を考える」というテーマで研修会を2回平成24年度中に開催し、事故防止の徹底を周知しました。また、平成25年度においては松阪庁舎で開催された交通安全研修に全員出席するとともに、「チャレンジ123」の運動にも参加し、意識の向上を図りました。</p> <p>(6) (7) 当該職員へ注意喚起するとともに、職員会議を通じて全職員へ情報を共有し、交通事故防止について注意喚起を行い、職員の交通安全意識及び県有財産の適正な管理意識の向上に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 交通安全意識の向上が図られ、指摘のあった所属において公用車の交通事故は、以後発生していません。</p>
<p>平成 26 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) 今後も定期的に職員会議や朝礼等の場を活用し、職員への注意喚起を行うとともに、交通安全研修への出席や「チャレンジ123」運動への参加等を促し意識向上を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (職員のコンプライアンス意識の醸成)</p> <p>(1) 平成24年の懲戒処分については、前年と同数の3人が処分されており、平成25年についても処分者が増加している。 これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、今後このような事案が発生することのないよう、その要因を分析して、法令の遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。 (警務部監察課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>懲戒処分を実施した非違事案では、その要因として、平成12年の警察改革以降に採用された警察職員が全体の約半数を占め、ここ10年間で組織内の世代交代がなされたが、職務上のノウハウの伝承をはじめ、警察魂の植え付けが十分になされていなかったことや、警察改革から10年以上経過し、危機意識や職責の自覚の希薄化が認められたことから、下記施策を推進し、再発防止に努めました。</p> <p>(1) マインド・アップファイルの配布と活用 全職員にマインド・アップファイルを配布し、職員一人一人が警察改革に関する各種教養資料を自ら整理し、常に確認することで、警察改革の精神の更なる浸透を図り、使命感と誇りの醸成に努めました。</p> <p>(2) 非違事案防止対策委員会の設置 非違事案が発生した場合の再発防止対策、県民から寄せられた意見・要望・苦情等を踏まえて業務改善を行った事例等を部門横断的に情報共有し、検討・検証等を実施しました。</p> <p>(3) 三重県警察業務指導部会の設置 業務指導に係る部門横断的な情報共有及び業務指導・改善に資するとともに、部会員を監察課兼務とすることにより、監察の理念を踏まえた、予防監察機能の充実・強化を図りました。</p> <p>(4) 懲戒処分事案の情報共有の実施 所属長等の幹部が、部下職員に対して、より身につまされる指導教養を実施できるよう、全国において発生した懲戒処分事案の情報共有とともに、県内で発生した懲戒処分事案等についても全所属に情報提供し、非違事案の未然(再発)防止に努めました。</p> <p>(5) 全警察職員の初任科卒業写真の掲示 警察職員として第一歩を踏み出した時の気持ち(初心)を思い起こさせるため、警察職員初任科卒業時の集合写真を警察学校本館の玄関ホールに掲示しました。</p> <p>(6) 県警職員倫理カードの改訂 警察職員としての使命感と誇りを醸成し、県民のための警察を確立するとともに、非違事案の防止を図るため県警職員倫理カード(改訂版)を作成し、全職員に配布しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成25年中の懲戒処分者数が増加し、警察に対する県民の信頼を著しく損ねたことを真摯に反省し、マインド・アップファイルの活用等の各種予防対策により、改善の兆しは見られているが、引き続き、職責の自覚や倫理観(使命感と誇り)を醸成する取組等を推進していきます。</p>
<p>平成26年度以降(取組予定等)</p> <p>非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や業務改善を行い、職員が働きやすい職場環境を構築することによって、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立し、非違事案の絶無を図っていく必要があることから、下記施策の重点的な推進に努めていきます。</p> <p>(1) マインド・アップファイルの継続的な活用の促進により、警察の神髄である「困り苦しむ県民を助け、不安を抱く人々に安心を与えることである」ことを認識させ、県民のために尽くすというひたむきな使命感と誇りの醸成を図ります。</p> <p>(2) 警察職員が高い規律と士気を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進することができる職場環境の確立に努めます。</p> <p>(3) 職員の指導・支援体制の構築等多角的な身上把握・指導のほか、職員家族の理解と協力を確保し、家族とのつながりの醸成を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(2) 平成24年の刑法犯認知件数は21,493件で、前年と比べて722件減少したものの、依然として県民の身近で発生する街頭犯罪等や県民に強い不安を与える凶悪犯罪が後を絶たない状況である。一方、同年の検挙率は25.5%で、全国ワースト2位となっている。</p> <p>県民が「安全・安心」を実感できる地域社会を実現するため、今後より一層、地域や関係機関との連携等による犯罪抑止対策を推進するとともに、検挙率の向上に取り組まれない。</p> <p>(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>【犯罪の抑止】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策及び情報発信活動の推進 地域住民が不安を感じる犯罪を把握するとともに、地域ごとの犯罪発生状況をきめ細かく分析し、地域の実態に即した犯罪抑止対策を実施しました。また、犯罪発生情報等を防犯ボランティア団体、自治体等へ積極的に提供するなどして、地域住民等による自主的な防犯活動により一層の推進を図りました。</p> <p>(2) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施 警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールや駅前輪場、コンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を実施して、各種犯罪の抑止を図りました。</p> <p>(3) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用・拡充 子どもが危険を感じて駆け込んできた場合の保護活動のほか、通学路等における子どもの見守り活動等を行う事業所等を「子ども安全・安心の店」として警察が認定し、地域住民による子どもの見守り活動を強化していますが、既に認定している76事業所に加え、平成25年度は29事業所を追加認定し、子どもが安心して生活できる公共空間の確保に努めました。</p> <p>(4) 街頭緊急警報装置の設置 スーパー防犯灯等の後継機として開発した街頭緊急警報装置を犯罪多発地区である桑名駅前地区と富田・富洲原地区に各5基、学校や学習塾等が集中する鈴鹿地区と松阪地区に各8基を設置し、地域における安全性の向上を図りました。</p> <p>(5) 特殊詐欺被害防止対策の推進 毎月15日の「振り込め詐欺等撲滅の日」を中心に、特殊詐欺被害防止の広報啓発活動を実施したほか、三重県知事出演によるビデオレターを作製・配布し、県民への注意喚起を実施しました。また、金融機関等と連携したATM対策や窓口における声掛けなどの水際対策を強化し、特殊詐欺の被害防止に向けた取組を推進しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 刑法犯認知件数の減少 平成25年中の刑法犯認知件数は19,726件と、前年比-1,767件(-8.2%)で、17年ぶりに2万件を下回りました。</p> <p>(2) 特殊詐欺の水際阻止 金融機関等に対する積極的な働き掛けを実施した結果、特殊詐欺の水際阻止が図られました。</p> <p>【検挙率の向上】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 捜査力の強化 事件発生直後に、犯人はもとより、現場周辺に存在する証拠物、データ、情報を早期に収集・確保することが重要であるため、鑑識に精通した捜査員及び捜査に精通した鑑識員の育成を目的とした「捜査員及び鑑識員に対する相互実践研修」の実施、防犯カメラに関連する情報の収集、DNA型鑑定、三次元画像鑑定等を積極的に活用した捜査の科学化などを推進し、捜査力の強化に努めました。</p> <p>(2) 特殊詐欺実行犯・助長犯の検挙強化 減少傾向にあったオレオレ詐欺や還付金等詐欺が増加しており、特殊詐欺及び口座詐欺や携帯電話詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪に対し「だまされた振り作戦」や突き上げ捜査を推進し、実行</p>

犯及び助長犯の取締りを強化しました。

(3) 暴力団対策の強化

一極集中状態にある山口組の中核となっている弘道会傘下組織に対する集中的かつ戦略的な取締りを推進したほか、暴力団対策法及び暴力団排除条例の活用による行政命令の発出、関係機関・団体と連携した広報啓発活動、「不当要求拒否宣言の街」の設立など、社会全体での暴力団排除を推進しました。

2 取組の成果

(1) 刑法犯検挙の向上

平成25年8月、三重郡朝日町地内において発生した女子中学生被害にかかる強盗殺人等事件について、平成26年3月2日に被疑者を逮捕し、社会的反響の大きい凶悪犯罪を検挙しました。

また、平成25年中の刑法犯検挙率は30.7%で前年の25.5%から5.2ポイント上昇し、全国順位は、前年の第46位から第36位まで向上しました。

(2) 特殊詐欺実行犯・助長犯検挙状況

特殊詐欺の実行犯に対する「だまされた振り作戦」や突き上げ捜査及び口座詐欺や携帯電話詐欺などの特殊詐欺の「犯行ツール」となる助長犯に対する取締りを強化した結果、平成25年中における特殊詐欺実行犯・助長犯は168件67人を検挙し、前年の97件49人から大幅に増加しました。

(3) 暴力団犯罪検挙及び暴力団排除

山口組傘下組織幹部らによる貸金業法違反事件、山口組傘下組織関係者らによる覚醒剤密売事件をはじめとする暴力団構成員等181人を検挙するとともに、組織的犯罪処罰法の適用、起訴前没収保全などにより犯罪収益の剥奪を推進しました。

また、山口組若頭に対する請求妨害防止命令ほか2件の行政命令を発出したほか、暴力追放市町民会議の開催、警察職員を派遣した暴力団排除に関する学校教育の実施、「鳥羽市旅館業不当要求拒否宣言の街」の設立、暴力団と密接交際している業者の公共工事からの排除、祭礼からの排除など様々な分野における暴力団排除を推進するとともに、暴力団排除機運の高揚に努めました。

平成26年度以降（取組予定等）

【犯罪の抑止】

1 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策及び情報発信活動の推進

引き続き、県民の安全・安心を確保するため、地域ごとに発生する犯罪をきめ細かく分析し、地域の実態に即した各種の犯罪抑止対策を実施するとともに、犯罪発生情報等を防犯ボランティア団体、自治体等へ積極的に発信し、地域住民等による自主的な防犯活動の活性化を図ります。

2 街頭緊急警報装置の設置

子どもを見守る機能の強化を図るとともに、子どもが犯罪被害に遭わない生活環境を確保するため、通学路等に街頭緊急警報装置を整備し、地域における安全性の向上を図ります。

3 特殊詐欺被害防止対策の推進

高齢者等が被害に遭いやすい特殊詐欺の被害を防止するため、具体的で分かりやすい広報啓発活動を推進するほか、金融機関等と連携した水際対策を強化します。

【検挙率の向上】

1 捜査力の強化

県民に強い不安を与える凶悪犯をはじめとする犯罪の早期徹底検挙を図るため、引き続き、初動捜査活動の強化、現場鑑識活動の徹底、捜査支援システムの活用などにより、総合的な捜査力の強化を図るとともに、刑法犯認知件数の約8割を占め、県民の身近で発生する侵入犯罪をはじめとする窃盗犯対策として、効果的な捜査体制の確立、積極的な情報共有による共・合同捜査などを推進し、検挙率の向上に努めます。

2 特殊詐欺撲滅のための取締りの強化

減少傾向にあったオレオレ詐欺や還付金等詐欺が増加し、また、振り込め詐欺以外の特殊詐欺も増加していることから、特殊詐欺を撲滅するため、「だまされた振り作戦」や突き上げ捜査による実行犯及び口座詐欺・携帯電話詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締活動を強化します。

3 暴力団対策の強化

暴力団を壊滅し、県民の安全・安心を確保するため、暴力団壊滅集中戦略対象団体に対する集中的かつ戦略的な取締りを強化するとともに、関係機関・団体との連携による「三重県暴力団排除条例」を活用した社会全体での暴力団排除に取り組むほか、薬物・銃器の根絶など、総合的な対策を推進します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止)</p> <p>(3) 平成24年の交通事故死者数は95人で、統計史上最少を維持しているものの、人口10万人当たりの死者数では全国でワースト10位と悪化している。</p> <p>国道等の主要幹線道路等において交通事故の半数以上が発生していることや、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いこと、シートベルト非着用死者の割合が高いこと、飲酒運転が絡む事故が後を絶たないことなどの実態を踏まえ、さらなる交通事故発生抑止対策を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成25年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 重点4S対策等の推進 平成24年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約半数、歩行者等交通弱者が約4割を占めるほか、四輪乗車中死者の半数がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転絡みの死亡事故が4件発生したことから、引き続き、高齢者の事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転の根絶及び速度抑制を重点とした対策、いわゆる「重点4S対策」を推進しました。特に、飲酒運転の根絶については、「三重県飲酒運転〇をめざす条例」に基づき、飲酒運転者やその周辺者の取締りの強化を図るとともに、関係機関・団体等と連携して交通安全教育、広報啓発活動の一層の推進を図りました。</p> <p>(2) 交通事故抑止に資する取締りの推進 飲酒運転、速度超過、シートベルト非着用等の悪質・危険違反の指導取締りを重点的に推進したほか、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた指導取締りなど、交通事故の実態に応じた取締りを引き続き推進しました。また、国道23号をはじめ主要幹線道路において、顕示効果の高い白バイ等による指導取締りを中心に積極的な街頭活動を実施しました。</p> <p>(3) 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 夜間における歩行者等交通弱者の交通事故死者全員が夜光反射材を着用していなかった(又は身につけていなかった)ことから、あらゆる機会を通じて、「自動車、原動機付自転車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「夜光反射材の着用等の促進」等を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進し、夜間や人が多く集まる場所等において夜光反射材の自主的な着用等が図られるよう「実演」を踏まえるなど、街頭における広報・啓発活動を強化しました。</p> <p>(4) 追突“ゼロ”作戦の推進 県内で発生した人身事故の4割強を占め、かつドライバー等の緊張感の欠如がもたらす最たる事故といえる追突事故の減少に重点を置いた「追突“ゼロ”作戦」を展開し、ドライバー等に緊張感を保持した運転をさせ、交通事故の総量抑制と交通事故による死傷者の減少を図りました。</p> <p>(5) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、高齢者等感応信号機や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を図りました。</p> <p>2 取組の成果 平成25年中の交通事故死者数は94人で、3年連続で二桁台に抑え統計史上最少となり、人身事故件数は9,804件、前年比-351件、負傷者数は12,885人、前年比-402人で、人身事故は9年連続で減少となったものの、高齢者の事故死者数は49人、前年比+1人、交通弱者の事故死者数は41人、前年比+2人、そのうち夜間事故による死者数は18人、前年比+3人となり、いずれも僅かながら増加となったことから、これら実態を踏まえた対策を強化しています。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）

○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進

第9次三重県交通安全計画が掲げる「平成27年までに交通事故死者数を75人以下とする」等の目標の達成に向け、関係機関・団体との連携による交通安全教育、広報啓発活動をはじめ、交通指導取締り等の街頭活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。

- ・ 「重点4S対策の推進」及び「追突“ゼロ”作戦」等の浸透
- ・ 飲酒運転〇をめざす条例に基づく取組の推進
- ・ 交通事故抑止に資する指導取締り等の推進
- ・ 安全で快適な交通環境の整備

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 放置違反金等の収入未済額が 32,324,152 円（対前年度比 86.1%）あり、前年度と比べ 5,203,455 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。 （交通部交通指導課、警務部会計課）</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 （生活安全部生活安全企画課、交通部交通指導課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対して、積極的に滞納処分を行い、放置違反金を強制徴収しました。</p> <p>(4) 平成 24 年 12 月から平成 25 年 10 月まで、放置違反金未収対策として、放置違反金滞納 0（ゼロ）事業（三重県緊急雇用創出事業）を実施し、事業終了後、雇用者を引き続き放置違反金サポート員として雇用し、放置違反金の早期徴収に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成24年度末現在の放置違反金の未済額は、29,901,000 円でありましたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、5,820,000 円を回収するなど成果を上げました。</p> <p>【公用車、交通信号機及び交番に係る損害賠償金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>債務者は、損害賠償金の全額を納付できなかったことから、未収金（平成 26 年 3 月末現在見込み）となったものです。履行期限の延長及び分割納付の措置を執るなど、弁済額が滞らないように電話、面接、文書による催促を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記取組により、債務者の 1 人は平成 25 年度中に損害賠償金の全額を弁済しました。残る債務者についても引き続き、催促を実施して時効の中断を図るとともに、弁済が滞ることがないように努めます。</p> <p>【収入事務】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(イ)は、証紙による収入において、消印方法が不適切であったもの及び収入証紙納付書の金額を誤記していたものです。いずれも、チェック等を怠ったことに起因して発生したもので、複数の職員によるチェック機能の確保に努めるなど、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>複数職員による確実なチェック機能の大切さを再認識させるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで同種事案の発生はありません。</p>

平成 26 年度以降（取組予定等）**【放置違反金】**

文書、電話及び訪問等による催促を一層強化し、併せて滞納処分による放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生の防止に努めます。

【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】

引き続き、催促等を実施するなど債務者の弁済が滞ることがないように努めます。

【収入事務】

引き続き、複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。

部局名 警察本部

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。(いなべ警察署、四日市南警察署、津南警察署、紀宝警察署)</p>
講じた措置
<p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>地域機関分については、自動車運転免許証更新時講習手数料等の収入証紙の消込がされていないもの、行政財産の使用許可に係る電柱、支線の土地使用料の調定が遅れていたもの及び自動車保管場所証明書交付申請手数料を誤徴収したものです。いずれも、チェック等を怠ったことに起因して発生したもので、複数の職員によるチェック機能の確保に努めるなど、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>複数職員による確実なチェック機能の大切さを再認識させるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで同種事案の発生はありません。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、複数の職員によるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【いなべ警察署一般廃棄物収集運搬等業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の実排出量に伴う契約変更の検討がなされていなかった。 (いなべ警察署) <p>(2) 【一般廃棄物、産業廃棄物収集処分等業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。 (四日市西警察署) <p>(3) 【伊勢警察署消防設備保守点検保安管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手方の選定にあたり、必要な資格を確認していなかった。 (伊勢警察署) <p>(4) 【伊勢警察署職員住宅等消防設備保守点検業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約相手方の選定にあたり、必要な資格を確認していなかった。 (伊勢警察署) <p>(5) 【伊勢警察署空調設備保守管理委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。 ・ 契約書に定めた点検結果報告書が徴収されていないものがあった。 (伊勢警察署) <p>(6) 【免震設備維持管理業務委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 履行確認及び検収した旨の記録がなかった。 (鳥羽警察署) <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【警察大学校入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復命書に用務の概要及び用務時間が確認できる資料が添付されていなかった。 (警備部機動隊) <p>(2) 【関東管区警察学校入校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 復命書に用務の概要及び用務時間が確認できる資料が添付されていなかった。 (警備部機動隊) <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 契約書に、暴力団等不当介入時における業者の対応についての記載がなかった。 (警務部会計課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 25 年度</p> <p>【業務委託】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、一般廃棄物の実排出量の把握をせず、契約変更の検討を怠ったものです。以後、実排出量の把握に努め、その結果に応じて契約変更を検討し、適正な予算執行に努めました。</p> <p>(2)は、契約書に契約保証金の記述を失念したものです。複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(3)、(4)は、業者選定において、契約締結時点で必要な資格を確認したものの、見積もり合わせの段階で疎明する資料の提出をさせていなかったものです。必要な資料を提出させ業者選定基準に該当するか確認しました。</p> <p>(5)は、契約書に規定された実施責任者の書面が未提出であったもの及び点検結果報告書が一部未提出であったものです。契約書に規定された実施責任者の確認書類の提出、点検結果報告書の提出など契約どおり履行しました。</p> <p>(6)は、検収確認の記載を失念していたものです。複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>複数職員による確実なチェック機能の大切さを再認識させるとともに、関係規則に基づいた適正な事務処理が推進されています。</p> <p>【旅費】</p> <p>1 実施した取組内容</p>

(1)、(2)は、それぞれ県外で開催された研修等に出張した復命書に旅行用務の疎明が不十分であったものです。

職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者をはじめ、複数の職員によるチェックの強化を図りました。

2 取組の成果

復命書に、用務の概要等を疎明する資料を添付することにより、用務時間を客観的に確認できるようになり、職員の意識が高揚されるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェック機能が強化されるようになりました。

【物品購入】

1 実施した取組内容

契約書に、暴力団等不当介入時における業者の対応についての記載を失念したものです。指導教養を実施するとともに複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。

2 取組の成果

指導教養を実施した結果、契約事務の適正化が図られました。

平成 26 年度以降（取組予定等）

委託業務、旅費、物品購入とも、引き続き、職員に対する指導教養を強化するとともに、担当者をはじめ、複数員によるチェック機能の強化に努め、適正な事務処理を推進します。

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特殊勤務実績簿に記載誤りがあった。(刑事部機動捜査隊)</p> <p>(2) 扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。(四日市南警察署)</p> <p>(3) 住居手当が過給されていた。(四日市南警察署)</p> <p>(4) 通勤手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。(四日市南警察署)</p> <p>(5) 住居手当の支給開始日が誤っていた。(津南警察署)</p> <p>(6) 扶養手当の第一子の認定額に誤りがあった。(伊勢警察署)</p> <p>(7) 通勤手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。(伊勢警察署)</p> <p>(8) 特殊勤務実績簿への職員の押印が不十分なものがあつた。(鳥羽警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、手当支給額は適正であったものの、特殊勤務手当実績簿の記載誤りがあつたものです。</p> <p>(2)は、手当支給額は適正であったものの、確認不足により、扶養手当の認定に必要な書類が添付されていなかったものです。</p> <p>(3)は、給与事務システムへの入力誤りにより、住居手当が過給されていたものです。</p> <p>(4)、(7)は、手当支給額は適正であったものの、地図による通勤経路確認結果の書類が添付されていなかったものです。</p> <p>(5)は、住居手当の支給開始月を届出の翌月から開始すべきところを、入居月の翌月に遡って支給してしまったものです。</p> <p>(6)は、誤ったコードで電算登録したことから、扶養手当の認定額を誤って支給していたものです。いずれも、複数員による点検・再点検を励行するなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(8)は、特殊勤務実績簿への職員の押印が不鮮明であったものです。職員に対して適切に押印するよう指導教養を実施し、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>手当の認定等に関する重要性を再認識するとともに、チェック機能の向上が図られました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、チェック機能を強化し、再発防止に努めます。</p>

部局名 警察本部

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 公舎の使用許可に際して、文書の起案・決裁を行うことなく処理を行っていた。 (四日市西警察署)</p> <p>(2) 職員住宅の入居の承認について、職員住宅管理要綱に基づく本部長への報告がされていなかった。 (紀宝警察署)</p> <p>イ 物品の管理状況</p> <p>備品の保管場所が台帳と異なっていた。 (紀宝警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>【財産管理状況】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、公舎の使用許可にあたり、許可承認は受けているものの、起案・決裁を省略していたものです。公舎の使用許可に関する起案・決裁を受け、以後、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(2)は、職員住宅の入居にあたり、適正な承認手続を行っていたものの、職員住宅管理要綱に基づく報告を履行していなかったものです。同要綱に基づく報告を行うとともに関係法令及び規則等についての指導教養や、幹部等の複数職員によるチェック機能体制を強化し、再発防止の徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の公有財産に対する意識の高揚が図られるとともに、チェック体制が強化されました。</p> <p>【物品の管理状況】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>災害用の県有備品につき、津波被害対策の一環で保管場所を変更したにもかかわらず、台帳が未整理であったものです。</p> <p>県有物品につき、保管場所と台帳等関係書類の照合確認を実施するとともに、複数員によるチェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>県有物品の適正管理が行われるとともにチェック体制の強化が図られました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、定期的な点検、管理等適正な財産管理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 定例払い後納郵便料の重複入金のは正が遅延していた。 (警務部会計課)</p> <p>(2) 自動車保管場所証明現地調査業務委託において、委託業者が個人情報の記載された文書を紛失していた。 (交通部交通規制課)</p> <p>(3) 前渡資金管理簿に年度末の精算が記載されていなかった。 (交通部交通機動隊)</p> <p>(4) 自己検査が期限内に行われていなかった。 (四日市西警察署)</p> <p>(5) 時間外勤務手当の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿警察署)</p> <p>(6) 特殊勤務手当の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。 (鈴鹿警察署)</p> <p>(7) 公用車の車検に係る申請書の提出が遅延していた。 (津南警察署)</p> <p>(8) 職員から認定誤りであるとして返納させた住居手当について、認定誤りを取消し、再度支給していた。 (大台警察署)</p> <p>(9) 報償費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (伊勢警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 25 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、資金前渡の通帳の確認不足により、定例払い後納郵便料の二重払いのは正が遅延していたものです。複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図りました。</p> <p>(2)は、自動車保管場所証明現地調査業務委託に関して、その受託業者が、保管場所証明に関する現地調査を実施する際、個人名等の記載された一覧表を紛失してしまったものです。受託業者では緊急に調査員に対する教養を実施したほか、受託業者各事務所に対して巡回指導を実施し、各責任者に対して個人情報保護及び適正な取扱いの再徹底を図るなど、再発防止に努めました。</p> <p>(3)は、前渡資金の精算は履行されていたものの、前渡資金管理簿に年度末の精算の記載を失念していたものです。複数員による点検を励行するなど、チェック機能の向上を図りました。</p> <p>(4)は、平成 24 年度後期の自己検査の実施が遅延していたものです。以後、期限内に確実に実施するよう努めました。</p> <p>(5)、(6)は、月例給与報告の際、人事異動に伴う転入者のうち、2名の職員番号を誤入力したことに起因し、1名については時間外勤務手当が、もう1名については特殊勤務手当が不支給になったことに伴い、誤入力した他所属職員1名の時間外勤務手当と、もう1名の特殊勤務手当が過支給となったため、歳出戻入を行ったものです。</p> <p>職員番号等の基本情報の誤入力を防止するため、複数員による点検を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>(7)は、公用車の車検申し込みを口頭で行っていたものの、申請書の提出が遅延したものです。適正な事務手続きを指導するとともに、担当者による自主点検の徹底と複数員によるチェック機能の強化を図りました。</p> <p>(8)は、住居手当につき、法令等の解釈を誤り、一旦、認定誤りとして手当を返納させたものの、解釈誤りに気づき、再度支給したものです。関係法令の研鑽及び複数員によるチェック機能の強化など、再発防止を図りました。</p> <p>(9)は、財務会計システム入力内容を訂正する際、誤った訂正作業を行ったことから二重払いとなり、歳出戻入したものです。複数員による点検を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)は、複数員によるチェック機能の重要性が再認識され、適正な事務手続きが推進されています。</p> <p>(2)は、受託業者にも個人情報の保護及び適正な取扱いの重要性を再認識させることができました。</p>
<p>平成 26 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)は、引き続き、担当者の知識技能のレベルアップ及び複数員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続きを推進します。</p> <p>(2)は、引き続き、受託業者に対する指導を強化し、同種事案の再発防止に努めます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(6) 交通事故	
公用車の交通事故、特に人身事故も発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。	
(1) 人身事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 246,479 円・相手 492,200 円) (治療費等：県 0 円・相手 71,125 円) (刑事部捜査第二課)
(2) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 48,000 円・相手 163,075 円) (桑名警察署)
(3) 自損事故	(物損額：県 129,670 円) (いなべ警察署)
(4) 自損事故	(物損額：県 106,270 円) (津南警察署)
(5) 物損事故	(負担割合：県 60%・相手 40%) (物損額：県 263,431 円・相手 146,844 円) (松阪警察署)
(6) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 304,802 円・相手 0 円) (松阪警察署)
(7) 人身事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 0 円) (治療費等：県 0 円・相手 119,955 円) (松阪警察署)
(8) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 120,940 円・相手 0 円) (伊賀警察署)
(9) 自損事故	(物損額：県 603,306 円) (伊賀警察署)
講じた措置	
平成 25 年度	
1 実施した取組内容	
警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、年々、増加し、平成25年12月31日現在、四輪車1,012台、二輪車264台、合計1,276台に及んでいます。また、現場臨場に際して地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。	
交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に各種取組を推進しています。	
具体的には、	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用 ・ 交通事故を起こした職員を対象にした運転適正検査、運転シミュレーター講習等の実施 ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための事故事例を題材にした小集団討議の実施 ・ 運転技能訓練や同乗者安全誘導訓練等の実施 	
などの施策を実施しています。	
2 取組の成果	
公用車による交通事故の発生件数は、ここ数年、横ばい傾向で推移していますが、損害賠償額が減少傾向にあり、重大な事故が減少しているものと認められます。	
平成 26 年度以降（取組予定等）	
引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導・教養を鋭意推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。	

監査委員公表第4号

平成25年2月1日に包括外部監査人から提出のありました平成24年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、三重県知事から平成26年4月9日付けで通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表します。

平成26年5月13日

三重県監査委員	福	井	信	行
三重県監査委員	津	田	健	児
三重県監査委員	辻		三	千
三重県監査委員	田	中	正	孝

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
<p>・ 包括外部監査の意見及び指摘</p>		
<p>1. 外部監査の結果 - 総合的意見 -</p>		
<p>1. 公有財産台帳への登録もれ・誤りについて (1) 台帳登録に関する業務処理統制上の問題点 登録もれ・誤りの防止体制の運用及び発見体制の整備の不備【意見】</p>	<p>担当者レベルでの登録誤りを防止する仕組みが有効に運用されておらず、また登録もれを発見する仕組みが不十分であるため、台帳登録の正確性や網羅性について責任を有する所管課等の長が決裁前にそれらを発見することは困難になっているものと考えられる。 登録誤りの防止のためには、複数担当者による二重チェックを行うなどの適切な運用が必要であるとともに、登録もれを発見するためには、工事等の決裁に際して決裁項目の一つに台帳登録が必要か否かを追加することや、決裁もしくは工事に関する報告書と台帳との照合を行うなどの検討が必要である。 また、管財課においては、各課等から送付されてくる登録データについて、取りまとめて承認している。これについては、たとえば各課等から登録データとともに関連書類を提出させ照合する、あるいは工事請負費（第15節）や公有財産購入費（第17節）といった歳出データとの間に重要な差異がないかチェックする、といった仕組みの検討が必要である。</p>	<p>平成23年度に策定した「みえ県有財産利活用方針」に基づき、公有財産台帳への適切な登録を進めるため、平成24年度から県有財産等自己点検を全庁で実施しており、その際に登録誤り等がないか点検しています。各部局から管財課への報告時には、公有財産台帳と根拠となる関連書類の提出を求め、記載内容を確認の上公有財産管理システムにおいて承認を実施しています。 歳出データとのチェックの仕組みについては、将来のシステム改修の際に検討していきます。</p>
<p>改修工事等の公有財産台帳の記入要領（ルール）の周知不足【意見】</p>	<p>改修工事等については「公有財産記入要領」において、100万円未満の軽微な修繕を除き台帳登録する必要があるとされているが、これらの登録もれが各課等で見受けられた。その原因の一つとしては、担当者が一定の場合に改修工事等の登録が必要であることを認識していないことにある。 公有財産台帳の管理責任を有する管財課の各課等に対する周知が不足していると考えられるため、管財課における各課等への周知を適時に行うことが望まれる。</p>	<p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等については、定期報告依頼時の通知文や、公有財産管理システムログインページに、リンクを張る等して周知しており、100万円以上改修工事の登録の必要性についても、時期に応じ、システムログインページに周知文を掲載しています。 さらに、平成24年度から県有財産等自己点検を全庁で実施しており、その際にも登録もれ等がないか点検しています。</p>

<p>速やかな異動登録の必要性【意見】</p> <p>施設（建物）の取壊しに際して公有財産台帳への登録もれが散見された。これは、年度中に施設（建物）の取壊しが行われた場合にも、台帳への異動登録は年度末に一括して実施することが多いため、年度末に異動登録を失念していることに起因するものと考えられる。</p> <p>公有財産規則第 35 条では、公有財産台帳の登録事項に異動が生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しを管財課長に報告することになっており、取壊しが行われた都度、速やかに台帳登録を実施することが望まれる。</p>	<p>台帳記載事項に変更があった場合は、異動報告を速やかに行うよう、システムログインページに掲載するほか、文書等で周知徹底しています。異動登録もれ防止のためには、歳出データと連携した確認の仕組みを構築することが有効であると考えられるため、将来のシステム改修の際に検討していきます。</p>	<p>総務部</p>
<p>(2) 公有財産規則上の問題点【意見】</p> <p>公有財産の管理について、管財課としては、各課等が提出する台帳データは各課等が管理しているものであって、管財課はそれを取りまとめる責任を負っているのみという認識がある。各課等が所管する公有財産の用益管理、財務管理は第一義的には、所管する課等が負っていると考えられるが、(1)で述べたチェック体制の不備やルールの周知不足を解消し、県の公有財産全体をより適切に管理するためには、公有財産全般について管財課が財務管理についての責任を負うべきであると考えられ、必要であればその旨を明確とするよう公有財産規則の改正等を検討されたい。</p>	<p>個々の公有財産の台帳管理は、財産の状況を最もよく把握できる各課等で行うことが効率的と考えます。</p> <p>各所属が登録もれの有無などを点検する機会となることも目的として、平成 24 年度から、現場において確認を行うことができているチェックリストを作成し、県有財産等自己点検を実施しています。</p> <p>また、各部局の状況に応じたチェック体制の適切な整備及びルール等に関し、財産の自己点検説明会等の会議の場で周知しています。</p>	<p>総務部</p>
<p>2. 公有財産台帳への登録ルールについて</p>		
<p>(1) 付随費用の反映【意見】</p> <p>公有財産規則第 31 条において、公有財産台帳に登録すべき価格は、購入に係るものは購入価格とされ、たとえば建物等の施設を建設した場合、工事請負費のみが購入価格と解され、台帳価格として登録されている。</p> <p>しかし、固定資産を取得した場合に台帳に登録すべき固定資産の取得価額には、該当する工事請負費のほか、その工事にかかる付随費用も含めることが適切である。</p> <p>付随費用とは、取得のために直接要した費用（たとえば、引取運賃、荷役費、購入手数料、関税等）事業の用に供するために直接要した費用（たとえば、搬入費、据付費、試運転費等）のことをいう。</p> <p>第 13 節（委託料）において支出される実施設計委託料や工事監理委託料もに含まれるものと考えられるため、こうした項目について網羅的に固定資産本体工事価額に含めて計上する体制を整備することを検討されたい。また、取得にあたり発生した前所有者の移転費用に係る補償費についても、含まれるものとして含めるべきものであるため、これらを網羅的に把握して計上する体制を整備することも検討する必要がある。</p>	<p>固定資産を取得した場合、公有財産台帳に登録すべき取得価格に付随費用を含めることについては、新地方公会計制度導入を前提としており、これには資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、今後新地方公会計制度を導入する際に、国及び他府県等の動向を踏まえた上で改めて、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるように方法を検討していきます。</p>	<p>総務部</p>

<p>(2) 資本的支出と収益的支出（修繕費）の区分【意見】</p>	<p>改修工事においては、従来の建物等の機能や耐用年数の向上をもたらす支出(資本的支出)が、当該機能を維持させるにとどまる支出(修繕費)の中に混在することがある。前者は資産計上すべきものであり、後者は費用計上すべきものである。</p> <p>公有財産規則上は明示がないものの、「公有財産台帳記入要領」によって、建物及び工作物について、増築のほか修繕や模様替えを行った場合における台帳価格の取扱いを別途定めされており、この中には、100万円以上の修繕や模様替えに係る工事費が含まれている。これは、取得後の公有財産にかかる支出について、こうした資本的支出による財産的価値の向上の実態を簡便的に公有財産価格に反映せよとする措置であると推測される。</p> <p>ただし、その算出方法は、以下のように機械的に除却費の仮定を置くものであり、また算定過程が複雑でもあるため、各課等において十分に周知徹底されていない状況にあった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>増築等工事費 - (除却工事費 + 除却古材費)</p> <p>除却古材費 = 除却工事費 × 10/100</p> <p>なお、建物の延面積に増減がない場合で、台帳価格の1割未満かつ100万円未満の場合は記入を要しない。</p> </div> <p>これについては、算定範囲や算定方法のルールを再構築していくことが適切であると考えられる。</p>	<p>総務部</p>
<p>(3) 建設途上にある固定資産の登録体制の構築【意見】</p>	<p>たとえば、防災対策部における平成23年度の工事請負費の一つである「三重県防災通信ネットワーク更新工事(衛星系)：平成23年度支出額827,321千円」は、平成23年度から平成25年度までの3カ年計画で整備が行われる公有財産であるが、当該公有財産は工事完了となる平成25年度における公有財産台帳の登録を行う予定であり、平成23年度の公有財産台帳への登録はなされない。</p> <p>しかし、新地方公会計制度の導入を前提とすると、公費の支出と公有財産の増加は一对のものとして認識される必要がある。また、これにより、登録もれ、誤りの防止により適切な財産金額の把握に資するといえる。よって、このような複数年に渡る工事請負費も支出毎に公有財産台帳等への登録を行う体制を整備することが適切である。</p>	<p>総務部</p>

<p>(4) 不動産投資事業を活用した財産の管理【意見】</p> <p>教育委員会事務局及び警察本部において、共済組合の不動産投資事業を活用した財産の取得がある。いわゆる投資不動産方式と言われるものであり、共済組合が建設した住宅等の施設を譲渡契約に基づいて県が管理・運営しながら、譲渡代金を割賦で支払う方式であり、当該施設の所有権は譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになり、その所有権が県に移転するのは、譲渡代金の支払が完了したときである。</p> <p>共済組合との譲渡契約による支払期間は、14年から23年という長期間にわたるが、所有権が移転するまでは公有財産台帳又は教育財産台帳に登録されない現行のルールにおいては、当該施設はその間、公有財産台帳等に反映されていないことになる。</p> <p>しかし、当該施設の維持修繕のための費用等は県の負担とされており、実質的に所有しているのと同じ状況にあると考えられる。</p> <p>したがって、県においても所有権の移転はなくとも、実質的に県が所有しているといえる施設については、支払期間中であっても公有財産に準じて別途管理台帳を作成し、管理する必要があると考えられる。</p>	<p>平成25年1月8日付け新通知「借受財産の適正な管理について」により、借受財産台帳の整備を義務付け、管財課長へ契約書の写しを添えて報告することとし、管財課において、借受財産の状況把握を以前にも増して的確に行っています。</p>	<p>総務部</p>
<p>(5) 減価償却制度の構築による管理会計的導入の検討【意見】</p> <p>新地方公会計上必要となる固定資産管理と、現行制度上の公有財産管理を両立するにあたり課題の一つとなるのが、土地以外の償却資産に対する減価償却制度の適用である。減価償却とは、固定資産の取得原価を当該資産の耐用年数にわたり規則的に費用として配分する手続である。</p> <p>現行では新地方公会計制度を導入した財務諸表を作成する段階に入っていないため、これを時期尚早と考える向きもあると思われるが、「利活用方針」にも定められているライフサイクルコストの平準化・縮減のための「県有施設適正保全計画（仮称）」を実際に活用可能なものとして策定するにあたっては、この減価償却制度を公有財産管理システム上において構築することが、施設のライフサイクルコストの分析やシミュレーションといった管理会計的手法の導入に関して極めて有効である点を強調しておきたい。</p> <p>また、現状の公有財産台帳データにおける土地以外の償却資産について、公有財産の金額（「第2公有財産に関する概要」参照）は、減価償却が実施されておらず、過去の取得原価の積上げに過ぎないため、財産価値が過大に表示されているという問題もある。</p> <p>県が保有している建物等の公有財産について耐用年数を決めるとともに、減価償却制度の導入を検討する必要がある。</p>	<p>建物等の資産に対する減価償却制度の導入は、新地方公会計制度導入を前提としており、これには資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、公有財産管理システムの大幅な改修を要することから、今後、新地方公会計制度導入の際に、国及び他府県等の動向を踏まえた上で改めて、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるような方法を検討していきます。</p>	<p>総務部</p>

<p>3. 普通財産の一元的管理体制の構築について</p> <p>(1) 管財課の位置づけの見直しについて【意見】</p>	<p>管財課への移管がなされず、各課等所管のままとなっている普通財産については、利活用計画の対象物件となっている場合を除き、各所管課等と管財課との情報共有が図られず、管財課は当該普通財産についての十分な情報を持っていないため、処分等の方針策定が困難となり、結果的に普通財産が長期にわたり各課等の所管のまま滞留している場合がある。</p> <p>そこで、未利用・低利用の普通財産を出来る限り各課等にとどまらせず、早期に長期的・全庁的な視点に立った利活用を検討する意思決定機関の議論の俎上に乗せる仕組みを構築することが必要であると考えられる。</p> <p>普通財産の管理及び処分に係る情報を網羅的に把握するため、管財課に対して、各課等に對する権限を持たせるとともに、それらを一元的に管理する責任も負わせ、必要な情報を適時に吸い上げる体制を構築することを検討する必要がある。</p>	<p>未利用・低利用資産の有効活用を進めるため、総務部副部長を座長とし、各部局主管課長等で構成する全庁的な「県有財産有効活用等推進会議」により、県有財産の利活用を進めています。</p>	<p>総務部</p>
<p>(2) 未利用・低利用財産の機会費用の把握・分析と意思決定への組み込み【意見】</p>	<p>各課等が所管するものもあわせ未利用・低利用の各財産の機会費用を把握し、その影響を客観的に把握・分析する手法を「利活用方針」の意思決定に組み込むことにより、未利用・低利用による機会費用が各財産において明示され、それらの利活用に向けた手続に優先順位をつけ、計画的かつ迅速に利活用にに向けた検討が推進されることが高まると考えられる。</p>	<p>全庁的な「県有財産有効活用等推進会議」及び作業部会により、課題を有する財産を抽出し、個別財産の利活用計画を策定することにより、県有財産の有効活用を行っています。</p>	<p>総務部</p>
<p>4. 公有財産の貸付又は使用許可に関する事務手続について</p> <p>(1) 貸付に関する意思決定プロセスについて【意見】</p>	<p>公有財産の貸付が合理的に行われるためには、別途、全庁的な視点をもった部署による総合的な判断が求められるものと考えられる。無償又は減額貸付を行う判断にあたっては、たとえば総務部長への協議を行うべき要件を緩和することなどにより、実質的に無償又は減額貸付の意義があるものか否かを適切に判断するプロセスの強化が望まれる。</p>	<p>公有財産の貸付及び使用料の減免については周知しているところですが、今後も適正なルール適用の周知を図るとともに、県有財産等自己点検の機会を活用して各部局においてチェックを行い、適切な貸付が行われるよう対応していきます。</p>	<p>総務部</p>

<p>(2) 自動販売機の設置場所（行政財産）の貸付対象の拡大について 指定管理者や施設内の食堂、売店等が設置する自動販売機について【意見】</p> <p>それぞれの施設ごとに、たとえば次回の指定管理者の選定までに、指定管理者との協定あるいは施設の設置条例上の取扱いについて関係担当部署が協議し、自動販売機の設置が「施設の設置目的」に照らして指定管理業務に含まれるかどうか、指定管理業務に含まれる場合、指定管理料から適正な自動販売機収入が差引かれているかどうか、あるいは県が自動販売機の設置場所を直接貸付けるかどうかなど、指定管理者制度を導入している施設の自動販売機の設置に関して、その方針等を検討されたい。</p> <p>また、に該当するもの（施設内の食堂、売店等が経営上一体的に設置している自動販売機）については、「性質上目的外使用の許可であり貸付の対象とできるものであるが、食堂、売店等の経営上の影響等を考慮し、一度に導入することが現実的でないと考えられたため、経過措置として設けられたもの」とのことである。よって、これらについては順次、貸付対象に含めていくことが、県の自主財源の確保の観点から望まれる。</p>	<p>都市公園法により設置する自動販売機について【意見】</p> <p>に該当するもの（その他法令等による特別な理由により設置している自動販売機）の中に、県内にある3箇所の都市公園（鈴鹿青少年の森、大仏山公園、熊野灘レクリエーション都市公園）における自動販売機が合計で25台ある。これらについて対象外としている理由は、「都市公園を規制する都市公園法その他関連法令において、入札による設置料の決定が規定されていないためである」との説明を受けた。</p> <p>しかし、地方自治法第238条の4第2項第4号において定められた行政財産の貸付の導入の趣旨からすると、都市公園のみを当該制度の対象外とする合理的理由が見当たらない。また、他自治体に目を向けると、たとえば蒲郡市や東浦町において、都市公園における自動販売機設置の入札制度を既に導入していることが公表されている。</p> <p>よって、これも県の自主財源の確保の観点から、関係担当部署で協議したうえで、入札対象に含めていくことを検討されたい。</p>	<p>5. 借地上的公有財産（施設）の登記について【結果】</p> <p>借地上的公有財産（施設）の登記については、管財課からは「登記を行った方が好ましい」という回答であったが、公有財産の保全という観点からはさらに一歩進めて、賃借権の登記が建物の所有権登記のいずれかの登記を行うべきである。また、取扱要領等により登記すべき旨をルール化するべきである。</p>
<p>自動販売機の設置について、指定管理者の管理業務に含めるよう統一することとし、設置に伴う収入の一定分について県への納付を受けることとします。</p> <p>これらに対応して、各施設の次回の指定管理者の更新時から対応することとします。</p> <p>施設内の食堂、売店等が設置する自動販売機についての対応は、総務部に対する意見5「互助会への行政財産の使用許可について」のとおりです。</p>	<p>指定管理者制度を導入している都市公園における自動販売機の設置については、他の導入施設と同様に、指定管理者の管理業務に含めるよう統一することとし、設置に伴う収入の一定分について県への納付を受けることとします。</p> <p>これらについて、次回の指定管理者の更新時から対応することとします。</p>	<p>平成25年度の県有財産等自己点検において、各所属における借地上的建物登記の状況を全庁的に調査しました。</p> <p>これらの建物のうち、建物の所有を目的として土地を賃借しているものについては、借地借家法の適用を受け、建物の登記により第三者への対抗要件を備えることができるので、今後順次実施していくこととします。</p>

<p>6. 境界標柱の設置に関して (1) 境界標柱の設置の確認について【結果】</p>	<p>境界標柱の設置について、公有財産規則第13条では、「課等の長又は地域機関の長は、土地を取得したとき、又は土地の境界について変更があったときは、速やかに境界標柱を建設しなければならぬ」と規定している。 包括外部監査を実施するにあたり、公有財産所管部署に対して事前調査を実施し、上記の規定についての遵守状況を確認したところ、多くの部署から「現状は設置の有無を網羅的に把握していない」という回答であった。 境界標柱の設置の有無について、網羅的に把握し、設置が必要な県有地については境界標柱を設置する必要がある。</p>	<p>境界標柱の設置の有無については、平成24年度上半期に県有財産等自己点検により確認を実施しました。 現行の三重県公有財産規則第13条では「境界標柱」となっていますが、物理的に境界標柱を建植できない事例も確認できたため、これを「境界標」と改訂し、境界標の具体的内容について、設置個所の態様により、金属プレートや金属板などを設置することを要領等により規定することとしました。</p>	<p>総務部</p>
<p>(2) 境界標柱に関する規程の制定について【意見】</p>	<p>県有地の境界を明確にし適正に県有財産を管理するため、県有財産となる土地を取得した場合及び県有地の境界に変更が生じた場合に、境界標柱の設置が必要とされる土地について、その設置を徹底するため、境界標柱の設置に関する規程を制定することを検討する必要がある。 現行の公有財産規則第13条においては、すべての県有地に境界標柱の設置を義務づけていると解されるが、境界標柱の設置が特に困難もしくは不相当と認められる土地については、所定の手続きを経て境界標柱の設置を省略できる旨を規定することや、境界標柱を設置後に経年変化によりその存在を確認できなくなったまま現在に至っている事例もあることから、境界標柱を設置後も定期的にその存在を確認し、その存在が確認できなかった場合の再設置について規定することも検討する必要がある。</p>	<p>総務部</p>	<p>総務部</p>
<p>1. 公有財産台帳の登録について</p>	<p>公有財産の異動登録について【結果】</p> <p>普通財産であった旧職員公舎(城山)及び旧職員公舎(三田)については、平成19年度に建物を取壊し済みであり、旧職員公舎(尾鷲14号~20号)敷地については、平成23年度に売却済みであったが、公有財産台帳に減少の異動登録がなされておらず、当該公有財産が公有財産台帳に記載されていた。 公有財産台帳の異動登録は、過不足なく行う必要があるため、処分を行った物件につき、上記第25条又は第27条で決裁を受けた書類と公有財産台帳を照合するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。</p>	<p>総務部</p>	<p>公有財産の受け入れ・処分(売却・取り壊し)等に係る異動登録は、既に訂正を行いました。また、所属内での決裁に、台帳登録の確認欄を設ける等のチェック機能強化を既に実施しています。</p>

<p>普通財産の区分について【結果】</p> <p>職員公舎の多くは行政財産に区分されているが、職員公舎（島崎）のみ公有財産台帳上、普通財産に区分されていた。この点については、次のとおり経緯による。</p> <p>職員住宅は、当初、福利厚生施設観的観点から、普通財産として管理していた。平成13年度にこれを見直し、職務執行上一定の場所に居住しなければならぬ職員に貸与する等、公共性の高い職員公舎として位置付けたことで、行政財産に分類替えを行った際、職員公舎（島崎）のみ、その手続きがもれていた。</p> <p>分類替えをする際には、現存する対象物件がすべて処理されているか、網羅性を確保する必要があるため、職員公舎全件が分類替えされているか、職員公舎のリストと公有財産台帳を照合するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。</p>	<p>当該職員公舎については、財産区分を普通財産から行政財産に訂正済です。</p> <p>なお、その他の職員公舎については、台帳の記載に不備はありません。</p> <p>今後は分類替えの際、財産区分の記載が適正であるよう、職員公舎等に係る関係書類と公有財産台帳を十分に照合し、正確な登録が行われるようしていきます。</p>	<p>総務部</p>
<p>台帳の登録金額について【結果】</p> <p>平成23年度の工事請負費の執行額と公有財産台帳の登録金額の照合を行ったところ、津庁舎外壁等の改修工事について、差異が生じていた。これについては、平成24年8月1日付けで訂正の公有財産異動報告がなされている。</p> <p>差異の発生は、県庁の組織変更による公有財産の所属換え等により業務が通常よりも繁忙になったことが一因でもあるが、公有財産異動報告書等と台帳との照合プロセスを導入し、各担当者による二重チェックを実施するなど、不備記載の再発防止策を検討されたい。</p>	<p>公有財産台帳への工事費の按分額誤りについては、工事担当者と工事関連情報報のやり取りを十分に行う等、相互の連携を強化して関連書類の確認に努め、的確な記載となるよう取り組んでいきます。</p>	<p>総務部</p>
<p>財産に関する内訳調書(個表)の記載方法について【意見】</p> <p>公有財産台帳上は、増加と減少の記録はそれぞれ適切に記録されているにもかかわらず、内訳調書において、増加減少が相殺され、すべて空欄で表示されているのは適切ではないため、財産ごとに増加減少のあったことが分かる表記の方法を検討されたい。</p>	<p>財産に関する内訳調書（個表）は、毎年度の決算報告時に「財産に関する内訳調書」を作成するため公有財産システムから出力される作業用の任意資料です。今年度においてシステム改修を伴わない方法も検討してきましたが、そのためには膨大な労力を要することから、様式を変更するにはシステムを改修することが必要との結論に至りました。そのため、将来システム改修を行う際に活用しやすいものとすよう改めて検討します。</p>	<p>総務部</p>

<p>伊勢庁倉庫建設用地の買収に係る台帳登録について</p> <p>7. 引渡し前に公有財産台帳に登録している点について【意見】</p>	<p>当該土地の公有財産台帳への登録は、所有権移転登記が完了した平成22年度中において、当該時点で未払いである残額を含めた当該土地購入金額総額でなされている。これは、「公有財産台帳記入要領」において、購入に係る異動年月日を以下のように定めていることによる。</p> <p>「(前略)その所有権の得喪の日(契約上所有権移転の日を規定している場合にはその日とし、特に明記のないものについては実際に引渡しを受けた日(後略))」(「公有財産台帳記入要領」第3 2(12)ア(7))</p> <p>しかしながら、当該土地を県が利用可能となる時期は引渡しを受けた時であり、実際に物件移転が完了し引渡しが行われれば平成23年度の土地引渡し以降である。</p> <p>現行の「公有財産台帳記入要領」に則った処理ではあるため、今後においては、購入に係る異動年月日を、所有権移転と引渡しをともに完了した日とするなどの運用改善を検討されたい。</p>	<p>土地購入に係る公有財産台帳への登録については、通常、「公有財産台帳記入要領」に基づいて行っていますが、当該案件は、契約上所有権移転の日を規定しておらず、土地の引渡し(代金完納)の前に、所有権移転登記を行ったうえで県において建物を除却する必要があり、所有権移転登記日をもって、公有財産台帳に登録を行ったものです。</p> <p>監査人の指摘のとおり、当該扱いは、「公有財産台帳記入要領」に則った処理であるため、現状においても規則上特に問題はないと考えますが、今後、新地方公会計制度導入の際、引渡し(代金完納日)以降の公有財産台帳登録に向けた制度の整備を検討してまいります。</p>	<p>総務部</p>
<p>イ. 台帳登録金額に移転補償費を加算していない点について【意見】</p> <p>当該土地の公有財産台帳への登録金額は、土地購入金額(42,435千円)のみであり、補償金総額(73,900千円)のうち営業補償に係る分(1,869千円)を除いた移転補償金額(72,031千円)は加算されていない。</p> <p>台帳価格として登録すべき金額については、公有財産規則第31条において「購入に係るものは購入価格」との記載があり、「公有財産台帳記入要領」においては特段の記載がないため、現行制度上明らかに誤った取扱いとはいえないが、当該用地買収において、この移転補償金額は土地取得のために必要な支出であると考えられることから、付随費用として加算することが望ましいため、移転補償費の取扱いについて検討されたい。</p>	<p>土地代金に移転補償費等の付随費用を含めることについては、新地方公会計制度導入を前提としており、資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、今後、新地方公会計制度導入の際、国及び他府県等の動向を踏まえ、改め、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるような方法を検討してまいります。</p>	<p>総務部</p>	

<p>2. 津市御殿場駐車場貸付地(旧東立大学職員公會敷地)について</p>	<p>境界の確定について【意見】</p> <p>当該土地については、隣地との境界が未確定のため、処分が進んでいない。平成 16 年に管財課が、隣地所有者に境界確定のための立会を申出ているが、隣地所有者が不在で実現しなかった。管財課としては、登記上の住所に赴く等連絡を取る努力をしているが、立会から 8 年経過した現在でも、隣地所有者と連絡を取ることができず、未だ状況に進展がない。近隣住民への聞き取り、隣地所有者訪問などにより、隣地所有者との連絡を取るよう努力し、境界確定を進められたい。</p> <p>そのうえで、当該土地は面積も小さく、隣地所有者の土地に挟まれた場所にあり、有効活用するのは難しい土地であるため、隣地所有者への譲渡を想定した処分等を検討されたい。</p>	<p>3. 旧津南警察署について</p>	<p>土地の有効活用について【意見】</p> <p>当該土地については、武道場の貸付により、その他の大部分の土地が利用されていない現状にあり、武道場の貸付が当該土地の売却等の妨げになっていないと考えられる。</p> <p>また、更地部分について、貸付により有効活用を検討しているが、貸付が検討されるべき土地は、貸付時にその利用方法がある程度、想定可能な物件を対象にすべきであると考えられる。更地の貸付を行う場合、駐車場等の更地を前提とした利用方法になると想定されるが、本物件については視察を行った限り、近くに集客力のある施設も見当たらず、駐車場等としての利用可能性は乏しい状況にある。</p> <p>当該施設の土地は、市道に 3 方向で面しており、整形地であるため、市場価値は十分にあり、単独に地積を乗じると 191 万円という財産的価値を有する。このような利用価値のある土地を、放置しておくのは機会損失の観点から望ましくなく、有効活用を図られたい。</p> <p>また、県では、県有建築物の耐震化計画を定め、防災上重要な建物について耐震化工事を行っている。しかし、当該貸付対象物件の武道場の耐震化計画は行われていない。この点、管財課としては、津市に貸付を行っているため、建物の管理責任は契約上津市にあり、必要であれば津市で行うべきものと考えている。しかし、建物の所有権が県にある以上、県も管理責任を問われる可能性がある。</p> <p>こういったことを踏まえると、現在津市と締結している契約の見直しを検討する必要があるのではないかと考えられる。</p> <p>また、津市が平成 28 年度までに新たに体育館を建設し、武道場は体育館に機能を移す計画もあるとのことなので、武道場の代替施設を用意でき次第、一体での土地売却等有効活用を検討されたい。</p>
	<p>当該土地については、引き続き近隣住民への聞き取り等により隣地所有者の居所調査を行うとともに、処分に向けた取組を検討します。</p>		<p>当該土地については、平成 25 年度において、一体での売却あるいは、貸付部分を切り離して、その他の部分を先行して売却するか等の検討を行ってききました。今後は、現在津市と締結している武道場部分の貸付契約期間終了後に円滑な売却ができるよう準備を進めていきます。</p>

<p>4. 旧職員公會（大谷町）について 有効活用について【意見】</p>	<p>当該施設については、「みえ県有財産利活用方針」に記載されているような、隣地と一体での売却にこだわることではなく、まずは有効活用することを検討すべきである。隣接者との調停が不調に終わった段階で、話し合いによる解決が見込めなくなり、何らかのアクションを取る必要があったのではないかと、今後は建物の取壊しを行ったうえで、土地の有効活用についても検討されたい。</p>	<p>総務部</p>
<p>5. 互助会への行政財産の使用許可について 行政財産の使用料免除について【意見】</p> <p>庁舎に自販機、売店を設置することで職員が得られる福利厚生については、県が直接外部の第三者に行政財産の使用許可を行う場合と、互助会に行政財産の使用許可を行い互助会が第三者に対して貸付を行う場合では、契約の主体が変わるのみで、福利厚生の受益者たる職員が受ける便益は変わることなく、地方公務員法第42条の目的は達成されるものと考えられる。</p> <p>県からの直接的な公費支出を廃止していることや、県税収入の減少等により逼迫している県の財政状況を鑑みれば、現行の互助会への行政財産の使用料免除について見直しを検討する必要がある。</p>	<p>食堂をはじめ、売店、自動販売機については、福利厚生施設又はその附帯施設として、地方公務員法第42条により雇用主の責務として県が実施する必要がある。</p> <p>食堂、売店等福利厚生施設については、本庁舎においてはある程度収益が見込めるものの、地域の庁舎については利用者が限られ、収益が見込めず、通常の条件では業者の退去が予想されるため、互助会に本庁舎を含めた全庁舎の福利厚生施設等の運営を一体的に担わせることで、各福利厚生施設等の運営が可能なようになっていきます。今後も互助会に運営を行わせることで、雇用主として、福利厚生施設の安定的・継続的な運営が果たせるものと考えています。</p> <p>なお、互助会の福利厚生施設運営にかかる収支状況によっては、県への還元も検討していきます。</p>	<p>総務部</p>

防災対策部	
1. 公有財産台帳の登録について	
工事精算費の公有財産台帳への登録について【結果】	防災対策部
<p>三重県消防学校教育棟空調設備等改修工事（支出額 34,627 千円）については、平成 23 年度に工事に關する一連の手続が行われているものの公有財産台帳への登録がなされていなかった。</p> <p>「公有財産台帳記入要領」には、1,000 千円を超える改修等については原則として公有財産の増加として処理すると規定されていることから、これに従い公有財産の増加登録を行うべきである。</p>	<p>指摘を受けました本件改修工事について、公有財産台帳への登録をいたしました。</p> <p>合わせて、公有財産管理制度の運用について、各所属に周知するとともに、同様の事例が発生しないよう、公有財産 1,000 千円を超える改修等について、事業担当課及び支出担当課によりチェックしました。</p>
健康福祉部	
1. 公有財産台帳の登録について	
公有財産台帳の施設名称の変更登録について【結果】	健康福祉部
<p>婦人保護施設あかつき寮貸付予定地は、平成 22 年 6 月より貸付が実施されているが、平成 23 年度の公有財産台帳での施設名称が「婦人保護施設あかつき寮貸付予定地」となっている。この点、公有財産規則では下記のように規定されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(異動報告) 第三十五条 課等の長又は地域機関の長は、所属する公有財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要が生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して管財課長に報告しなければならない。</p> </div> <p>当該土地については、平成 22 年に貸付が実施されていることから、この時点で公有財産台帳の登録変更を行うべきであった。</p>	<p>公有財産台帳の登録事項について、平成 24 年 11 月 16 日に施設名称を「婦人保護施設あかつき寮貸付用地」に修正しました。</p>

<p>2. 三重県社会福祉会館について 社会福祉会館内の大会議室等の広報について【意見】</p>	<p>社会福祉会館内には、大会議室及び講堂（以下、「大会議室等」という。）があり、会議や研修等に利用されているが、その存在及び利用ができることについて広報を行っていない状況である。 当該大会議室等は、主に入居団体が主催する会議や研修等に利用されているが、これにつき一般住民や一般団体の利用や利用目的を制限しているものではない。この点、大会議室については、平成23年度実績で利用日数が51日、講堂は240日と、大会議室については有効に利用されているとは言い難い状況である。 当該大会議室等を擁する社会福祉会館は、津駅から東に500m程の位置と好立地であることから、社会福祉の増進を目的とする団体が優先的に利用してもなお空きがある場合には、一般住民や一般団体の利用を促進し、施設の有効利用を図るべきであると考えられる。</p>	<p>平成24年度の大会議室利用実績は116日、平成25年度の利用実績見込みも109日（平成26年1月末時点）と利用状況は改善していますが、さらに有効利用を図れるよう、ホームページ等での広報を行います。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>3. 三重北勢健康増進センター敷地について 三重北勢健康増進センター敷地の処遇について【意見】</p>	<p>三重北勢健康増進センターは、土地が県の公有財産、建物が四日市市の公有財産となっており、その管理運営は四日市市により行われている。現状では当該敷地については県が普通財産として管理しているが、施設の管理運営及び意思決定が四日市市にあることを鑑みると、土地及び建物を一体的に四日市市にて管理することが望ましいと考えられ、将来的には敷地について四日市市への売却を検討する余地があるものと考えられる。</p>	<p>地域住民の健康増進については、過去の公害や塩浜病院の移転にかかる経緯から、現在も県として一定の責務を有していると考えております。 敷地の購入については、四日市市においては、現在の財政上、購入は困難であるとの意向であり、敷地の無償貸与による支援を継続します。</p>	<p>健康福祉部</p>
<p>4. 福祉休養ホーム瀧流荘について 福祉休養ホーム瀧流荘の建物の処遇について【意見】</p>	<p>瀧流荘は、土地は熊野市からの借地、一方建物は県の公有財産だが熊野市が熊野市へ無償貸付を行っている。また、運営は「財団法人紀和町ふるさと公社」が行っており、県としてはこれに関与していない。このような県と瀧流荘との関わりを鑑みると、建物を県で保有している必要性は乏しいものと考えられ、土地建物の一体運営から考えれば、建物について熊野市へ売却することも1つの方法として考えられる。</p>	<p>瀧流荘の譲渡について、熊野市と協議を重ねてきましたが、管理運営を一元化し、市の政策方針を現実しやすくするとともに、効率的、効果的な経営につなげるため、平成26年4月1日に熊野市に譲渡しました。</p>	<p>健康福祉部</p>

環境生活部

1. 三重県留学生センター(いなづま会館)について

普通財産として所管している状況について【結果】

平成18年度に企業庁がいなづま会館のその後の休止を含めた利活用の検討を行った際に、生活部(環境生活部)でも三重県留学生センターのその後の利活用の検討を行った。近年に入り、海外技術研修員の減少及び研修期間の短縮化が進んだことに加えて、近隣の民間運営の短期間用居住施設(ウィークリーマンション等)と費用面での比較検討を行った結果、海外技術研修員へ民間運営の短期間用居住施設を斡旋することとし、平成22年度からは未利用状態になっている。

三重県留学生センターは企業庁との共有財産であり、今後の利活用、処分等の方向性が決まっておらず、課題に当たる。そのため、管財課への移管がなされず、現在も環境生活部の所管となっている。
以上を鑑み、企業庁及び管財課と協議し、管財課への移管も含めた財産の管理主体や、今後の利活用、処分等の方向性を検討すべきである。

三重県留学生センターについては、企業庁が所管する土地及び建物の1、2階部分を合わせた、いなづま会館全体としての利活用や処分等を行う必要があることから、企業庁と管財課との三者で協議を行いました。平成25年12月の県有財産有効活用等推進会議作業部会で、各部局に利活用の希望について諮ったところ、複数の部局で検討がなされましたが、平成26年度からの利活用には結果として至りませんでした。
引き続き、企業庁と管財課との協議を行い、今後の利活用等について検討し、早急に一定の方向性を整理していきます。

環境生活部

2. 三重県立博物館の土地について

個人名義の土地について【意見】

博物館における個人名義の土地については、昭和45年の県定期監査における博物館及び図書館の用地内に私有地が含まれているのではないかと指摘に対して、個人からの寄附採納調査の所在が不明なため20年の時効を待つて処理したい旨が了承されていた。

しかし、時効取得については、実際には処理に至らなかった。また、当該土地は地図混乱地域であり、さらに、寄付があったとされる当時の公文書が見つかっていなかったことから、名義人との協議ができず、そのままの状態となっていた。

平成26年に新博物館が開館する予定となっており、現在の博物館について、利活用の検討が必要となることが予想されることから、当該土地の所有権についての権利関係を明確にする必要がある。

本県とNHK津放送局は、災害発生時に公共放送機関である同放送局の果たすべき役割の重要性と、同放送局の災害対応力強化の必要性等を踏まえ、同放送局の局舎を県立博物館(以下、「旧博物館」と表記)所在地に移転する方向で所要の手続きを進めることとしました。

旧博物館の敷地に含まれる登記簿上個人名義になっている土地は、過去に寄付を受けたものとして教育財産台帳に整理されたものです。
当該土地の登記簿上の整理については、同放送局の移転を進める中で、同放送局をはじめとする関係者と解決に向けて調整を進めていきたいと考えています。

環境生活部

地域連携部

1. 旧三重ソフトウェアセンターについて
低利用状態にある稼働状況について【意見】

四日市市中心部から小一時間ほどかかる立地等から、旧三重ソフトウェアセンター解散以後新規テナント獲得には至っておらず、低利用状態が続いている。
 具体的には、1,636㎡の利用可能面積（延床面積2,596㎡のうち、共用部分960㎡を除いた部分）のうち、実際に貸付が行われているのは361㎡で、利用率は22.1%に留まっている。
 上記利用可能面積には実習室や研修室も含まれており、常時賃貸料を収受できる施設ではないものも含まれているが、当該実習室等についても稼働実態はほぼ皆無である。
 現段階では、稼働率向上のための具体的な施策が打たれていない。また、三重ソフトウェアセンター存続時から四日市市が職員等を派遣し、事業の中心的役割を果たしてきた関係から、事務的な維持管理に関して四日市市に一任しており、県としての関与は皆無であるといえる。
 現場視察を行った際に建物の内外観を観察したが、顕著な劣化は認められず、また、旧三重ソフトウェアセンターの設立から通算して建設から20余年しか経っていないことから、建物としての利用価値は残存していると考えられる。しかし、三重ソフトウェアセンター解散時から新規テナントを獲得していない状況等から、今後の飛躍的な稼働率向上のための具体的な施策の立案を課すことは現実的ではない。
 以上の状況を鑑み、共同所有者である四日市市と連携し、財産の処分を視野に入れた活用の施策を検討する必要がある。

現在、当該施設は、三重県の持分を四日市市に無償で貸し付けることで四日市市が一体的に利用・管理していますが、今後引き続き施設の利用・管理を市が行っていくこと、底地が市有地であることなどから、県持分の市への無償譲渡について市との協議を継続していきます。

地域連携部

<p>2. 大仏山公園について</p> <p>未利用状態にある整備状況について【意見】</p>	<p>ここに施設名称大仏山公園とは、概要に記載したとおり、昭和40年代に、中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられた大仏山地域の土地約94haのうち、地域連携部が所管する約33haをいう。当該土地はそのほとんどが雑木林であり、未利用である。これまで、各種連絡協議会及び検討委員会を設置し、土地利用の検討を重ねてきた。そうしたなか、隣接する工業団地予定地（昭和40年代後半に住宅供給公社が当初取得した用地のうち、昭和60年度までにスポーツ公園として整備するために県が取得した土地を除いた残余分）について、関係3市町と協議を重ね、平成20年度に「工業団地に限らず）ゼロペースで土地利用を考える」ことで合意を得た。これをうけて、大仏山地域の新たな土地利用を検討することを目的として関係3市町長（伊勢市、明和町、玉城町）副知事及び政策部理事等で構成する大仏山地域土地利用検討協議会を平成21年3月に設置した。</p> <p>協議会では、土地利用の方向をとりまとめ、それを踏まえて、区域別の土地利用検討、多様な主体の参画の可能性、土地利用者等の需要予測、実現可能な事業主体・規模・手法の検討等を行っているが、現時点では実現可能性の高い具体的な方策の提示までには至っていない。</p> <p>無論、拙速な議論により方策を決定実行し県財政に負担をかけることは避けなければならぬが、その対応は急務であるといえる。</p> <p>以上を鑑み、今後大仏山地域土地利用検討協議会を通じて地元市町等の連携を図りながら、二一ズを踏まえた実現可能性の高い活用計画を策定する必要がある。</p>	<p>地域連携部</p>
<p>3. 木曾岬干拓地について</p> <p>堤防の修繕計画について【意見】</p> <p>地域連携部が所管する堤防は一部であり、そのほかの大部分を国土交通省、三重県国土整備部、愛知県がそれぞれ所管している。そのため、一部を修繕しても堤防全体の機能の保持には必ずしもつながらないことである。本来、所管部署が連携して機能保持に努めることが望ましいものの、第一義的には所管部署において、適切に維持管理するものであると考える。事実、現場視察の際には、国土交通省が所管する部分について、修繕工事が行われていた。</p> <p>地域連携部が所管する堤防については、堤防のひび割れの程度がどれほどで、堤防としての機能を保持できているのかどうかの調査も行われておらず、適切に現状の把握ができていない。</p> <p>上記を鑑み、堤防について、ひび割れの程度や老朽化に伴う機能への影響を把握し、それを踏まえて、修繕計画の策定を検討する必要がある。</p>	<p>地域連携部が所管する木曾岬干拓地堤防について、今年度、ひび割れの程度や範囲を把握するため堤防現況調査を実施しました。実施した調査結果に基づき、平成26年度から計画的に修繕工事を実施してまいります。</p>	<p>地域連携部</p>

農林水産部

1. 公有財産台帳の登録について

公有財産台帳への登録もれについて【結果】

修繕を含む建物、工作物等の新規工事による公有財産の取得、及び公有財産台帳に登録されている公有財産の実在性について任意に抽出し、公有財産の取得又は滅失に関連する書類一式を閲覧した結果、下記項目について、平成23年度の公有財産台帳への登録もれが存在していた。

所管所属	支出負担行為理由又は施設名称	登録すべき理由	金額(千円)
みどり共生推進課	大吹峠休憩所	破損による撤去	(1) 4,766
水産資源課	平成23年度尾鷲栽培漁業センター貯水槽防水工事	修繕工事	26,250
畜産研究所	畜産研究所大家畜舎超微細全自動高圧細霧システム工事	新規工事	(2) 1,922
林業研究所	照明LED化改修工事	修繕工事	8,672
林業研究所	三重県林業研究所展示館耐震補強及び改修工事	修繕工事	(2) 21,243

- (1) 大吹峠休憩所の建物金額であり、撤去により減少すべきであった金額である。
- (2) 監査手続前に異動報告もれであることが発見され、現在は台帳登録されている。

公有財産規則第35条では、公有財産の取得等に関する登録について、「課等の長又は地域機関の長は、所属する公有財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要が生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して管財課長に報告しなければならぬ。」と定めており、また、適切な公有財産管理の観点からも適時、台帳への登録が必要である。

平成24年度において、指摘のあった事案について台帳への登録を行いました。公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合は、速やかに台帳登録等を行うとともに、複数担当者によるチェックを行う体制を整え、登録もれの防止に努めています。

農林水産部

2. 普通財産の管理について

普通財産の管財課への移管について【意見】

下記は、林業研究所で管理する普通財産の一部である。

施設名称	地積 (㎡)	残高 (千円)	普通財産とした年度	普通財産とした理由
スギ原種採穂園	1,871.00	170	平成23年度	行政財産の用途廃止
ヒノキ原種採穂園	991.00	111	平成23年度	行政財産の用途廃止
ヒノキ原種採穂園	1,256.00	255	平成23年度	行政財産の用途廃止
ヒノキ採穂園	1,646.00	496	平成23年度	行政財産の用途廃止

当該普通財産については、売却処分が見込めないことから、未だ管財課へ移管されていない状況にある。

しかし、公有財産規則上、管財課以外の部署における普通財産の管理は特別な事情のある財産に限定している趣旨に鑑み、当該普通財産については林業研究所と管財課で当該普通財産の管理・処分等について協議のうえ、適切に処理されたい。

当該財産の利活用について、平成25年12月に県庁内で照会したところ、利用希望のないことを確認しました。
このため、「みえ県有財産利活用方針」に基づき、管財課より当該財産の所在地である津市に公益的活用の有無について照会を行ったところです。
今後も管財課等関係課と連携し、当該財産の管理・処分について適切に処理を進めていきます。

農林水産部

・ 雇用経済部

1. 公有財産台帳の登録について

公有財産台帳への登録時期について【結果】

修繕を含む建物の新規登録について任意に抽出し、公有財産の取得に関連する書類一式を閲覧した結果、下記について、公有財産台帳への登録が1年近く遅れているものが存在した。

口座名称	工業研究所
建物名称	研究支援 B 棟
負担行為理由	工業研究所研究支援 B 棟床修繕
支出額	1,680,000 円
工期	平成 23 年 1 月 12 日 ~ 平成 23 年 3 月 28 日
完成年月日	平成 23 年 3 月 22 日
台帳登録日	平成 24 年 2 月 1 日

公有財産規則第 35 条では、公有財産の取得等に関する登録について、「課等の長又は地域機関の長は、所属する公有財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要があるが生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して管財課長に報告しなければならぬ。」と定めており、また、適切な公有財産管理の観点からも適時、台帳登録すべきである。

公有財産に異動がある場合は速やかにその手続きを行ない、取得及び異動があった都度複数で確認し、公有財産台帳への登録を行なっています。

雇用経済部

2. 境界標柱の設置について

境界標柱の設置について【結果】

下記の土地については、境界標柱の設置がなされていなかった。

所管課	所在地	地積 (㎡)	現在高 (千円)	取得年度
工業研究所	津市高茶屋五丁目 5-45	22,354.78	98,318	昭和 46 年度
工業研究所	津市高茶屋五丁目 5-45	173.82	764	昭和 46 年度
工業研究所	津市高茶屋五丁目 5-45	680.24	2,992	昭和 46 年度
工業研究所 金属研究室	桑名市大字志知字西山 208	7,752.40	53,904	昭和 53 年度
工業研究所 窯業研究室	四日市市東阿倉川 788	7,208.32	17,804	昭和 45 年度
工業研究所 窯業研究室	四日市市東阿倉川 788	3,687.37	9,108	昭和 45 年度

これらの土地は、外周地が水路、道路等の官有地であったため、境界標柱が設置されていないと推測され、また、一部杭を打つ、堀で囲む等の処置は取られている。

これについて雇用経済部では、総務部管財課において境界標柱の有無も含め、財産管理の状況を調査しているところであり、その結果を踏まえて、方針が示されれば対応していく予定であるとのことであった。

現状、県有地であることが明確に示されており、不法占有の発生可能性が低いものまで、境界標柱を設置することを必ずしも求めることについては議論の余地があるが、公有財産規則に定められている以上、境界標柱を設置する必要はないと判断される場合には、しかるべき決裁を取る等の手続きが必要であると考えられる。

なお、境界標柱の設置に関しては、「第3外部監査の結果 - 総括的意見 - 」において、監査人の意見を記載している。

現状の境界標柱のない部分は堀やフェンスで囲われて、県有地であることが明確になっており、不法占有の問題が発生する可能性は極めて低いと考えられるため、堀やフェンスの改修を行う際に併せて境界標を設置します。

雇用経済部

<p>3. 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターについて 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターのコスト管理について【意見】</p>	<p>当該施設について、有効利用のための具体的な計画は現在検討中であるが、今後、発生が見込まれるコストを合理的に見積もることにより、コストの発生を管理し、また、将来どれだけの投資が必要であるかを把握することも必要である。</p>	<p>当該施設は、通常の管理運営費に加え、建設後16年を経過していることから、今後、維持補修のための経費の増加が予想されます。そのため、こうした経費の把握を行い、安全性や費用対効果の面を踏まえ、適正な執行に努めてまいります。</p>	<p>雇用経済部</p>
<p>三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターの今後の利用について【意見】</p>			
<p>当該施設が立地する鈴鹿山麓リサーチパークは、四日市市と共同で開発している地域のため、今後の利用については、四日市市と協議のうえ、検討していく必要があり、県は平成19年度から年に1~2回の頻度で四日市市と鈴鹿山麓リサーチパーク連絡調整会議を行っているが、課題の洗い出しと今後の取組方針の検討に留まり、具体的な施策の構築までには及んでいない。</p> <p>また、当初の三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターを含む鈴鹿山麓リサーチパーク全体の開発目的が「研究開発に使用するため」と用途を限定していることから、企業誘致するにしてもその対象が研究所等に限り、進展していかないのが現状である。</p> <p>したがって、低利用の状況を改善するための手段として、用途変更や売却等も視野に入れた今後の活用方針の早期策定が必要であると考えられる。</p>	<p>当該施設は、鈴鹿山麓リサーチパークの中核的な施設であり、今後の活用については、周辺の研究施設等と一体的に検討していくことが必要です。一方で、この地域については、今後平成27年度から30年度にかけて、新名神高速道路等の大幅な整備が進み、周辺環境の大きな変化が予想されます。このため、当面は施設の有効な活用を図りつつ、四日市市をはじめ関係機関等による企業誘致も含めたりサーチパーク全体の活性化について、先を見据えた検討を進めるなかで、方向性を出していきたいと考えています。</p>	<p>雇用経済部</p>	
<p>県土整備部</p>			
<p>1. 県土整備総務課における公有財産の管理について 財産分類の登録誤りについて【結果】</p>			
<p>尾鷲建設事務所所管の水防倉庫（尾鷲市三木里町）は、現在も水防関係機材の倉庫として利用されており、本来は行政財産として登録されているべきであるが、昭和60年12月以降は普通財産として登録されている。</p> <p>当該水防倉庫は、旧尾鷲土木事務所（現尾鷲建設事務所）の旧輪内出張所敷地内に所在しているが、同出張所が県の行政組織の改正により廃止になったことから、事務所、車庫、倉庫及び公舎を行政財産から普通財産に所管換えする時に、本来は対象外である水防倉庫も誤って所管換えを行ったことが原因と考えられる。</p>	<p>登録誤りのあった水防倉庫について、公有財産台帳の記載内容を修正しました。</p> <p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>	

<p>2. 都市政策課における公有財産の管理について 当年度取得分の公有財産の登録もれについて【結果】</p>	<p>平成23年度における下表の支出については、当年度に公有財産の取得として登録すべきであったが、公有財産台帳に登録されていないため、速やかに登録すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="319 974 550 2027"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>支出金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北勢中央公園国補公園施設（自然探検エリア・芝生広場・沢の森）</td> <td>84,761,250</td> </tr> <tr> <td>総合公園大仏山公園単公園維持管理（テニスコート修繕）工事</td> <td>10,530,450</td> </tr> <tr> <td>総合公園大仏山公園公園維持修繕（遊具修繕）工事</td> <td>3,937,500</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	支出金額（円）	北勢中央公園国補公園施設（自然探検エリア・芝生広場・沢の森）	84,761,250	総合公園大仏山公園単公園維持管理（テニスコート修繕）工事	10,530,450	総合公園大仏山公園公園維持修繕（遊具修繕）工事	3,937,500	<p>登録もれのあった各財産について、公有財産台帳に登録しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>登録もれのあった各財産について、公有財産台帳に登録しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>
工事名	支出金額（円）											
北勢中央公園国補公園施設（自然探検エリア・芝生広場・沢の森）	84,761,250											
総合公園大仏山公園単公園維持管理（テニスコート修繕）工事	10,530,450											
総合公園大仏山公園公園維持修繕（遊具修繕）工事	3,937,500											
<p>台帳金額の登録誤りについて【結果】</p>	<p>下記の工事については、公有財産台帳において、「財産番号20114000016 熊野灘臨海公園大白園地広場」として平成23年度において登録されているが、台帳金額は36,570,830円と誤った金額で登録されており、修正すべきである。</p> <table border="1" data-bbox="718 974 798 2027"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th>支出金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レク都市熊野灘臨海公園（大白地区）駐車場整備工事</td> <td>24,541,650</td> </tr> </tbody> </table>	工事名	支出金額（円）	レク都市熊野灘臨海公園（大白地区）駐車場整備工事	24,541,650	<p>登録誤りのあった財産について、公有財産台帳の記載金額を修正しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>登録誤りのあった財産について、公有財産台帳の記載金額を修正しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>				
工事名	支出金額（円）											
レク都市熊野灘臨海公園（大白地区）駐車場整備工事	24,541,650											
<p>用途廃止手続について【結果】</p>	<p>熊野灘レクリエーション都市公園内の萩原台の便所については、新しい便所を設置したため、平成23年4月8日に取壊しを行い、平成23年4月12日に建設事務所職員が取壊しを確認したが、公有財産規則第21条に基づく行政財産の用途廃止の手続をしていなかった。 なお、公有財産台帳の登録事項に異動が生じた場合の異動報告は、平成24年1月17日に行っている。</p>	<p>用途廃止手続に関するセルフチェックシートを作成しました。施設の取り壊しを行う場合は、シートを活用のうえ、必要な手続が行われているか確認するよう、各建設事務所に対し周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>用途廃止手続に関するセルフチェックシートを作成しました。施設の取り壊しを行う場合は、シートを活用のうえ、必要な手続が行われているか確認するよう、各建設事務所に対し周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>								
<p>当年度取得分の登録もれについて【結果】</p>	<p>「土地・建物以外」の公有財産台帳に登録されている北勢中央公園の公有財産は、「防球ネット」のみとなっているが、当該公園には野球場、テニスコートなどがあり、大半の工作物が登録もれとなっており、速やかに登録すべきである。</p>	<p>登録もれとなっていた工作物について、公有財産台帳に登録しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>登録もれとなっていた工作物について、公有財産台帳に登録しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>								

3. 港湾・海岸線における公有財産の管理について

台帳登録対象外の港湾施設の登録について【結果】

港湾施設は公有財産台帳の対象外であるが、下表の3施設が現在も公有財産台帳に登録されており、速やかに削除すべきである。
なお、これらは港湾施設台帳には既に登録されている。

施設名称	所在地	決算年度末 現在高 (㎡)	決算年度末 現在高 (円)
松阪港埋立地	松阪市大口町	14,308.71	155,822
鳥羽港上屋敷	鳥羽市鳥羽	4,375.33	924,520
尾鷲港湾施設	尾鷲市瀬木山町	29,816.60	143,647,613

登録誤りのあった各財産について、公有財産台帳から削除しました。
公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。

県土整備部

4. 鈴鹿青少年の森について

使用禁止状態にある野外ステージについて【結果】

野外ステージ（昭和47年整備）は、耐震化が未了であり、平成19年に起きた地震の影響で建物の一部が崩落して以来、工事用フェンスで周囲を囲って立入・使用禁止の状態となっている。

県としては、近年は当該施設を使用する活動のニーズがみられないため、除却していく方向であるとのことであるが、建物の一部崩落からすでに4年以上が経過している。事故等の未然防止や管理コストの観点から、速やかに撤去することが適切と考えられる。

野外ステージの撤去にあたり、施設の利用者ニーズ等について、鈴鹿市、県立鈴鹿青少年センター、公園の指定管理者に対し、あらかじめ意見聴取したところ、野外ステージのニーズは少なく、跡地を多目的に活用できるスペースにしてはどうかとの意見をいただきました。

このため、平成26～27年度に当該ステージを撤去のうえ、隣接する多目的広場と一体として活用できるスペースに再整備することとします。

県土整備部

<p>過年度調査における劣化施設への対応について【結果】</p>	<p>平成23年度に公園施設長寿命化計画を策定するにあたって、各都市公園の施設について平成22年度において老朽度の現地調査を行っており、当該公園においては、6施設がD判定（最重要部材に重度の劣化がある状態）とされていた。</p> <p>今回の包括外部監査において、これらの施設の現状を視察したところ、下表のとおり、6施設中5施設が未対応の状況であった。</p>	<p>県土整備部</p>																					
<table border="1" data-bbox="400 1001 796 1973"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>平成22年度調査時状況</th> <th>視察時の対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受変電設備</td> <td>故障</td> <td>対応済み</td> </tr> <tr> <td>管理詰所</td> <td>TVアンテナ錆びつき</td> <td>未対応</td> </tr> <tr> <td>管理事務所</td> <td>屋根</td> <td>未対応</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>大きく湾曲</td> <td>未対応</td> </tr> <tr> <td>ベンチ（スツール）</td> <td>上部が大きく割れている</td> <td>未対応</td> </tr> <tr> <td>外柵</td> <td>錆による腐食</td> <td>未対応</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらは劣化の状態が著しいものであるため、重大な事故に繋がるおそれがあるものについては、速やかに修繕を行うべきである。</p> <p>なお、上記のベンチ（スツール）は現場視察後に撤去されている。</p>	施設	平成22年度調査時状況	視察時の対応状況	受変電設備	故障	対応済み	管理詰所	TVアンテナ錆びつき	未対応	管理事務所	屋根	未対応	フェンス	大きく湾曲	未対応	ベンチ（スツール）	上部が大きく割れている	未対応	外柵	錆による腐食	未対応	<p>劣化施設のうち未対応であった5施設について、2施設は撤去又は更新により平成25年度までに対応を完了しました。残り3施設についても、平成26年度中の対応を予定しています。</p> <p>（各施設の状況）</p> <p>「管理詰所」については、TVアンテナを更新しました。</p> <p>「屋根」については、平成26年度に改修が完了する予定です。</p> <p>「ベンチ（スツール）」については、撤去しました。</p> <p>「フェンス」及び「外柵」については、平成26年度に更新する予定です。</p>	<p>県土整備部</p>
施設	平成22年度調査時状況	視察時の対応状況																					
受変電設備	故障	対応済み																					
管理詰所	TVアンテナ錆びつき	未対応																					
管理事務所	屋根	未対応																					
フェンス	大きく湾曲	未対応																					
ベンチ（スツール）	上部が大きく割れている	未対応																					
外柵	錆による腐食	未対応																					
<p>公園内の枯れについて【意見】</p> <table border="1" data-bbox="971 952 1114 2045"> <thead> <tr> <th>財産番号</th> <th>資産名称</th> <th>増減事由</th> <th>減少数量（本）</th> <th>減少金額（円）</th> <th>現在数量（本）</th> <th>現在金額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20063200117</td> <td>青少年の森公園内樹木</td> <td>枯死</td> <td>142</td> <td>0</td> <td>19,226</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>これらは枯れを要因として同年度に伐採されたものであり、処理費用1,470千円をかけて処理されている。</p> <p>今回の調査における現場視察でも、枯れの状態が広範囲にわたってみられた。これによる被害は年々広がりを見せているようである。</p> <p>場合によっては倒壊により公園内にいる利用者の身体に危害が及ぶ可能性も想定されることから、たとえばそうした可能性のある位置にある樹木から優先的に対応する計画を含め、早急な対策が望まれる。</p>	財産番号	資産名称	増減事由	減少数量（本）	減少金額（円）	現在数量（本）	現在金額（円）	20063200117	青少年の森公園内樹木	枯死	142	0	19,226	0	<p>指定管理者において、自主事業の一環として利用者に危険の及ぶ可能性のある枯れ松を伐採していただきます。</p> <p>更に、平成25年度においては、農林水産部の森林整備加速化林業再整備事業を活用し、指定管理者が枯れ松を伐採しています。</p>	<p>県土整備部</p>							
財産番号	資産名称	増減事由	減少数量（本）	減少金額（円）	現在数量（本）	現在金額（円）																	
20063200117	青少年の森公園内樹木	枯死	142	0	19,226	0																	

<p>5. 日本国有鉄道清算事業団用地について 外部への売却等の検討について【意見】</p>	<p>日本国有鉄道清算事業団用地は、現在伊賀市に貸付けられているが、その用途は以下のとおり公共用目的といえるため、無償貸付となっている。また、一部が未利用となっている。</p> <table border="1" data-bbox="327 963 478 1960"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>利用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊賀上野駅駐輪場（一部）</td> <td>市有地と合せて供用</td> </tr> <tr> <td>地域交流広場（ゲートボール場）</td> <td>市が地元の町内会に管理を委ねている</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>未利用地</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の正確な面積内訳は不明とのこと。</p> <p>当該土地は駅前に立地しており、未利用地部分は約400㎡と相当程度の広さがあることから、近隣の時価（平成24年1月1日を基準とする公示地価）で単純に換算すると約1千2百万円となる。</p> <p>よって、このような貸付先における未利用部分についても、未利用地の積極的な売却の観点から、当該未利用地部分について伊賀市に要請して返還を受け、外部への売却等の活用を図ることが適切と考えられる。</p> <p>ただし、担当課によると、当該未利用地部分だけでは公道と接しないなど条件が悪いため市場価値が高くないとのことである。そのため、伊賀市と交渉し、地域交流広場の一部分を未利用地部分への接道部として併せて返還を受けるなど、売却の効果を高めるための措置も検討されたい。</p>	用途	利用状況	伊賀上野駅駐輪場（一部）	市有地と合せて供用	地域交流広場（ゲートボール場）	市が地元の町内会に管理を委ねている	その他	未利用地	<p>伊賀市に貸し付けしている土地の未利用地部分は市道に接道していないため、接道を確保して売却を行うためには、現況の地域交流広場を一部改修したうえで、約2mの段差がある市道からの乗り入れを造成する必要があります。多額の費用を要します。また、現在無償貸付を行っている用地については、駐輪場・地域交流広場として有効に活用されています。</p> <p>このため、伊賀市としては、現況のままの利用を継続したいという意向であり、伊賀市への貸し付けを継続しつつ、未利用地部分の有効利用について引き続き検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>
用途	利用状況										
伊賀上野駅駐輪場（一部）	市有地と合せて供用										
地域交流広場（ゲートボール場）	市が地元の町内会に管理を委ねている										
その他	未利用地										
<p>6. 松阪港埋立地について 売却方法の検討について【意見】</p>	<p>残面積11,839.17㎡と、次の で述べる隣接地（1,768.12㎡）を含め13,607.29㎡について、平成23年3月30日に入札を行ったが、応札者がなく不調に終わっている。</p> <p>当該用地は、売却済土地の区画面積の平均値（2,393.17㎡）より著しく広大であり、1画単位として売却することは、企業の立地ニーズに合っていない可能性がある。よって、直近の企業の立地ニーズを再度把握したうえで、分筆なども選択肢に含め、売却方法を再検討することが適切と考えられる。</p>	<p>平成26年1月に売却のため再度入札を実施したところ、落札者がありました。現在、売買契約を締結のうえ、登記移転手続を進めています。</p>	<p>県土整備部</p>								

<p>隣接地の台帳登録もれについて【結果】</p> <p>述べた当初売却予定地の残面積部分の隣接地1,768.12㎡は、上述の埋立事業で同時期に造成されたが、当初より港湾計画売却予定ではなかった部分であるが、港湾計画の変更により行政財産として利用する予定が無くなったことから、平成22年度に用途廃止を行い、普通財産に変更したものである。</p> <p>しかし、当該用地は公有財産台帳に登録されており、港湾台帳に登録されたままである。本来は平成22年度において普通財産に登録すべきであった。</p>	<p>登録もれとなっていた財産について、公有財産台帳に登録しました。</p> <p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>7. 旧熊野建設部紀和分所について</p>		
<p>未利用建物の譲渡の検討について【意見】</p> <p>当該施設は、県から熊野市に対して無償貸付を行っている。平成24年6月以降は空室の状態となっているが、熊野市としては、今後も倉庫として利用するため、無償貸付を継続したい意向である。一方、県としては将来においても当該建物を県自体が利用するニーズは見込まれていないとのことである。よって、県が当該建物を熊野市に譲渡することに支障はない。また、熊野市が所有者となることにより、あるべき耐震化対策が適時に実施され、事故等の被害を未然に防止できる可能性も高まると考えられる。</p> <p>以上の観点から、県は当該建物について熊野市への譲渡を検討することが適切と考えられる。</p>	<p>譲渡について市と協議したところ、市は、当該建物の譲渡を受け入れることが困難であるとの回答がありました。</p> <p>他の譲渡先の選考も含め、建物を処分する方向で検討していきます。</p>	<p>県土整備部</p>

8. 不動産登記について

土地の未登記について【結果】

県土整備部が所管する公共事業用地（県有地）のうち未登記となっている土地の残高は、平成23年度末において下表のような状況となっており、公有財産規則に反する状態が解消されていない。

<未登記土地残高（平成23年度末）>

建設事務所名	県道		港湾施設		急傾斜地崩壊防止施設	
	筆数	取得面積(m ²)	筆数	取得面積(m ²)	筆数	取得面積(m ²)
桑名	167	97,070.81	0	0.00	0	0.00
四日市	214	31,868.50	0	0.00	0	0.00
鈴鹿	212	15,928.97	3	204.95	0	0.00
津	241	27,129.78	0	0.00	0	0.00
松阪	452	71,522.23	0	0.00	0	0.00
伊勢	473	125,766.64	20	544.97	17	1,151.96
志摩	69	12,399.37	0	0.00	0	0.00
伊賀	73	10,050.03	0	0.00	0	0.00
尾鷲	231	64,379.40	14	4,633.84	21	1,813.60
熊野	664	168,102.44	0	0.00	39	1,915.81
県全体	2,796	624,218.17	37	5,383.76	77	4,881.37

未登記土地（県有地及び県管理の国有地含む16,600筆）については、昭和55年からその処理に取り組み、11,619筆を減少させています。近年では、平成13～24年度の11年間に2,087筆を処理するなどの取組を行いました。また、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等の専門団体と連携し、登記処理等を行うとともに、年度毎の処理目標を定めて、未登記の解消に努めており、引き続き取組を進めていきます。

県土整備部

未登記土地の処理の対応について【意見】

不法占有のリスクに対応するため、以下について検討されたい。

ア.未登記土地の処理に関する中期計画の策定

予算上の制約を理由に中長期計画の策定は適切でないとしているが、弁護士等の専門家で構成する「登記対策検討委員会」からの提言にもあるように、1件ごとの処理に順調でも8カ月程度を要するのが通常であるため、3～5年程度の中期的な見通しをもって計画を策定することは重要と考えられる。

イ.未登記土地の処理の優先順位の再検討

現状においても優先順位を付けて効率的に処理を継続しているが、この方針は、1件当たりの登記作業が容易であるものや多額にのぼらないものを優先する、また実質的に登記が完了しているのみなせる土地を未登記土地案件から削除する、といったものである。これらに加えて、不法占有されるリスクが高いと想定される土地という視点で分析し、これらも交えて優先順位を再検討することが、不法占有のリスクに効果的な措置となると考えられる。

ア 未登記土地の処理に関しては、厳しい予算の現状を勘案しつつ、ご意見のありましたように平成25年度から3ヶ年(135筆)の処理目標を定め、計画的に取り組んでいきます。

イ 未登記処理の優先順位の検討にあたっては、不法占有されるリスク度合いを交え、取り組んでいきます。

県土整備部

<p>9. 急傾斜地崩壊防止施設について 老朽度の診断調査等の検村について【意見】</p>	<p>県内の急傾斜地崩壊防止施設は、急傾斜地法が昭和44年に制定されたことを受けて整備が開始されているため、最も古い時期に整備されたものでは昭和47年度とすでに40年近く経過している。また、県内の当該施設703箇所のうち、整備されてから20年以上経過するものは389箇所と、半数を超えている状況にある。よって、一定程度の老朽化の進行が想定される状況にあるが、県はこれらの老朽度の診断調査はこれまで全く実施していない。</p> <p>よって、県においても、当該施設の適切な維持管理のため、老朽化の診断調査等について検討することが適切と考えられる。</p>	<p>急傾斜地崩壊防止施設の老朽化診断調査については、平成25年度に全ての施設において実施しました。今後も、適切な維持管理に努めます。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>10. 追分石原線先線について 公有財産台帳への登録もれについて【結果】</p>	<p>当該道路は、土地及び道路構造部分ともに、公有財産台帳に登録されていない。 本来は四日市市から返還を受けた時に、土地と道路構造部分それぞれを普通財産として公有財産台帳に登録すべきであった。</p>	<p>登録もれのあった財産について、公有財産台帳に登録しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>使用貸借契約の解除及び当該道路の譲渡の検村について【意見】</p>	<p>管理に伴う将来の財政負担の可能性を低減するため、県としては、無償借地部分の使用貸借契約を解除するとともに、当該道路をA社に譲渡する等、何らかの形で処理することが適切と考えられる。よって、県は四日市市も交えた3者で上記の方向で協議を開始されたい。</p>	<p>譲渡等について、A社の意向を伺うため打合せを行いました。A社からの意向は、解決策は見出せていません。 なお、一部箇所については、市と移管にむけた協議中であり、現在、移管のために必要となる境界線の準備を進めています。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>11. 河川管理施設の公有財産台帳への登録について 台帳登録対象外の河川管理施設の登録について【結果】</p>	<p>河川管理施設のうち雨量観測施設等（雨量観測施設、水位観測施設、水位流量観測施設、水質観測施設、ダム操作施設、ダム警報施設、標示板、通信施設（ダム等の操作施設、河川に関する観測施設と一体となって機能するもの）については、「雨量観測施設等の取扱いについて」（建設省（現国土交通省）事務連絡 昭和57年5月14日）において、「河川管理施設として整理することが適当と考えられる」とする取扱いが示されているため、公有財産台帳の対象外とすべきものである。 しかし、上述のダム警報施設又は通信施設に該当する施設が公有財産台帳に登録されており、速やかに削除すべきである。</p>	<p>登録もれのあった各財産について、公有財産台帳から削除しました。 公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等を、人事異動のある年度初めや、事務が多くなる年度末に周知し、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>12. 伊勢市内の県道沿いの不法占用物件(石灯籠)について 不法占用に対するこれまでの県の対応について【結果】</p>	<p>伊勢市内にある県道において、道路占用許可期限の切れた石灯籠型の建造物(以下、「石灯籠」という。)が平成23年度末において歩道に426基設置されている。この他、国道や伊勢市道にも設置されている。</p> <p>昭和30年頃に伊勢神宮を起点とした参道沿いへの灯籠の奉獻を目的とした民間団体(昭和39年に解散)が設立され、石灯籠が設置された。県は道路の占用許可を昭和30年12月から昭和32年1月まで与えているが、占用許可期間が終了した昭和32年1月以降は、県道が不法占用された状態が継続している。本来であれば、不法占用者すなわち所有者に対し撤去を請求すべきであるが、石灯籠の所有者が特定できていない状態である。</p> <p>県は、現在の不法占用者すなわち所有者を調査する一環として、平成20年に灯籠の刻銘者について調査したが、石灯籠を設置した民間団体の法的位置付けを調査した事実はない。</p> <p>また、民間団体に改築や撤去を求めた事実も確認できない。占用許可期間が終了した昭和32年以降に改築や撤去を求めた事実が仮にあったとすれば、その記録を残さないということとは考え難い。これらの点から、結果として県は昭和32年から不法占用を放置してきたと言わざるを得ない。</p> <p>監査人としては、刻銘者の調査をもとに相手方とすべき者(現在の石灯籠所有者。所有権を承継した者がいればその承継者)を確定したうえで、占用許可をするか撤去等の請求をすべきであったと考える。</p>	<p>平成25年5月～6月にかけて、県道にある全ての石灯籠について、柱や笠・火袋部分の安定性調査を実施しました。その結果、柱や笠・火袋部分にぐらつきが認められた石灯籠を7月に撤去(全撤去4基、部分撤去5基)しました。</p> <p>今後も継続して調査・点検を行い、通行者の安全を確保していきます。</p> <p>占用許可の対象は、適切かつ確実に維持管理を恒久的に担えることを前提としており、現時点では地方公共団体を対象と考えています。</p> <p>また、平成25年10月、石灯籠の取り扱いを含め伊勢市内の道路空間のあり方について検討するため、国・県・市の三者が協力し、有識者、地元関係者等で構成する「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会」を設置しました。今後の対応については、この懇談会の検討結果等も参考にしながら、国・市とも協議を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>
---	---	--	--------------

<p>今後の対応方針について【意見】</p> <p>撤去等の方法としては、原則、不法占用の処理に基づき、調査して所有者が確定すれば、石灯笼の撤去等を求めることができると考えられる。撤去作業は県で行ったうえで当該所有者に撤去費用の負担を求め方も採り得ると考えられる。しかしながら、撤去等には多大な労力と年月を要すると想定されるので、完了までの事故防止のために、耐震調査や倒壊防止といった対策の要否について早急に検討すべきと考ええる。</p> <p>また、所有者のつきりしない現在の石灯笼を占有許可のない状態のまま放置できないのは当然であるが、今後本件道路上に石灯笼が存在してはいけないという結論を述べるものではない。今日の石灯笼を取り巻く現状と、50年以上の年月の経過、そして現在の市民・県民の思いなどを考慮すると、仮に現在の石灯笼所有者を確定できるのであれば、協議により、国・県・市や信頼できる第三者へ石灯笼を譲渡してもらい、当該第三者に対して占有許可するという解決も考えられる。</p> <p>よって、県は、現在の不法占有者の調査を継続し、契約内容や責任者等について新たな事実が判明した場合には、事実を確認したうえで、国や市とも協議しつつ、改めて対応方針を決定して進めるべきと考ええる。</p>	<p>平成25年5月～6月にかけて、県道にある全ての石灯笼について、柱や笠・火袋部分の安定性調査を実施しました。その結果、柱や笠・火袋部分にぐらつきが認められた石灯笼を7月に撤去（全撤去4基、部分撤去5基）しました。</p> <p>今後継続して調査・点検を行い、通行者の安全を確保していきます。</p> <p>占有許可の対象は、適切かつ確実に維持管理を恒久的に担えることを前提としており、現時点では地方公共団体を対象と考えています。</p> <p>また、平成25年10月、石灯笼の取り扱いを含め伊勢市内の道路空間のあり方について検討するため、国・県・市の三者が協力し、有識者、地元関係者等で構成する「伊勢市内道路空間利用のあり方懇談会」を設置しました。今後の対応については、この懇談会の検討結果等も参考にしながら、国・市とも協議を進めていきます。</p>
<p>13. 下水道線における公有財産の管理について</p> <p>流域下水道施設の改築等の工事について</p> <p>ア. 台帳への登録について【意見】</p> <p>工事請負費について、公有財産台帳への登録状況を確認したところ、全ての工事について公有財産台帳への登録が行われていたが、その登録内容及び工事金額を一括で登録していた。</p> <p>工事内容としては、たとえば、南部浄化センター 系水処理・送風機（機械）設備工事であれば、最初沈殿池設備4池、反応タンク設備2池、最終沈殿池設備4池等が含まれており、公有財産台帳についても独立した設備単位で登録することが望ましい。</p> <p>しかしながら、平成22年度工事について下水道台帳を任意に1件閲覧したところ、設備単位で金額も登録されており、公有財産台帳との整合性も取れているため、この点については、特段問題はないものと思われる。</p> <p>現在、平成23年度工事の下水道台帳への登録作業が行われているところであるが、今後登録にあたっては公有財産台帳との整合性を確認していくことが望まれる。</p>	<p>県土整備部</p> <p>平成23年度工事の下水道台帳への登録については、平成25年2月末までに公有財産台帳と整合のうえ、登録作業を終えました。以後の工事につきましても、公有財産台帳と下水道台帳との整合を図っております。</p>

<p>イ．改修工事に係る付随費用について【意見】</p> <p>平成23年度の改修工事のなかには詳細設計委託料の支出がある。また、別の工事である菟野幹線管渠工事においては、工事に係る水道の移転補償費が支出されている。これらの工事に必要な詳細設計委託料や移転補償費等の費用についても、公有財産台帳に登録する際には付随費用として登録金額に加算して記入することが望ましい。このことについては、「第3外部監査の結果 - 総括的意見 - 」において、監査人の意見を記載している。</p>	<p>公有財産台帳への登録ルールに対する意見であることから、全庁的な方針等を踏まえて対応します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>下水道総合地震対策計画について【意見】</p> <p>「三重県下水道総合地震対策計画」において、平成21年度～平成25年度に優先的に実施する耐震補強等の地震対策工事については、平成25年度までに計画した22施設のうち、稼働中の設備移転が伴う等により施工が困難な4施設を除いて概ね工事が完了する予定とのことである。この4施設の他、管路施設等においても新たに耐震化を図る必要のある施設もあることから、平成26年度以降の地震対策計画を策定することである。今後、地震時において下水道の機能が維持されるように優先順位を決め、計画的に地震対策工事を実施していくことが望まれる。</p>	<p>平成21年度～平成25年度に優先的に実施する耐震工事については、施工困難な4施設と一部の施設を除き、平成25年度に完了しました。また、平成26年度以降の地震対策計画も策定済みであり、その中で25年度までに耐震補強等が完了しなかった4施設についても対策を進めることとしていきます。今後も計画的な地震対策工事を進めていきます。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>イ．改修工事に係る付随費用について【意見】</p> <p>平成23年度の改修工事のなかには実施設計委託料の支出がある。これらの工事に必要な委託料等についても、改修工事を公有財産台帳に記入する際には工事代金に加算して記入することが望ましい。</p> <p>このことについても、「第3外部監査の結果 - 総括的意見 - 」において、監査人の意見を記載している。</p>	<p>公有財産台帳への登録ルールに対する意見であることから、全庁的な方針等を踏まえて対応します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>ウ．改修工事等の管理について【意見】</p> <p>改修工事の中には現状の財産の価値を高める工事と、現状を維持するためのいわゆる修繕工事が含まれる場合がある。前者の価値を高める工事について、公有財産台帳に記入すべきであるという意見を「第3外部監査の結果 - 総括的意見 - 」に記載しているところである。</p> <p>一方で、「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」においては、公有財産台帳に記入すべき改修工事の他、指定管理者が行っている通常の維持管理に相当する修繕工事も含めて、全ての修繕履歴を登録していくことが望ましいと考えられる。</p> <p>この際には、公有財産台帳に記入すべき工事に関する全庁的なルールも踏まえ、「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」における修繕履歴の入力ルールを整備することが今後、必要になってくると考えられる。</p>	<p>県営住宅の改修工事等は、維持管理のための修繕を指定管理者が行い、大規模な改修等を県が行っています。</p> <p>その両者が行う工事の履歴にルール付けを行い、「三重県営住宅 団地別工事履歴等データベース」に入力することにより、全体の工事履歴の把握を可能にしました。これに基づき、改修工事の中長期にわたる計画を立て、改善工事を効率的かつ適切な時期に実施します。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>ア．中長期的な修繕計画について</p> <p>ア．中長期的な修繕計画の策定について【意見】</p> <p>県営住宅に係る中長期的な修繕計画については、長寿命化計画に係る長寿命化型・福祉対応型改善に係る工事が計画されている。一方で、通常の維持管理に係る修繕については、指定管理者へ支払う指定管理料の一部として積算されている。前者の見込金額が10年間で約18億円であるのに対して、後者の見込金額は5年間で約10億円となっており、単純に比較すると後者の方が若干、金額が大きくなっている。</p> <p>現状は、両者を合算したような中長期修繕計画の作成はされていないようである。しかし、指定管理者の実施する修繕についても金額的な影響は大きく、県営住宅の中長期的な修繕を効率的・効果的に実施するためには、両者を合算した修繕計画についても作成することが望まれる。</p>	<p>指定管理者への管理料には、入居集約のための修繕、一般修繕、保守点検などの管理費のほか事務費も含まれていることから、県が実施する場合の改善工事費との単純な比較をすることはできません。</p> <p>また、県の長寿命化計画及び指定管理者の修繕計画は計画期間が異なるため合算することも困難です。</p> <p>しかしながら、両者の計画を連携させ、県が実施する工事と指定管理者による工事のうち、メンテナンスサイクルが一致する工事について県で一括実施することにより、事業のさらなる効率化を図っています。</p>	<p>県土整備部</p>

<p>イ．計画金額と実績金額との比較について【意見】</p> <p>中長期の修繕計画については計画金額と実際の工事金額を比較し、計画的な修繕が行われているか、費用の削減余地はないかなどを分析し、必要に応じて計画自体の見直しを実施していくことが望ましい。</p> <p>ちなみに、長寿命化計画においては、長寿命化型改善工事は戸あたり105万円、福祉対応型改善工事は戸あたり82万円、平成23年度で計画していたが、平成23年度の実績では、長寿命化型改善工事は戸あたり67万円～86万円、福祉対応型改善工事は戸あたり66万円～76万円となっている。</p>	<p>長寿命化計画の参考資料では、標準的な工事費である設計金額の実績に基づき、年別の改善費用を想定していますが、工事実績は落札後の額であるため当然ながら整合しません。</p> <p>しかしながら、今後も設計金額の分析を行い、計画の実施に係る適切な予算額の把握に努めます。</p>	<p>県土整備部</p>
<p>長寿命化計画における長寿命化型改善工事について【意見】</p> <p>長寿命化計画における長寿命化型改善工事については、「外壁、屋根の耐久性向上等」と記載されている。また、長寿命化計画委託報告書においても、屋上防水と外壁補修を長寿命化型改善工事とし、同工事の実施により長寿命化されライフサイクルコストが縮減されるとしている。</p> <p>しかしながら、平成23年度の実際の長寿命化型改善工事では、外壁補修と手すりのアルミ化が主な工事であり、屋上防水など屋根の耐久性向上に関する工事は実施されていない。長寿命化計画における長寿命化型改善工事の内容と実際の工事に整合性が取れていない。このため、通常の維持管理の範囲内としての屋上防水工事を実施し、特別に耐久性が向上する工事を実施しなくても、長寿命化が達成されるとするならば、そのことを具体的に説明するとともに、長寿命化計画の見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>これまで屋上防水工事は指定管理者で実施し、主に外壁改修を実施する県の長寿命化型改善工事と役割分担してききましたが、より工事の効率化を図るため、県の長寿命化型改善工事と指定管理者が実施する屋上防水工事のうち、メンテナンスサイクルが一致する工事について、県で一体的に実施することとしました。</p> <p>これにより、事業の集約化を図るとともに、長寿命化計画に記載された長寿命化型改善工事の内容と実際の工事内容を一致させています。</p>	<p>県土整備部</p>

教育委員会事務局	
<p>2. 学校施設標における教育財産の管理について 教育財産台帳の価格誤りについて【結果】</p> <p>7. 台帳価格の按分計算誤り 伊勢高等学校普通教育棟等新築工事の建設工事請負契約書の金額は3億5,877万円であった。当該工事は普通教室棟及び渡り廊下で構成されていたため、「完成報告書」の作成にあたり、工事内訳を教育財産の区分別に算出するために、営繕課において台帳価格の按分計算を行ったところ、その計算過程に誤りがあったため、教育財産台帳には合計3億7,671万円と1,794万円過大に記録されていた。</p> <p>1. 「完成報告書」の記載誤り 鳥羽高等学校の電灯、弱電設備は、教育財産台帳には1億1,311万円で記録されていたが、建設工事請負契約書などの関係書類での金額は1,311万円となっており、1億円の過大計上となっていた。</p> <p>これらの誤りは、台帳価格の按分計算が正確であるか、「完成報告書」の内容が正確かという観点での相互チェックができていなかったことにより発生したものである。</p> <p>学校施設課においては、営繕課から工事内訳を教育財産の区分別に示した「完成報告書」のみならず、工事完了を証し、当該工事全体の契約金額を示した「完成認定書」を入手して、「完成報告書」が示す工事内訳の金額の合計と一致していることを確かめたうえで、教育財産台帳に記録すべきである。</p>	<p>教育財産台帳の価格誤りについては、平成24年11月30日に訂正を行いました。 平成24年度分以降は、営繕課から工事内訳を教育財産の区分別に示した「完成報告書」のみならず、工事全体の契約金額を示した「完成認定書」を入手し、双方の金額を確認したうえで、教育財産台帳に記録することとしました。</p>
3. 福利・給与標における教育財産の管理について 教育財産台帳への取り壊しの整理漏れについて【結果】	
<p>旧南島高等学校の職員住宅は、平成20年2月に完成検査に合格し、営繕課から取壊し工事の完了報告が提出されていたが、平成23年度末の教育財産台帳に8,336万円で記録されたままであった。</p> <p>当該台帳の整理もれは、担当者が公有財産管理システムへ取壊しの登録を失念していたという単純なものであるため、「完成認定書」の決裁の後に公有財産管理システムへ変更入力を行った結果を副務者が確認するとともに、年度末において、職員住宅を管理している各県立学校と連携して、公有財産管理システムの内容を再度確認すべきである。</p>	<p>旧南島高等学校の職員住宅については、平成24年8月29日教育財産台帳に取壊し入力を行いました。 今後も、職員住宅を管理している各県立学校と連携して、変更入力漏れの無いよう徹底を図っていきます。</p>
公立学校共済組合への譲渡代金の支払について【意見】	
<p>平成23年度末の20年国債利回り1.752%が譲渡代金の支払が完了するまで一定と仮定し、1.752%が支払利率であるとして利息予定額を計算した場合、平成24年度以降の支払予定額との差額は約1億7千万円と試算される。</p> <p>近年の財政悪化による県税収入の減少等、財政状況が逼迫していることを鑑みれば、現行と比較して著しく高い金利水準の譲渡契約については、利払い額を圧縮する方法を検討する必要がある。</p>	<p>利払い額の圧縮について、平成24年度から関係部局等と協議を行っております。今後も引き続き協議してまいります。</p>

<p>総務部長通知「借受財産の適正な管理について」 (平成25年1月8日付け総務第09-126号)に基づき、平成25年2月28日付け借受財産台帳を作成し、管理を行っています。 また、借受財産台帳については、同通知に基づき、総務部管財課の一部を提出しました。</p>	<p>教育委員会 事務局</p>												
<p>警察本部</p>													
<p>指摘のあった工事については、公有財産の増加として既に公有財産台帳へ登録しました。 今後は、財産台帳への適正な登録を徹底します。</p>	<p>警察本部</p>												
<p>記載のとおり、投資不動産方式による教職員住宅等の土地及び建物の所有権は、譲渡代金の支払が完了するまで共有組合が保有することになり、譲渡代金の支払が完了するまでの20年間は県に所有権は移転されない。 所有権が移転されない場合、教育財産台帳に登録されず、譲渡契約締結から20年間は台帳による管理対象外となってしまふ。 投資不動産方式による教職員住宅等の土地及び建物の維持、修繕のための費用等は県の負担とされているため、教育財産と同様の管理を行っている状況にある。 したがって、投資不動産方式による教職員住宅等については、教育財産に準じて、別途台帳管理する必要があると考えられる。 このことについては、「第3外部監査の結果 - 総括的意見 - 」において、監査人の意見を記載している。</p>	<p>1. 公有財産台帳の登録について 公有財産台帳への登録について【結果】 平成23年度の建物の新規取得については、任意に抽出した建物について、公有財産の取得に関連する書類一式を閲覧した結果、取得の手續に瑕疵はなく、いずれの建物についても公有財産台帳に適切に計上されていた。 しかしながら、平成23年度の工事請負費について、「公有財産台帳記入要領」に規定されているとおり、100万円を超える増築もしくは修繕等については原則として公有財産の異動として処理すべきであったが、公有財産の増加として処理されていない工事請負費が以下のとおり識別された。 以下の工事請負費については公有財産の増加として登録すべきであった。</p> <table border="1" data-bbox="1062 1491 1286 1805"> <thead> <tr> <th>支出負担為理由</th> <th>支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県運転免許センターコース施設改修工事</td> <td>1,890,000円</td> </tr> <tr> <td>津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事</td> <td>1,598,100円</td> </tr> <tr> <td>尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事</td> <td>2,394,000円</td> </tr> <tr> <td>三重県運転免許センターコース施設改修工事</td> <td>2,205,000円</td> </tr> <tr> <td>三重県運転免許センター相談室改修工事</td> <td>1,386,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支出負担為理由	支出額	三重県運転免許センターコース施設改修工事	1,890,000円	津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事	1,598,100円	尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事	2,394,000円	三重県運転免許センターコース施設改修工事	2,205,000円	三重県運転免許センター相談室改修工事	1,386,000円
支出負担為理由	支出額												
三重県運転免許センターコース施設改修工事	1,890,000円												
津警察署エントランスキャノピー外シーリング打替工事	1,598,100円												
尾鷲警察署向井第2住宅排水管改修工事	2,394,000円												
三重県運転免許センターコース施設改修工事	2,205,000円												
三重県運転免許センター相談室改修工事	1,386,000円												

<p>2. 職員住宅について 職員住宅の耐震補強対策について【意見】</p>	<p>警察本部</p> <p>要改修との耐震診断結果が出た5棟について、居住者等に周知するとともに、代替施設の確保等により、3棟は既に使用停止し、残り2棟についても今年度未までに使用停止とします。</p>
<p>「県有建築物の耐震化の状況と耐震化計画について」(平成23年11月 三重県防災危機管理部)において、警察本部が所管する職員住宅20棟を新たに対象建築物に加えた旨の記載があるのとおり、平成23年4月時点において警察本部が所管する職員住宅は、耐震診断が実施されていない物件が多い状況にあった。</p> <p>平成23年度に耐震診断を実施した結果、10棟中3棟で改修が必要との診断が出ている。また、平成24年度に残りの10棟についても耐震診断を実施した結果、2棟で改修が必要との診断が出ていることである。近い将来に発生が予想されている東海地震、東南海・南海地震等の大規模な地震が発生し、職員住宅が倒壊することによって警察職員が罹災し、負傷する場合には、避難誘導、被災者の救出救助・捜索、交通対策、検視・身元確認などの災害警備活動に重大な支障を招きかねない。</p> <p>したがって、要改修との診断結果が出た職員住宅については、早急に耐震化の対策を検討する必要がある。</p>	

警察共済組合への譲渡代金の支払について【意見】

警察本部では、有事即応体制の確保のため原則「勤務地居住」が定められている。一方で、築後35年を経過した職員住宅が21棟で、全体の28.4%を占めているにもかかわらず、この21棟のうちリフォーム等の中間修繕が実施されていない職員住宅が16棟もある。警察本部では、耐震性の確保や警察職員の住環境の整備の必要性があることは認識しつつも、県財政が逼迫していることから、単年度における県財政の負担を緩和するために警察共済組合（以下、「共済組合」という。）の不動産投資事業の積極的な活用による職員住宅の建替えを進めている。

共済組合の不動産投資事業を活用することは、共済組合が建設した職員住宅を譲渡契約に基づいて県が管理・運営しながら、譲渡代金（建設費用）及び利息を割賦で支払う方式である。職員住宅の所有権は譲渡代金の支払が完了するまで共済組合が保有することになるが、実質的には県が共済組合から借入を行い、職員住宅を建設しているとも可能である。

譲渡代金の支払期間は概ね14年、利率は契約時の金利相場を勘案して決まっているのととである。以下の表は、平成24年3月末時点で警察本部が所管している職員住宅のうち、共済組合の不動産投資事業を活用して建設された職員住宅の一覧である。

（単位：千円）

物件名	契約年度	譲渡代金	H23年度末 残高	譲渡代金 支払利率	譲渡代金 支払期間
A寮	H11年度	148,651	24,664	2.6%	14年
B寮	H12年度	476,390	117,058	2.6%	14年
C寮	H12年度	162,270	39,672	2.5%	14年
D寮	H13年度	496,711	159,947	2.5%	14年
E寮	H13年度	340,603	107,677	2.1%	14年
F寮	H14年度	549,891	215,078	2.1%	14年
G寮	H19年度	781,630	580,057	2.0%	14年
H寮	H20年度	633,860	568,114	2.2%	23年
I寮	H23年度	277,665	277,665	1.8%	14年

上記の一覧表を見てわかるとおり、直近の利率が1.8%であるのに対し、最も高い利率は2.6%となっている。直近の利率の1.8%が譲渡代金の支払が完了するまで一定と仮定し、1.8%が支払利率であるとして利息予定額を計算した場合、平成24年度以降の支払予定額との差額は約4千万円と試算される。

利率の高い譲渡契約については利払い額を圧縮する方法を検討する必要がある。

警察本部では、近年、厳しい県財政を踏まえて警察共済組合の不動産投資事業により、職員住宅を建設しているが、利率は契約年の相場による固定金利であることから、直近の利率が1.8%であるのに対し、最も高い利率は2.6%となっており、社会情勢や厳しい県財政を踏まえ、利払い額圧縮のための財源確保について、昨年度から関係部局との協議を行っており、今後も引き続き協議していきま

警察本部

<p>共済組合の不動産投資事業を活用した職員住宅の台帳管理について【意見】</p>	<p>共済組合の不動産投資事業を活用した職員住宅は、譲渡代金の支払が完了した日をもって、その所有権が県に移転するものとし、移転登記手続を速やかに行うものとされている。そのため、譲渡代金の支払が完了するまでは公有財産台帳に登録されない。 しかし、当該建物の維持、修繕のための費用及び公租公課は県の負担とされているため、公有財産と同様の管理を行っている状況にある。 したがって、当該職員住宅の建物については、実質的には所有していることと同様な状況となつており、公有財産に準じて台帳管理の対象とする必要があると考えられる。</p>	<p>警察本部</p>
<p>3. 不動産登記について</p>	<p>借地上的建物の登記の必要性について【結果】</p> <p>県では、不動産登記法附則第9条により公有財産の登記申請義務が免除されていることから、建物については、公有財産規則第10条に規定する「登記又は登録を要する公有財産」の対象としていないため、借地上的建物についても登記がなされていない。 警察本部では、建物を保護するために賃貸人との間で締結するすべての土地賃貸借契約書の中で、「賃貸借期間中に賃借物件を第三者に譲渡し、又は抵当権その他の権利を設定しよ」とするときは、あらかじめ賃借人の同意を得たうえ、賃借人がこの契約と同一の条件で賃借物件を使用できるような措置しなければならぬ。」という特約を結んでいるが、この特約は土地所有者と賃借人である警察本部の当事者間で有効であるにすぎず、土地が譲渡された場合の買受者等の第三者に賃借権を対抗することはできない。 もし、賃借人が当該特約を反故にして土地を第三者に譲渡してしまった場合には、建物撤去、土地明渡しの請求を受ける可能性がある。 登記の申請義務が免除されていることと土地が譲渡された場合の買受者等の第三者に賃借権を対抗できることは全く別の問題である。公有財産を保全するためには、借地上的建物について登記を備えるべきである。</p>	<p>警察本部</p>
<p>4. 未利用もしくは低利用となつている公有財産について</p>	<p>妙法寺住宅について【意見】</p> <p>妙法寺住宅は、建物が老朽化したため現在未利用となっており、取壊しを待っている状態である。しかし、建物が存在する土地は津市より賃借しているため、毎年土地の使用料として501,585円を支払っている。 したがって、建物を取壊す方針に変更はなく、隣接する建物と同時に取壊した方が建物の解体費用を圧縮できるといったような合理的な理由がないのであれば、不要な使用料の支払いを減らすために優先的に取壊すことを検討する必要がある。</p>	<p>警察本部</p>

<p>② 旧鳥羽警察署について【意見】</p>	<p>鳥羽警察署は、建物の老朽化による耐震不足のため、平成23年5月に鳥羽市船津町から鳥羽市松尾町へ移転し、鳥羽市船津町にあった旧鳥羽警察署は、新庁舎の供用開始と同時に供用廃止となり、現在は閉鎖されて取壊しを待っている状態である。</p> <p>また、旧鳥羽警察署の敷地内には、他にも船津第一住宅（供用廃止）、船津第二住宅（供用廃止）、船津第三住宅（供用中）及び旧鳥羽警察署長公舎（供用廃止）の4つの建物が存在し、供用を廃止した船津第一住宅、船津第二住宅及び旧鳥羽警察署長公舎は、旧鳥羽警察署と同様に取壊しを待っている状態である。</p> <p>なお、当該土地については以下のような条件もしくは制約が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 地盤沈下が認められる土地であること ii 海拔が低く、東北地方太平洋沖地震と同規模の地震を想定した場合の津波浸水は3～4mと予想されていること iii 船津第三住宅は供用中であるが公道に接していないため、船津第三住宅に居住する職員のために公道へ出る通行権を確保しなければならないこと <p>上記のような条件もしくは制約が存在するものの、供用を廃止した財産をどのようにすれば最も有効な利活用となるか検討する必要がある。</p>	<p>警察本部</p>
	<p>平成23年5月に旧鳥羽警察署庁舎等を、平成24年3月に同敷地内にある職員住宅2棟の供用を廃止していることから、引き続き関係部局と協議し、財産の有効な利活用を図っていくこととします。</p>	

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
